## 別紙1 診療報酬の算定方法

## 1 医科診療報酬点数表

項目	現 行	改 正 案
第1章 基本診療料		
第1部 初・再診料		
第1節 初診料		
A000 初診料		
【注の見直し】	注2 病院である保険医療機関(特定機能病院 (医療法(昭和23年法律第205号)第4条の 2第1項に規定する特定機能病院をいう。以 下この表において同じ。)及び許可病床(同 法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出 をし、又は承認を受けた病床をいう。以下こ の表において同じ。)の数が500以上である 地域医療支援病院(同法第4条第1項に規定 する地域医療支援病院をいう。以下この表に おいて同じ。)に限る。)であって、初診の 患者に占める他の病院又は診療所等からの文 書による紹介があるものの割合等が低いもの において、別に厚生労働大臣が定める患者に 対して初診を行った場合には、注1の規定に	注2 病院である保険医療機関(特定機能病院 (医療法(昭和23年法律第205号)第4条の 2第1項に規定する特定機能病院をいう。以下この表において同じ。)及び許可病床(同 法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出 をし、又は承認を受けた病床をいう。以下こ の表において同じ。)の数が400以上である 地域医療支援病院(同法第4条第1項に規定 する地域医療支援病院をいう。以下この表に おいて同じ。)に限る。)であって、初診の 患者に占める他の病院又は診療所等からの文 書による紹介があるものの割合等が低いもの において、別に厚生労働大臣が定める患者に 対して初診を行った場合には、注1の規定に

かかわらず、209点を算定する。

かかわらず、209点を算定する。

【注の見直し】

注3 病院である保険医療機関(許可病床数が50 0床以上である病院(特定機能病院、地域医療支援病院及び医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床に係るものの数が200未満の病院を除く。)に限る。)であって、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大臣が定める患者に対して初診を行った場合には、注1の規定にかかわらず、209点を算定する。

注3 病院である保険医療機関(許可病床数が40 0床以上である病院(特定機能病院、地域医療支援病院及び医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床(以下「一般病床」という。)に係るものの数が200未満の病院を除く。)に限る。)であって、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大臣が定める患者に対して初診を行った場合には、注1の規定にかかわら

ず、209点を算定する。

【注の見直し】

注4 当該保険医療機関(許可病床数が200床以上である病院に限る。)における医療用医薬品の取引価格の妥結率(当該保険医療機関において購入された使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。)に収載されている医療用医薬品の薬価総額(各医療用医薬品の規格単位数量に薬価を乗じた価格を合算したものをいう。以下同じ。)に占める卸売販売業者(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第34条第3項に規定する卸売販売業者をいう。)と当該保険医療機関との間での取引価格が定められた薬価基準に収載され

注4 医療用医薬品の取引価格の妥結率(当該保険医療機関において購入された使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。)に収載されている医療用医薬品の薬価総額(各医療用医薬品の規格単位数量に薬価を乗じた価格を合算したものをいう。以下同じ。)に占める卸売販売業者(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第34条第3項に規定する卸売販売業者をいう。)と当該保険医療機関との間での取引価格が定められた薬価基準に収載されている医療用医薬品の薬価総額の割合をいう。以下同じ。)に関して別に厚生

ている医療用医薬品の薬価総額の割合をい 労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療 う。以下同じ。)が5割以下の保険医療機関 において初診を行った場合には、注1の規定 にかかわらず、209点を算定する。 【注の見直し】 注7 保険医療機関が表示する診療時間以外の時 間(深夜(午後10時から午前6時までの間を いう。以下この表において同じ。)及び休日 を除く。以下この表において同じ。)、休日 (深夜を除く。以下この表において同じ。) 又は深夜において初診を行った場合は、それ

ぞれ85点、250点又は480点(6歳未満の乳幼

児の場合においては、それぞれ200点、365点

又は695点)を所定点数に加算する。ただし

、専ら夜間における救急医療の確保のために

設けられている保険医療機関にあっては、夜

間であって別に厚生労働大臣が定める時間に

おいて初診を行った場合は、230点(6歳未

満の乳幼児の場合においては、345点)を所

定点数に加算する。

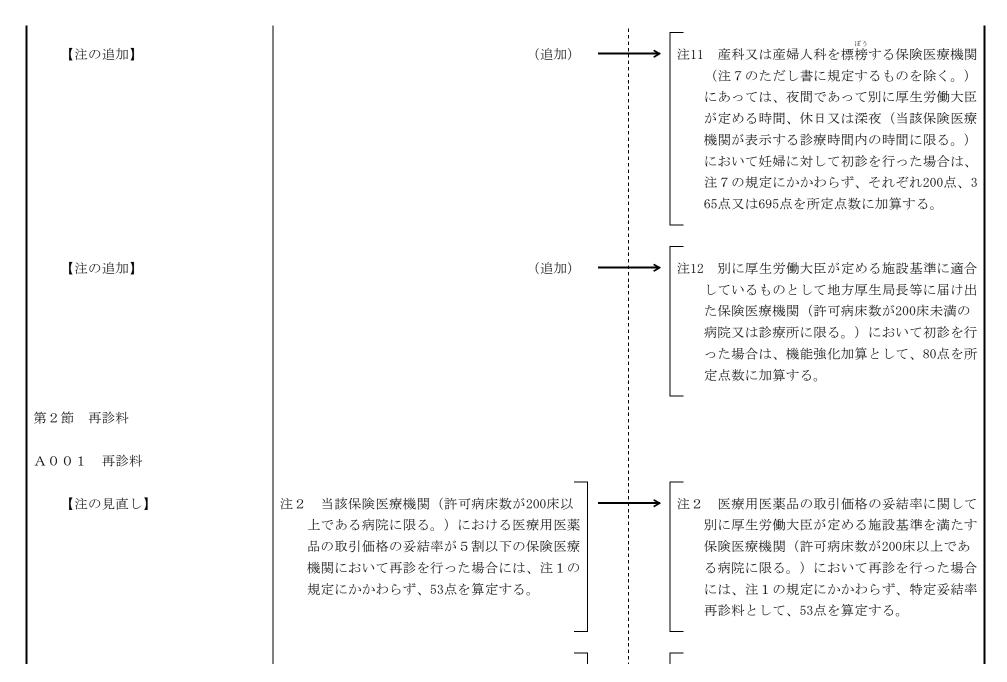
機関(許可病床数が200床以上である病院に 限る。) において初診を行った場合には、注 1の規定にかかわらず、特定妥結率初診料と して、209点を算定する。

注7 保険医療機関が表示する診療時間以外の時 間(深夜(午後10時から午前6時までの間を いう。以下この表において同じ。)及び休日 を除く。以下この表において同じ。)、休日 (深夜を除く。以下この表において同じ。) 又は深夜において初診を行った場合は、時間 外加算、休日加算又は深夜加算として、それ ぞれ85点、250点又は480点(6歳未満の乳幼 児又は妊婦の場合にあっては、それぞれ200 点、365点又は695点)を所定点数に加算す る。ただし、専ら夜間における救急医療の確 保のために設けられている保険医療機関にあ っては、夜間であって別に厚生労働大臣が定 める時間において初診を行った場合は、230 点(6歳未満の乳幼児又は妊婦の場合にあっ ては、345点)を所定点数に加算する。

【注の追加】

(追加)

注10 妊婦に対して初診を行った場合は、妊婦加 算として、75点を所定点数に加算する。ただ し、注7又は注11に規定する加算を算定する 場合は算定しない。



【注の見直し】 | 注5 保険医療機関が表示する診療時間以外の時 注 5 保険医療機関が表示する診療時間以外の時 | 間、休日又は深夜において再診を行った場合 間、休日又は深夜において再診を行った場合 は、それぞれ65点、190点又は420点(6歳未 は、時間外加算、休日加算又は深夜加算とし 満の乳幼児の場合においては、それぞれ135 て、それぞれ65点、190点又は420点(6歳未 点、260点又は590点)を所定点数に加算す 満の乳幼児又は妊婦の場合においては、それ る。ただし、区分番号A000に掲げる初診 ぞれ135点、260点又は590点)を所定点数に 加算する。ただし、区分番号A000に掲げ 料の注7のただし書に規定する保険医療機関 にあっては、同注のただし書に規定する時間 る初診料の注7のただし書に規定する保険医 療機関にあっては、同注のただし書に規定す において再診を行った場合は、180点(6歳 未満の乳幼児の場合にあっては、250点)を る時間において再診を行った場合は、180点 所定点数に加算する。 (6歳未満の乳幼児又は妊婦の場合にあって は、250点)を所定点数に加算する。 【注の見直し】 注12 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 注12 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方厚生局長等に届け出 しているものとして地方厚生局長等に届け出 た保険医療機関(診療所に限る。) において た保険医療機関(診療所に限る。)において 、脂質異常症、高血圧症、糖尿病又は認知症 、脂質異常症、高血圧症、糖尿病又は認知症 のうち2以上の疾患を有する患者に対して、 のうち2以上の疾患を有する患者に対して、 患者の同意を得て、療養上必要な指導及び診 当該患者の同意を得て、療養上必要な指導及 療を行った場合には、地域包括診療加算とし び診療を行った場合には、地域包括診療加算 て、20点を所定点数に加算する。 として、当該基準に係る区分に従い、次に掲 げる点数を所定点数に加算する。 イ 地域包括診療加算1 25点 口 地域包括診療加算2 18点 【注の見直し】 注13 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満た 注13 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満た

す保険医療機関(診療所に限る。) において

、認知症の患者(認知症以外に1以上の疾患

す保険医療機関(診療所に限る。) において

、認知症の患者(認知症以外に1以上の疾患

(疑いのものを除く。)を有するものであっ て、1処方につき5種類を超える内服薬の投 薬を行った場合及び1処方につき抗うつ薬、 抗精神病薬、抗不安薬又は睡眠薬を合わせて 3種類を超えて投薬を行った場合のいずれに も該当しないものに限る。) に対して、患者 又はその家族等の同意を得て、療養上必要な 指導及び診療を行った場合には、認知症地域 包括診療加算として、30点を所定点数に加算

する。

て、1処方につき5種類を超える内服薬の投 薬を行った場合及び1処方につき抗うつ薬、 抗精神病薬、抗不安薬又は睡眠薬を合わせて 3種類を超えて投薬を行った場合のいずれに も該当しないものに限る。) に対して、当該 患者又はその家族等の同意を得て、療養上必 要な指導及び診療を行った場合には、認知症 地域包括診療加算として、当該基準に係る区 分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算 する。

(疑いのものを除く。)を有するものであっ

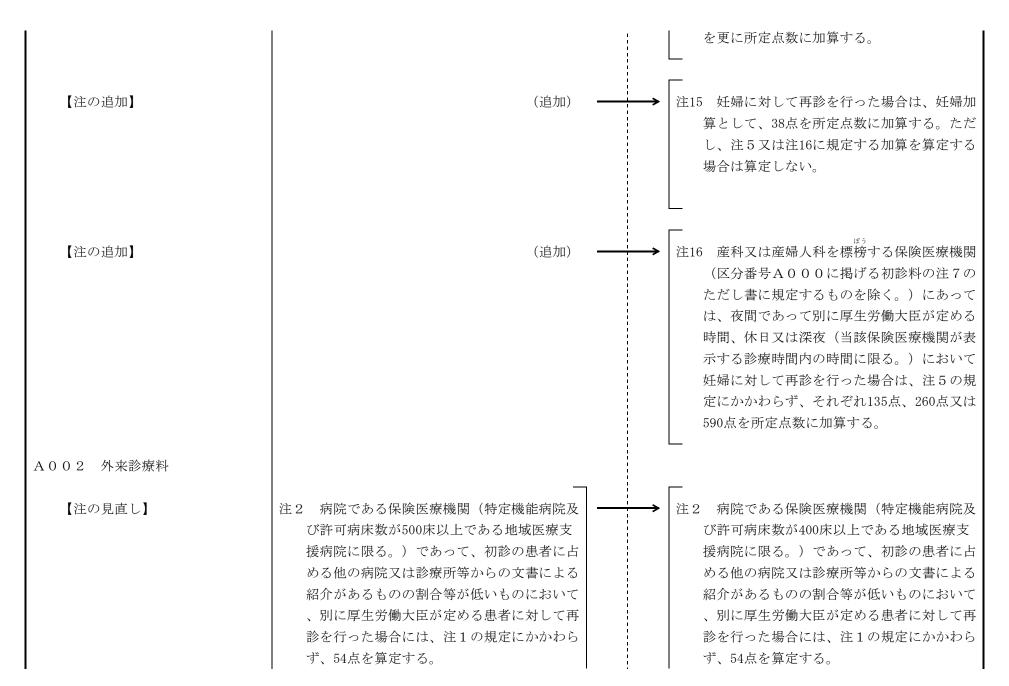
イ 認知症地域包括診療加算1 35点

口 認知症地域包括診療加算 2 28点

(追加)

注14 注12又は注13の場合において、他の保険医 療機関に入院した患者又は介護保険法第8条 第28項に規定する介護老人保健施設(以下 「介護老人保健施設」という。) に入所した 患者について、当該他の保険医療機関又は介 護老人保健施設と連携して薬剤の服用状況や 薬剤服用歴に関する情報共有等を行うととも に、当該他の保険医療機関又は介護老人保健 施設において処方した薬剤の種類数が減少し た場合であって、退院後又は退所後1月以内 に当該他の保険医療機関又は介護老人保健施 設から入院中又は入所中の処方内容について 情報提供を受けた場合には、薬剤適正使用連 携加算として、退院日又は退所日の属する月 から起算して2月目までに1回に限り、30点

【注の追加】



【注の見直し】 注3 病院である保険医療機関(許可病床数が50 注3 病院である保険医療機関(許可病床数が40 0床以上である病院(特定機能病院及び地域 0床以上である病院(特定機能病院及び地域 医療支援病院を除く。) に限る。) であって 医療支援病院を除く。) に限る。) であって 、初診の患者に占める他の病院又は診療所等 、初診の患者に占める他の病院又は診療所等 からの文書による紹介があるものの割合等が からの文書による紹介があるものの割合等が 低いものにおいて、別に厚生労働大臣が定め 低いものにおいて、別に厚生労働大臣が定め る患者に対して再診を行った場合には、注1 る患者に対して再診を行った場合には、注1 の規定にかかわらず、54点を算定する。 の規定にかかわらず、54点を算定する。 【注の見直し】 注4 当該保険医療機関における医療用医薬品の 注4 医療用医薬品の取引価格の妥結率に関して 取引価格の妥結率が5割以下の保険医療機関 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす において再診を行った場合には、注1の規定 保険医療機関において再診を行った場合には にかかわらず、54点を算定する。 、注1の規定にかかわらず、特定妥結率外来 診療料として、54点を算定する。 【注の見直し】 注8 保険医療機関が表示する診療時間以外の時 注8 保険医療機関が表示する診療時間以外の時 間、休日又は深夜において再診を行った場合 間、休日又は深夜において再診を行った場合 は、それぞれ65点、190点又は420点(6歳未 は、時間外加算、休日加算又は深夜加算とし 満の乳幼児の場合においては、それぞれ135 て、それぞれ65点、190点又は420点(6歳未 点、260点又は590点)を所定点数に加算す 満の乳幼児又は妊婦の場合においては、それ る。ただし、区分番号A000に掲げる初診 ぞれ135点、260点又は590点)を所定点数に 料の注7のただし書に規定する保険医療機関 加算する。ただし、区分番号A000に掲げ にあっては、同注のただし書に規定する時間 る初診料の注7のただし書に規定する保険医 において再診を行った場合は、180点(6歳 療機関にあっては、同注のただし書に規定す 未満の乳幼児の場合においては、250点)を る時間において再診を行った場合は、180点 (6歳未満の乳幼児又は妊婦の場合において 所定点数に加算する。

【注の追加】	(追加) 注10 妊婦に対して再診を行った場合は、妊婦加 算として、38点を所定点数に加算する。ただ し、注8又は注11に規定する加算を算定する 場合は算定しない。
【注の追加】	(追加) 注11 産科又は産婦人科を標榜する保険医療機関 (区分番号A000に掲げる初診料の注7の ただし書に規定するものを除く。)にあって は、夜間であって別に厚生労働大臣が定める 時間、休日又は深夜(当該保険医療機関が表示する診療時間内の時間に限る。)において 妊婦に対して再診を行った場合は、注8の規定にかかわらず、それぞれ135点、260点又は 590点を所定点数に加算する。
【新設】	(新設) → A003 オンライン診療料(月1回) 70点注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、継続的に対面による診察を行っている患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、情報通信機器を用いた診察を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、連続する3月は算定できない。注2 区分番号A000に掲げる初診料、区分番

第2部 入院料等 第1節 入院基本料			号A001に掲げる再診料、区分番号 2に掲げる外来診療料、区分番号C0 掲げる在宅患者訪問診療料(I)又は区分 001-2に掲げる在宅患者訪問診療 算定する月は、別に算定できない。	01に 番号C
A100 一般病棟入院基本料(1日 につき)				
(C.73)			_	
【項目の見直し】	   1 7対1入院基本料	1,591点	—	
	2 10対1入院基本料	1,332点		,591点
	3 13対1入院基本料	1,121点	口 急性期一般入院料 2 1	,561点
	4 15対1入院基本料	960点	ハ 急性期一般入院料3 1	,491点
		i	二 急性期一般入院料4	., 387点
			ホ 急性期一般入院料 5 1	.,377点
		į	へ 急性期一般入院料6	.,357点
			ト 急性期一般入院料7	.,332点
			2 地域一般入院基本料	
			イ 地域一般入院料1 1	, 126点
			口 地域一般入院料 2 1	, 121点
		į	ハ 地域一般入院料3	960点
【注の見直し】	   注5   13対1入院基本料又は1	ラガ1入院基本料を		に入院
	算定する病棟に入院してい		している患者のうち、急性期医療を担	
	性期医療を担う他の保険圏		保険医療機関の一般病棟から転院した	
I				

から転院した患者又は介護保険法(平成9年 法律第123号) 第8条第27項に規定する介護 老人保健施設(以下この表において「介護老 人保健施設」という。)、老人福祉法(昭和 38年法律第133号) 第20条の5に規定する特 別養護老人ホーム(以下この表において「特 別養護老人ホーム」という。)、同法第20条 の6に規定する軽費老人ホーム(以下この表 において「軽費老人ホーム」という。)、同 法第29条第1項に規定する有料老人ホーム (以下この表において「有料老人ホーム」と いう。) 等若しくは自宅から入院した患者に ついては、転院又は入院した日から起算して 14日を限度として、救急・在宅等支援病床初 期加算として、1日につき150点を所定点数 に加算する。

は介護老人保健施設、介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院(以下「介護医療院」という。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホーム(以下この表において「特別養護老人ホーム」という。)、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム(以下この表において「軽費老人ホーム」という。)、同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム(以下この表において「有料老人ホーム」という。)等若しくは自宅から入院した患者については、転院又は入院した日から起算して14日を限度として、救急・在宅等支援病床初期加算として、1日につき150点を所定点数に加算する。

【注の削除】

注6 当該病棟に入院している患者の重症度、医療・看護必要度(以下この表において「看護必要度」という。)につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 看護必要度加算1

55点

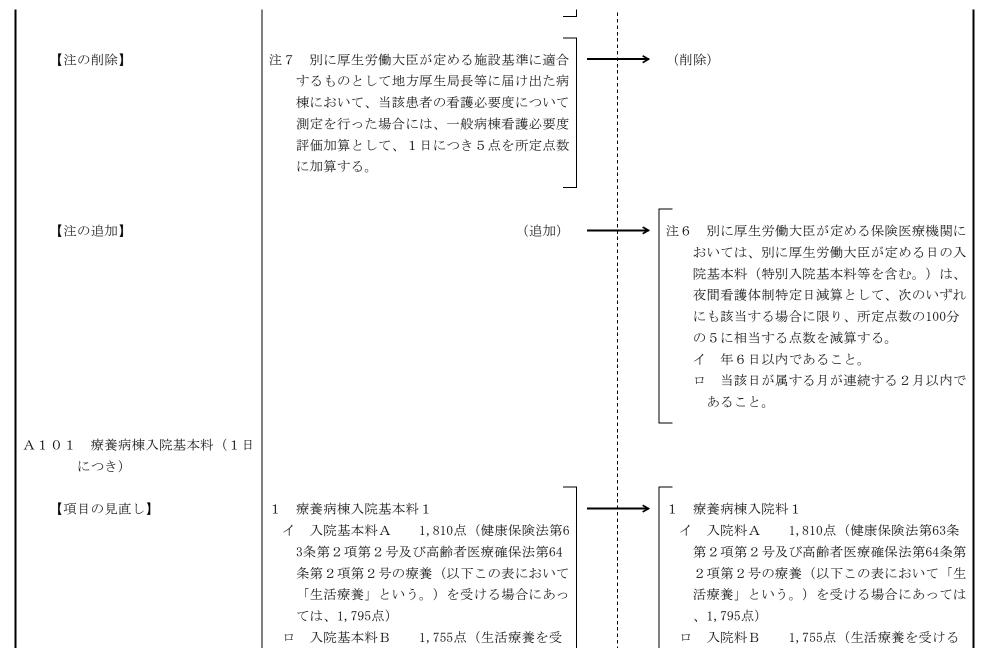
口 看護必要度加算2

45点

ハ 看護必要度加算3

25点

(削除)



- ける場合にあっては、1,741点)
- ハ 入院基本料C 1,468点(生活療養を受ける場合にあっては、1,454点)
- ニ 入院基本料D 1,412点(生活療養を受ける場合にあっては、1,397点)
- ホ 入院基本料E 1,384点(生活療養を受ける場合にあっては、1,370点)
- へ 入院基本料 F 1,230点(生活療養を受ける場合にあっては、1,215点)
- ト 入院基本料G 967点(生活療養を受ける場合にあっては、952点)
- チ 入院基本料H 919点(生活療養を受ける場合にあっては、904点)
- リ 入院基本料 I 814点(生活療養を受ける場合にあっては、800点)
- 2 療養病棟入院基本料 2
- イ 入院基本料A 1,745点(生活療養を受ける場合にあっては、1,731点)
- ロ 入院基本料B 1,691点(生活療養を受ける場合にあっては、1,677点)
- ハ 入院基本料C 1,403点(生活療養を受ける場合にあっては、1,389点)
- ニ 入院基本料D 1,347点(生活療養を受ける場合にあっては、1,333点)
- ホ 入院基本料E 1,320点(生活療養を受ける場合にあっては、1,305点)
- へ 入院基本料 F 1,165点(生活療養を受ける場合にあっては、1,151点)
- ト 入院基本料G 902点(生活療養を受ける場合にあっては、888点)

- 場合にあっては、1,741点)
- ハ 入院料C 1,468点(生活療養を受ける場合にあっては、1,454点)
- ニ 入院料D 1,412点(生活療養を受ける場合にあっては、1,397点)
- ホ 入院料E 1,384点(生活療養を受ける場合にあっては、1,370点)
- へ 入院料F 1,230点(生活療養を受ける場合にあっては、1,215点)
- ト 入院料G 967点(生活療養を受ける場合にあっては、952点)
- チ 入院料H 919点(生活療養を受ける場合にあっては、904点)
- リ 入院料 I 814点(生活療養を受ける場合にあっては、800点)
- 2 療養病棟入院料 2
- イ 入院料A 1,745点(生活療養を受ける場合にあっては、1,731点)
- ロ 入院料B 1,691点(生活療養を受ける場合にあっては、1,677点)
- ハ 入院料C 1,403点(生活療養を受ける場合にあっては、1,389点)
- ニ 入院料D 1,347点(生活療養を受ける場合にあっては、1,333点)
- ホ 入院料E 1,320点(生活療養を受ける 場合にあっては、1,305点)
- へ 入院料F 1,165点(生活療養を受ける 場合にあっては、1,151点)
- ト 入院料G 902点(生活療養を受ける場合にあっては、888点)

- チ 入院基本料H 854点(生活療養を受ける場合にあっては、840点)
- リ 入院基本料 I 750点(生活療養を受ける場合にあっては、735点)

【注の見直し】

注2 注1に規定する病棟以外の療養病棟につい ては、当分の間、地方厚生局長等に届け出た 場合に限り、当該病棟に入院している患者 (第3節の特定入院料を算定する患者を除 く。)について、特別入院基本料として、57 6点(生活療養を受ける場合にあっては、562 点)を算定できる。ただし、療養病棟入院基 本料2については、注1に規定する別に厚生 労働大臣が定める施設基準に適合するものと して地方厚生局長等に届け出ていた病棟であ って、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定 めるもののみに適合しなくなったものとして 地方厚生局長等に届け出た病棟については、 当該病棟に入院している患者(第3節の特定 入院料を算定する患者を除く。) について、 当該基準に適合しなくなった後の直近3月に 限り、月平均夜勤時間超過減算として、それ ぞれの所定点数から100分の15に相当する点 数を減算する。なお、別に厚生労働大臣が定 める場合には、算定できない。

【注の見直し】

注4 入院患者が別に厚生労働大臣が定める状態 の場合は、当該基準に従い、当該患者につき

- チ 入院料H 854点(生活療養を受ける場合にあっては、840点)
- リ 入院料 I 750点(生活療養を受ける場合にあっては、735点)

注2 注1に規定する病棟以外の療養病棟については、当分の間、地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している患者(第3節の特定入院料を算定する患者を除く。)について、特別入院基本料として、576点(生活療養を受ける場合にあっては、562点)を算定できる。

注4 当該病棟に入院している患者のうち、別に 厚生労働大臣が定める状態のものに対して、

、褥瘡評価実施加算として、1日につき15 点を所定点数に加算する。

必要な褥瘡対策を行った場合に、患者の褥瘡の状態に応じて、1日につき次に掲げる点数を所定点数に加算する。

イ 褥瘡対策加算1

15点

口 褥瘡対策加算 2

5点

【注の見直し】

注6 当該病棟に入院している患者のうち、急性 期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者、介護老人保健施設、特別養 護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホ ーム等若しくは自宅から入院した患者又は当 該保険医療機関(急性期医療を担う保険医療 機関に限る。)の一般病棟から転棟した患者 については、転院、入院又は転棟した目から 起算して14日を限度として、救急・在宅等支 援療養病床初期加算として、1日につき150 点(療養病棟入院基本料1を算定する場合に あっては、1日につき300点)を所定点数に 加算する。 注6 当該病棟に入院している患者のうち、急性 期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者及び当該保険医療機関(急性 期医療を担う保険医療機関に限る。)の一般 病棟から転棟した患者については、転院又は 転棟した日から起算して14日を限度として、 急性期患者支援療養病床初期加算として、1 日につき300点を所定点数に加算し、介護老 人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等又は 自宅から入院した患者については、治療方針 に関する患者又はその家族等の意思決定に対 する支援を行った場合に、入院した日から起 算して14日を限度として、在宅患者支援療養 病床初期加算として、1日につき350点を所

【注の見直し】

注10 療養病棟入院基本料1を算定する病棟において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、在宅復帰機能強化加算として、1

注10 療養病棟入院料1を算定する病棟において 、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 するものとして保険医療機関が地方厚生局長 等に届け出た病棟に入院している患者につい ては、在宅復帰機能強化加算として、1日に

定点数に加算する。

日につき10点を所定点数に加算する。

つき50点を所定点数に加算する。

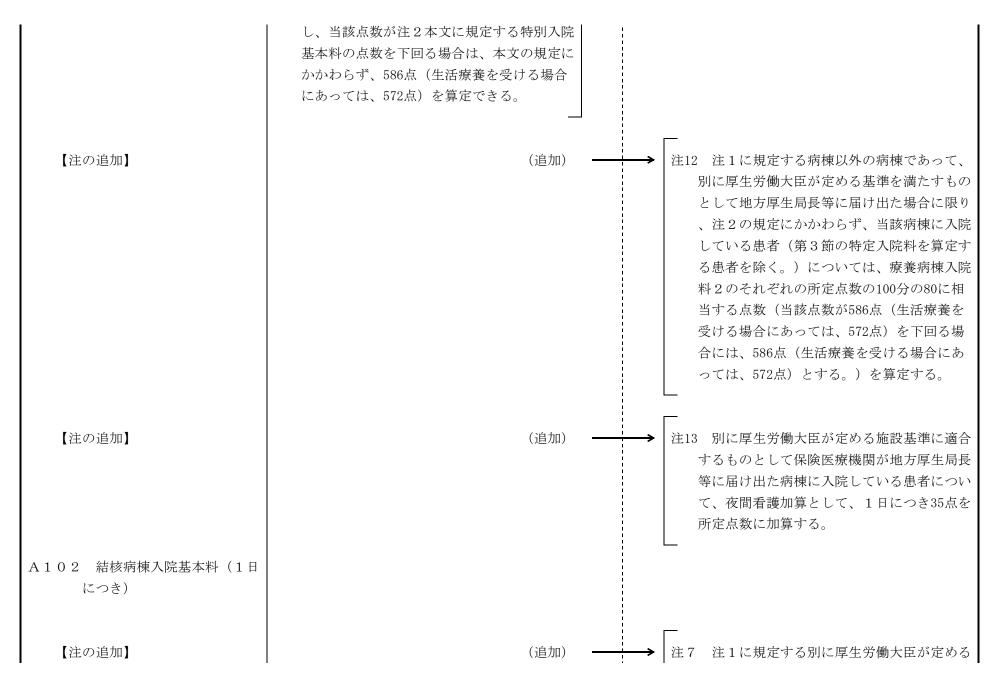
【注の見直し】

注11 注1に規定する病棟以外の病棟であって、 注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施 設基準に適合しているものとして地方厚生局 長等に届け出ていた療養病棟入院基本料2を 算定する病棟については、当該基準のうち別 に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しな くなったものとして地方厚生局長等に届け出 た場合(別に厚生労働大臣が定める基準を満 たす場合に限る。)に限り、注2本文の規定 にかかわらず、当該病棟に入院している患者 (第3節の特定入院料を算定する患者を除 く。)については、それぞれの所定点数の10 0分の95に相当する点数を算定する。 注11 注1に規定する病棟以外の病棟であって、 注1に規定する療養病棟入院料2の施設基準 のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに 適合しなくなったものとして地方厚生局長等 に届け出た場合(別に厚生労働大臣が定める 基準を満たす場合に限る。)に限り、注2の 規定にかかわらず、当該病棟に入院している 患者(第3節の特定入院料を算定する患者を 除く。)については、療養病棟入院料2のそ れぞれの所定点数の100分の90に相当する点 数を算定する。

【注の削除】

注12 注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出ていた病棟(療養病棟入院基本料2を届け出ていた病棟に限る。)であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、注2の規定にかかわらず、当該病棟に入院している患者(第3節の特定入院料を算定する患者を除く。)について、当分の間、夜勤時間特別入院基本料として、それぞれの所定点数の100分の70に相当する点数を算定できる。ただ

(削除)



医科-基本診療料-17/47

施設基準に適合するものとして地方厚生局長 等に届け出ていた病棟(別に厚生労働大臣が 定める施設基準を満たすものに限る。) であ って、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定 めるもののみに適合しなくなったものとして 地方厚生局長等に届け出た場合に限り、注2 の本文の規定にかかわらず、当該病棟に入院 している患者(第3節の特定入院料を算定す る患者を除く。) については、重症患者割合 特別入院基本料として、それぞれの所定点数 の100分の95に相当する点数により算定す る。 【注の追加】 注8 別に厚生労働大臣が定める保険医療機関に (追加) おいては、別に厚生労働大臣が定める日の入 院基本料(特別入院基本料等を含む。)は、 夜間看護体制特定日減算として、次のいずれ にも該当する場合に限り、所定点数の100分 の5に相当する点数を減算する。 イ 年6日以内であること。 ロ 当該日が属する月が連続する2月以内で あること。 A103 精神病棟入院基本料(1日 につき) 【注の追加】 (追加) 注10 別に厚生労働大臣が定める保険医療機関に おいては、別に厚生労働大臣が定める日の入 院基本料(特別入院基本料等を含む。)は、

A105 専門病院入院基本料(1日 につき)	夜間看護体制特定日減算として、次のいずにも該当する場合に限り、所定点数の100分の5に相当する点数を減算する。 イ 年6日以内であること。 ロ 当該日が属する月が連続する2月以内あること。	7
【注の追加】	(追加) 注10 別に厚生労働大臣が定める保険医療機関おいては、別に厚生労働大臣が定める日の院基本料は、夜間看護体制特定日減算とし、次のいずれにも該当する場合に限り、所点数の100分の5に相当する点数を減算する。 イ 年6日以内であること。 ロ 当該日が属する月が連続する2月以内あること。	入て定
A106 障害者施設等入院基本料 (1日につき)		
【注の追加】	(追加) 注9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適しているものとして地方厚生局長等に届けた病棟に入院している患者(7対1入院基料又は10対1入院基本料を現に算定してい患者に限る。)について、看護補助加算とて、当該患者の入院期間に応じ、次に掲げ点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算	出本るしる

【注の追加】	る。
【注の追加】	(追加) 注11 別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める日の入院基本料(注2の規定により算定される入院基本料及び注5に規定する特定入院基本料を含む。)は、夜間看護体制特定日減算として、次のいずれにも該当する場合に限り、所定点数の100分の5に相当する点数を減算する。 イ 年6日以内であること。 ロ 当該日が属する月が連続する2月以内であること。
A108 有床診療所入院基本料 (1 日につき)	

【注の見直し】 注3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 注3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方厚生局長等に届け出 しているものとして地方厚生局長等に届け出 た診療所である保険医療機関に入院している た診療所である保険医療機関に入院している 患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療 患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療 機関の一般病棟から転院した患者又は介護者 機関の一般病棟から転院した患者又は介護者 人保健施設、特別養護老人ホーム、軽費老人 人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホー ホーム、有料老人ホーム等若しくは自宅から ム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等若し 入院した患者については、転院又は入院した くは自宅から入院した患者については、転院 日から起算して7日を限度として、有床診療 又は入院した日から起算して7日を限度とし 所一般病床初期加算として、1日につき100 て、有床診療所一般病床初期加算として、1 点を所定点数に加算する。 日につき100点を所定点数に加算する。 【注の見直し】 注11 有床診療所入院基本料1、有床診療所入院 注11 1から3までを算定する診療所である保険 基本料2又は有床診療所入院基本料3を算定 医療機関であって、別に厚生労働大臣が定め る施設基準に適合するものとして地方厚生局 する診療所である保険医療機関であって、別 に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する 長等に届け出たものに入院している患者につ ものとして地方厚生局長等に届け出たものに いては、有床診療所在宅復帰機能強化加算と 入院している患者については、有床診療所在 して、入院日から起算して15日以降に1日に 宅復帰機能強化加算として、入院日から起算 つき20点を所定点数に加算する。 して15日以降に1日につき5点を所定点数に 加算する。 【注の追加】 (追加) 注12 1から3までを算定する診療所である保険 医療機関であって、別に厚生労働大臣が定め る施設基準を満たすものに入院している患者 のうち、介護保険法施行令(平成10年政令第 412号) 第2条各号に規定する疾病を有する4 0歳以上65歳未満のもの又は65歳以上のもの

については、当該基準に係る区分に従い、入 院日から起算して15日以降30日までの期間に 限り、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき 所定点数に加算する。 イ 介護連携加算1 192点 口 介護連携加算2 38点 A109 有床診療所療養病床入院基 本料(1日につき) 【注の見直し】 注4 入院患者が別に厚生労働大臣が定める状態 注4 入院患者が別に厚生労働大臣が定める状態 にあり、必要な褥瘡対策を行った場合は、 の場合は、当該基準に従い、当該患者につき 、褥瘡評価実施加算として、1日につき15 患者の 褥瘡の状態に応じて、1日につき次 点を所定点数に加算する。 に掲げる点数を所定点数に加算する。 イ 褥瘡対策加算1 15点 褥瘡対策加算2 5点 【注の見直し】 注6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 注6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方厚生局長等に届け出 しているものとして地方厚生局長等に届け出 た診療所である保険医療機関に入院している た診療所である保険医療機関に入院している 患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療 患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療 機関の一般病棟から転院した患者又は介護老 機関の一般病棟から転院した患者又は介護老 人保健施設、特別養護老人ホーム、軽費老人 人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホー ホーム、有料老人ホーム等若しくは自宅から ム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等若し 入院した患者については、転院又は入院した くは自宅から入院した患者については、転院 日から起算して14日を限度として、救急・在 又は入院した日から起算して14日を限度とし 宅等支援療養病床初期加算として、1日につ て、救急・在宅等支援療養病床初期加算とし き150点を所定点数に加算する。 て、1日につき150点を所定点数に加算す る。

## 第2節 入院基本料等加算

A 2 0 0 総合入院体制加算(1日に つき)

【注の見直し】

注 急性期医療を提供する体制、病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に対する体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、総合入院体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、当該基準に係る区分に従い、入院した日から起算して14日を限度として所定点数に加算する。

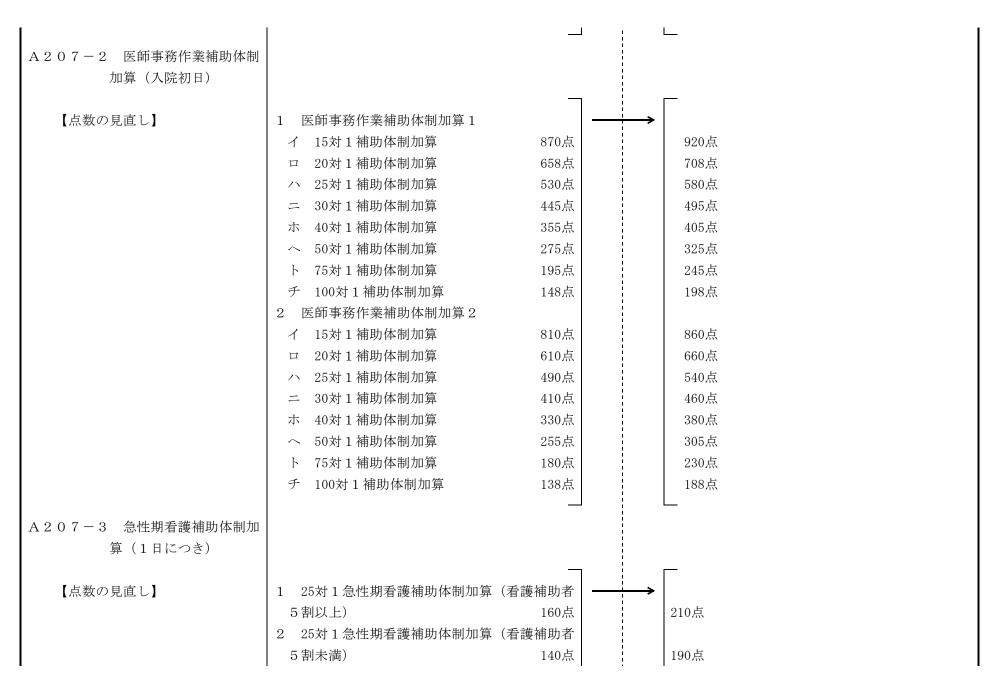
注 急性期医療を提供する体制、医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に対する体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、総合入院体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、当該基準に係る区分に従い、入院した日から起算して14日を限度として所定点数に加算する。

A 2 0 6 在宅患者緊急入院診療加算 (入院初日)

【注の見直し】

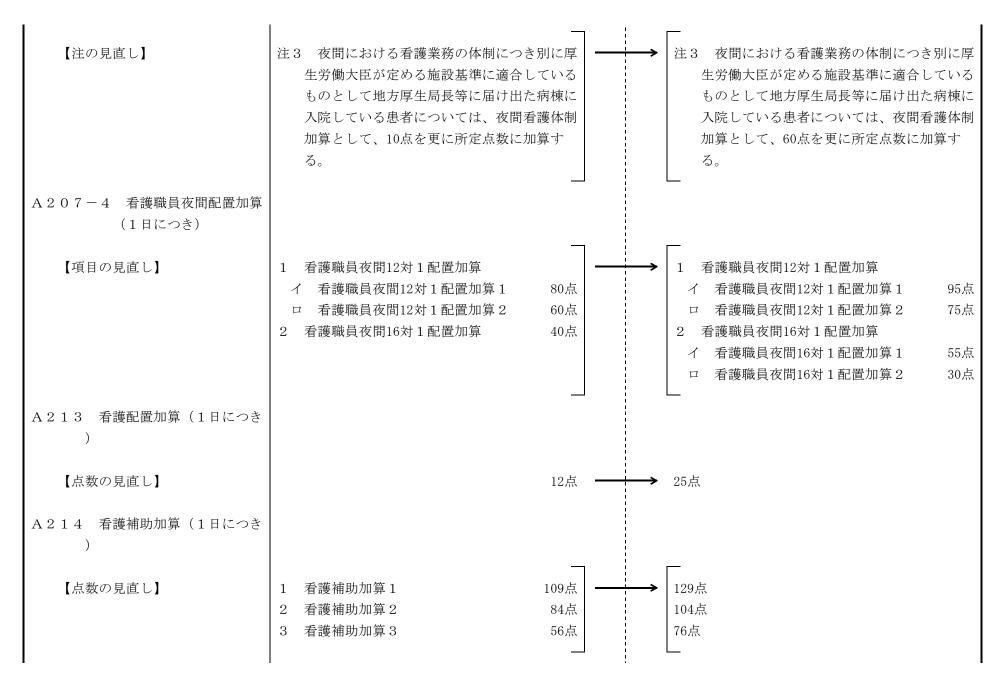
注2 1について、在宅療養後方支援病院(許可病床数が500床以上のものに限る。)において、別に厚生労働大臣が定める疾病等を有する患者を入院させた場合に、当該患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。)又は第3節の特定入院料のうち、在宅患者緊急入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、入院初日に限り所定点数に加算する。

注2 1について、在宅療養後方支援病院(許可病床数が400床以上のものに限る。)において、別に厚生労働大臣が定める疾病等を有する患者を入院させた場合に、当該患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。)又は第3節の特定入院料のうち、在宅患者緊急入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、入院初日に限り所定点数に加算する。



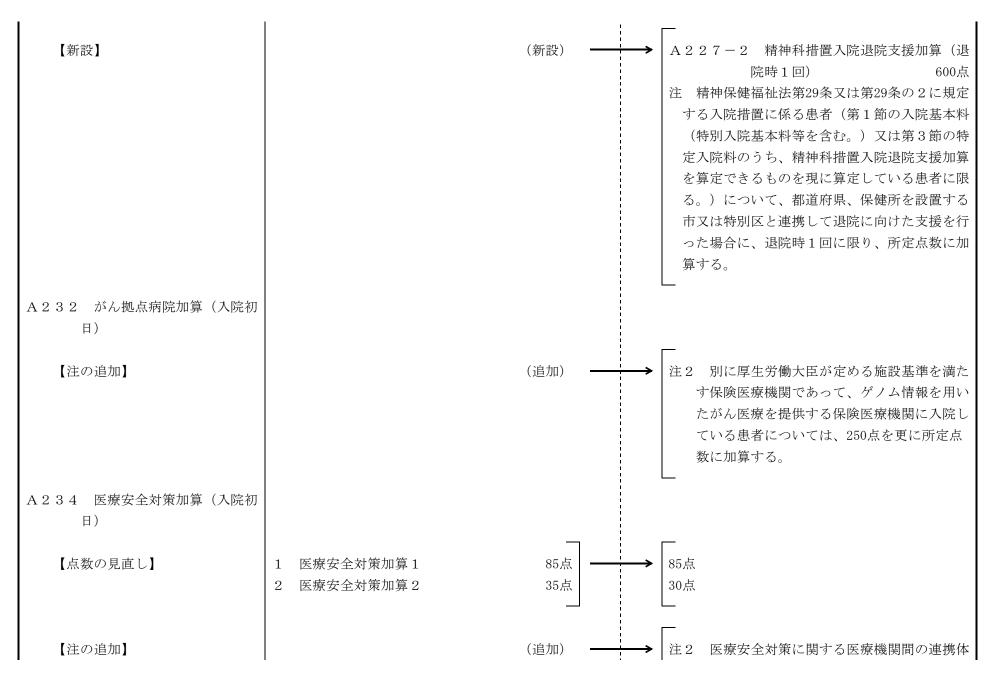
医科-基本診療料-24/47

	3 50対1急性期看護補助体制加算 120点	170点
	4 75対 1 急性期看護補助体制加算 80点	130点
		i L
【注の見直し】	注1 病院勤務医及び看護職員の負担の軽減及び -	→ 注1 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善を図
	処遇の改善を図るための看護業務の補助の体	るための看護業務の補助の体制その他の事項
	制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定	につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に
	める施設基準に適合しているものとして地方	適合しているものとして地方厚生局長等に届
	厚生局長等に届け出た病棟に入院している患	け出た病棟に入院している患者(第1節の入
	者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等)	院基本料(特別入院基本料等を除く。)のう
		た 急性期看護補助体制加算を算定できるも
	を除く。)のうち、急性期看護補助体制加算	
	を算定できるものを現に算定している患者に	のを現に算定している患者に限る。)につい
	限る。)について、入院した日から起算して	て、入院した日から起算して14日を限度とし
	14日を限度として所定点数に加算する。	て所定点数に加算する。
	<u> </u>	i <u>L</u>
【注の見直し】	注 2 夜間における看護業務の補助の体制につき <b>一</b>	→ 注 2 夜間における看護業務の補助の体制につき
【注の見直し】	注2 夜間における看護業務の補助の体制につき - 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し	→ 注2 夜間における看護業務の補助の体制につき 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し
【注の見直し】		
【注の見直し】	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し
【注の見直し】	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し ているものとして地方厚生局長等に届け出た
【注の見直し】	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し ているものとして地方厚生局長等に届け出た 病棟に入院している患者については、当該施	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し ているものとして地方厚生局長等に届け出た 病棟に入院している患者については、当該基
【注の見直し】	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該施設基準に係る区分に従い、1日につき次に掲げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算す	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、1日につき次に掲げる
【注の見直し】	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該施設基準に係る区分に従い、1日につき次に掲げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算する。	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、1日につき次に掲げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算する。
【注の見直し】	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該施設基準に係る区分に従い、1日につき次に掲げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算する。 イ 夜間30対1急性期看護補助体制加算	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、1日につき次に掲げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算する。  イ 夜間30対1急性期看護補助体制加算
【注の見直し】	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該施設基準に係る区分に従い、1日につき次に掲げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算する。 イ 夜間30対1急性期看護補助体制加算 40点	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、1日につき次に掲げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算する。  イ 夜間30対1急性期看護補助体制加算90点
【注の見直し】	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該施設基準に係る区分に従い、1日につき次に掲げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算する。 イ 夜間30対1急性期看護補助体制加算 40点 ロ 夜間50対1急性期看護補助体制加算	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、1日につき次に掲げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算する。  イ 夜間30対1急性期看護補助体制加算90点 夜間50対1急性期看護補助体制加算
【注の見直し】	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該施設基準に係る区分に従い、1日につき次に掲げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算する。 イ 夜間30対1急性期看護補助体制加算 40点 ロ 夜間50対1急性期看護補助体制加算 35点	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、1日につき次に掲げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算する。  イ 夜間30対1急性期看護補助体制加算 90点 ロ 夜間50対1急性期看護補助体制加算 85点
【注の見直し】	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該施設基準に係る区分に従い、1日につき次に掲げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算する。 イ 夜間30対1急性期看護補助体制加算 40点 ロ 夜間50対1急性期看護補助体制加算	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、1日につき次に掲げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算する。  イ 夜間30対1急性期看護補助体制加算90点 夜間50対1急性期看護補助体制加算

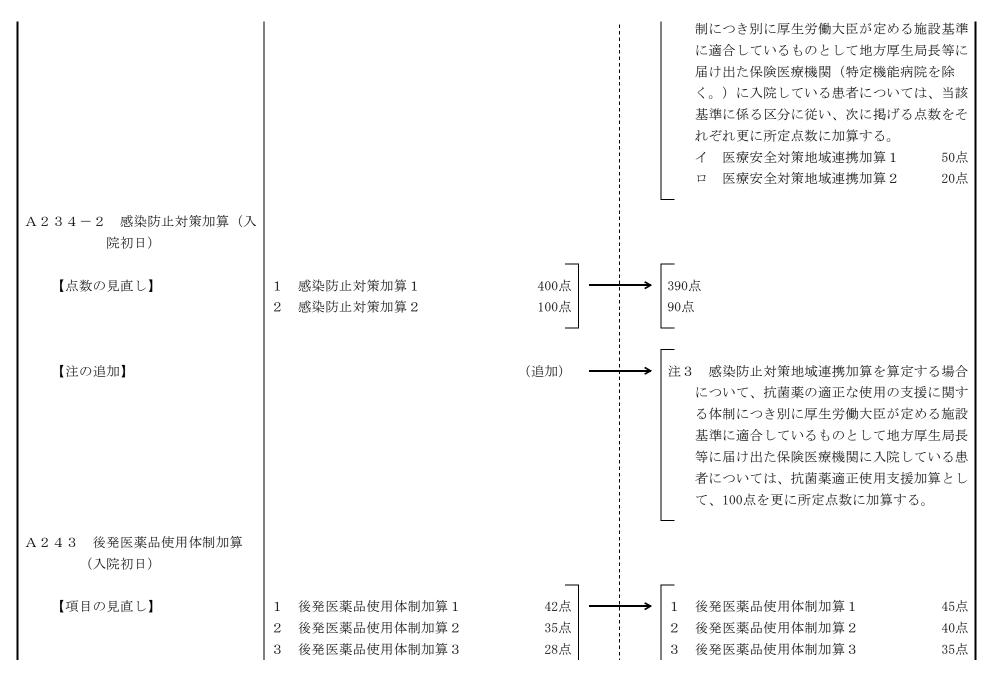


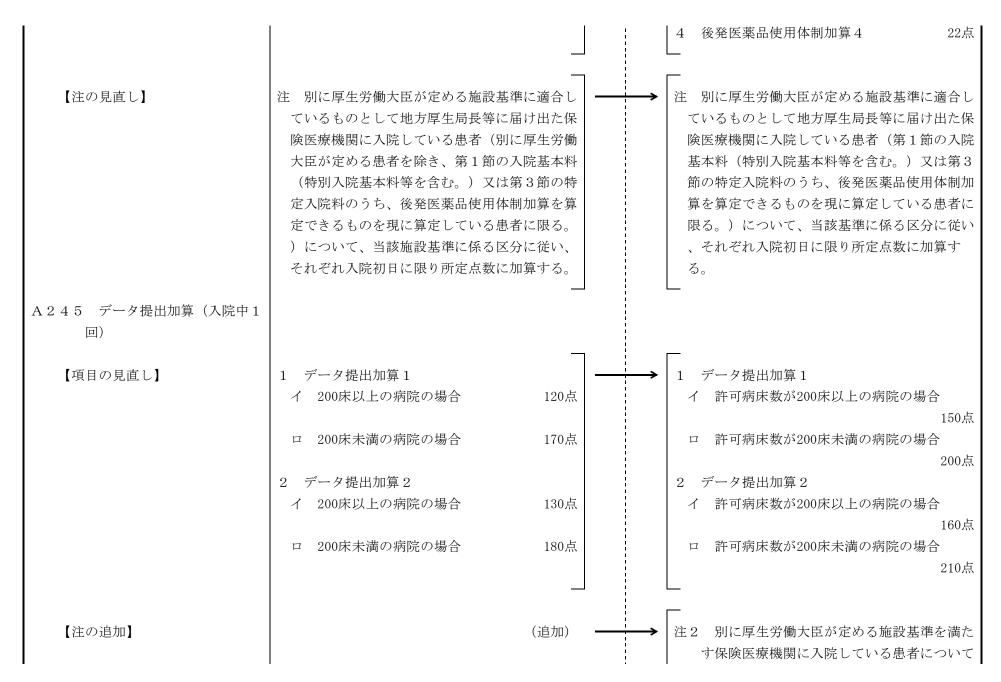
医科-基本診療料-26/47

【注の見直し】	注2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、夜間75対1看護補助加算として、入院した日から起算して20日を限度として30点を更に所定点数に加算する。	注2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、夜間75対1看護補助加算として、入院した日から起算して20日を限度として40点を更に所定点数に加算する。
【注の見直し】 A 2 2 6 - 2 緩和ケア診療加算(1	注3 夜間における看護業務の体制につき別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、夜間看護体制加算として、入院初日に限り150点を更に所定点数に加算する。	注3 夜間における看護業務の体制につき別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、夜間看護体制加算として、入院初日に限り165点を更に所定点数に加算する。
日につき)		
【点数の見直し】	400点	→ 390点
【注の追加】	(追加)	注4 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満た す保険医療機関において、悪性腫瘍を有する 当該患者に対して、緩和ケアに係る必要な栄 養食事管理を行った場合には、個別栄養食事 管理加算として、70点を更に所定点数に加算 する。



医科-基本診療料-28/47





A 2 4 6 退院支援加算(退院時 1 回 )			は、提出データ評価加算として、退院時において、20点を更に所定点数に加算する。 -
【名称の見直し】	退院支援加算(退院時1回) ————————————————————————————————————	<b>&gt;</b>	入退院支援加算(退院時1回)
【注の追加】	(追加)	<b>&gt;</b>	注 6 入退院支援加算 1 又は入退院支援加算 2 を 算定する患者が15歳未満である場合には、小 児加算として、200点を更に所定点数に加算 する。
【注の追加】	(追加)	<b>&gt;</b>	注7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方厚生局長等に届け出 た保険医療機関に入院している患者であって 別に厚生労働大臣が定めるものに対して、入 院前に支援を行った場合に、入院時支援加算 として、200点を更に所定点数に加算する。
第3節 特定入院料		' ! !	
A300 救命救急入院料(1日につき)			
【注の見直し】	注3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方厚生局長等に届け出 た保険医療機関において救命救急医療が行わ	<b></b>	注3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において救命救急医療が行わ

	れた場合には、1日につき1,000点を所定点 数に加算する。	れた場合には、当該基準に係る区分に従い、 1日につき次に掲げる点数をそれぞれ所定点 数に加算する。 イ 救急体制充実加算1 1,500点 ロ 救急体制充実加算2 1,000点 ハ 救急体制充実加算3 500点
【注の削除】	注4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方厚生局長等に届け出 た保険医療機関において救命救急医療が行わ れた場合には、1日につき500点を所定点数 に加算する。	→ (削除)
A301 特定集中治療室管理料(1 日につき)		
【注の追加】	(追加) —	→ 注4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から離床等に必要な治療を行った場合に、早期離床・リハビリテーション加算として、入室した日から起算して14日を限度として500点を所定点数に加算する。この場合において、同一日に区分番号H000に掲げる心大血管疾患リハビリテーション料、H001-2に掲げる廃用症候群リハビリテーション料、H001-2に掲げる廃用症候群リハビリテーション料、H003に掲げる呼吸器

リハビリテーション料、H007に掲げる障 害児(者)リハビリテーション料及びHOO 7-2に掲げるがん患者リハビリテーション 料は、算定できない。 A 3 0 1 - 4 小児特定集中治療室管 理料 (1日につき) 【注の見直し】 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方厚生局長等に届け出 しているものとして地方厚生局長等に届け出 た保険医療機関において、15歳未満の小児に た保険医療機関において、15歳未満の小児 対し、必要があって小児特定集中治療室管理 (児童福祉法第6条の2第2項に規定する小 が行われた場合に、14日(急性血液浄化(腹 児慢性特定疾病医療支援の対象である場合は 、20歳未満の者)に対し、必要があって小児 膜透析を除く。)を必要とする状態、心臓手 術ハイリスク群、左心低形成症候群、急性呼 特定集中治療室管理が行われた場合に、14日 吸窮迫症候群又は心筋炎・心筋症のいずれか (急性血液浄化(腹膜透析を除く。)を必要 に該当する小児にあっては21日、体外式心肺 とする状態、心臓手術ハイリスク群、左心低 補助(ECMO)を必要とする状態の小児に 形成症候群、急性呼吸窮迫症候群又は心筋炎 あっては35日)を限度として算定する。 ・心筋症のいずれかに該当する小児にあって は21日、体外式心肺補助(ECMO)を必要 とする状態の小児にあっては35日)を限度と して算定する。 A 3 0 7 小児入院医療管理料(1日 につき) 【注の見直し】 注5 診療に係る費用(注2及び注3に規定する 注5 診療に係る費用(注2及び注3に規定する 加算並びに当該患者に対して行った第2章第 加算並びに当該患者に対して行った第2章第 2部第2節在宅療養指導管理料、第3節薬剤 2部第2節在宅療養指導管理料、第3節薬剤 料、第4節特定保険医療材料料、第5部投薬 料、第4節特定保険医療材料料、第5部投薬 、第6部注射、第10部手術、第11部麻酔、第12部放射線治療及び第13部第2節病理診断・判断料の費用並びに第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、超重症児(者)入院診療加算、地域加算、離島加算、小児療養環境特別加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、データ提出加算、退院支援加算(1のイ及び3に限る。)及び精神疾患診療体制加算を除く。)は、小児入院医療管理料1及び小児入院医療管理料2に含まれるものとする。

A308 回復期リハビリテーション 病棟入院料(1日につき)

【項目の見直し】

1 回復期リハビリテーション病棟入院料 1 2.025点

(生活療養を受ける場合にあっては、2,011点)

2 回復期リハビリテーション病棟入院料 2
 1,811点

(生活療養を受ける場合にあっては、1,796点)

3 回復期リハビリテーション病棟入院料3

1,657点

(生活療養を受ける場合にあっては、1,642点)

、第6部注射、第10部手術、第11部麻酔、第12部放射線治療及び第13部第2節病理診断・判断料の費用並びに第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、超重症児(者)入院診療加算、地域加算、離島加算、小児療養環境特別加算、緩和ケア診療加算、がん拠点病院加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、データ提出加算、入退院支援加算(1のイ及び3に限る。)及び精神疾患診療体制加算を除く。)は、小児入院医療管理料1及び小児入院医療管理料2に含まれるものとする。

1 回復期リハビリテーション病棟入院料 1 2.085点

(生活療養を受ける場合にあっては、2,071点)

2 回復期リハビリテーション病棟入院料 2
 2,025点

(生活療養を受ける場合にあっては、2,011点)

3 回復期リハビリテーション病棟入院料 3 1,861点

(生活療養を受ける場合にあっては、1,846点)

4 回復期リハビリテーション病棟入院料4

1,806点

(生活療養を受ける場合にあっては、1,791点) 5 回復期リハビリテーション病棟入院料5 1,702点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,687点) 6 回復期リハビリテーション病棟入院料6 1.647点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,632点) 【注の削除】 注3 回復期リハビリテーション病棟入院料を算 (削除) 定する患者が入院する保険医療機関について 、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満た す場合(注1のただし書に規定する場合を除 く。)は、リハビリテーション充実加算とし て、患者1人につき1日につき40点を所定点 数に加算する。 【注の見直し】 注4 診療に係る費用(注2、注3及び注5に規 注3 診療に係る費用(注2及び注4に規定する 定する加算、当該患者に対して行った第2章 加算、当該患者に対して行った第2章第1部 第2部在宅医療、第7部リハビリテーション 医学管理等の区分番号B001の010に掲げる の費用(別に厚生労働大臣が定める費用を除 入院栄養食事指導料(回復期リハビリテーシ く。)、第2節に規定する臨床研修病院入院 ョン病棟入院料1を算定するものに限る。) 診療加算、医師事務作業補助体制加算(一般 、第2部在宅医療、第7部リハビリテーショ ンの費用(別に厚生労働大臣が定める費用を 病棟に限る。)、地域加算、離島加算、医療 安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポ 除く。)、第2節に規定する臨床研修病院入 ート体制充実加算、データ提出加算、退院支 院診療加算、医師事務作業補助体制加算(一 援加算(1のイに限る。)、認知症ケア加算 般病棟に限る。)、地域加算、離島加算、医 、薬剤総合評価調整加算、区分番号 J O 3 8 療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サ に掲げる人工腎臓並びに除外薬剤・注射薬の ポート体制充実加算、データ提出加算、入退

A308-3 地域包括ケア病棟入院	費用を除く。)は、回復期リハビリテーション病棟入院料に含まれるものとする。	院支援加算(1のイに限る。)、認知症ケア 加算、薬剤総合評価調整加算、区分番号J0 38に掲げる人工腎臓、区分番号J042に 掲げる腹膜灌流並びに除外薬剤・注射薬の費 用を除く。)は、回復期リハビリテーション 病棟入院料に含まれるものとする。
料 (1日につき)		
【項目の見直し】	1 地域包括ケア病棟入院料1 2,558点 (生活療養を受ける場合にあっては、2,544点) 2 地域包括ケア入院医療管理料1 2,558点 (生活療養を受ける場合にあっては、2,544点) 3 地域包括ケア病棟入院料2 2,058点 (生活療養を受ける場合にあっては、2,044点) 4 地域包括ケア入院医療管理料2 2,058点 (生活療養を受ける場合にあっては、2,044点)	→ 1 地域包括ケア病棟入院料1 2,738点 (生活療養を受ける場合にあっては、2,724点) 2 地域包括ケア入院医療管理料1 2,738点 (生活療養を受ける場合にあっては、2,724点) 3 地域包括ケア病棟入院料2 2,558点 (生活療養を受ける場合にあっては、2,544点) 4 地域包括ケア入院医療管理料2 2,558点 (生活療養を受ける場合にあっては、2,544点) 5 地域包括ケア病棟入院料3 2,238点 (生活療養を受ける場合にあっては、2,224点) 6 地域包括ケア入院医療管理料3 2,238点 (生活療養を受ける場合にあっては、2,224点) 7 地域包括ケア病棟入院料4 2,038点 (生活療養を受ける場合にあっては、2,024点) 8 地域包括ケア入院医療管理料4 2,038点 (生活療養を受ける場合にあっては、2,024点) 8 地域包括ケア入院医療管理料4 2,038点 (生活療養を受ける場合にあっては、2,024点)
【注の見直し】	- 注2 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生 労働大臣が定める地域に所在する保険医療機	注2 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生 労働大臣が定める地域に所在する保険医療機

関であって、別に厚生労働大臣が定める施設 基準に適合しているものとして地方厚生局長 等に届け出た病棟又は病室を有するものにつ いては、注1に規定する届出の有無にかかわ らず、地域包括ケア病棟入院料1 (特定地域 )、地域包括ケア入院医療管理料1(特定地 域)、地域包括ケア病棟入院料2(特定地域) ) 又は地域包括ケア入院医療管理料2 (特定 地域)について、所定点数に代えて、当該病 棟又は病室に入院した日から起算して60日を 限度として、1日につき、それぞれ2,191点 、2,191点、1,763点又は1,763点(生活療養 を受ける場合にあっては、それぞれ2,177点 、2,177点、1,749点又は1,749点)を算定す ることができる。ただし、当該病棟又は病室 に入院した患者が地域包括ケア病棟入院料 (特定地域) 又は地域包括ケア入院医療管理 料(特定地域)に係る算定要件に該当しない 場合は、当該病棟又は病室を有する病棟が一 般病棟であるときには区分番号A100に掲 げる一般病棟入院基本料の注2に規定する特 別入院基本料の例により、当該病棟又は病室 を有する病棟が療養病棟であるときには区分 番号A101に掲げる療養病棟入院基本料1 の入院基本料Ⅰ又は療養病棟入院基本料2の 入院基本料Iの例により、それぞれ算定す る。

関であって、別に厚生労働大臣が定める施設 基準に適合しているものとして地方厚生局長 等に届け出た病棟又は病室を有するものにつ いては、注1に規定する届出の有無にかかわ らず、地域包括ケア病棟入院料1 (特定地域 )、地域包括ケア入院医療管理料1(特定地 域)、地域包括ケア病棟入院料2(特定地域) )、地域包括ケア入院医療管理料2(特定地 域)、地域包括ケア病棟入院料3(特定地域) )、地域包括ケア入院医療管理料3(特定地 域)、地域包括ケア病棟入院料4 (特定地域 ) 又は地域包括ケア入院医療管理料4 (特定 地域)について、所定点数に代えて、当該病 棟又は病室に入院した日から起算して60日を 限度として、1日につき、それぞれ2,371点 、2,371点、2,191点、2,191点、1,943点、1, 943点、1,743点又は1,743点(生活療養を受 ける場合にあっては、それぞれ2,357点、2,3 57点、2,177点、2,177点、1,929点、1,929点 、1,729点又は1,729点)を算定することがで きる。ただし、当該病棟又は病室に入院した 患者が地域包括ケア病棟入院料(特定地域) 又は地域包括ケア入院医療管理料(特定地域 )に係る算定要件に該当しない場合は、当該 病棟又は病室を有する病棟が一般病棟である ときには区分番号A100に掲げる一般病棟 入院基本料の注2に規定する特別入院基本料 の例により、当該病棟又は病室を有する病棟 が療養病棟であるときには区分番号A101 に掲げる療養病棟入院料1の入院料I又は療

養病棟入院料2の入院料Iの例により、それ ぞれ算定する。

【注の見直し】

注5 当該病棟又は病室に入院している患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等若しくは自宅から入院した患者又は当該保険医療機関(急性期医療を担う保険医療機関に限る。)の一般病棟から転棟した患者については、転院、入院又は転棟した日から起算して14日を限度として、救急・在宅等支援病床初期加算として、1日につき150点を所定点数に加算する。

ぞれ算定する。 -

注5 当該病棟又は病室に入院している患者のう

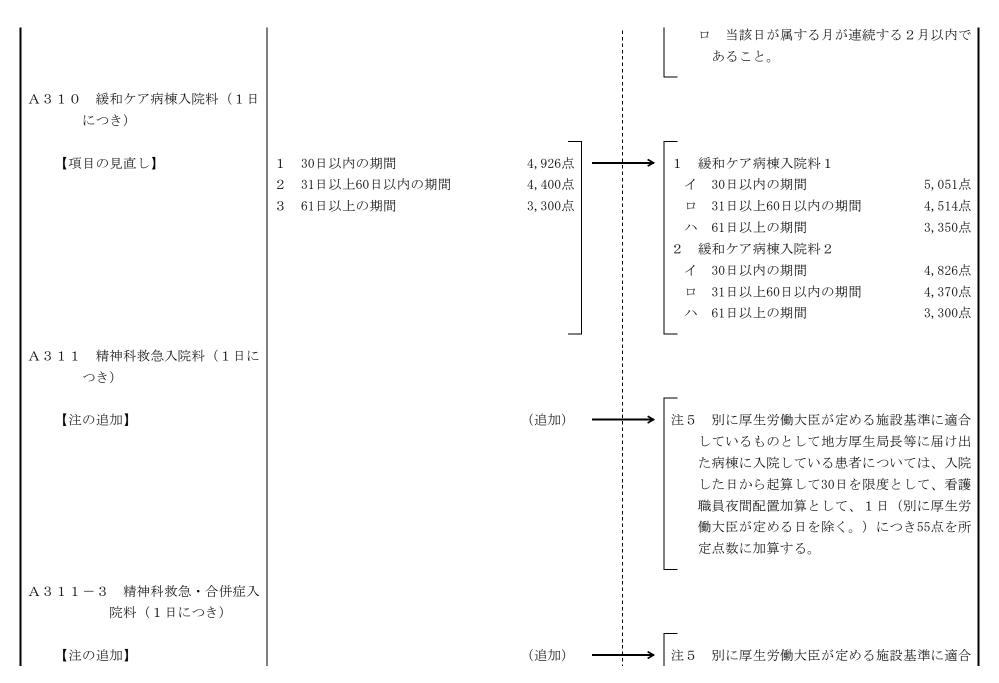
ち、急性期医療を担う他の保険医療機関の一 般病棟から転院した患者又は当該保険医療機 関(急性期医療を担う保険医療機関に限る。 ) の一般病棟から転棟した患者については、 転院又は転棟した日から起算して14日を限度 として、急性期患者支援病床初期加算として 、1日につき150点を所定点数に加算し、当 該病棟又は病室に入院している患者のうち、 介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老 人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム 等又は自宅から入院した患者について、治療 方針に関する患者又はその家族の意思決定に 対する支援を行った場合に、入院した日から 起算して14日を限度として、在宅患者支援病 床初期加算として、1日につき300点を所定 点数に加算する。

【注の見直し】

注6 診療に係る費用(注3から注5までに規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助体制加算(一般病棟に限る。)、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、データ提出加算、退院支援加算(1の

注6 診療に係る費用(注3から注5まで及び注7に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助体制加算(一般病棟に限る。)、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、データ提出加算、入退院支援

加算(1のイに限る。)、認知症ケア加算並 イに限る。)及び認知症ケア加算、第2章第 2部在宅医療、区分番号H004に掲げる摂 びに薬剤総合評価調整加算、第2章第2部在 食機能療法、区分番号J038に掲げる人工 宅医療、区分番号H004に掲げる摂食機能 腎臓、第10部手術、第11部麻酔並びに別に厚 療法、区分番号J038に掲げる人工腎臓、 区分番号J042に掲げる腹膜灌流、第10部 生労働大臣が定める除外薬剤・注射薬の費用 を除く。)は、地域包括ケア病棟入院料1、 手術、第11部麻酔並びに除外薬剤・注射薬の 地域包括ケア入院医療管理料1、地域包括ケ 費用を除く。)は、地域包括ケア病棟入院料 ア病棟入院料2又は地域包括ケア入院医療管 1、地域包括ケア入院医療管理料1、地域包 理料2に含まれるものとする。 括ケア病棟入院料2、地域包括ケア入院医療 管理料2、地域包括ケア病棟入院料3、地域 包括ケア入院医療管理料3、地域包括ケア病 棟入院料4及び地域包括ケア入院医療管理料 4に含まれるものとする。 【注の追加】 注7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 (追加) しているものとして地方厚生局長等に届け出 た病棟又は病室に入院している患者について は、看護職員夜間配置加算として、1日(別 に厚生労働大臣が定める日を除く。) につき 55点を所定点数に加算する。 注8 別に厚生労働大臣が定める保険医療機関に 【注の追加】 (追加) おいては、別に厚生労働大臣が定める日の特 定入院料は、夜間看護体制特定日減算として 、次のいずれにも該当する場合に限り、所定 点数の100分の5に相当する点数を減算す る。 イ 年6日以内であること。



医科-基本診療料-40/47

しているものとして地方厚生局長等に届け出 た病棟に入院している患者については、入院 した日から起算して30日を限度として、看護 職員夜間配置加算として、1日(別に厚生労 働大臣が定める日を除く。) につき55点を所 定点数に加算する。 A 3 1 4 認知症治療病棟入院料(1 日につき) 【注の見直し】 注3 当該病棟が、別に厚生労働大臣が定める施 注3 当該病棟が、別に厚生労働大臣が定める施 設基準に適合しているものとして保険医療機 設基準に適合しているものとして保険医療機 関が地方厚生局長等に届け出た病棟である場 関が地方厚生局長等に届け出た病棟である場 合には、認知症夜間対応加算として、当該患 合には、認知症夜間対応加算として、入院し 者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれ た日から起算して30日を限度として、1日に つき84点を所定点数に加算する。 ぞれ1日につき所定点数に加算する。 イ 30日以内の期間 84点 ロ 31日以上の期間 40点 【注の見直し】 注4 診療に係る費用(注2及び注3に規定する 注4 診療に係る費用(注2及び注3に規定する 加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診 加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診 療加算、地域加算、離島加算、精神科措置入 療加算、地域加算、離島加算、精神科措置入 院診療加算、精神科身体合併症管理加算、医 院診療加算、精神科措置入院退院支援加算、 療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サ 精神科身体合併症管理加算、医療安全対策加 ポート体制充実加算、精神科救急搬送患者地 算、感染防止対策加算、患者サポート体制充 域連携受入加算、データ提出加算並びに薬剤 実加算、精神科救急搬送患者地域連携受入加 総合評価調整加算、区分番号H003-2に 算、データ提出加算並びに薬剤総合評価調整 掲げるリハビリテーション総合計画評価料、 加算、区分番号H003―2に掲げるリハビ リテーション総合計画評価料(1に限る。) 区分番号H007一3に掲げる認知症患者リ

ハビリテーション料、第2章第8部精神科専 、区分番号H004に掲げる摂食機能療法、 門療法に係る費用、区分番号 1038に掲げ 区分番号H007一3に掲げる認知症患者リ る人工腎臓(入院した日から起算して60日以 ハビリテーション料、第2章第8部精神科専 内の期間に限る。) 並びに除外薬剤・注射薬 門療法に係る費用、区分番号J038に掲げ に係る費用を除く。) は、認知症治療病棟入 る人工腎臓(入院した日から起算して60日以 院料に含まれるものとする。 内の期間に限る。) 並びに除外薬剤・注射薬 に係る費用を除く。) は、認知症治療病棟入 院料に含まれるものとする。 A 3 1 7 特定一般病棟入院料(1日 につき) 【注の見直し】 注4 当該病棟に入院している患者のうち、急性 注4 当該病棟に入院している患者のうち、急性 期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟か 期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟か ら転院した患者又は介護老人保健施設、特別 ら転院した患者又は介護老人保健施設、介護 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人 医療院、特別養護老人ホーム、軽費老人ホー ホーム等若しくは自宅から入院した患者につ ム、有料老人ホーム等若しくは自宅から入院 いては、転院又は入院した日から起算して14 した患者については、転院又は入院した日か 日を限度として、救急・在宅等支援病床初期 ら起算して14日を限度として、救急・在宅等 加算として、1日につき150点を所定点数に 支援病床初期加算として、1日につき150点 加算する。 を所定点数に加算する。 【注の見直し】 注7 当該病棟の病室のうち、別に厚生労働大臣 注7 当該病棟の病室のうち、別に厚生労働大臣 が定める施設基準に適合しているものとして が定める施設基準に適合しているものとして 地方厚生局長等に届け出たものに入院する患 地方厚生局長等に届け出たものに入院する患 者に対し、必要があって地域包括ケア入院医 者に対し、必要があって地域包括ケア入院医 療管理が行われた場合には、注1から注6ま 療管理が行われた場合には、注1から注6ま での規定にかかわらず、当該病室に入院した での規定にかかわらず、当該病室に入院した 日から起算して60日を限度として、それぞれ 日から起算して60日を限度として、それぞれ 2,191点又は1,763点を算定する。ただし、当該病室に入院した患者が算定要件に該当しない場合は、区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の注2に規定する特別入院基本料の例により算定する。

2,371点、2,191点、1,943点又は1,743点を算定する。ただし、当該病室に入院した患者が算定要件に該当しない場合は、区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の注2に規定する特別入院基本料の例により算定する。

【注の見直し】

注8 注7本文の規定により所定点数を算定する場合においては、診療に係る費用(区分番号 A308-3に掲げる地域包括ケア病棟入院料の注3から注5までに規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、データ提出加算、退院支援加算(1のイに限る。)及び認知症ケア加算、第2章第2部在宅医療、区分番号H004に掲げる摂食機能療法、区分番号H004に掲げる摂食機能療法、区分番号J038に掲げる人工腎臓並びに別に厚生労働大臣が定める除外薬剤・注射薬の費用を除く。)は、当該所定点数に含まれるものとする。

注8 注7本文の規定により所定点数を算定する 場合においては、診療に係る費用(区分番号 A308-3に掲げる地域包括ケア病棟入院 料の注3から注5まで及び注7に規定する加 算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療 加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事務 作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医 療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サ ポート体制充実加算、データ提出加算、入退 院支援加算(1のイに限る。)及び認知症ケ ア加算並びに薬剤総合評価調整加算、第2章 第2部在宅医療、区分番号H004に掲げる 摂食機能療法、区分番号 1038に掲げる人 工腎臓、区分番号J042に掲げる腹膜灌流 並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。)は 、当該所定点数に含まれるものとする。

第4節 短期滞在手術等基本料

A 4 0 0 短期滞在手術等基本料

【項目の見直し】

1 短期滞在手術等基本料1 (日帰りの場合)

短期滞在手術等基本料1(日帰りの場合)

2,856点

2 短期滞在手術等基本料 2 (1 泊 2 日の場合)4.918点

(生活療養を受ける場合にあっては、4,890点)

- 3 短期滞在手術等基本料3 (4泊5日までの場合)
- イ D 2 3 7 終夜睡眠ポリグラフィー 1 携帯用装置を使用した場合 17,300点

(生活療養を受ける場合にあっては、17,229点)

ロ D 2 3 7終夜睡眠ポリグラフィー 2多点感圧センサーを有する睡眠評価装置を使用した場合7,491点

(生活療養を受ける場合にあっては、7,420点)

ハ D237 終夜睡眠ポリグラフィー 3

1及び2以外の場合 9,349点

(生活療養を受ける場合にあっては、9,278点)

ニ D291-2 小児食物アレルギー負荷検査 6,000点

(生活療養を受ける場合にあっては、5,929点)

ホ D413 前立腺針生検法 11,380点

(生活療養を受ける場合にあっては、11,309点)

へ K008 腋臭症手術 2 皮膚有毛部切除術19,993点

(生活療養を受ける場合にあっては、19,922点)

ト K O 9 3 - 2 関節鏡下手根管開放手術 19.313点

(生活療養を受ける場合にあっては、19,242点) チ K 1 9 6 - 2 胸腔鏡下交感神経節切除術 (両側) 40,666点

(生活療養を受ける場合にあっては、40,595点)

2,856点

2 短期滞在手術等基本料 2 (1 泊 2 日の場合)4,918点

(生活療養を受ける場合にあっては、4,890点)

3 短期滞在手術等基本料 3 (4 泊 5 日までの場合)

イ D 2 3 7 終夜睡眠ポリグラフィー 3

1及び2以外の場合

9, 265点

(生活療養を受ける場合にあっては、9,194点)

ロD 2 9 1 - 2小児食物アレルギー負荷検査6,090点

(生活療養を受ける場合にあっては、6,019点)

ハ D413 前立腺針生検法 11,334点

(生活療養を受ける場合にあっては、11,263点)

二 K 0 9 3 − 2 関節鏡下手根管開放手術 19.394点

(生活療養を受ける場合にあっては、19,323点) ホ K 1 9 6 - 2 胸腔鏡下交感神経節切除術 (両側) 41,072点

(生活療養を受ける場合にあっては、41,001点)

へ K282 水晶体再建術 1 眼内レンズ を挿入する場合 ロ その他のもの(片側) 22,010点

(生活療養を受ける場合にあっては、21,939点) ト K 2 8 2 水晶体再建術 1 眼内レンズ

を挿入する場合 ロ その他のもの(両側)

37, 272点

(生活療養を受ける場合にあっては、37,201点チ K474 乳腺腫瘍摘出術 1 長径5センチメートル未満19,967点

リ K282 水晶体再建術 1 眼内レンズ を挿入する場合 ロ その他のもの (片側) 22,096点 (生活療養を受ける場合にあっては、22,025点) ヌ K282 水晶体再建術 1 眼内レンズ を挿入する場合 ロ その他のもの(両側) 37,054点 (生活療養を受ける場合にあっては、36,983点) ル K282 水晶体再建術 2 眼内レンズ を挿入しない場合(片側) 20,065点 (生活療養を受ける場合にあっては、19,994点) ヲ K282 水晶体再建術 2 眼内レンズ を挿入しない場合(両側) 30.938点 (生活療養を受ける場合にあっては、30,867点) ワ K474 乳腺腫瘍摘出術 1 長径5セ ンチメートル未満 19.806点 (生活療養を受ける場合にあっては、19,735点) カ K616-4 経皮的シャント拡張術・血 栓除去術 37.588点 (生活療養を受ける場合にあっては、37,517点) ヨ K617 下肢静脈瘤手術 1 抜去切 除術 24,013点 (生活療養を受ける場合にあっては、23,942点) タ K617 下肢静脈瘤手術 2 硬化療 法(一連として) 12,669点 (生活療養を受ける場合にあっては、12,598点) レ K 6 1 7 下肢静脈 瘤 手術 3 高位結 11,749点 (生活療養を受ける場合にあっては、11.678点) ソ K633 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニ

(生活療養を受ける場合にあっては、19,896点) リ K616-4 経皮的シャント拡張術・血 栓除去術 37,350点 (生活療養を受ける場合にあっては、37,279点) ヌ K617 下肢静脈瘤手術 1 抜去切 除術 23,655点 (生活療養を受ける場合にあっては、23,584点) ル K617 下肢静脈瘤手術 2 硬化療 法(一連として) 12,082点 (生活療養を受ける場合にあっては、12,011点) ヲ K617 下肢静脈瘤手術 3 高位結 11,390点 (生活療養を受ける場合にあっては、11,319点) ワ K633 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニ ア (3歳未満に限る。) 34.388点 (生活療養を受ける場合にあっては、34.317点) カ K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニ ア (3歳以上6歳未満に限る。) 27,515点 (生活療養を受ける場合にあっては、27,444点) ヨ K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニ ア(6歳以上15歳未満に限る。) 24,715点 (生活療養を受ける場合にあっては、24,644点) タ K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニ ア(15歳以上に限る。) 24,540点 (生活療養を受ける場合にあっては、24,469点) レ K634 腹腔鏡下鼠径へルニア手術(両 側) (3歳未満に限る。) 68,168点 (生活療養を受ける場合にあっては、68,097点) ソ K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両 側)(3歳以上6歳未満に限る。)

(生活療養を受ける場合にあっては、54,423点) ツ K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両 側) (6歳以上15歳未満に限る。)

43,122点

(生活療養を受ける場合にあっては、43,051点) ネ K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両 側)(15歳以上に限る。) 50,397点 (生活療養を受ける場合にあっては、50.326点) ナ K721 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切 除術 1 長径2センチメートル未満 14, 163点

(生活療養を受ける場合にあっては、14.092点) ラ K721 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切 除術 2 長径 2 センチメートル以上 17.699点

(生活療養を受ける場合にあっては、17,628点) ム K743 痔核手術(脱肛を含む。) 2 硬化療法 (四段階注射法によるもの)

12,079点

(生活療養を受ける場合にあっては、12,008点) ウ K768 体外衝撃波腎・尿管結石破砕術 (一連につき) 27,934点

(生活療養を受ける場合にあっては、27,863点) 中 K867 子宮頸部 (腟部) 切除術

17.552点

(生活療養を受ける場合にあっては、17,481点) ノ K873 子宮鏡下子宮筋腫摘出術 34, 354点

(生活療養を受ける場合にあっては、34,283点)

ア(3歳未満に限る。) 35,052点 (生活療養を受ける場合にあっては、34,981点) ツ K633 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニ ア (3歳以上6歳未満に限る。) 28,140点 (生活療養を受ける場合にあっては、28,069点) ネ K633 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニ ア(6歳以上15歳未満に限る。)

25,498点

(生活療養を受ける場合にあっては、25,427点) ナ K633 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニ ア(15歳以上に限る。) 24, 466点 (生活療養を受ける場合にあっては、24,395点) ラ K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両 側) (3歳未満に限る。) 68,729点 (生活療養を受ける場合にあっては、68,658点) ム K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両 側)(3歳以上6歳未満に限る。)55,102点 (生活療養を受ける場合にあっては、55,031点) ウ K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両 側)(6歳以上15歳未満に限る。)43,921点 (生活療養を受ける場合にあっては、43,850点) 中 K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両 側)(15歳以上に限る。) 50,212点 (生活療養を受ける場合にあっては、50,141点)

14,314点

(生活療養を受ける場合にあっては、14,243点) オ K721 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切 除術 2 長径2センチメートル以上

ノ K721 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切 除術 1 長径2センチメートル未満

【注の見直し】

17,847点

(生活療養を受ける場合にあっては、17,776点) ク K743 痔核手術(脱肛を含む。) 2 硬化療法 (四段階注射法によるもの)

12,291点

(生活療養を受ける場合にあっては、12,220点) ヤ K768 体外衝撃波腎・尿管結石破砕術 (一連につき) 28,010点

(生活療養を受ける場合にあっては、27,939点) マ K867 子宮頸部 (腟部) 切除術 17.344点

(生活療養を受ける場合にあっては、17,273点) ケ K873 子宮鏡下子宮筋腫摘出術 34.438点

(生活療養を受ける場合にあっては、34,367点) フ M001-2 ガンマナイフによる定位放 射線治療 59,855点 (生活療養を受ける場合にあっては、59,784点)

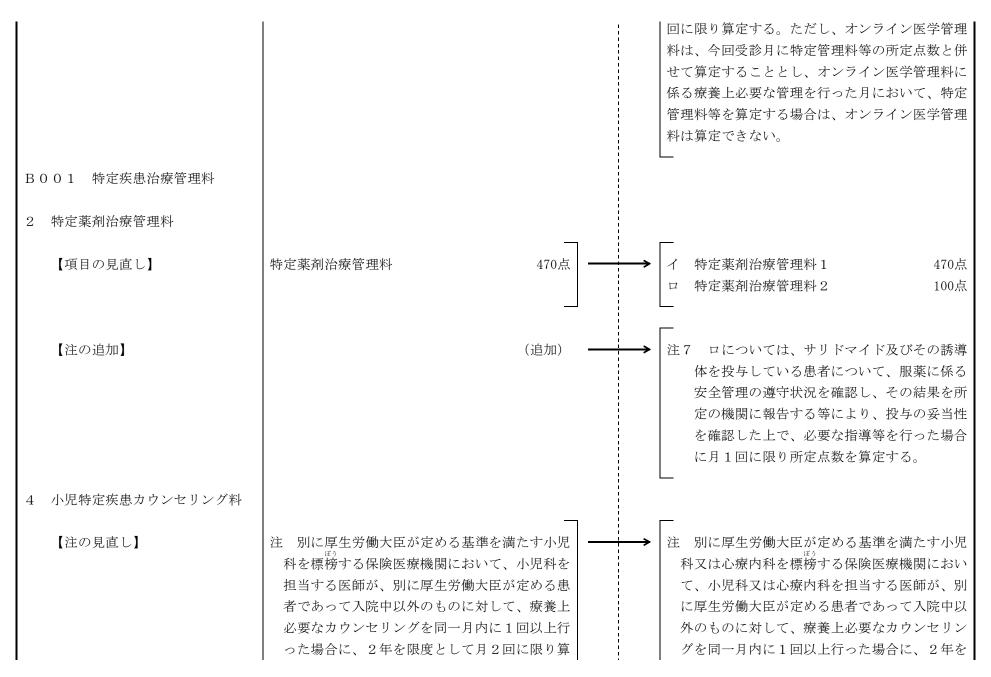
注2 保険医療機関(診療所を除く。)において 、当該手術を行った場合(入院した日から起 算して5日までの期間に限る。)は、短期滞 在手術等基本料3を算定する。ただし、当該 患者が同一の疾病につき、退院の日から起算 して7日以内に再入院した場合は、当該基本 料は算定しない。

オ M001-2 ガンマナイフによる定位放 射線治療 59,998点

(生活療養を受ける場合にあっては、59,927点)

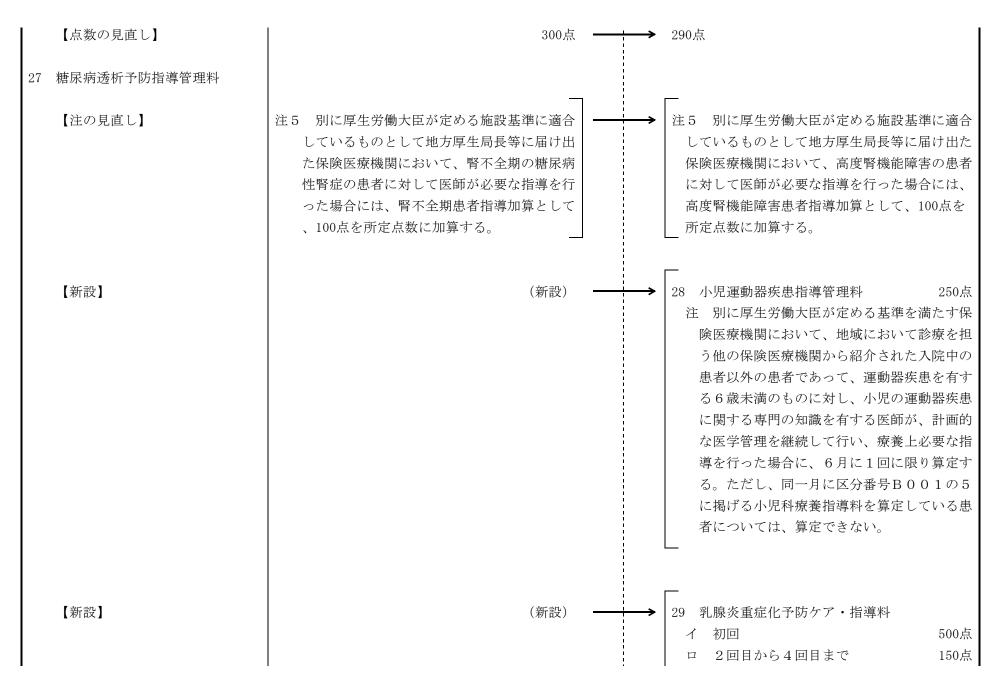
注2 別に厚生労働大臣が定める保険医療機関に おいて、当該手術を行った場合(入院した日か ら起算して5日までの期間に限る。) は、短期 滞在手術等基本料3を算定する。ただし、当該 患者が同一の疾病につき、退院の日から起算し て7日以内に再入院した場合は、当該基本料は 算定しない。

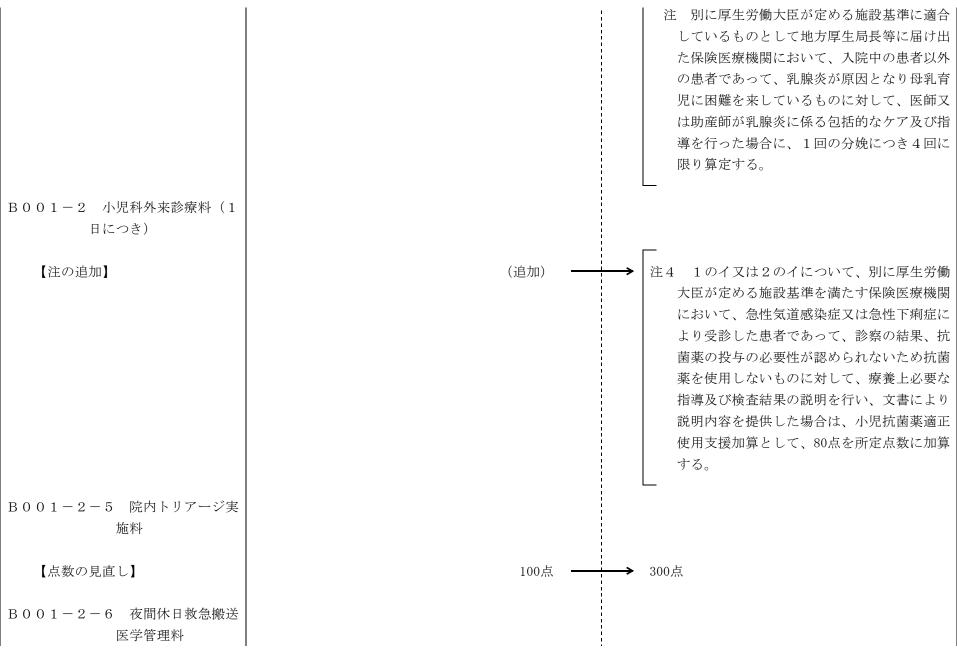
項目	現 行	改 正 案
第2章 特揭診療料		
第1部 医学管理等		
【通則の新設】	(新設)	→ 通則 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中の患者以外のもの(初診の患者を除く。)に対して、区分番号B001の5に掲げる小児科療養指導料、区分番号B001の6に掲げるがん指導料、区分番号B001の7に掲げる難病外来指導管理料、区分番号B001の27に掲げる糖尿病透析予防指導管理料、区分番号B001の27に掲げる糖尿病透析予防指導管理料、区分番号B001-2-10に掲げる認知症地域包括診療料又は区分番号B001-3に掲げる認知症地域包括診療料又は区分番号B001-3に掲げる認知症地域包括診療料又は区分番号B001-3に掲げる認知症地域包括診療料と区分番号B001-3に掲げる認知症地域包括診療料と区分番号B001-3に掲げると問題において「特定管理料等」という。)を算定すべき医学管理を継続的に行い、当該医学管理と情報通信機器を用いた診察を組み合わせた治療計画を策定し、当該計画に基づき、療養上必要な管理を行った場合は、前回受診月の翌月から今回受診月の前月までの期間が2月以内の場合に限り、オンライン医学管理料として、100点に当該期間の月数を乗じて得た点数を月1

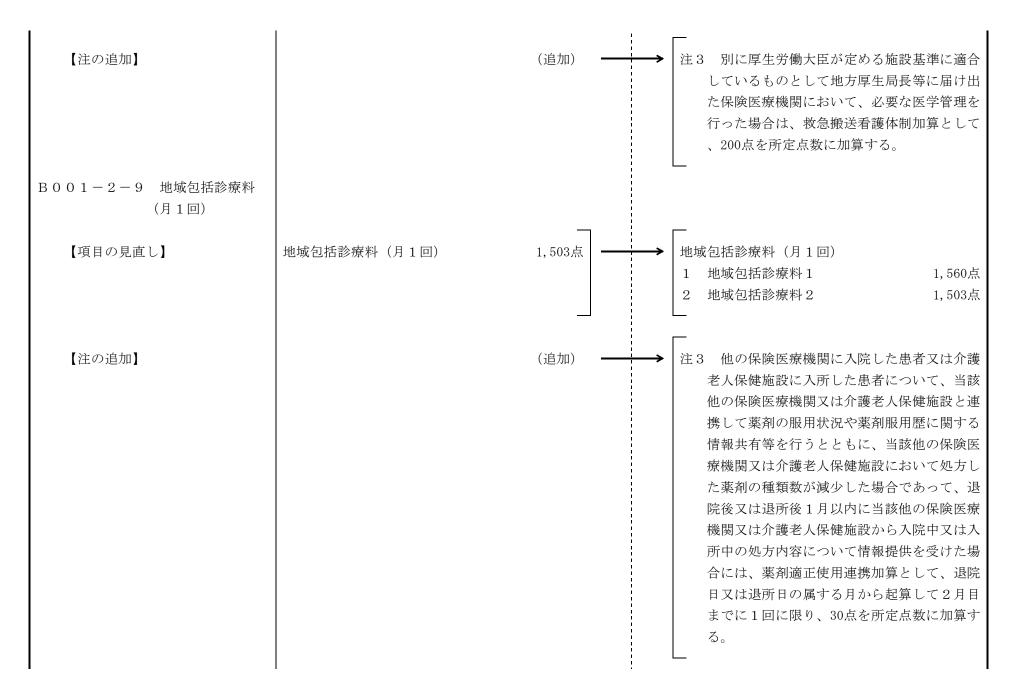


定する。ただし、区分番号BOOOに掲げる特 限度として月2回に限り算定する。ただし、区 定疾患療養管理料を算定している患者について 分番号BOOOに掲げる特定疾患療養管理料、 は算定しない。 区分番号 I 0 0 2 に掲げる通院・在宅精神療法 又は区分番号 I 0 0 4 に掲げる心身医学療法を 算定している患者については算定しない。 5 小児科療養指導料 【注の見直し】 注1 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす小 注1 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす小 児科を標榜する保険医療機関において、小児 児科を標榜する保険医療機関において、慢性 科を担当する医師が、慢性疾患であって生活 疾患であって生活指導が特に必要なものを主 指導が特に必要なものを主病とする15歳未満 病とする15歳未満の患者であって入院中以外 のものに対して、必要な生活指導を継続して の患者であって入院中以外のものに対して、 必要な生活指導を継続して行った場合に、月 行った場合に、月1回に限り算定する。ただ 1回に限り算定する。ただし、区分番号B0 し、区分番号B000に掲げる特定疾患療養 00に掲げる特定疾患療養管理料、区分番号 管理料、区分番号B001の7に掲げる難病 B001の7に掲げる難病外来指導管理料又 外来指導管理料又は区分番号B001の18に は区分番号B001の18に掲げる小児悪性腫 掲げる小児悪性腫瘍患者指導管理料を算定し 瘍患者指導管理料を算定している患者につい ている患者については算定しない。 ては算定しない。 【注の追加】 (油加) 注5 人工呼吸器管理の適応となる患者と病状、 治療方針等について話し合い、当該患者に対 し、その内容を文書により提供した場合は、 人工呼吸器導入時相談支援加算として、当該 内容を文書により提供した日の属する月から 起算して1月を限度として、1回に限り、50 0点を所定点数に加算する。

7 葉能	病外来指導管理料	ı	ı	1
大田 大	州水和等自生代		 	_
Ţ	注の追加】	(追加)	-	➤ 注5 人工呼吸器管理の適応となる患者と病状、 治療方針等について話し合い、当該患者に対 し、その内容を文書により提供した場合は、 人工呼吸器導入時相談支援加算として、当該 内容を文書により提供した日の属する月から 起算して1月を限度として、1回に限り、50 0点を所定点数に加算する。
12 心服	臓ペースメーカー指導管理料			
Ţ i	注の見直し】	注5 ロを算定する患者について、前回受診月の 翌月から今回受診月の前月までの期間、遠隔 モニタリングを用いて療養上必要な指導を行った場合は、遠隔モニタリング加算として、 60点に当該期間の月数(当該指導を行った月 に限り、11月を限度とする。)を乗じて得た 点数を、所定点数に加算する。		▶ 注5 口を算定する患者について、前回受診月の 翌月から今回受診月の前月までの期間、遠隔 モニタリングを用いて療養上必要な指導を行った場合は、遠隔モニタリング加算として、 320点に当該期間の月数(当該指導を行った 月に限り、11月を限度とする。)を乗じて得た点数を、所定点数に加算する。
15 慢付	性維持透析患者外来医学管理料			
[3	注の追加】	(追加)		▶ 注3 腎代替療法に関して別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関においては、腎代替療法実績加算として、100点を所定点数に加算する。
24 外表	来緩和ケア管理料		 	
			! !	







B001-2-10 認知症地域包括診 療料(月1回)			
【項目の見直し】	認知症地域包括診療料(月1回)	1,515点	認知症地域包括診療料 (月1回) 1 認知症地域包括診療料 1 1,580点 2 認知症地域包括診療料 2 1,515点
【注の追加】		(追加)	注3 他の保険医療機関に入院した患者又は介護 老人保健施設に入所した患者について、当該 他の保険医療機関又は介護老人保健施設と連 携して薬剤の服用状況や薬剤服用歴に関する 情報共有等を行うとともに、当該他の保険医 療機関又は介護老人保健施設において処方し た薬剤の種類数が減少した場合であって、退 院後又は退所後1月以内に当該他の保険医療 機関又は介護老人保健施設から入院中又は入 所中の処方内容について情報提供を受けた場 合には、薬剤適正使用連携加算として、退院 日又は退所日の属する月から起算して2月目 までに1回に限り、30点を所定点数に加算す る。
B001-2-11 小児かかりつけ診 療料(1日につき)			
【注の追加】		(追加) →	注4 1のイ又は2のイについて、別に厚生労働 大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関 において、急性気道感染症又は急性下痢症に より受診した患者であって、診察の結果、抗

【新設】

菌薬の投与の必要性が認められないため抗菌薬を使用しないものに対して、療養上必要な指導及び検査結果の説明を行い、文書により説明内容を提供した場合は、小児抗菌薬適正使用支援加算として、80点を所定点数に加算する。

(新設)

## B001-9 療養·就労両立支援指導料

1,000点

- 注1 がんと診断された患者(産業医(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第13条第1項に規定する産業医をいう。以下同じ。)が選任されている事業場において就労しているものに限る。)について、就労の状況を考慮して療養上の指導を行うとともに、当該患者の同意を得て、産業医に対し、病状、治療計画、就労上の措置に関する意見等当該患者の就労と治療の両立に必要な情報を文書により提供した上で、当該産業医から助言を得て、治療計画の見直しを行った場合に、6月に1回に限り算定する。
- 注2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関においては、相談体制充実加算として、500点を所定点数に加算する。
- 注3 注1の規定に基づく産業医への文書の提供 に係る区分番号B009に掲げる診療情報提 供料(I)又は区分番号B010に掲げる診療情 報提供料(II)の費用は、所定点数に含まれるも

B 0 0 4 退院時共同指導料 1

【注の見直し】

注1 保険医療機関に入院中の患者について、地域において当該患者の退院後の在宅療養を担う保険医療機関の保険医又は当該保険医の指示を受けた看護師等が、当該患者が入院している保険医療機関に赴いて、患者の同意を得て、退院後の在宅での療養上必要な説明及び指導を、入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等と共同して行った上で、文書により情報提供した場合に、当該入院中1回に限り、地域において当該患者の退院後の在宅療養を担う保険医療機関において算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者については、当該入院中2回に限り算定できる。

管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語 聴覚士若しくは社会福祉士が、当該患者の同 意を得て、退院後の在宅での療養上必要な説 明及び指導を、入院中の保険医療機関の保険 医又は看護師等、薬剤師、管理栄養士、理学 療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは社 会福祉士と共同して行った上で、文書により 情報提供した場合に、当該入院中1回に限り 、在宅療養担当医療機関において算定する。 ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病等の 患者については、在宅療養担当医療機関の保 険医又は当該保険医の指示を受けた看護師等

が、当該患者が入院している保険医療機関の 保険医又は看護師等と1回以上共同して行う 場合は、当該入院中2回に限り算定できる。

注1 保険医療機関に入院中の患者について、地

域において当該患者の退院後の在宅療養を担

う保険医療機関(以下この区分番号及び区分

番号B005において「在宅療養担当医療機

関」という。) の保険医又は当該保険医の指

示を受けた保健師、助産師、看護師、准看護

師(以下この区分番号及び区分番号B005 において「看護師等」という。)、薬剤師、

B 0 0 5 退院時共同指導料 2

【注の見直し】

注1 入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等が、入院中の患者に対して、患者の同意を得て、退院後の在宅での療養上必要な説明及び指導を、地域において当該患者の退院後の在宅療養を担う保険医療機関の保険医若しくは当該保険医の指示を受けた看護師等又は当該患者の退院後の在宅療養を担う保険医療機関の保険医の指示を受けた訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)と共同して行った上で、文書により情報提供した場合に、当該患者が入院している保険医療機関において、当該入院中1回に限り算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者については、当該入院中2回に限り算定できる。

注1 保険医療機関に入院中の患者について、当 該保険医療機関の保険医又は看護師等、薬剤 師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士若しくは社会福祉士が、入院中の 患者に対して、当該患者の同意を得て、退院 後の在宅での療養上必要な説明及び指導を、 在宅療養担当医療機関の保険医若しくは当該 保険医の指示を受けた看護師等、薬剤師、管 理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴 覚士若しくは社会福祉士又は在宅療養担当医 療機関の保険医の指示を受けた訪問看護ステ ーションの看護師等(准看護師を除く。)、 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 と共同して行った上で、文書により情報提供 した場合に、当該患者が入院している保険医 療機関において、当該入院中1回に限り算定 する。ただし、別に厚生労働大臣が定める疾 病等の患者については、当該患者が入院して いる保険医療機関の保険医又は看護師等が、 在宅療養担当医療機関の保険医若しくは当該 保険医の指示を受けた看護師等又は在宅療養 担当医療機関の保険医の指示を受けた訪問看 護ステーションの看護師等(准看護師を除

【注の見直し】

注3 注1の場合において、入院中の保険医療機 関の保険医が、当該患者の退院後の在宅療養 を担う保険医療機関の保険医若しくは看護師 注3 注1の場合において、入院中の保険医療機 関の保険医又は看護師等が、在宅療養担当医 療機関の保険医若しくは看護師等、保険医で

該入院中2回に限り算定できる。

く。)と1回以上、共同して行う場合は、当

等、保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士、保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)又は居宅介護支援事業者の介護支援専門員のうちいずれか3者以上と共同して指導を行った場合に、2,000点を所定点数に加算する。

B005-1-2 介護支援連携指導 料

【名称の見直し】

【注の見直し】

介護支援連携指導料

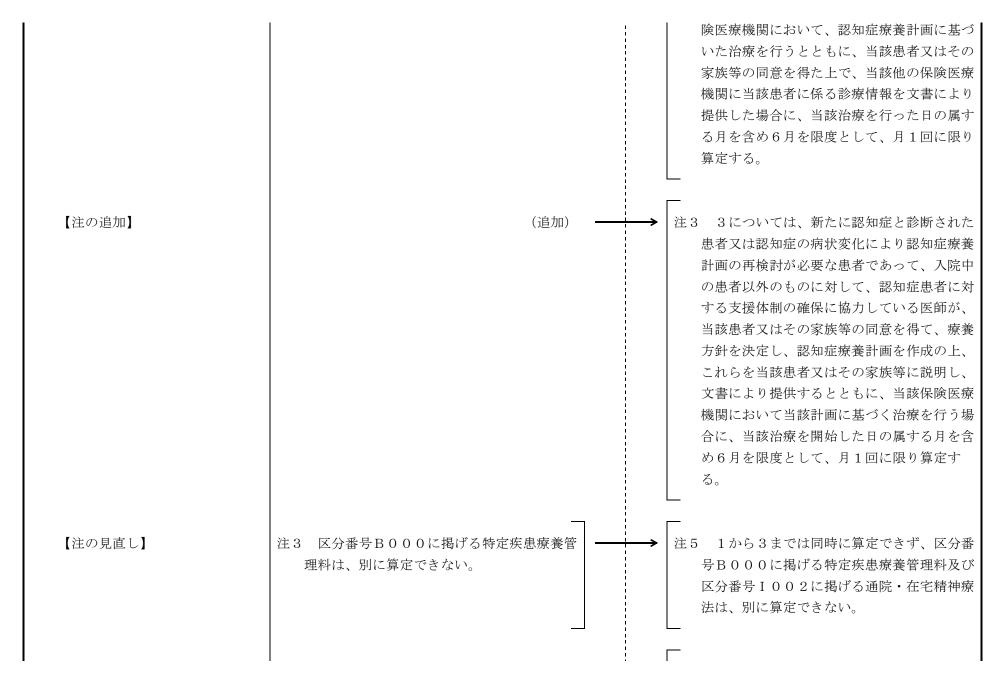
注 当該保険医療機関に入院中の患者に対して、 患者の同意を得て、医師又は医師の指示を受け た看護師、社会福祉士等が介護支援専門員と共 同して、患者の心身の状態等を踏まえて導入が 望ましい介護サービスや退院後に利用可能な介

ある歯科医師若しくはその指示を受けた歯科 衛生士、保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ス テーションの看護師等(准看護師を除く。) 、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚 士、介護支援専門員(介護保険法第7条第5 項に規定する介護支援専門員をいう。以下同 じ。) 又は相談支援専門員(障害者の日常生 活及び社会生活を総合的に支援するための法 律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及 び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令 第28号) 第3条第1項又は児童福祉法に基づ く指定障害児相談支援の事業の人員及び運営 に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号 ) 第3条第1項に規定する相談支援専門員を いう。以下同じ。)のうちいずれか3者以上 と共同して指導を行った場合に、多機関共同 指導加算として、2,000点を所定点数に加算 する。

介護支援等連携指導料

注 当該保険医療機関に入院中の患者に対して、 当該患者の同意を得て、医師又は医師の指示を 受けた看護師、社会福祉士等が介護支援専門員 又は相談支援専門員と共同して、患者の心身の 状態等を踏まえて導入が望ましい介護サービス

B005-7 認知症専門診断管理料	護サービス等について説明及び指導を合に、当該入院中2回に限り算定する合において、同一日に、区分番号BC3に掲げる加算(居宅介護支援事業者援専門員と共同して指導を行った場合)は、別に算定できない。	5。この場 0 0 5 の注 fの介護支	又は障害福祉サービス等や退院後に利用可能な 介護サービス又は障害福祉サービス等について 説明及び指導を行った場合に、当該入院中2回 に限り算定する。この場合において、同一日に 、区分番号B005の注3に掲げる加算(介護 支援専門員又は相談支援専門員と共同して指導 を行った場合に限る。)は、別に算定できな い。
【項目の見直し】	<ul><li>1 認知症専門診断管理料 1</li><li>イ (略)</li><li>ロ 診療所型の場合</li><li>2 (略)</li></ul>	500点	<ul><li>→ 1 認知症専門診断管理料 1</li><li>イ (略)</li><li>ロ 連携型の場合 500点</li><li>2 (略)</li></ul>
B005-7-2 認知症療養指導料			_
【項目の見直し】	認知症療養指導料	350点	<ul> <li>→ 認知症療養指導料</li> <li>1 認知症療養指導料 1 350点</li> <li>2 認知症療養指導料 2 300点</li> <li>3 認知症療養指導料 3 300点</li> </ul>
【注の追加】		(追加)	⇒ 注2 2については、当該保険医療機関の紹介により他の保険医療機関において区分番号B005-7-3に掲げる認知症サポート指導料を算定した患者であって、入院中の患者以外のものに対して、当該他の保険医療機関から認知症の療養方針に係る助言を得て、当該保



【新設】	(新設)	B005-7-3 認知症サポート指導料 450点注1 認知症患者に対する支援体制の確保に協力している医師が、他の保険医療機関からの求めに応じ、認知症を有する入院中の患者以外の患者に対し、当該患者又はその家族等の同意を得て療養上の指導を行うとともに、当該他の保険医療機関に対し、療養方針に係る助言を行った場合に、6月に1回に限り算定する。 注2 注1の規定に基づく他の保険医療機関への助言に係る区分番号B009に掲げる診療情報提供料(I)の費用は、所定点数に含まれるも
【新設】	(新設)	B005-10 ハイリスク妊産婦連携指導料1 1,000点注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た産科又は産婦人科を標榜する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、精神疾患を有する妊婦又は出産後2月以内であるものに対して、当該患者の同意を得て、産科又は産婦人科を担当する医師及び保健師、助産師又は看護師が共同して精神科又は心療内科及び市町村(特別区を含む。)又は都道府県と連携し、診療及び療養上必要な指導を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

		注2 同一の保険医療機関において、区分番号B 005-10-2に掲げるハイリスク妊産婦連 携指導料2を同一の患者について別に算定で きない。
【新設】	(新設)	* B005-10-2 ハイリスク妊産婦連携指導料 2 750点注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た精神科又は心療内科を標榜する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、精神疾患を有する妊婦又は出産後6月以内であるものに対して、当該患者の同意を得て、精神科又は心療内科を担当する医師が産科又は産婦人科及び市町村(特別区を含む。)又は都道府県と連携し、診療及び療養上必要な指導を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。 注2 同一の保険医療機関において、区分番号B005-10に掲げるハイリスク妊産婦連携指導料1を同一の患者について別に算定できない。
B009 診療情報提供料(I)		
【注の見直し】	注2 保険医療機関が、診療に基づき患者の同意 を得て、当該患者の居住地を管轄する市町村 又は介護保険法第46条第1項の規定により都 道府県知事が指定する指定居宅介護支援事業	→ 注2 保険医療機関が、診療に基づき患者の同意 を得て、当該患者の居住地を管轄する市町村 又は介護保険法第46条第1項に規定する指定 居宅介護支援事業者、同法第58条第1項に規

者等に対して、診療状況を示す文書を添えて 定する指定介護予防支援事業者、障害者の日 、当該患者に係る保健福祉サービスに必要な 常生活及び社会生活を総合的に支援するため 情報を提供した場合に、患者1人につき月1 の法律(平成17年法律第123号)第51条の17 回に限り算定する。 第1項第1号に規定する指定特定相談支援事 業者、児童福祉法第24条の26第1項第1号に 規定する指定障害児相談支援事業者等に対し て、診療状況を示す文書を添えて、当該患者 に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供 した場合に、患者1人につき月1回に限り算 定する。 【注の見直し】 注5 保険医療機関が、診療に基づき患者の同意 注 5 保険医療機関が、診療に基づき患者の同意 を得て、介護老人保健施設又は介護医療院に を得て、介護老人保健施設に対して、診療状 況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場 対して、診療状況を示す文書を添えて患者の 紹介を行った場合に、患者1人につき月1回 合に、患者1人につき月1回に限り算定す に限り算定する。 る。 【注の見直し】 注7 保険医療機関が、患者の退院日の属する月 注7 保険医療機関が、患者の退院日の属する月 又はその翌月に、添付の必要を認め、患者の 又はその翌月に、添付の必要を認め、当該患 者の同意を得て、別の保険医療機関、精神障 同意を得て、別の保険医療機関、精神障害者 施設又は介護老人保健施設に対して、退院後 害者施設又は介護老人保健施設若しくは介護 の治療計画、検査結果、画像診断に係る画像 医療院に対して、退院後の治療計画、検査結 情報その他の必要な情報を添付して紹介を行 果、画像診断に係る画像情報その他の必要な った場合は、200点を所定点数に加算する。 情報を添付して紹介を行った場合は、200点 を所定点数に加算する。 注15 保険医療機関が、患者の同意を得て、当該 【注の追加】 (追加)

	患者が入院又は入所する保険医療機関又は介護老人保健施設若しくは介護医療院に対して文書で診療情報を提供する際、当該患者に対して定期的に訪問看護を行っている訪問看護ステーションから得た療養に係る情報を添付して紹介を行った場合は、療養情報提供加算として、50点を所定点数に加算する。
【新設】	(新設) B010-2 診療情報連携共有料 120点注1 歯科診療を担う別の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、検査結果、投薬内容等を文書により提供した場合に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき3月に1回に限り算定する。 注2 区分番号B009に掲げる診療情報提供料(I)(同一の保険医療機関に対して紹介を行った場合に限る。)を算定した同一月においては、別に算定できない。

項目	現 行	改 正 案
第2章 特揭診療料		
第2部 在宅医療		
第1節 在宅患者診療・指導料		
C001 在宅患者訪問診療料(1日 につき)		
【名称の見直し】	在宅患者訪問診療料(1日につき)	> 在宅患者訪問診療料(I) (1日につき)
【項目の見直し】	1 同一建物居住者以外の場合 833点 2 同一建物居住者の場合 203点	1 在宅患者訪問診療料 1 イ 同一建物居住者以外の場合 833点 ロ 同一建物居住者の場合 203点 2 在宅患者訪問診療料 2 イ 同一建物居住者以外の場合 830点 ロ 同一建物居住者の場合 178点
【注の見直し】	注1 1については、在宅で療養を行っている患者(当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に訪問診療を行う場合の当該患者(以下この区分番号において「同一建物居住者」という。)を除く。)であって通院が困難なものに対して	注1 1については、在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的に訪問して診療を行った場合(区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に訪問して診療を行った場合及び有料老人

、その同意を得て、計画的な医学管理の下に 定期的に訪問して診療を行った場合(区分番 号A000に掲げる初診料を算定する初診の 日に訪問して診療を行った場合を除く。)に 、当該患者1人につき週3回(同一の患者に ついて、1及び2を併せて算定する場合にお いて同じ。)を限度(別に厚生労働大臣が定 める疾病等の患者に対する場合を除く。)と して算定する。この場合において、区分番号 A001に掲げる再診料、区分番号A002 に掲げる外来診療料又は区分番号C000に 掲げる往診料は、算定しない。

ホームその他これに準ずる施設(以下この区 分番号及び区分番号 C O O 1 - 2 において 「有料老人ホーム等」という。)に併設され る保険医療機関が、当該有料老人ホーム等に 入居している患者に対して行った場合を除 く。) に、当該患者が同一建物居住者(当該 患者と同一の建物に居住する他の患者に対し て当該保険医療機関が同一日に訪問診療を行 う場合の当該患者をいう。以下この区分番号 において同じ。) 以外である場合はイを、当 該患者が同一建物居住者である場合は口を、 それぞれ、当該患者1人につき週3回(同一 の患者について、イ及び口を併せて算定する 場合において同じ。) に限り (別に厚生労働 大臣が定める疾病等の患者に対する場合を除 く。) 算定する。この場合において、区分番 号A001に掲げる再診料、区分番号A00 2に掲げる外来診療料、区分番号A003に 掲げるオンライン診療料、区分番号C000 に掲げる往診料又は区分番号C002の注12 に規定するオンライン在宅管理料は、算定し ない。

【注の見直し】

注2 2については、在宅で療養を行っている患者(同一建物居住者に限る。)であって通院が困難なものに対して、その同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的に訪問して診療を行った場合(区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に訪問して診療を行

注2 2については、区分番号C002に掲げる 在宅時医学総合管理料、区分番号C002-2に掲げる施設入居時等医学総合管理料又は 区分番号C003に掲げる在宅がん医療総合 診療料の算定要件を満たす他の保険医療機関 の求めに応じ、当該他の保険医療機関から紹 った場合を除く。)に、当該患者1人につき 週3回(同一の患者について、1及び2を併せて算定する場合において同じ。)を限度 (別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者に対する場合を除く。)として算定する。この 場合において、区分番号A001に掲げる再 診料、区分番号A002に掲げる外来診療料 又は区分番号C000に掲げる往診料は、算 定しない。

【注の見直し】

注6 在宅で死亡した患者(往診又は訪問診療を 行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した 患者を含む。)に対してその死亡日及び死亡 日前14日以内に、2回以上の往診又は訪問診 療を実施した場合には、在宅ターミナルケア 加算として、次に掲げる点数を、それぞれ所 定点数に加算する。ただし、別に厚生労働大 臣が定める施設基準に適合するものとして地 方厚生局長等に届け出た保険医療機関が行っ た場合は、当該基準に掲げる区分に従い、在 宅緩和ケア充実診療所・病院加算、在宅療養 介された患者に対して、当該患者の同意を得 て、計画的な医学管理の下に訪問して診療を 行った場合(有料老人ホーム等に併設される 保険医療機関が、当該有料老人ホーム等に入 居している患者に対して行った場合を除く。 )に、当該患者が同一建物居住者以外である 場合はイを、当該患者が同一建物居住者であ る場合はロを、当該患者1人につき、訪問診 療を開始した日の属する月から起算して6月 (別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者に 対する場合を除く。)を限度として、月1回 に限り算定する。この場合において、区分番 号A000に掲げる初診料、区分番号A00 1に掲げる再診料、区分番号A002に掲げ る外来診療料、区分番号A003に掲げるオ ンライン診療料又は区分番号C000に掲げ る往診料は、算定しない。

注6 在宅で死亡した患者(往診又は訪問診療を 行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した 患者を含む。)に対してその死亡日及び死亡 日前14日以内に、2回以上の往診又は訪問診 療を実施した場合(1を算定する場合に限 る。)には、当該患者に係る区分等に従い、 在宅ターミナルケア加算として、次に掲げる 点数を、それぞれ所定点数に加算する。ただ し、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適 合するものとして地方厚生局長等に届け出た 保険医療機関が行った場合は、当該基準に掲 実績加算1又は在宅療養実績加算2として、 それぞれ1,000点、750点又は500点を更に所 定点数に加算する。

- イ 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病 院であって別に厚生労働大臣が定めるもの の場合
- (1) 病床を有する場合
- 6,000点
- (2) 病床を有しない場合
- 5,000点
- ロ 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病 院(イに規定するものを除く。)の場合

4,000点

ハ イ及び口に掲げるもの以外の場合

3,000点

げる区分に従い、在宅緩和ケア充実診療所・病院加算、在宅療養実績加算1又は在宅療養 実績加算2として、それぞれ1,000点、750点 又は500点を、がん患者に対して酸素療法を 行っていた場合は酸素療法加算として2,000 点を更に所定点数に加算する。

- イ 有料老人ホーム等に入居する患者以外の 患者
- (1) 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援 病院であって別に厚生労働大臣が定める ものの場合
  - ① 病床を有する場合 6,500点
  - ② 病床を有しない場合 5,500点
- (2) 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援 病院(川)に規定するものを除く。)の場合4,500点
- (3) (1)及び(2)に掲げるもの以外の場合 3,500点
- ロ 有料老人ホーム等に入居する患者
- (1) 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援 病院であって別に厚生労働大臣が定める ものの場合
  - ① 病床を有する場合
    - 6,500点
  - ② 病床を有しない場合 5,500点
- (2) 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援 病院(川)に規定するものを除く。) の場合 4,500点
- (3) (1)及び(2)に掲げるもの以外の場合

3,500点

【注の見直し】	注7 往診又は訪問診療を行い、在宅で患者を看 取った場合には、看取り加算として、3,000 点を所定点数に加算する。	→ 注7 往診又は訪問診療を行い、在宅で患者を看 取った場合(1を算定する場合に限る。)に は、看取り加算として、3,000点を所定点数 に加算する。
【注の見直し】	注8	→ 注8 死亡診断を行った場合(1を算定する場合に限る。)には、死亡診断加算として、200点を所定点数に加算する。ただし、注7に規定する加算を算定する場合は、算定できない。
【新設】	(新設)	→ C001-2 在宅患者訪問診療料(□)(1日につき) 144点注1 有料老人ホーム等に併設される保険医療機関が、当該施設に入居している患者に対して、次のいずれかに該当する訪問診療を行った場合に算定する。この場合において、区分番号A000に掲げる初診料、区分番号A001に掲げる再診料、区分番号A002に掲げる外来診療料、区分番号A003に掲げる外来診療料、区分番号C002に掲げる往診料は、算定しない。イ 当該保険医療機関が、区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料又は区分番号C002-2に掲げる施設入居時等医学総合管理料の算定要件を満たす保険医療機関として、当該患者の同意を得て、計画的

な医学管理の下に定期的に訪問して診療を 行った場合(区分番号A000に掲げる初 診料を算定する初診の日に訪問して診療を 行った場合を除く。)

- ロ 区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料、区分番号C002-2に掲げる施設入居時等医学総合管理料又は区分番号 C003に掲げる在宅がん医療総合診療料の算定要件を満たす他の保険医療機関の求めに応じ、当該他の保険医療機関から紹介された患者に対して、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に訪問して診療を行った場合
- 注2 注1のイの場合については、当該患者1人 につき週3回(別に厚生労働大臣が定める疾 病等の患者に対する場合を除く。)に限り算 定する。
- 注3 注1のロの場合については、当該患者1人 につき訪問診療を開始した日の属する月から 起算して6月(別に厚生労働大臣が定める疾 病等の患者に対する場合を除く。)を限度と して、月1回に限り算定する。
- 注4 注1のイの場合について、保険医療機関が、診療に基づき、患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問診療を行う必要性を認め、計画的な医学管理の下に、訪問診療を行った場合は、注2の規定にかかわらず、1月に1回に限り、当該診療の日から14日以内に行った訪問診療については14日を限度として算定する。

- 注5 患者の居住する有料老人ホーム等で死亡し た患者(往診又は訪問診療を行った後、24時 間以内に当該有料老人ホーム等以外で死亡し た患者を含む。) に対してその死亡日及び死 亡日前14日以内に、2回以上の往診又は訪問 診療を実施した場合(注1のイの場合に限 る。)には、在宅ターミナルケア加算として 、次に掲げる点数を、それぞれ所定点数に加 算する。ただし、別に厚生労働大臣が定める 施設基準に適合するものとして地方厚生局長 等に届け出た保険医療機関が行った場合は、 当該基準に掲げる区分に従い、在宅緩和ケア 充実診療所·病院加算、在宅療養実績加算1 又は在宅療養実績加算2として、それぞれ1, 000点、750点又は500点を、がん患者に対し て酸素療法を行っていた場合は酸素療法加算 として2,000点を、更に所定点数に加算す
  - イ 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病 院であって別に厚生労働大臣が定めるもの の場合
  - (1) 病床を有する場合 6,200点
  - (2) 病床を有しない場合 5,200点
  - ロ 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病 院(イに規定するものを除く。)の場合

4,200点

ハ イ及びロに掲げるもの以外の場合

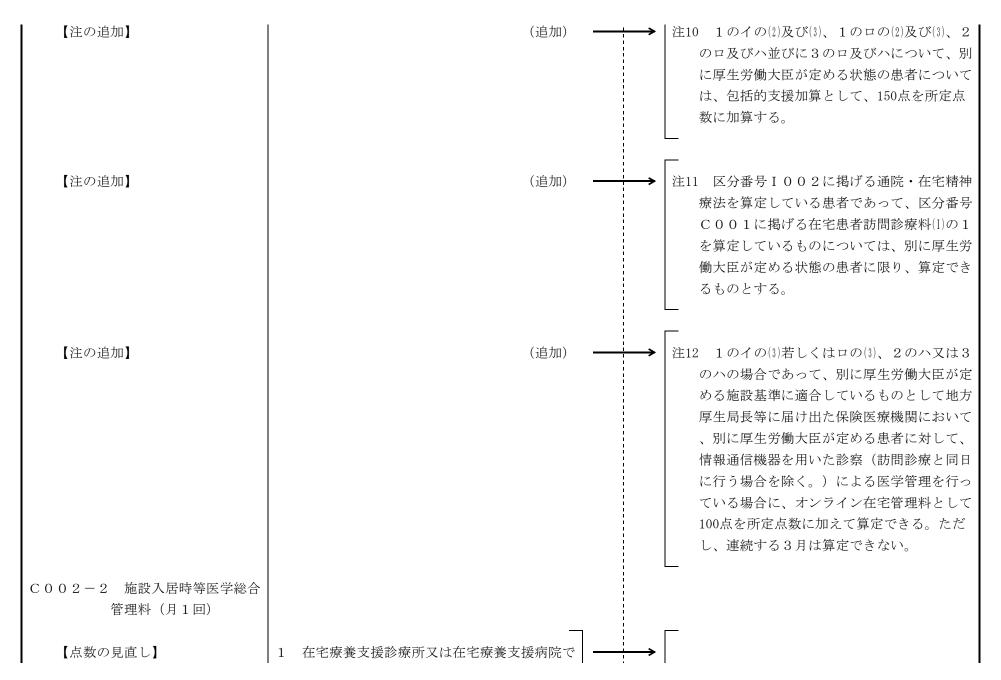
3,200点

注6 区分番号C001の注4、注5、注7、注8及び注10の規定は、在宅患者訪問診療料

(Ⅱ)について準用する。この場合において、 同注7中「在宅」とあるのは「患者の入居す る有料老人ホーム等」と、「1を算定する場 合」とあるのは「注1のイの場合」と、同注 8中「1を算定する場合」とあるのは「注1 のイの場合」と、「注7に規定する加算」と あるのは「注6において準用するC001の 注7に規定する加算」と読み替えるものとす る。 C 0 0 2 在宅時医学総合管理料(月 1回) 【点数の見直し】 1 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院で あって別に厚生労働大臣が定めるものの場合 イ 病床を有する場合 (1) 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に 対し、月2回以上訪問診療を行っている場 合  $(1)\sim(3)$  (略) (2) 月2回以上訪問診療を行っている場合 ((1)の場合を除く。) ① 単一建物診療患者が1人の場合 4.600点 4,500点 ② 単一建物診療患者が2人以上9人以下 の場合 2,500点 2,400点 ③ ①及び②以外の場合 1,300点 1,200点 (3) 月1回訪問診療を行っている場合 ① $\sim$ ③ (略) ロ 病床を有しない場合

(1) 別に厚生労働大臣が定める:	状態の患者に┃	1 1	
対し、月2回以上訪問診療を	行っている場		
合			
①~③ (略)			
(2) 月2回以上訪問診療を行って	ている場合		
(⑴の場合を除く。)			
① 単一建物診療患者が1人	の場合		
	4,200点	4, 100点	
② 単一建物診療患者が2人	以上9人以下		
の場合	2,300点	2,200点	
③ ①及び②以外の場合	1,200点	1, 100点	
(3) 月1回訪問診療を行ってい	る場合		
①~③ (略)			
2 在宅療養支援診療所又は在宅療	養支援病院		
(1に規定するものを除く。)の	場合		
イ 別に厚生労働大臣が定める状態	態の患者に対		
し、月2回以上訪問診療を行って	ている場合		
(1)~(3) (略)			
ロ 月2回以上訪問診療を行ってい	ハる場合(イ		
の場合を除く。)			
(1) 単一建物診療患者が1人の	場合		
	3,800点	3,700点	
(2) 単一建物診療患者が2人以	上9人以下の		
場合	2,100点	2,000点	
(3) (1)及び(2)以外の場合	1,100点	1,000点	
ハ 月1回訪問診療を行っている	場合		
(1) 単一建物診療患者が1人の	場合		
	2,280点	2,300点	
(2) 単一建物診療患者が2人以	上9人以下の		
場合	1,260点	1,280点	

(3) (1)及び(2)以外の場合	660点	680点	
3 1及び2に掲げるもの以外の場合			
イ 別に厚生労働大臣が定める状態の患	計者に対		
し、月に2回以上訪問診療を行ってい	いる場合		
(1)~(3) (略)			
ロ 月2回以上訪問診療を行っている場	景合 (イ		
の場合を除く。)			
(1) 単一建物診療患者が1人の場合			
:	2,850点	2,750点	
(2) 単一建物診療患者が2人以上9人		, , , , , ,	
	1,575点	1,475点	
(3) (1)及び(2)以外の場合	850点	750点	
ハ月1回訪問診療を行っている場合			
(1) 単一建物診療患者が1人の場合			
	1,710点	1,760点	
(2) 単一建物診療患者が2人以上9人	·	, , , , , ,	
場合	945点	995点	
(3) (1)及び(2)以外の場合	510点	560点	
		_	
	(追加) ——	→ 注9 3 ð	と算定する患者であって継続的に診療を
	,		ているものに対して、保険医療機関(診
			こ限る。)が、当該患者の同意を得て、
			保険医療機関において又は他の保険医療
			との連携により、常時往診を行う体制等
			Rした上で訪問診療を行った場合に、継
			寮加算として、216点を所定点数に加算
		する。	
		<u>—</u>	



あって別に厚生労働大臣が定める。	₹ Ø Ø Ħ ♠	1	
	も <i>のの場</i> 口		
イ病床を有する場合	17.44の中央に		
(1) 別に厚生労働大臣が定める料			
対し、月2回以上訪問診療を行	けつている場		
合 G G G G G G G G G G G G G G G G G G G			
①~③ (略)			
(2) 月2回以上訪問診療を行って	ている場合		
(⑴の場合を除く。)			
① 単一建物診療患者が1人の	の場合		
	3,300点	3, 200点	
② 単一建物診療患者が2人具	以上9人以下		
の場合	1,800点	1,700点	
③ ①及び②以外の場合	1,300点	1,200点	
(3) 月1回訪問診療を行っている	る場合		
①~③ (略)			
ロ 病床を有しない場合			
(1) 別に厚生労働大臣が定める	<b>状態の患者に</b>		
対し、月2回以上訪問診療を行	行っている場		
合			
①~③ (略)			
(2) 月2回以上訪問診療を行って	ている場合		
(⑴の場合を除く。)			
① 単一建物診療患者が1人の	の場合		
	3,000点	2,900点	
② 単一建物診療患者が2人具	以上9人以下		
の場合	1,650点	1,550点	
③ ①及び②以外の場合	1,200点	1, 100点	
③ 月1回訪問診療を行っている	る場合		
①~③ (略)			
2 在宅療養支援診療所又は在宅療	* * * * * * * * * * * * * *		

(1に規定するものを除く。)の		-		
イ 別に厚生労働大臣が定める状	! !			
し、月2回以上訪問診療を行っ	ている場合	:		
(1)~(3) (略)				
ロ 月2回以上訪問診療を行って	いる場合(イ	-		
の場合を除く。)		! !		
(1) 単一建物診療患者が1人の	場合	-		
	2,700点		2,600点	
(2) 単一建物診療患者が2人以	上9人以下の	  -  -		
場合	1,500点		1,400点	
(3) (1)及び(2)以外の場合	1,100点	-	1,000点	
ハ 月1回訪問診療を行っている	場合	; ; ;		
(1) 単一建物診療患者が1人の	場合	1		
	1,620点	-	1,640点	
(2) 単一建物診療患者が2人以	上9人以下の	;   		
場合	900点		920点	
(3) (1)及び(2)以外の場合	660点	-	680点	
3 1及び2に掲げるもの以外の場	合	; ; ;		
イ 別に厚生労働大臣が定める状	態の患者に対			
し、月2回以上訪問診療を行っ	ている場合			
(1)~(3) (略)		-  -		
ロ 月2回以上訪問診療を行って	いる場合(イ	1 1 1		
の場合を除く。)		-		
(1) 単一建物診療患者が1人の	場合	; ;		
	2,050点		1,950点	
(2) 単一建物診療患者が2人以	上9人以下の			
場合	1,125点	 	1,025点	
(3) (1)及び(2)以外の場合	850点	-	750点	
ハ 月1回訪問診療を行っている	場合			
(1) 単一建物診療患者が1人の	場合	! !		

	1,230点 (2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の 場合 675点 (3) (1)及び(2)以外の場合 510点		1, 280点 725点 560点
【注の追加】	(追加)	•	注4 区分番号I002に掲げる通院・在宅精神療法を算定している患者であって、区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(I)の1又は区分番号C001-2に掲げる在宅患者訪問診療料(II)(注1のイの場合に限る。)を算定しているものについては、別に厚生労働大臣が定める状態の患者に限り、算定できるものとする。
【注の追加】	(追加) -	<b>→</b>	注5 区分番号C002の注2から注5まで及び 注8から注10までの規定は、施設入居時等医 学総合管理料について準用する。この場合に おいて、同注3及び同注5中「在宅時医学総 合管理料」とあるのは、「施設入居時等医学 総合管理料」と読み替えるものとする。
C003 在宅がん医療総合診療料			
【注の見直し】	注2 患家において死亡診断を行った場合は、20 0点を所定点数に加算する。	<b></b>	注2 死亡診断を行った場合は、死亡診断加算と して、200点を所定点数に加算する。
C005 在宅患者訪問看護・指導料 (1日につき)		 	

## 【項目の見直し】

1 • 2 (略)

3 悪性腫瘍の患者に対する緩和ケア又は褥瘡 ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合 1,285点 1・2 (略)

3 悪性腫瘍の患者に対する緩和ケア、褥瘡ケアスは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合 1,285点

## 【注の見直し】

注2 3については、別に厚生労働大臣が定める 施設基準に適合しているものとして地方厚生 局長等に届け出た保険医療機関が、在宅で療 養を行っている悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは 化学療法を行っている患者又は真皮を越える 褥 瘡の状態にある患者 (区分番号C013に掲 げる在宅患者訪問褥 瘡管理指導料を算定す る場合にあっては真皮までの状態の患者) (いずれも同一建物居住者を除く。) であっ て通院が困難なものに対して、診療に基づく 訪問看護計画により、緩和ケア又は褥 瘡ケ アに係る専門の研修を受けた看護師を訪問さ せて、他の保険医療機関の看護師等又は訪問 看護ステーションの看護師等と共同して同一 日に看護又は療養上必要な指導を行った場合 に、当該患者1人について、それぞれ月1回 を限度として算定する。

注2 3については、別に厚生労働大臣が定める 施設基準に適合しているものとして地方厚生 局長等に届け出た保険医療機関が、在宅で療 養を行っている悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは 化学療法を行っている患者、真皮を越える 褥 瘡の状態にある患者(区分番号C013 に掲げる在宅患者訪問褥 瘡管理指導料を算 定する場合にあっては真皮までの状態の患者 ) 又は人工肛門若しくは人工膀胱を造設して いる者で管理が困難な患者(いずれも同一建 物居住者を除く。) であって通院が困難なも のに対して、診療に基づく訪問看護計画によ り、緩和ケア、褥 瘡ケア又は人工肛門ケア 及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた 看護師を訪問させて、他の保険医療機関の看 護師若しくは准看護師又は訪問看護ステーシ ョンの看護師若しくは准看護師と共同して同 一日に看護又は療養上必要な指導を行った場 合に、当該患者1人について、それぞれ月1 回に限り算定する。

【注の見直し】

注5 1及び2については、別に厚生労働大臣が

注5 1及び2については、別に厚生労働大臣が

定める長時間の訪問を要する者に対し、保険 医療機関の看護師等が、長時間にわたる訪問 看護・指導を実施した場合には、長時間訪問 看護・指導加算として、週1回(15歳未満の 超重症児又は準超重症児の場合にあっては週 3回)に限り、520点を所定点数に加算す る。 定める長時間の訪問を要する者に対し、保険 医療機関の看護師等が、長時間にわたる訪問 看護・指導を実施した場合には、長時間訪問 看護・指導加算として、週1日(別に厚生労 働大臣が定める者の場合にあっては週3日) に限り、520点を所定点数に加算する。

【注の見直し】

注6 1及び2については、3歳未満の乳幼児又は3歳以上6歳未満の幼児に対し、保険医療機関の看護師等が訪問看護・指導を実施した場合には、乳幼児加算又は幼児加算として、1日につきそれぞれ50点を所定点数に加算する。

注6 1及び2については、6歳未満の乳幼児に対し、保険医療機関の看護師等が訪問看護・ 指導を実施した場合には、乳幼児加算として 、1日につき150点を所定点数に加算する。

【注の見直し】

注7 1及び2については、同時に複数の看護師 等による訪問看護・指導が必要な者として別 に厚生労働大臣が定める者に対して、保険医 療機関の複数の看護師等が同時に訪問看護・ 指導を行うことについて患者又はその家族等 の同意を得て、訪問看護・指導を実施した場 合には、複数名訪問看護加算として、次に掲 げる区分に従い、いずれかを所定点数に加算 する。この場合において、イ又は口について は、週1日に限り算定する。

> イ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行 う看護師等が他の保健師、助産師又は看護

イ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行 う看護師等が他の保健師、助産師又は看護 注7 1及び2については、同時に複数の看護師等による訪問看護・指導が必要な者として別に厚生労働大臣が定める者に対して、保険医療機関の複数の看護師等が同時に訪問看護・指導を行うことについて当該患者又はその家族等の同意を得て、訪問看護・指導を実施した場合には、複数名訪問看護・指導加算として、次に掲げる区分に従い、1日につき、いずれかを所定点数に加算する。ただし、イ又はロの場合にあっては週1日を、ハの場合にあっては週3日を限度として算定する。

師と同時に訪問看護・指導を行う場合

430点

ロ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行 う看護師等が他の准看護師と同時に訪問看 護・指導を行う場合 380点

ハ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行 う看護師等が看護補助者と同時に訪問看護 ・指導を行う場合 300点

【注の見直し】

注9 1及び2については、保険医療機関の保健師、助産師又は看護師が、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものの状態の急変等に伴い、当該患者の在宅療養を担う他の保険医療機関の保険医の求めにより、当該他の保険医療機関の保険医等、歯科訪問診療を実施している保険医療機関の保険医療機関の保険医である歯科医師等、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師又は居宅介護支援事業者の介護支援専門員と共同で患家に赴き、カンファレンスに参加し、それらの者と共同で療養上必要な指導を行った場合には、

師と同時に訪問看護・指導を行う場合

450点

600点

- ロ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行 う看護師等が他の准看護師と同時に訪問看 護・指導を行う場合 380点
- ハ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行う看護師等が看護補助者と同時に訪問看護・指導を行う場合(別に厚生労働大臣が定める場合を除く。) 300点
- ニ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行う看護師等が看護補助者と同時に訪問看護・指導を行う場合(別に厚生労働大臣が定める場合に限る。)
  - (1) 1日に1回の場合 300点
  - (2) 1日に2回の場合
  - (3) 1日に3回以上の場合 1,000点

注9 1及び2については、保険医療機関の保健師、助産師又は看護師が、在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものの状態の急変等に伴い、当該患者の在宅療養を担う他の保険医療機関の保険医の求めにより、当該他の保険医療機関の保険医等、歯科訪問診療を実施している保険医療機関の保険医である歯科医師等、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師、介護支援専門員又は相談支援専門員と共同で、カンファレンスに参加し、それらの者と共同で療養上必要な指導を行った場合には、在宅患者緊急時等

在宅患者緊急時等カンファレンス加算として 、月2回に限り200点を所定点数に加算す る。

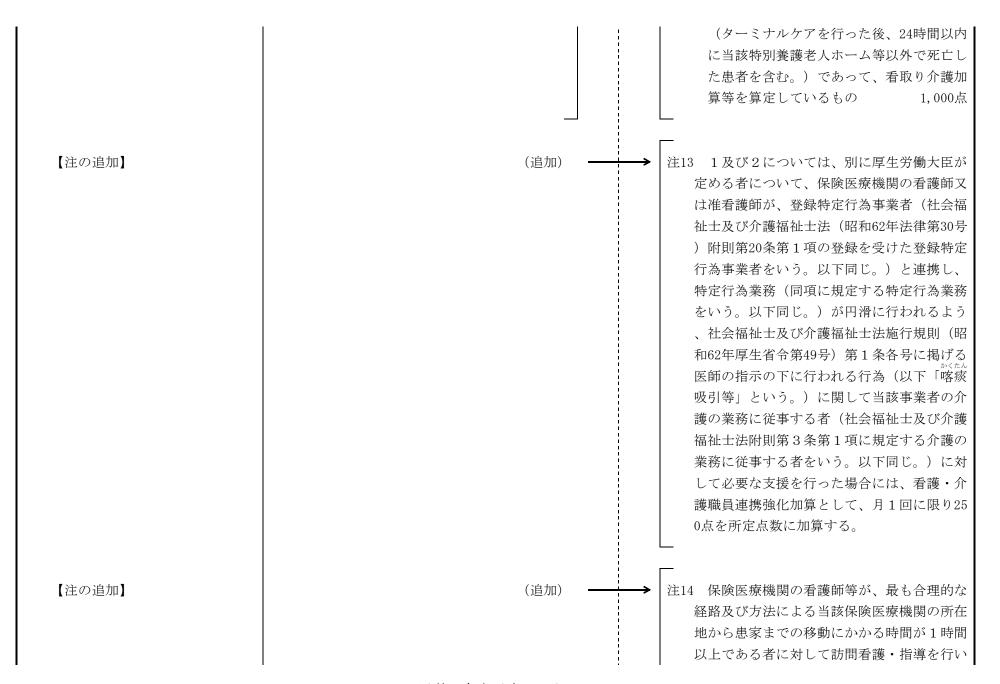
【注の見直し】

注10 1及び2については、在宅で死亡した患者 (ターミナルケアを行った後、24時間以内に 在宅以外で死亡した患者を含む。)に対して 、保険医療機関の保険医の指示により、その 死亡日及び死亡日前14日以内に、2回以上訪 問看護・指導を実施し、かつ、訪問看護にお けるターミナルケアに係る支援体制について 患者及び家族等に対して説明した上でターミ ナルケアを行った場合は、在宅ターミナルケ ア加算として、2,000点を所定点数に加算す る。 カンファレンス加算として、月2回に限り200点を所定点数に加算する。

注10 1及び2については、在宅で死亡した患者 又は特別養護老人ホームその他これに準ずる 施設(以下この注において「特別養護老人ホ ーム等」という。)で死亡した患者に対して 、保険医療機関の保険医の指示により、その 死亡日及び死亡日前14日以内に、2回以上訪 問看護・指導を実施し、かつ、訪問看護にお けるターミナルケアに係る支援体制について 患者及び家族等に対して説明した上でターミ ナルケアを行った場合は、在宅ターミナルケ ア加算として、次に掲げる区分に従い、いず れかを所定点数に加算する。

イ 在宅で死亡した患者(ターミナルケアを 行った後、24時間以内に在宅以外で死亡し た患者を含む。)又は特別養護老人ホーム 等で死亡した患者(ターミナルケアを行っ た後、24時間以内に当該特別養護老人ホー ム等以外で死亡した患者を含み、指定施設 サービス等に要する費用の額の算定に関す る基準(平成12年厚生省告示第21号)別表 の1に規定する看取り介護加算その他これ に相当する加算(以下この注において「看 取り介護加算等」という。)を算定してい るものを除く。) 2,500点

ロ 特別養護老人ホーム等で死亡した患者



、次のいずれかに該当する場合、特別地域訪 問看護加算として、所定点数の100分の50に 相当する点数を加算する。 イ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在す る保険医療機関の看護師等が訪問看護・指 導を行う場合 ロ 別に厚生労働大臣が定める地域外に所在 する保険医療機関の看護師等が別に厚生労 働大臣が定める地域に居住する患者に対し て訪問看護・指導を行う場合 C005-1-2 同一建物居住者訪 問看護・指導料(1 日につき) 【項目の見直し】 1 • 2 (略) 3 悪性腫瘍の患者に対する緩和ケア又は縟瘡 3 悪性腫瘍の患者に対する緩和ケア、褥瘡ケ ア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専 ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場 門の研修を受けた看護師による場合 1,285点 1,285点 【注の見直し】 注2 3については、別に厚生労働大臣が定める 注2 3については、別に厚生労働大臣が定める 施設基準に適合しているものとして地方厚生 施設基準に適合しているものとして地方厚生 局長等に届け出た保険医療機関が、在宅で療 局長等に届け出た保険医療機関が、在宅で療 養を行っている悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは 養を行っている悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは 化学療法を行っている患者又は真皮を越える 化学療法を行っている患者、真皮を越える 褥瘡の状態にある患者(区分番号C013 褥 瘡の状態にある患者(区分番号C013 に掲げる在宅患者訪問褥 瘡管理指導料を算 に掲げる在宅患者訪問褥 瘡管理指導料を算 定する場合にあっては真皮までの状態の患者 定する場合にあっては真皮までの状態の患者 ) (いずれも同一建物居住者に限る。) であ ) 又は人工肛門若しくは人工膀胱を造設して

って通院が困難なものに対して、診療に基づ く訪問看護計画により、緩和ケア又は褥瘡 ケアに係る専門の研修を受けた看護師を訪問 させて、他の保険医療機関の看護師等又は訪 問看護ステーションの看護師等と共同して同 一日に看護又は療養上必要な指導を行った場 合に、当該患者1人について、それぞれ月1

回を限度として算定する。

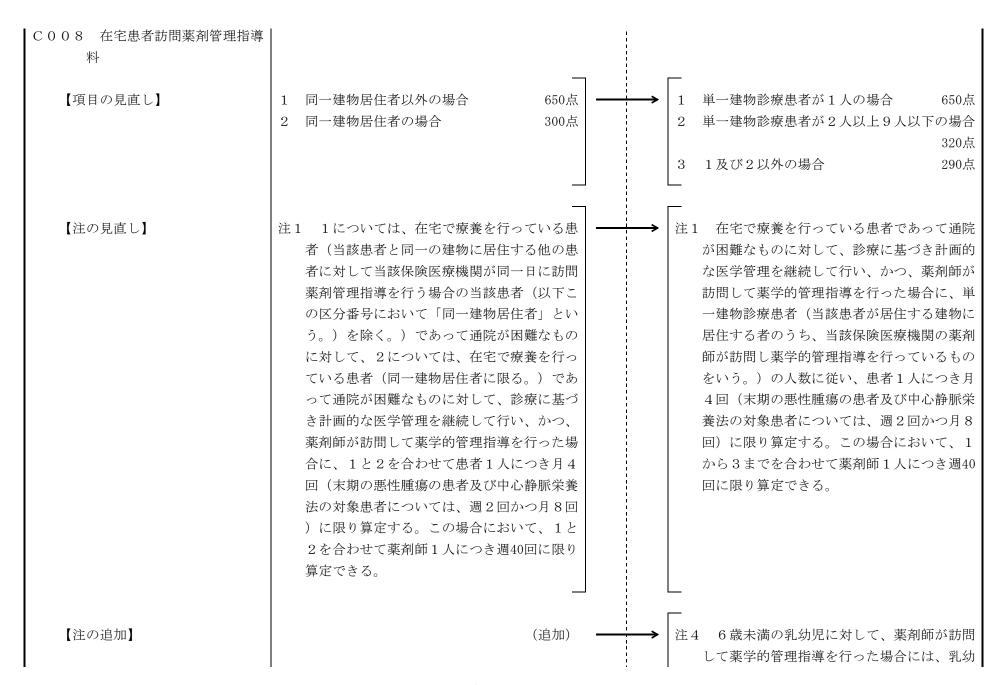
物居住者に限る。) であって通院が困難なも のに対して、診療に基づく訪問看護計画によ り、緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア 及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた 看護師を訪問させて、他の保険医療機関の看 護師若しくは准看護師又は訪問看護ステーシ ョンの看護師若しくは准看護師と共同して同 一日に看護又は療養上必要な指導を行った場 合に、当該患者1人について、それぞれ月1 回に限り算定する。

いる者で管理が困難な患者(いずれも同一建

【注の追加】

(追加)

注4 区分番号C005の注3から注14まで及び 注16の規定は、同一建物居住者訪問看護・指 導料について準用する。この場合において、 同注8中「在宅で療養を行っている患者」と あるのは「在宅で療養を行っている患者(同 一建物居住者に限る。)」と、「在宅患者連 携指導加算」とあるのは「同一建物居住者連 携指導加算」と、同注9中「在宅で療養を行 っている患者」とあるのは「在宅で療養を行 っている患者(同一建物居住者に限る。)」 と、「在宅患者緊急時等カンファレンス加算 」とあるのは「同一建物居住者緊急時等カン ファレンス加算」と、同注10中「在宅ターミ ナルケア加算」とあるのは「同一建物居住者 ターミナルケア加算」と読み替えるものとす る。



児加算として、100点を所定点数に加算す る。 C 0 0 9 在宅患者訪問栄養食事指導 530点 1 単一建物診療患者が1人の場合 【項目の見直し】 1 同一建物居住者以外の場合 530点 2 同一建物居住者の場合 450点 2 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 480点 3 1及び2以外の場合 440点 【注の見直し】 注1 1については、在宅で療養を行っており通 注1 在宅で療養を行っており通院が困難な患者 院が困難な患者(当該患者と同一の建物に居 であって、別に厚生労働大臣が定めるものに 対して、診療に基づき計画的な医学管理を継 住する他の患者に対して当該保険医療機関が 続して行い、かつ、管理栄養士が訪問して具 同一日に訪問栄養食事指導を行う場合の当該 患者(以下この区分番号において「同一建物 体的な献立等によって栄養管理に係る指導を 行った場合に、単一建物診療患者(当該患者 居住者」という。)を除く。)であって、別 に厚生労働大臣が定めるものに対して、2に が居住する建物に居住する者のうち、当該保 ついては、在宅で療養を行っており通院が困 険医療機関の管理栄養士が訪問し栄養食事指 難な患者(同一建物居住者に限る。)であっ 導を行っているものをいう。) の人数に従い 、 患者 1 人につき月 2 回に限り所定点数を算 て、別に厚生労働大臣が定めるものに対して 、診療に基づき計画的な医学管理を継続して 定する。 行い、かつ、管理栄養士が訪問して具体的な 献立等によって栄養管理に係る指導を行った 場合に、1と2を合わせて月2回に限り算定 する。 C011 在宅患者緊急時等カンファ レンス料

【注の見直し】

注 訪問診療を実施している保険医療機関の保険 医が、在宅での療養を行っている患者であって 通院が困難なものの状態の急変等に伴い、当該 保険医の求め又は当該患者の在宅療養を担う保 険医療機関の保険医の求めにより、歯科訪問診 療を実施している保険医療機関の保険医である 歯科医師等、訪問薬剤管理指導を実施している 保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーション の看護師等又は居宅介護支援事業者の介護支援 専門員と共同で患家に赴きカンファレンスを行 い又はカンファレンスに参加し、それらの者と 共同で療養上必要な指導を行った場合に、月2 回に限り算定する。

医が、在宅での療養を行っている患者であって 通院が困難なものの状態の急変等に伴い、当該 保険医の求め又は当該患者の在宅療養を担う保 険医療機関の保険医の求めにより、歯科訪問診 療を実施している保険医療機関の保険医である 歯科医師等、訪問薬剤管理指導を実施している 保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーション の保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業 療法士若しくは言語聴覚士、介護支援専門員又 は相談支援専門員と共同でカンファレンスを行 い又はカンファレンスに参加し、それらの者と 共同で療養上必要な指導を行った場合に、月2 回に限り算定する。

注 訪問診療を実施している保険医療機関の保険

C 0 1 2 在宅患者共同診療料

【注の見直し】

注1 1については、在宅療養後方支援病院(在宅において療養を行っている患者を緊急時に受け入れる病院であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものをいう。以下この表において同じ。)(許可病床数が500床未満の病院に限る。)が、在宅で療養を行っている別に厚生労働大臣が定める疾病等を有する患者以外の患者であって通院が困難なもの(当該在宅療養後方支援病院を緊急時の搬送先として希望するものに限る。以下この区分番号において同じ。)に対して、当該患

注1 1については、在宅療養後方支援病院(在宅において療養を行っている患者を緊急時に受け入れる病院であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものをいう。以下この表において同じ。)(許可病床数が400床未満の病院に限る。)が、在宅で療養を行っている別に厚生労働大臣が定める疾病等を有する患者以外の患者であって通院が困難なもの(当該在宅療養後方支援病院を緊急時の搬送先として希望するものに限る。以下この区分番号において同じ。)に対して、当該患

者に対する在宅医療を担う他の保険医療機関からの求めに応じて共同で往診を行った場合に、1から3までのいずれかを最初に算定した日から起算して1年以内に、患者1人につき1から3までを合わせて2回に限り算定する。

者に対する在宅医療を担う他の保険医療機関からの求めに応じて共同で往診を行った場合に、1から3までのいずれかを最初に算定した日から起算して1年以内に、患者1人につき1から3までを合わせて2回に限り算定する。

【注の見直し】

注2 2については、在宅療養後方支援病院(許 可病床数が500床未満の病院に限る。)が、 在宅で療養を行っている別に厚生労働大臣が 定める疾病等を有する患者以外の患者(当該 患者と同一の建物に居住する他の患者に対し て当該保険医療機関が同一日に訪問診療を行 う場合の当該患者(以下この区分番号におい て「同一建物居住者」という。) を除く。) であって通院が困難なものに対して、当該患 者に対する在宅医療を担う他の保険医療機関 からの求めに応じて計画的な医学管理の下に 定期的に訪問して共同で診療を行った場合に 、1から3までのいずれかを最初に算定した 日から起算して1年以内に、患者1人につき 1から3までを合わせて2回に限り算定す る。

注2 2については、在宅療養後方支援病院(許 可病床数が400床未満の病院に限る。)が、 在宅で療養を行っている別に厚生労働大臣が 定める疾病等を有する患者以外の患者(当該 患者と同一の建物に居住する他の患者に対し て当該保険医療機関が同一日に訪問診療を行 う場合の当該患者(以下この区分番号におい て「同一建物居住者」という。)を除く。) であって通院が困難なものに対して、当該患 者に対する在宅医療を担う他の保険医療機関 からの求めに応じて計画的な医学管理の下に 定期的に訪問して共同で診療を行った場合に 、1から3までのいずれかを最初に算定した 日から起算して1年以内に、患者1人につき 1から3までを合わせて2回に限り算定す る。

【注の見直し】

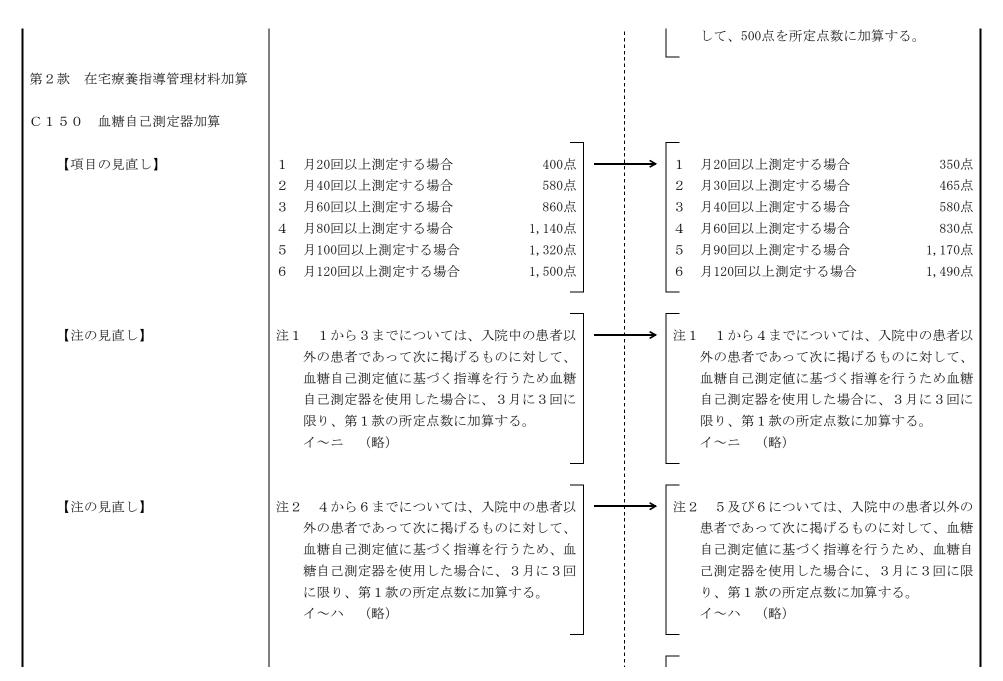
注3 3については、在宅療養後方支援病院(許可病床数が500床未満の病院に限る。)が、 在宅で療養を行っている別に厚生労働大臣が 定める疾病等を有する患者以外の患者(同一

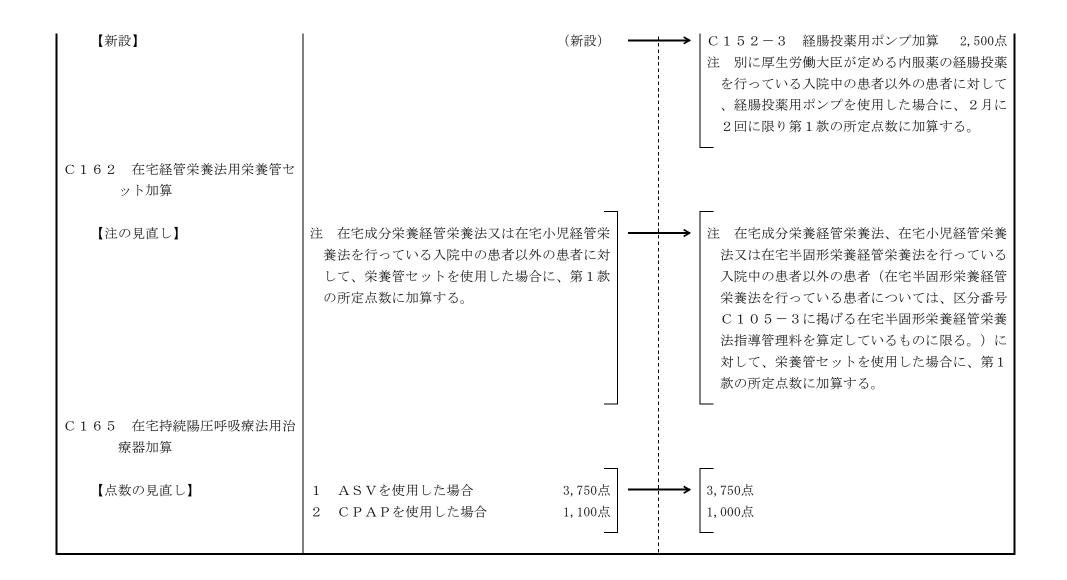
注3 3については、在宅療養後方支援病院(許可病床数が400床未満の病院に限る。)が、 在宅で療養を行っている別に厚生労働大臣が 定める疾病等を有する患者以外の患者(同一

第2節 在宅療養指導管理料 第1款 在宅療養指導管理料	建物居住者に限る。)であって通院が困難なものに対して、当該患者に対する在宅医療を担う他の保険医療機関からの求めに応じて計画的な医学管理の下に定期的に訪問して共同で診療を行った場合に、1から3までのいずれかを最初に算定した日から起算して1年以内に、患者1人につき1から3までを合わせて2回に限り算定する。	建物居住者に限る。)であって通院が困難なものに対して、当該患者に対する在宅医療を担う他の保険医療機関からの求めに応じて計画的な医学管理の下に定期的に訪問して共同で診療を行った場合に、1から3までのいずれかを最初に算定した日から起算して1年以内に、患者1人につき1から3までを合わせて2回に限り算定する。
C 1 0 3 在宅酸素療法指導管理料		
【注の追加】	(追加)	注2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、2を算定する患者について、前回受診月の翌月から今回受診月の前月までの期間、遠隔モニタリングを用いて療養上必要な指導を行った場合は、遠隔モニタリング加算として、150点に当該期間の月数(当該指導を行った月に限り、2月を限度とする。)を乗じて得た点数を、所定点数に加算する。
【新設】	(新設)	<ul><li>C105-3 在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料 2,500点注 在宅半固形栄養経管栄養法を行っている入院</li></ul>
•		

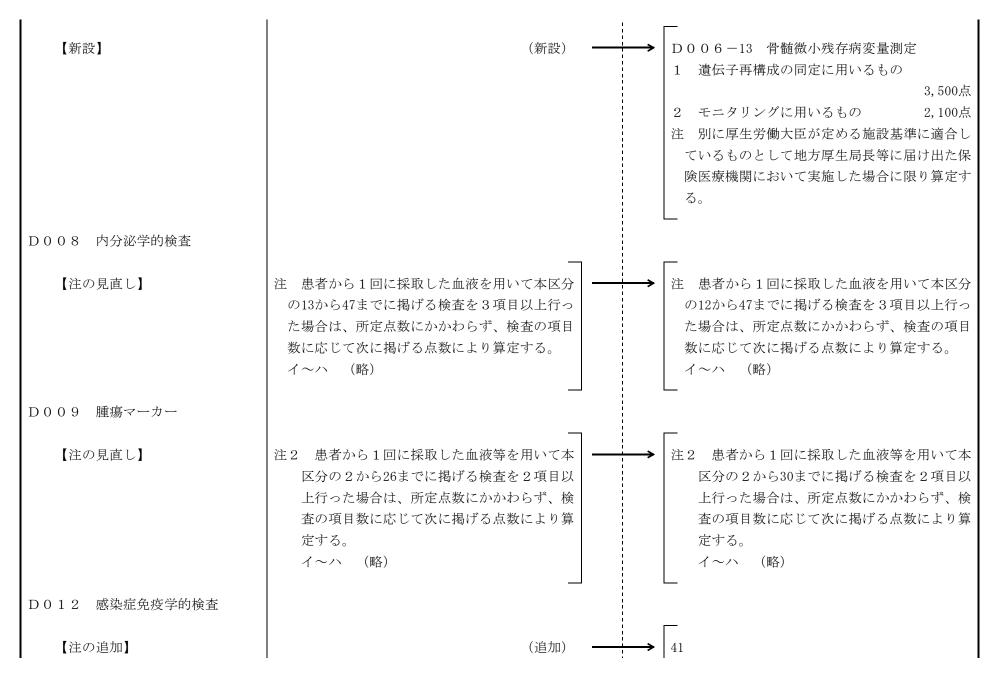
中の患者以外の患者(別に厚生労働大臣が定め る者に限る。) に対して、在宅半固形栄養経管 栄養法に関する指導管理を行った場合に、最初 に算定した日から起算して1年を限度として算 定する。 C107-2 在宅持続陽圧呼吸療法 指導管理料 【注の追加】 注2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 (油加) しているものとして地方厚生局長等に届け出 た保険医療機関において、2を算定し、CP APを用いている患者について、前回受診月 の翌月から今回受診月の前月までの期間、遠 隔モニタリングを用いて療養上必要な指導を 行った場合は、遠隔モニタリング加算として 、150点に当該期間の月数(当該指導を行っ た月に限り、2月を限度とする。) を乗じて 得た点数を、所定点数に加算する。 C110-4 在宅仙骨神経刺激療法 指導管理料 注 便失禁又は過活動膀胱に対するコントロール 【注の見直し】 注 便失禁のコントロールのため植込型仙骨神経 刺激装置を植え込んだ後に、患者の同意を得て のため植込型仙骨神経刺激装置を植え込んだ後 、在宅において、自己による便失禁管理を行っ に、患者の同意を得て、在宅において、自己に よる便失禁管理又は過活動膀胱管理を行ってい ている入院中の患者以外の患者に対して、在宅 便失禁管理に関する指導管理を行った場合に算 る入院中の患者以外の患者に対して、在宅便失 禁管理又は在宅過活動膀胱管理に関する指導管 定する。 理を行った場合に算定する。

I	
【新設】	(新設) C117 在宅経腸投薬指導管理料 4,000点注 入院中の患者以外の患者であって、レボドパ・カルビドパ水和物製剤の経腸投薬を行っているものに対して、投薬等に関する医学管理等を行った場合に算定する。
【新設】	(新設) C118 在宅腫瘍治療電場療法指導管理料 2,800点注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、在宅腫瘍治療電場療法を行っているものに対して、療養上必要な指導を行った場合に算定する。
【新設】	(新設) → C119 在宅経肛門的自己洗腸指導管理料 950点 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、在宅で経肛門的に自己洗腸を行っている入院中の患者以外の患者に対して、経肛門的洗腸療法に関する指導管理を行った場合に算定する。 注2 経肛門的自己洗腸を初めて実施する患者について、初回の指導を行った場合は、当該初回の指導を行った月に限り、導入初期加算と





項目	現 行	改 正 案
第2章 特揭診療料		
第3部 検査		
第1節 検体検査料		
第1款 検体検査実施料		
D004-2 悪性腫瘍組織検査		
【注の追加】	(追加)	注 患者から1回に採取した組織等を用いて同一がん種に対して悪性腫瘍遺伝子検査を実施した場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。 イ 2項目 4,000点ロ 3項目以上 6,000点
D006 出血・凝固検査	_	_
【注の見直し】	注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の14から35までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。 イ 3項目又は4項目 530点ロ 5項目以上 722点	注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の14から33までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。 イ 3項目又は4項目 530点ロ 5項目以上 722点

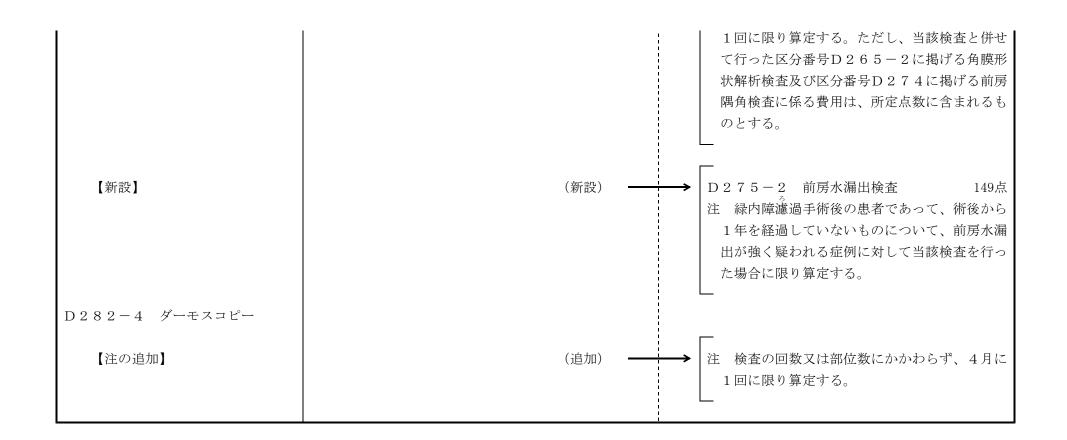


D014 自己抗体検査		注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満た す保険医療機関において実施した場合に算定 する。
【注の見直し】	注 本区分の9から14まで及び17に掲げる検査を 2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数 にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定 する。	注1 本区分の9から15まで、18及び30に掲げる 検査を2項目又は3項目以上行った場合は、 所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は4 90点を算定する。
【注の追加】	(追加)	注2 本区分の44及び45に掲げる検査については 、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方厚生局長等に届け出 た保険医療機関において実施した場合に算定 する。
D 0 1 8 細菌培養同定検査		
【注の追加】	(追加)	注2 入院中の患者に対して、質量分析装置を用いて細菌の同定を行った場合は、質量分析装置が関係を可能を表して、40点を所定点数に加算する。
D023 微生物核酸同定・定量検査		
【注の見直し】	7 注 HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易 ジェノタイプ判定)については、別に厚生労 働大臣が定める施設基準に適合しているもの	**

	として地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、細胞診によりベセスダ分類がASC-USと判定された患者に対して行った場合に限り算定する。  として地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、細胞診によりベセスダ分類がASC-USと判定された患者又は過去に区分番号K867に掲げる子宮頸部(膣部)切除術若しくは区分番号K867-3に掲げる子宮頸部摘出術(膣部切断術を含む。)を行った患者に対して行った場合に限り算定する。	
【注の追加】	(追加) → 15 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満た す保険医療機関において実施した場合に算定 する。	
【注の追加】	(追加) 注 5、6、8 (百日咳菌核酸検出に限る。)又は9 (結核菌群核酸検出に限る。)に掲げる検査の結果について、検査実施日のうちに説明した上で文書により情報を提供した場合は、迅速微生物核酸同定・定量検査加算として、100点を所定点数に加算する。	
第2款 検体検査判断料		
D026 検体検査判断料		
【注の見直し】	注7 区分番号D015の21に掲げる免疫電気泳 動法を行った場合に、当該検査に関する専門 の知識を有する医師が、その結果を文書により報告した場合は、免疫電気泳動法診断加算 注7 区分番号D015の17に掲げる免疫電気泳 動法(抗ヒト全血清)又は24に掲げる免疫電気泳動法(特異抗血清)を行った場合に、当該検査に関する専門の知識を有する医師が、	

第3節 生体検査料	として、50点を所定点数に加算する。	その結果を文書により報告した場合は、免疫 電気泳動法診断加算として、50点を所定点数 に加算する。
【通則の見直し】	1 新生児又は3歳未満の乳幼児(新生児を除く。)に対して本節に掲げる検査(次に掲げるものを除く。)を行った場合は、各区分に掲げる所定点数にそれぞれ所定点数の100分の80又は100分の50に相当する点数を加算する。 イ〜タ (略)	1 新生児又は3歳未満の乳幼児(新生児を除く。)に対して本節に掲げる検査(次に掲げるものを除く。)を行った場合は、新生児加算又は乳幼児加算として、各区分に掲げる所定点数にそれぞれ所定点数の100分の100又は100分の70に相当する点数を加算する。イ〜タ (略)
【通則の見直し】	2 3歳以上6歳未満の幼児に対して区分番号D 200からD242までに掲げる検査(次に掲 げるものを除く。)を行った場合は、各区分に 掲げる所定点数に所定点数の100分の30に相当 する点数を加算する。	2 3歳以上6歳未満の幼児に対して区分番号D 200からD242までに掲げる検査(次に掲 げるものを除く。)を行った場合は、幼児加算 として、各区分に掲げる所定点数に所定点数の 100分の40に相当する点数を加算する。
D215 超音波検査(記録に要する 費用を含む。)		
【項目の見直し】	3 心臓超音波検査       -         イ〜ハ (略)       1,000点         ニ 胎児心エコー法       1,000点         注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出	→ 3 心臓超音波検査 イ〜ハ (略) ニ 胎児心エコー法 300点 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に 適合するものとして地方厚生局長等に届

D231-2 皮下連続式グルコース	た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	け出た保険医療機関において行われる場合に、月1回に限り算定する。 注2 当該検査に伴って診断を行った場合は、胎児心エコー法診断加算として、700点を所定点数に加算する。
測定(一連につき)		
【注の追加】	(追加)	→ 注2 注1に規定する届出を行った診療所において行われる場合は、6月に2回に限り算定する。
【新設】	(新設)	→ D256-3 光干渉断層血管撮影 400点注 光干渉断層血管撮影は、患者1人につき月1 回に限り算定する。ただし、当該検査と併せて行った、区分番号D256に掲げる眼底カメラ撮影に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。
【新設】	(新設)	→ D263-2 コントラスト感度検査 207点 注 コントラスト感度検査は、患者1人につき手 術の前後においてそれぞれ1回に限り算定す る。
【新設】	(新設)	→ D274-2 前眼部三次元画像解析 265点 注 前眼部三次元画像解析は、患者1人につき月



## 第3部 検査

旧区	分番号	新検査項目名	点数 改正前 引	新区分 女正後	)番号	備考
	第1節	検体検査料	•	•	J	
		第1款 検体検査実施料				
		(尿•糞便等検査)				
D000		尿中一般物質定性半定量検査	26 →	26 D000		
D001		尿中特殊物質定性定量検査		D001		
D001	1	尿蛋白	7 →	7 D001	1	
D001	2	VMA定性(尿)	9 →	9 D001	2	
D001	2	Bence Jones蛋白定性(尿)	9 →	9 D001	2	
D001	2	尿グルコース	9 →	9 D001	2	
D001	3	ウロビリノゲン(尿)	16 →	16 D001	3	
D001	3	先天性代謝異常症スクリーニングテスト(尿)	16 →	16 D001	3	
D001	3	尿浸透圧	16 →	16 D001	3	
D001	4	ポルフィリン症スクリーニングテスト(尿)	17 →	17 D001	4	
D001	5	Nーアセチルグルコサミニダーゼ(NAG)(尿)	41 →	41 D001	5	
D001	6	アルブミン定性(尿)	49 →	49 D001	6	
D001	7	黄体形成ホルモン(LH)定性(尿)	72 →	72 D001	7	
D001	7	フィブリン・フィブリノゲン分解産物(FDP)(尿)	72 →	72 D001	7	
D001	8	アルブミン定量(尿)	108 →	105 D001	8	
D001	9	トランスフェリン(尿)	110 →	107 D001	9	
D001	9	ウロポルフィリン(尿)	110 →	108 D001	10	
D001	10	$\delta$ アミノレブリン酸( $\delta$ $-$ ALA)(尿)	112 →	112 D001	11	
D001	11	ポリアミン(尿)	115 →	115 D001	12	
D001	12	ミオイノシトール(尿)	120 →	120 D001	13	
D001	13	コプロポルフィリン(尿)	143 →	139 D001	14	
D001	14	ポルフォビリノゲン(尿)	191 →	191 D001	15	
D001	14	総ヨウ素(尿)	191 →	191 D001	15	

医科-検査-別1-1/49

旧区分番号		新検査項目名		点数		新区分番号		備考
пЕЛ	田 ク	利识县。识日石	改正前	Ē	改正後	が区が留り	田 ク	加持
D001	15	Ⅳ型コラーゲン(尿)	200	$\rightarrow$	194	D001	16	
_	_	シュウ酸(尿)	_	$\rightarrow$	200	D001	17	(新設)
D001	16	L型脂肪酸結合蛋白(L-FABP)(尿)	210	$\rightarrow$	210	D001	18	
_	-	好中球ゼラチナーゼ結合性リポカリン(NGAL)(尿)	_	$\rightarrow$	210	D001	18	(新設)
D002		尿沈渣(鏡検法)	27	$\rightarrow$	27	D002		
D002	注3	染色標本加算	9	$\rightarrow$	9	D002	注3	
D002-2		尿沈渣(フローサイトメトリー法)	24	$\rightarrow$	24	D002-2		
D003		糞便検査				D003		
D003	1	虫卵検出(集卵法)(糞便)	15	$\rightarrow$	15	D003	1	
D003	1	ウロビリン(糞便)	15	$\rightarrow$	15	D003	1	
D003	2	糞便塗抹顕微鏡検査(虫卵、脂肪及び消化状況観察を含む。)	20	$\rightarrow$	20	D003	2	
D003	3	虫体検出(糞便)	23	$\rightarrow$	23	D003	3	
D003	4	糞便中脂質	25	$\rightarrow$	25	D003	4	
D003	5	糞便中へモグロビン定性	37	$\rightarrow$	37	D003	5	
D003	6	虫卵培養(糞便)	40	$\rightarrow$	40	D003	6	
D003	7	糞便中へモグロビン	41	$\rightarrow$	41	D003	7	
D003	8	糞便中へモグロビン及びトランスフェリン定性・定量	56	$\rightarrow$	56	D003	8	
D003	9	キモトリプシン(糞便)	80	$\rightarrow$	_	_	_	(削除)
_	_	カルプロテクチン(糞便)	_	$\rightarrow$	276	D003	9	(新設)
D004		穿刺液•採取液検査				D004		
D004	1	酸度測定(胃液)	15	$\rightarrow$	_	_	_	(削除)
D004	2	ヒューナー検査	20	$\rightarrow$	20	D004	1	
D004	3	胃液又は十二指腸液一般検査	55	$\rightarrow$	55	D004	2	
D004	4	髓液一般検査	62	$\rightarrow$	62	D004	3	
D004	5	精液一般検査	70	$\rightarrow$	70	D004	4	
D004	6	頸管粘液一般検査	75	$\rightarrow$	75	D004	5	
D004	7	顆粒球エラスターゼ定性(子宮頸管粘液)	100	$\rightarrow$	100	D004	6	
D004	7	IgE定性(涙液)	100	$\rightarrow$	100	D004	6	

旧区分	<del></del> 平 旦.	新検査項目名		点数		新区分番号		備考
旧区分	<b>留万</b>		改正前		改正後	机区刀钳力	<b>留</b> 万	佣石
D004	8	顆粒球エラスターゼ(子宮頸管粘液)	128	$\rightarrow$	125	D004	7	
D004	9	乳酸デヒドロゲナーゼ(LD)半定量(腟分泌液)	170	$\rightarrow$	_	_	_	(削除)
D004	10	マイクロバブルテスト	200	$\rightarrow$	200	D004	8	
D004	11	Ⅲ型プロコラーゲンーCープロペプチド(コンドロカルシン)(関節液)	300	$\rightarrow$	_	_	_	(削除)
D004	12	IgGインデックス	439	$\rightarrow$	426	D004	9	
D004	13	オリゴクローナルバンド	543	$\rightarrow$	538	D004	10	
D004	14	ミエリン塩基性蛋白(MBP)(髄液)	601	$\rightarrow$	593	D004	11	
D004	15	リン酸化タウ蛋白(髄液)	660	$\rightarrow$	641	D004	12	
D004	15	タウ蛋白(髄液)	660	$\rightarrow$	641	D004	12	
D004-2		悪性腫瘍組織検査				D004-2		
D004-2	1	悪性腫瘍遺伝子検査				D004-2	1	
D004-2	1	イ EGFR遺伝子検査(リアルタイムPCR法)	2,500	$\rightarrow$	2,500	D004-2	1	
D004-2	1	ロ EGFR遺伝子検査(リアルタイムPCR法以外)	2,100	$\rightarrow$	2,100	D004-2	1	
D004-2	1	ハ K-ras遺伝子検査	2,100	$\rightarrow$	2,100	D004-2	1	
D004-2	1	ニ EWS-Fli1遺伝子検査	2,100	$\rightarrow$	2,100	D004-2	1	
D004-2	1	ホ TLS-CHOP遺伝子検査	2,100	$\rightarrow$	2,100	D004-2	1	
D004-2	1	へ SYT-SSX遺伝子検査	2,100	$\rightarrow$	2,100	D004-2	1	
D004-2	1	ト c-kit遺伝子検査	2,500	$\rightarrow$	2,500	D004-2	1	
D004-2	1	チ マイクロサテライト不安定性検査	2,100	$\rightarrow$	2,100	D004-2	1	
D004-2	1	リ センチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査	2,100	$\rightarrow$	2,100	D004-2	1	
D004-2	1	ヌ BRAF遺伝子検査	6,520	$\rightarrow$	6,520	D004-2	1	
D004-2	1	ル RAS遺伝子検査	2,500	$\rightarrow$	2,500	D004-2	1	
_	_	ヲ ROS1融合遺伝子検査	_	$\rightarrow$	2,500	D004-2	1	(新設)
D004-2	注	2項目	_	$\rightarrow$	4,000	D004-2	注	(新設)
D004-2	注	3項目以上	_	$\rightarrow$	6,000	D004-2	注	(新設)
D004-2	2	抗悪性腫瘍剤感受性検査	2,500	$\rightarrow$	2,500	D004-2	2	
		(血液学的検査)						
D005		血液形態・機能検査				D005		

L	分番号		片	京数	新区分番号	
ПВ	り留り	利快直领日石	改正前	改正後	利色刀笛	U用名
D005	1	赤血球沈降速度(ESR)	9	$\rightarrow$ 9	D005 1	
D005	2	網赤血球数	12	$\rightarrow$ 12	D005 2	
D005	3	血液浸透圧	15	$\rightarrow$ 15	D005 3	
D005	3	血液浸透圧、好酸球(鼻汁・喀痰)	15	$\rightarrow$ 15	D005 3	
D005	3	末梢血液像(自動機械法)	15	$\rightarrow$ 15	D005 3	
D005	4	好酸球数	17	$\rightarrow$ 17	D005 4	
D005	5	末梢血液一般検査	21	$\rightarrow$ 21	D005 5	
D005	6	末梢血液像(鏡検法)	25	$\rightarrow$ 25	D005 6	
D005	6	注 特殊染色加算(特殊染色ごとに)	27	$\rightarrow$ 27	D005 6	
D005	7	血中微生物検査	40	$\rightarrow$ 40	D005 7	
D005	8	赤血球抵抗試験	45	$\rightarrow$ 45	D005 8	
D005	9	ヘモグロビン $A1_{C}$ (Hb $A1_{C}$ )	49	$\rightarrow$ 49	D005 9	
D005	10	自己溶血試験	50	$\rightarrow$ 50	D005 1	0
D005	10	血液粘稠度	50	$\rightarrow$ 50	D005 1	0
D005	11	ヘモグロビンF(HbF)	60	$\rightarrow$ 60	D005 1	1
D005	12	デオキシチミジンキナーゼ(TK)活性	233	$\rightarrow$ 233	D005 1	2
D005	13	ターミナルデオキシヌクレオチジルトランスフェラーゼ(TdT)	250	$\rightarrow$ 250	D005 1	3
D005	14	骨髄像	837	→ 837	D005 1	4
D005	14	注 特殊染加算(特殊染色ごとに)	40	$\rightarrow$ 40	D005 1	4
D005	15	造血器腫瘍細胞抗原検査(一連につき)	2,000	$\rightarrow$ 2,000	D005 1	5
D006		出血·凝固検査			D006	
D006	1	出血時間	15	$\rightarrow$ 15	D006 1	
D006	2	プロトロンビン時間(PT)	18	$\rightarrow$ 18	D006 2	
D006	2	全血凝固時間	18	<b>→</b> -		(削除)
D006	2	トロンボテスト	18	$\rightarrow$ 18	D006 2	
D006	3	血餅収縮能	19	$\rightarrow$ 19	D006 3	
D006	3	毛細血管抵抗試験	19	$\rightarrow$ 19	D006 3	
D006	4	フィブリノゲン半定量	23	$\rightarrow$ 23	D006 4	

( Tu 다 /	\ <del>乘</del> . 曰.	新検査項目名		点数		新区分番号		进步
旧区分	7		改正前	改	正後		1	備考
D006	4	フィブリノゲン定量	23	$\rightarrow$	23	D006	4	
D006	4	クリオフィブリノゲン	23	$\rightarrow$	23	D006	4	
D006	5	トロンビン時間	25	$\rightarrow$	25	D006	5	
D006	6	蛇毒試験	28	$\rightarrow$	28	D006	6	
D006	6	トロンボエラストグラフ	28	$\rightarrow$	28	D006	6	
D006	6	ヘパリン抵抗試験	28	$\rightarrow$	28	D006	6	
D006	7	活性化部分トロンボプラスチン時間(APTT)	29	$\rightarrow$	29	D006	7	
D006	7	ヘパプラスチンテスト	29	$\rightarrow$	- -	_	_	(削除)
D006	8	血小板凝集能	50	$\rightarrow$	50	D006	8	
D006	9	血小板粘着能	64	$\rightarrow$	64	D006	9	
D006	10	アンチトロンビン活性	70	$\rightarrow$	70	D006	10	
D006	10	アンチトロンビン抗原	70	$\rightarrow$	70	D006	10	
D006	11	フィブリン・フィブリノゲン分解産物(FDP)定性	80	$\rightarrow$	80	D006	11	
D006	11	フィブリン・フィブリノゲン分解産物(FDP)半定量	80	$\rightarrow$	80	D006	11	
D006	11	フィブリン・フィブリノゲン分解産物(FDP)定量	80	$\rightarrow$	80	D006	11	
D006	11	プラスミン	80	$\rightarrow$	80	D006	11	
D006	11	プラスミン活性	80	$\rightarrow$	80	D006	11	
D006	11	$\alpha_1$ ーアンチトリプシン	80	$\rightarrow$	80	D006	11	
D006	12	フィブリンモノマー複合体定性	93	$\rightarrow$	93	D006	12	
D006	13	プラスミノゲン活性	100	$\rightarrow$	100	D006	13	
D006	13	プラスミノゲン抗原	100	$\rightarrow$	100	D006	13	
D006	13	凝固因子インヒビター定性(クロスミキシング試験)	100	$\rightarrow$	100	D006	13	
D006	14	フィブリノゲン分解産物(FgDP)	116	$\rightarrow$	_	_	-	(削除)
D006	15	Dダイマー定性	131	$\rightarrow$	128	D006	14	
D006	16	プラスミンインヒビター(アンチプラスミン)	134	$\rightarrow$	131	D006	15	
D006	17	Dダイマー半定量	135	$\rightarrow$	131	D006	15	
D006	18	von Willebrand因子(VWF)活性	136	$\rightarrow$	136	D006	16	
D006	19	$\alpha_2$ ーマクログロブリン	138	$\rightarrow$	138	D006	18	

пЕЛ	亚 日	<b></b>		点数		<b>本口八平日</b>		/#: ±x.	
旧区分	`番亏	新検査項目名			改正後	新区分番号		備考	
D006	20	Dダイマー	141	$\rightarrow$	137	D006	17		
D006	21	PIVKA—II	143	$\rightarrow$	143	D006	19		
D006	22	凝固因子インヒビター	155	$\rightarrow$	152	D006	20		
D006	22	von Willebrand因子(VWF)抗原	155	$\rightarrow$	155	D006	21		
D006	23	プラスミン・プラスミンインヒビター複合体(PIC)	162	$\rightarrow$	162	D006	22		
D006	24	プロテインS抗原	167	$\rightarrow$	162	D006	22		
D006	25	プロテインS活性	170	$\rightarrow$	170	D006	23		
D006	26	β ートロンボグロブリン ( $β$ $-$ TG)	177	$\rightarrow$	177	D006	24		
D006	27	血小板第4因子(PF <sub>4</sub> )	178	$\rightarrow$	178	D006	25		
D006	28	トロンビン・アンチトロンビン複合体(TAT)	191	$\rightarrow$	186	D006	26		
D006	29	プロトロンビンフラグメントF1+2	193	$\rightarrow$	193	D006	27		
D006	30	トロンボモジュリン	205	$\rightarrow$	205	D006	28		
D006	31	凝固因子(第 $\Pi$ 因子、第 $V$	229	$\rightarrow$	229	D006	29		
D006	32	フィブリンモノマー複合体	233	$\rightarrow$	233	D006	30		
D006	33	プロテインC抗原	247	$\rightarrow$	246	D006	31		
D006	33	tPA·PAI-1複合体	247	$\rightarrow$	247	D006	32		
D006	34	プロテインC活性	255	$\rightarrow$	248	D006	33		
D006	35	フィブリノペプチド	300	$\rightarrow$	-	_	-	(削除)	
_	_	ADAMTS13活性	_	$\rightarrow$	400	D006	34	(新設)	
_	_	ADAMTS13インヒビター	_	$\rightarrow$	600	D006	35	(新設)	
D006	注	包括項目:3項目又は4項目	530	$\rightarrow$	530	D006	注		
D006	注	包括項目:5項目以上	722	$\rightarrow$	722	D006	注		
D006-2		造血器腫瘍遺伝子検査	2,100	$\rightarrow$	2,100	D006-2			
D006-3		Major BCR-ABL1				D006-3			
D006-3	1	mRNA定量(国際標準値)				D006-3	1		
D006-3	1	イ 診断の補助に用いるもの	2,520	$\rightarrow$	2,520	D006-3	1		
D006-3	1	ロ モニタリングに用いるもの	2,520	$\rightarrow$	2,520	D006-3	1		
D006-3	2	mRNA定量(1以外のもの)	1,200	$\rightarrow$	1,200	D006-3	2		

旧区分番号	新検査項目名	点数	新区分番号	備考
四凸ガ甾万	<u>刺恢</u> 宜垻日名	改正前 改正後	利兦汀畓万	/
D006-4	遺伝学的検査	3,880 → -	D006-4	(項目の分割)
	処理が容易なもの	- → 3,880	D006-4 1	
	処理が複雑なもの	- → 5,000	D006-4 2	
	処理が極めて複雑なもの	- → 8,000	D006-4 3	
D006-5	染色体検査(すべての費用を含む。)	2,712 → 2,631	D006-5	
D006-5 注	分染法加算	$397 \rightarrow 397$	D006-5 注	
D006-6	免疫関連遺伝子再構成	$2,520 \rightarrow 2,504$	D006-6	
D006-7	UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型	2,100 → 2,100	D006-7	
D006-8	サイトケラチン19(KRT19) mRNA検出	2,400 → 2,400	D006-8	
D006-9	WT1 mRNA	$2,520 \rightarrow 2,520$	D006-9	
D006-10	CCR4タンパク(フローサイトメトリー法)	$10,000 \rightarrow 10,000$	D006-10	
	FIP1L1-PDGFRα融合遺伝子検査	- → 3,300	D006-11	(新設)
	EGFR遺伝子検査(血漿)	- → 2,100	D006-12	(新設)
	骨髄微小残存病変量測定		D006-13	(新設)
	遺伝子再構成の同定に用いるもの	- → 3,500	D006-13 1	(新設)
	モニタリングに用いるもの	- → 2,100	D006-13 2	(新設)
	(生化学的検査(I))			
D007	血液化学検査			
D007 1	総ビリルビン	11 → 11	D007 1	
D007 1	直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン	11 → 11	D007 1	
D007 1	総蛋白	11 → 11	D007 1	
D007 1	アルブミン	11 → 11	D007 1	
D007 1	尿素窒素	11 → 11	D007 1	
D007 1	クレアチニン	11 → 11	D007 1	
D007 1	尿酸	11 → 11	D007 1	
D007 1	アルカリホスファターゼ(ALP)	11 → 11	D007 1	
D007 1	コリンエステラーゼ(ChE)	11 → 11	D007 1	
D007 1	$\gamma$ ーグルタミルトランスフェラーゼ $(\gamma$ ー $GT)$	11 → 11	D007 1	

ll in in	八采.口.	新検査項目名		点数	3	华区八平旦	備考
旧区分	分番号		改正前	改正	後	新区分番号	)用与
D007	1	中性脂肪	11	$\rightarrow$	11 D0	007 1	
D007	1	ナトリウム及びクロール	11	$\rightarrow$	11 D0	007 1	
D007	1	カリウム	11	$\rightarrow$	11 D(	007 1	
D007	1	カルシウム	11	$\rightarrow$	11 D(	007 1	
D007	1	マグネシウム	11	$\rightarrow$	11 D(	007 1	
D007	1	膠質反応	11	$\rightarrow$		_	(削除)
D007	1	クレアチン	11	$\rightarrow$	11 D(	007 1	
D007	1	グルコース	11	$\rightarrow$	11 D(	007 1	
D007	1	乳酸デヒドロゲナーゼ(LD)	11	$\rightarrow$	11 D(	007 1	
D007	1	アミラーゼ	11	$\rightarrow$	11 D(	007 1	
D007	1	ロイシンアミノペプチダーゼ(LAP)	11	$\rightarrow$	11 D(	007 1	
D007	1	クレアチンキナーゼ(CK)	11	$\rightarrow$	11 D(	007 1	
D007	1	アルドラーゼ	11	$\rightarrow$	11 D(	007 1	
D007	1	遊離コレステロール	11	$\rightarrow$	11 D(	007 1	
D007	1	鉄(Fe)	11	$\rightarrow$	11 D(	007 1	
D007	1	血中ケトン体・糖・クロール検査(試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極によるもの)	11	$\rightarrow$	11 D(	007 1	
D007	1	不飽和鉄結合能(UIBC)(比色法)	11	$\rightarrow$	11 D(	007 1	
D007	1	総鉄結合能(TIBC)(比色法)	11	$\rightarrow$	11 D(	007 1	
D007	2	リン脂質	15	$\rightarrow$	15 D(	007 2	
D007	3	HDLーコレステロール	17	$\rightarrow$	17 D	007 3	
D007	3	無機リン及びリン酸	17	$\rightarrow$	17 D	007 3	
D007	3	総コレステロール	17	$\rightarrow$	17 D	007 3	
D007	3	アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ(AST)	17	$\rightarrow$	17 D	007 3	
D007	3	アラニンアミノトランスフェラーゼ(ALT)			17 D		
D007	4	LDLーコレステロール			18 D(		
D007	4	蛋白分画			18 D(		
D007	5	銅(Cu)			23 D		
D007	6	リパーゼ	24	$\rightarrow$	24 D	007 6	

	分番号	新検査項目名		点数		新区分番号	備考
旧区分	可留万	利快 <u>值</u> 供日石	改正前	改工	正後	利区分留方	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /
D007	7	イオン化カルシウム	26	$\rightarrow$	26 D	0007 7	
D007	8	マンガン(Mn)	27	$\rightarrow$	27 D	0007 8	
D007	9	ムコ蛋白	29	$\rightarrow$	29 D	9 0007	
D007	10	ケトン体	30	$\rightarrow$	30 D	0007 10	
D007	11	アポリポ蛋白			D	0007 11	
D007	11	イ 1項目の場合	31	$\rightarrow$	31 D	0007 11	
D007	11	ロ 2項目の場合	62	$\rightarrow$	62 D	0007 11	
D007	11	ハ 3項目以上の場合	94	$\rightarrow$	94 D	0007 11	
D007	12	アデノシンデアミナーゼ(ADA)	32	$\rightarrow$	32 D	0007 12	2
D007	13	グアナーゼ	35	$\rightarrow$	35 D	0007 13	3
D007	14	有機モノカルボン酸	47	$\rightarrow$	47 D	0007 14	l l
D007	14	胆汁酸	47	$\rightarrow$	47 D	0007 14	l l
D007	15	ALPアイソザイム	48	$\rightarrow$	48 D	0007 15	5
D007	15	アミラーゼアイソザイム	48	$\rightarrow$	48 D	0007 15	5
D007	15	γ ーGTアイソザイム	48	$\rightarrow$	48 D	0007 15	5
D007	15	LDアイソザイム	48	$\rightarrow$	48 D	0007 15	5
D007	15	重炭酸塩	48	$\rightarrow$	48 D	0007 15	5
D007	16	ASTアイソザイム	49	$\rightarrow$	49 D	0007 16	
D007	16	リポ蛋白分画	49	$\rightarrow$	49 D	0007 16	
D007	17	アンモニア	50	$\rightarrow$	50 D	0007 17	7
D007	18	CKアイソザイム	55	$\rightarrow$	55 D	0007 18	3
D007	18	グリコアルブミン	55	$\rightarrow$	55 D	0007 18	3
D007	19	コレステロール分画	57	$\rightarrow$	57 D	0007 19	
D007	20	ケトン体分画	59	$\rightarrow$	59 D	0007 20	
_	_	遊離脂肪酸	_	$\rightarrow$	59 D	0007 20	(新設)
D007	21	レシチン・コレステロール・アシルトランスフェラーゼ(L-CAT)	70	$\rightarrow$	70 D	0007 21	
D007	22	グルコースー6ーリン酸デヒドロゲナーゼ(G-6-PD)	80	$\rightarrow$	80 D	0007 22	2
D007	22	リポ蛋白分画(PAGディスク電気泳動法)	80	$\rightarrow$	80 D	0007 22	2

旧区分	<b></b>	新検査項目名	, k	点数	新区分	·釆早	備考
ПЕ	J 笛 ク	利恢且货日石	改正前	改	正後	留り	加布
D007	22	1, 5-アンヒドロ-D-グルシトール(1, 5AG)	80	$\rightarrow$	80 D007	22	
D007	22	グリココール酸	80	$\rightarrow$	80 D007	22	
D007	23	CK-MB	90	$\rightarrow$	90 D007	23	
D007	24	膵分泌性トリプシンインヒビター(PSTI)	95	$\rightarrow$	95 D007	24	
D007	24	LDアイソザイム1型	95	$\rightarrow$	95 D007	24	
_	-	総カルニチン	_	$\rightarrow$	95 D007	24	
_	-	遊離カルニチン	_	$\rightarrow$	95 D007	24	
D007	25	ALPアイソザイム及び骨型アルカリホスファターゼ(BAP)	96	$\rightarrow$	96 D007	25	
D007	26	リポ蛋白(a)	107	$\rightarrow$	107 D007	26	
D007	27	ヘパリン	108	$\rightarrow$	108 D007	27	
D007	28	フェリチン半定量	114	$\rightarrow$	111 D007	28	
D007	28	フェリチン定量	114	$\rightarrow$	111 D007	28	
D007	28	エタノール	114	$\rightarrow$	113 D007	29	
D007	29	ペントシジン	118	$\rightarrow$	118 D007	31	
D007	30	心筋トロポニンI	120	$\rightarrow$	117 D007	30	
D007	30	KL-6	120	$\rightarrow$	117 D007	30	
D007	30	イヌリン	120	$\rightarrow$	120 D007	32	
D007	30	心筋トロポニンT(TnT)定性・定量	120	$\rightarrow$	120 D007	32	
D007	31	アルミニウム(Al)	121	$\rightarrow$	118 D007	31	
D007	32	シスタチンC	124	$\rightarrow$	121 D007	33	
D007	33	リポ蛋白分画(HPLC法)	129	$\rightarrow$	129 D007	34	
D007	34	肺サーファクタント蛋白-A(SP-A)	130	$\rightarrow$	130 D007	35	
D007	34	ガラクトース	130	$\rightarrow$	130 D007	35	
D007	35	肺サーファクタント蛋白-D(SP-D)	140	$\rightarrow$	136 D007	36	
D007	36	血液ガス分析	144	$\rightarrow$	140 D007	37	
D007	36	亜鉛(Zn)	144	$\rightarrow$	144 D007	39	
D007	36	プロコラーゲンーⅢ-ペプチド(PーⅢ-P)	144	$\rightarrow$	140 D007	37	
D007	36	Ⅳ型コラーゲン	144	$\rightarrow$	143 D007	38	

旧区分		新検査項目名	点	ī数	新区分	- 釆早	備考
шДЭ	J 笛 ク	利快重視日石	改正前	改正	後	1留り	·加力
D007	36	セレン	144	$\rightarrow$ 1	44 D007	39	
D007	37	ミオグロビン定性	147	$\rightarrow$ 1	43 D007	38	
D007	37	ミオグロビン定量	147	$\rightarrow$ 1	43 D007	38	
D007	37	心臟由来脂肪酸結合蛋白(H-FABP)定性	147	$\rightarrow$ 1	43 D007	38	
D007	37	心臟由来脂肪酸結合蛋白(H-FABP)定量	147	$\rightarrow$ 1	43 D007	38	
D007	37	アルブミン非結合型ビリルビン	147	$\rightarrow$ 1	43 D007	38	
D007	38	ピルビン酸キナーゼ(PK)	150	$\rightarrow$ 1	50 D007	41	
D007	39	アンギオテンシン I 転換酵素(ACE)	152	$\rightarrow$ 1	48 D007	40	
D007	39	IV型コラーゲン・7S	152	$\rightarrow$ 1	48 D007	40	
D007	39	ビタミン $B_{12}$	152	$\rightarrow$ 1	48 D007	40	
D007	40	葉酸	162	$\rightarrow$ 1	58 D007	42	
D007	41	ALPアイソザイム(PAG電気泳動法)	180	$\rightarrow$ 1	80 D007	43	
D007	42	ヒアルロン酸	184	$\rightarrow$ 1	84 D007	44	
D007	42	心室筋ミオシン軽鎖 I	184	$\rightarrow$ 1	84 D007	44	
D007	43	アセトアミノフェン	190	$\rightarrow$ 1	90 D007	47	
D007	43	腟分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型(IGFBP-1)定性	190	$\rightarrow$ 1	85 D007	45	
D007	44	レムナント様リポ蛋白コレステロール(RLP-C)	191	$\rightarrow$ 1	89 D007	46	
D007	44	トリプシン	191	$\rightarrow$ 1	89 D007	46	
D007	45	マロンジアルデヒド修飾LDL(MDA-LDL)	200	$\rightarrow$ 2	00 D007	49	
D007	45	Mac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体	200	$\rightarrow$ 1	94 D007	48	
D007	46	ホスフォリパーゼ $A_2$ (PL $A_2$ )	204	$\rightarrow$ 2	04 D007	50	
D007	47	赤血球コプロポルフィリン	210	$\rightarrow$ 2	10 D007	51	
D007	48	リポ蛋白リパーゼ(LPL)	223	$\rightarrow$ 2	23 D007	52	
D007	49	肝細胞増殖因子(HGF)	227	$\rightarrow$ 2	27 D007	53	
D007	50	CKアイソフォーム	230	$\rightarrow$		_	(削除)
D007	50	プロリルヒドロキシラーゼ(PH)	230	$\rightarrow$		_	(削除)
D007	51	2,5-オリゴアデニル酸合成酵素活性	250	$\rightarrow$ 2	50 D007	54	
D007	51	α ーフェトプロテイン(AFP)定性(腟分泌液)	250	$\rightarrow$		_	(削除)

旧区分	\ <del>乘</del> 旦	新検査項目名		点数		新区分	<b>、</b> 平 旦	備考
旧区分	可留万	利快宜·埃日名 	改正前	改	女正後	利区刀	省万	佣
D007	52	ビタミンB <sub>1</sub>	259	$\rightarrow$	253	D007	55	
D007	53	ビタミンB <sub>2</sub>	263	$\rightarrow$	256	D007	56	
D007	54	赤血球プロトポルフィリン	280	$\rightarrow$	272	D007	57	
D007	55	プロカルシトニン(PCT)定量	310	$\rightarrow$	301	D007	58	
D007	55	プロカルシトニン(PCT)半定量	310	$\rightarrow$	301	D007	58	
D007	55	プレセプシン定量	310	$\rightarrow$	301	D007	58	
_	_	インフリキシマブ定性	-	$\rightarrow$	310	D007	59	(新設)
D007	56	ビタミンC	314	$\rightarrow$	314	D007	60	
D007	57	$1$ , $25$ ージヒドロキシビタミン $\mathrm{D}_3$	400	$\rightarrow$	388	D007	61	
_	_	25-ヒドロキシビタミンD	-	$\rightarrow$	400	D007	62	(新設)
D007	注	包括項目:5項目以上7項目以下	93	$\rightarrow$	93	D007	注	
D007	注	包括項目:8項目又は9項目	99	$\rightarrow$	99	D007	注	
D007	注	包括項目:10項目以上	115	$\rightarrow$	112	D007	注	
		(生化学的検査(Ⅱ))						
D008		内分泌学的検査				D008		
D008	1	ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)定性	55	$\rightarrow$	55	D008	1	
D008	2	11-ハイドロキシコルチコステロイド(11-OHCS)	60	$\rightarrow$	60	D008	2	
D008	3	ホモバニリン酸(HVA)	69	$\rightarrow$	69	D008	3	
D008	4	バニールマンデル酸(VMA)	90	$\rightarrow$	90	D008	4	
D008	5	5ーハイドロキシインドール酢酸(5ーHIAA)	95	$\rightarrow$	95	D008	5	
D008	6	プロラクチン(PRL)	98	$\rightarrow$	98	D008	6	
D008	7	レニン活性	103	$\rightarrow$	100	D008	7	
D008	8	トリョードサイロニン(T3)	108	$\rightarrow$	105	D008	8	
D008	9	甲状腺刺激ホルモン(TSH)	110	$\rightarrow$	107	D008	9	
D008	9	ガストリン	110	$\rightarrow$	107	D008	9	
D008	10	レニン定量	111	$\rightarrow$	111	D008	11	
D008	11	インスリン(IRI)	112	$\rightarrow$	109	D008	10	
D008	12	サイロキシン $(T_4)$	114	$\rightarrow$	111	D008	11	

旧区分			点		新区分	- 是	
ПЕ	J 宙 ク	利快且"只日"石	改正前	改正後	を を	J 宙 ク	畑石
D008	13	成長ホルモン(GH)	117 -	→ 11	4 D008	12	
D008	13	卵胞刺激ホルモン(FSH)	117 -	→ 11	4 D008	12	
D008	13	Cーペプチド(CPR)	117 -	→ 11	4 D008	12	
D008	13	黄体形成ホルモン(LH)	117 -	→ 11	4 D008	12	
D008	14	アルドステロン	131 -	→ 12	8 D008	13	
D008	14	テストステロン	131 -	→ 12	8 D008	13	
D008	15	遊離サイロキシン(FT <sub>4</sub> )	134 -	→ 13	0 D008	14	
D008	15	抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ抗体(抗GAD抗体)	134 -	→ 13	4 D008	15	
D008	15	遊離トリヨードサイロニン(FT3)	134 -	→ 13	0 D008	14	
D008	15	コルチゾール	134 -	→ 13	0 D008	14	
D008	15	サイロキシン結合グロブリン(TBG)	134 -	→ 13	0 D008	14	
D008	16	サイログロブリン	137 -	→ 13	7 D008	17	
D008	17	脳性Na利尿ペプチド(BNP)	140 -	→ 13	6 D008	16	
D008	17	サイロキシン結合能(TBC)	140 -	→ 14	0 D008	18	
D008	17	脳性Na利尿ペプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)	140 -	→ 14	0 D008	18	
D008	18	カルシトニン	141 -	→ 14	1 D008	19	
D008	19	ヒト胎盤性ラクトーゲン(HPL)	144 -	→ 14	0 D008	18	
D008	19	ヒト絨毛性ゴナドトロピンー $\beta$ サブユニット $(HCG-\beta)$	144 -	→ 14	0 D008	18	
D008	20	ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)定量	146 -	→ 14	2 D008	20	
D008	20	ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)半定量	146 -	→ 14	2 D008	20	
D008	21	グルカゴン	150 -	→ 15	0 D008	21	
D008	22	プロゲステロン	159 -	→ 15	5 D008	22	
D008	23	I 型コラーゲン架橋N-テロペプチド(NTX)	160 -	→ 15	6 D008	23	
D008	23	酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ(TRACP-5b)	160 -	→ 15	6 D008	23	
D008	24	骨型アルカリホスファターゼ(BAP)	165 -	→ 16	1 D008	24	
D008	25	遊離テストステロン	166 -	→ 16	6 D008	27	
D008	26	低カルボキシル化オステオカルシン(ucOC)	167 -	→ 16	2 D008	25	
D008	27	インタクト I 型プロコラーゲンーNープロペプチド(Intact PINP)	168 -	→ 16	8 D008	28	

旧区分	· 来早		点	数	- 新マ/	分番号	
пБЭ	1留り	利(快重:供口石	改正前	改正	後	り留り	V用 <i>与</i>
D008	28	I 型コラーゲン架橋Cーテロペプチドー $β$ 異性体( $β$ $-$ CTX)( $𝒮$ )	169 -	→ 16	59 D008	29	
D008	29	オステオカルシン(OC)	170 -	→ 16	55 D008	26	
D008	29	セクレチン	170 -	→ 17	70 D008	30	
D008	29	低単位ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)半定量	170 -	→ 17	70 D008	30	
D008	29	I 型コラーゲン架橋Cーテロペプチドー $β$ 異性体( $β$ $-$ CTX)	170 -	→ 17	70 D008	30	
D008	29	I 型プロコラーゲン-N-プロペプチド(P I NP)	170 -	→ 17	70 D008	30	
D008	30	サイクリックAMP(cAMP)	175 -	→ 17	75 D008	31	
D008	31	エストリオール(E3)	180 -	→ 18	30 D008	33	
D008	31	エストロゲン半定量	180 -	→ 18	30 D008	33	
D008	31	エストロゲン定量	180 -	→ 18	30 D008	33	
D008	31	副甲状腺ホルモン関連蛋白C端フラグメント(C-PTHrP)	180 -	→ 18	30 D008	33	
D008	31	副甲状腺ホルモン(PTH)	180 -	→ 17	75 D008	31	
D008	31	カテコールアミン分画	180 -	→ 17	75 D008	31	
D008	32	デヒドロエピアンドロステロン硫酸抱合体(DHEA-S)	181 -	→ 17	76 D008	32	
D008	33	エストラジオール $(E_2)$	187 -	→ 18	32 D008	34	
D008	34	副甲状腺ホルモン関連蛋白(PTHrP)	194 -	→ 19	94 D008	36	
D008	35	デオキシピリジノリン(DPD)(尿)	196 -	→ 19	91 D008	35	
D008	36	17ーケトジェニックステロイド(17ーKGS)	200 -	→ 20	00 D008	37	
D008	37	副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)	206 -	→ 20	00 D008	37	
D008	37	カテコールアミン	206 -	→ 20	00 D008	37	
D008	38	エリスロポエチン	209 -	→ 20	)9 D008	38	
D008	39	17ーケトステロイド分画(17ーKS分画)	213 -	→ 2i	13 D008	39	
D008	39	$17 \alpha$ ーヒドロキシプロゲステロン $(17 \alpha - OHP)$	213 -	→ 2i	13 D008	39	
D008	39	抗IA-2抗体	213 -	→ 2i	13 D008	39	
D008	39	プレグナンジオール	213 -	→ 21	13 D008	39	
D008	40	17ーケトジェニックステロイド分画(17-KGS分画)	220 -	$\rightarrow$ 22	20 D008	40	
D008	41	メタネフリン	229 -	→ 22	23 D008	41	
D008	42	ソマトメジンC	230 -	$\rightarrow$ 22	24 D008	42	

	来旦	<b>车岭木</b> 1百日夕		点数		4.0.7	<b>采</b> 旦	備考
旧区分	7	新検査項目名	改正前	改	工後	新区分	留万	/用 与
D008	43	心房性Na利尿ペプチド(ANP)	233	$\rightarrow$	227	D008	43	
D008	43	メタネフリン・ノルメタネフリン分画	233	$\rightarrow$	227	D008	43	
D008	44	抗利尿ホルモン(ADH)	235	$\rightarrow$	235	D008	44	
D008	45	プレグナントリオール	243	$\rightarrow$	240	D008	45	
D008	46	ノルメタネフリン	250	$\rightarrow$	250	D008	46	
D008	47	インスリン様成長因子結合蛋白3型(IGFBP-3)	280	$\rightarrow$	280	D008	47	
D008	注	包括項目:3項目以上5項目以下	410	$\rightarrow$	410	D008	注	
D008	注	包括項目:6項目又は7項目	623	$\rightarrow$	623	D008	注	
D008	注	包括項目:8項目以上	900	$\rightarrow$	900	D008	注	
D009		腫瘍マーカー				D009		
D009	1	尿中BTA	80	$\rightarrow$	80	D009	1	
D009	2	癌胎児性抗原(CEA)	108	$\rightarrow$	105	D009	2	
D009	3	$\alpha$ ーフェトプロテイン (AFP)	110	$\rightarrow$	107	D009	3	
D009	3	組織ポリペプタイド抗原(TPA)	110	$\rightarrow$	110	D009	4	
D009	3	扁平上皮癌関連抗原(SCC抗原)	110	$\rightarrow$	110	D009	4	
D009	4	DUPAN-2	124	$\rightarrow$	121	D009	5	
D009	4	NCC-ST-439	124	$\rightarrow$	121	D009	5	
D009	4	CA15-3	124	$\rightarrow$	121	D009	5	
D009	4	前立腺酸ホスファターゼ抗原(PAP)	124	$\rightarrow$	124	D009	6	
D009	5	エラスターゼ1	129	$\rightarrow$	129	D009	7	
D009	6	前立腺特異抗原(PSA)	134	$\rightarrow$	130	D009	8	
D009	6	CA19-9	134	$\rightarrow$	130	D009	8	
D009	7	CA72-4	146	$\rightarrow$	146	D009	10	
D009	7	SPan-1	146	$\rightarrow$	146	D009	10	
D009	7	シアリルTn抗原(STN)	146	$\rightarrow$	146	D009	10	
D009	7	神経特異エノラーゼ(NSE)	146	$\rightarrow$	146	D009	10	
D009	8	PIVKA-II 半定量	147	$\rightarrow$	143	D009	9	
D009	8	PIVKA-Ⅱ 定量	147	$\rightarrow$	143	D009	9	

旧区分			, F	点数	立に	区分番号	備考
旧区分	7 金万	新快 <u>宜</u> 俱日名	改正前	改正	後	<b>△</b> 万省万	加考
D009	9	塩基性フェトプロテイン(BFP)	150	→ ]	.50 D00	9 12	
D009	9	CA50	150	$\rightarrow$		_	(削除)
D009	10	シアリルLe <sup>x</sup> ーi抗原(SLX)	152	$\rightarrow$ ]	.52 D00	9 14	
D009	10	CA125	152	$\rightarrow$ ]	.48 D00	9 11	
D009	11	核マトリックスプロテイン22(NMP22)定量(尿)	155	$\rightarrow$ ]	.51 D00	9 13	
D009	11	核マトリックスプロテイン22(NMP22)定性(尿)	155	$\rightarrow$ ]	.51 D00	9 13	
D009	12	サイトケラチン8・18(尿)	160	$\rightarrow$ 1	.60 D00	9 16	
D009	13	遊離型PSA比(PSA F/T比)	162	$\rightarrow$ 1	.58 D00	9 15	
D009	14	抗p53抗体	163	$\rightarrow$ 1	.63 D00	9 17	
D009	15	BCA225	165	$\rightarrow$ 1	.65 D00	9 18	
D009	16	シアリルLe <sup>x</sup> 抗原(CSLEX)	170	$\rightarrow$ 1	.69 D00	9 20	
D009	16	I 型プロコラーゲン-C-プロペプチド(P I CP)	170	$\rightarrow$		_	(削除)
D009	16	I 型コラーゲン-C-テロペプチド( I CTP)	170	$\rightarrow$ 1	.70 D00	9 21	
D009	16	SP1	170	$\rightarrow$		_	(削除)
D009	17	サイトケラチン19フラグメント(シフラ)	172	$\rightarrow$ ]	.67 D00	9 19	
D009	18	ガストリン放出ペプチド前駆体(ProGRP)	175	$\rightarrow$ 1	.75 D00	9 22	
D009	19	CA54/61	184	$\rightarrow$ ]	.84 D00	9 23	
D009	19	癌関連ガラクトース転移酵素(GAT)	184	$\rightarrow$ 1	.84 D00	9 23	
D009	20	遊離型フコース(尿)	190	$\rightarrow$		_	(削除)
D009	20	CA602	190	$\rightarrow$ ]	.90 D00	9 24	
D009	20	$\alpha$ ーフェトプロテインレクチン分画(AFPーL3%)	190	$\rightarrow$ ]	.90 D00	9 24	
D009	21	$\gamma - $ セミノプロテイン $(\gamma - $ Sm $)$	194	$\rightarrow$ 1	.94 D00	9 25	
_	-	ヒト精巣上体蛋白4(HE4)	_	$\rightarrow$ 2	200 D00	9 26	(新設)
D009	22	CA130	200	$\rightarrow$	-	-	(削除)
D009	22	ヒト絨毛性ゴナドトロピン $\beta$ 分画コアフラグメント (HCG $\beta$ -CF) (尿)	200	$\rightarrow$		-	(削除)
D009	23	膵癌胎児性抗原(POA)	220	$\rightarrow$		_	(削除)
D009	23	可溶性メソテリン関連ペプチド	220	$\rightarrow$ 2	220 D009	9 27	
D009	24	癌胎児性抗原(CEA)定性(乳頭分泌液)	314	$\rightarrow$ 3	314 D00	9 28	

旧区分	\釆旦			点数		新区分	/来旦	
旧区分	了留万	利快 <u>宜</u> 填日石	改正前		改正後	材込ク	了留万	佣
D009	24	癌胎児性抗原(CEA)半定量(乳頭分泌液)	314	$\rightarrow$	314	D009	28	
D009	25	HER2蛋白(乳頭分泌液)	320	$\rightarrow$	-	_	_	(削除)
D009	25	HER2蛋白	320	$\rightarrow$	320	D009	29	
D009	26	可溶性インターロイキンー2レセプター(sIL-2R)	451	$\rightarrow$	438	D009	30	
D009	注2	包括項目:2項目	230	$\rightarrow$	230	D009	注2	
D009	注2	包括項目:3項目	290	$\rightarrow$	290	D009	注2	
D009	注2	包括項目:4項目以上	420	$\rightarrow$	420	D009	注2	
D010		特殊分析				D010		
D010	1	糖分析(尿)	38	$\rightarrow$	38	D010	1	
D010	2	結石分析	120	$\rightarrow$	120	D010	2	
D010	3	チロシン	200	$\rightarrow$	200	D010	3	
D010	4	総分岐鎖アミノ酸/チロシンモル比(BTR)	291	$\rightarrow$	288	D010	4	
D010	5	アミノ酸				D010	5	
D010	5	イ 1種類につき	304	$\rightarrow$	295	D010	5	
D010	5	口 5種類以上	1,212	$\rightarrow$	1,212	D010	5	
D010	6	アミノ酸定性	350	$\rightarrow$	350	D010	6	
D010	7	脂肪酸分画	429	$\rightarrow$	429	D010	7	
D010	8	先天性代謝異常症検査	1,176	$\rightarrow$	1,176	D010	8	
		(免疫学的検査)						
D011		免疫血液学的検査				D011		
D011	1	ABO血液型	21	$\rightarrow$	24	D011	1	
D011	1	Rh(D)血液型	21	$\rightarrow$	24	D011	1	
D011	2	Coombs試験				D011	2	
D011	2	イ 直接	30	$\rightarrow$	34	D011	2	
D011	2	口 間接	34	$\rightarrow$	47	D011	2	
D011	3	不規則抗体	159	$\rightarrow$	159	D011	4	
D011	4	Rh(その他の因子)血液型	160	$\rightarrow$	156	D011	3	
D011	5	ABO血液型関連糖転移酵素活性	196	$\rightarrow$	191	D011	5	

旧区分	→ → → 乗 旦	新検査項目名		点数		新区分		備考
ПБ	7 笛 ケ	利快重視日石	改正前	改	文正後	利益の	日留り	/佣-芍
D011	6	血小板関連IgG(PA-IgG)	204	$\rightarrow$	204	D011	6	
D011	7	ABO血液型亜型	260	$\rightarrow$	260	D011	7	
D011	8	抗血小板抗体	262	$\rightarrow$	262	D011	8	
D011	9	血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体(IgG、IgM及びIgA抗体)	390	$\rightarrow$	390	D011	10	
D011	9	血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体(IgG抗体)	390	$\rightarrow$	389	D011	9	
D012		感染症免疫学的検査				D012		
D012	1	梅毒血清反応(STS)定性	15	$\rightarrow$	15	D012	1	
D012	1	抗ストレプトリジンO(ASO)定性	15	$\rightarrow$	15	D012	1	
D012	1	抗ストレプトリジンO(ASO)半定量	15	$\rightarrow$	15	D012	1	
D012	1	抗ストレプトリジンO(ASO)定量	15	$\rightarrow$	15	D012	1	
D012	2	トキソプラズマ抗体定性	26	$\rightarrow$	26	D012	2	
D012	2	トキソプラズマ抗体半定量	26	$\rightarrow$	26	D012	2	
D012	3	抗ストレプトキナーゼ(ASK)定性	29	$\rightarrow$	29	D012	3	
D012	3	抗ストレプトキナーゼ(ASK)半定量	29	$\rightarrow$	29	D012	3	
D012	4	梅毒トレポネーマ抗体定性	32	$\rightarrow$	32	D012	4	
D012	4	マイコプラズマ抗体定性	32	$\rightarrow$	32	D012	4	
D012	4	マイコプラズマ抗体半定量	32	$\rightarrow$	32	D012	4	
D012	5	連鎖球菌多糖体抗体(ASP)半定量	34	$\rightarrow$	_	_	_	(削除)
D012	5	梅毒血清反応(STS)半定量	34	$\rightarrow$	34	D012	5	
D012	5	梅毒血清反応(STS)定量	34	$\rightarrow$	34	D012	5	
D012	6	梅毒トレポネーマ抗体半定量	53	$\rightarrow$	53	D012	6	
D012	6	梅毒トレポネーマ抗体定量	53	$\rightarrow$	53	D012	6	
D012	7	アデノウイルス抗原定性(糞便)	60	$\rightarrow$	60	D012	7	
D012	7	迅速ウレアーゼ試験定性	60	$\rightarrow$	60	D012	7	
D012	8	ロタウイルス抗原定性(糞便)	65	$\rightarrow$	65	D012	8	
D012	8	ロタウイルス抗原定量(糞便)	65	$\rightarrow$	65	D012	8	
D012	9	ヘリコバクター・ピロリ抗体定性・半定量	70	$\rightarrow$	70	D012	9	
D012	9	クラミドフィラ・ニューモニエIgG抗体	70	$\rightarrow$	70	D012	9	

旧区分	<b>→</b> 来旦	新検査項目名	点数	茶口	分番号	備考
ПБСЭ	7 笛 ケ	利快 <u>国</u> 块日石	改正前  改正	三後 利公	刀笛与	/m /5
D012	10	クラミドフィラ・ニューモニエIgA抗体	75 <i>→</i>	75 D012	10	
D012	11	ウイルス抗体価(定性・半定量・定量)(1項目当たり)	79 →	79 D012	11	
D012	12	クロストリジウム・ディフィシル抗原定性	80 →	80 D012	12	
D012	12	ヘリコバクター・ピロリ抗体	80 →	80 D012	12	
D012	12	百日咳菌抗体定性	80 →	80 D012	12	
D012	12	百日咳菌抗体半定量	80 →	80 D012	12	
D012	13	HTLV-I 抗体定性	85 →	85 D012	13	
D012	13	HTLV- I 抗体半定量	85 →	85 D012	13	
D012	14	トキソプラズマ抗体	93 →	93 D012	14	
D012	15	トキソプラズマIgM抗体	95 →	95 D012	15	
D012	16	抗デオキシリボヌクレアーゼB(ADNaseB)半定量	100 →		_	(削除)
D012	17	抗酸菌抗体定量	116 →	116 D012	16	
D012	17	HIV-1抗体	116 →	116 D012	16	
D012	17	抗酸菌抗体定性	116 →	116 D012	16	
D012	18	HIV-1, 2抗体定性	121 →	118 D012	17	
D012	18	HIV-1, 2抗体半定量	121 →	118 D012	17	
D012	18	HIV-1, 2抗原·抗体同時測定定性	121 →	118 D012	17	
D012	18	HIV-1, 2抗原·抗体同時測定定量	121 →	118 D012	17	
D012	19	HIV-1, 2抗体定量	127 →	127 D012	18	
D012	20	$A$ 群 $\beta$ 溶連菌迅速試験定性	134 →	130 D012	19	
D012	21	ノイラミニダーゼ定性	140 →	- -	_	(削除)
D012	22	カンジダ抗原定性	142 →	138 D012	20	
D012	22	カンジダ抗原半定量	142 →	138 D012	20	
D012	22	カンジダ抗原定量	142 →	138 D012	20	
D012	23	ヘモフィルス・インフルエンザb型(Hib)抗原定性(尿・髄液)	144 →	140 D012	21	
D012	24	肺炎球菌抗原定性(尿・髄液)	146 →	146 D012	24	
D012	24	ヘリコバクター・ピロリ抗原定性	146 →	146 D012	24	
D012	24	RSウイルス抗原定性	146 →	142 D012	22	

旧区分				点数		新区分番号	備考
шДУ	1留り	利快且"只日石	改正前	改	工後	利区刀留方	加力
D012	24	梅毒トレポネーマ抗体(FTA-ABS試験)定性	146	$\rightarrow$	142 D	012 22	
D012	24	梅毒トレポネーマ抗体(FTA-ABS試験)半定量	146	$\rightarrow$	142 D	012 22	
D012	25	インフルエンザウイルス抗原定性	147	$\rightarrow$	143 D	012 23	
D012	26	ノロウイルス抗原定性	150	$\rightarrow$	150 D	012 25	
D012	26	インフルエンザ菌(無莢膜型)抗原定性	150	$\rightarrow$	150 D	012 25	
D012	26	マイコプラズマ抗原定性(免疫クロマト法)	150	$\rightarrow$	150 D	012 25	
D012	26	ヒトメタニューモウイルス抗原定性	150	$\rightarrow$	150 D	012 25	
D012	27	D-アラビニトール	160	$\rightarrow$	160 D	012 26	
D012	27	クラミドフィラ・ニューモニエIgM抗体	160	$\rightarrow$	160 D	012 26	
D012	28	クラミジア・トラコマチス抗原定性	164	$\rightarrow$	160 D	012 26	
D012	29	アスペルギルス抗原	165	$\rightarrow$	164 D	012 27	
D012	30	大腸菌O157抗原定性	170	$\rightarrow$	165 D	012 28	
D012	30	マイコプラズマ抗原定性(FA法)	170	$\rightarrow$	170 D	012 29	
D012	31	大腸菌O157抗体定性	175	$\rightarrow$	173 D	012 30	
D012	32	HTLV- I 抗体	177	$\rightarrow$	173 D	012 30	
D012	33	淋菌抗原定性	180	$\rightarrow$	180 D	012 32	
D012	33	単純ヘルペスウイルス抗原定性	180	$\rightarrow$	180 D	012 32	
D012	33	大腸菌血清型別	180	$\rightarrow$	180 D	012 32	
D012	34	クリプトコックス抗原半定量	184	$\rightarrow$	179 D	012 31	
D012	34	クリプトコックス抗原定性	184	$\rightarrow$	179 D	012 31	
D012	35	アデノウイルス抗原定性(糞便を除く。)	200	$\rightarrow$	194 D	012 33	
D012	35	肺炎球菌細胞壁抗原定性	200	$\rightarrow$	194 D	012 33	
D012	36	ブルセラ抗体定性	206	$\rightarrow$	206 D	012 35	
D012	36	ブルセラ抗体半定量	206	$\rightarrow$	206 D	012 35	
D012	36	グロブリンクラス別クラミジア・トラコマチス抗体	206	$\rightarrow$	206 D	012 35	
D012	37	単純ヘルペスウイルス抗原定性(角膜)	210	$\rightarrow$	210 D	012 36	
D012	37	単純ヘルペスウイルス抗原定性(性器)	210	$\rightarrow$	210 D	012 36	
D012	37	肺炎球菌莢膜抗原定性(尿・髄液)	210	$\rightarrow$	204 D	012 34	

11 등 /	\承.□.	<b>如於木</b> 百日夕		点数		並立い-	<del>乘</del> 旦.	備考
旧区分	7	新検査項目名	改正前	Ţ.	女正後	新区分	<b>当</b> 万	1)用 与
D012	37	アニサキスIgG・IgA抗体	210	$\rightarrow$	210	D012	36	
D012	37	レプトスピラ抗体	210	$\rightarrow$	-	_	-	(削除)
D012	38	ツツガムシ抗体半定量	213	$\rightarrow$	213	D012	37	
D012	38	(1→3) − β −D−グルカン	213	$\rightarrow$	213	D012	37	
D012	38	ツツガムシ抗体定性	213	$\rightarrow$	213	D012	37	
D012	39	グロブリンクラス別ウイルス抗体価(1項目当たり)	219	$\rightarrow$	218	D012	38	
D012	40	サイトメガロウイルス抗体	220	$\rightarrow$	220	D012	39	
D012	41	赤痢アメーバ抗体半定量	223	$\rightarrow$	223	D012	40	
D012	42	レジオネラ抗原定性(尿)	229	$\rightarrow$	223	D012	40	
D012	43	デングウイルス抗原定性	233	$\rightarrow$	233	D012	41	
_	-	デングウイルス抗原・抗体同時測定定性	_	$\rightarrow$	233	D012	41	(新設)
D012	44	水痘ウイルス抗原定性(上皮細胞)	240	$\rightarrow$	240	D012	42	
D012	45	エンドトキシン	257	$\rightarrow$	250	D012	43	
D012	46	ボレリア・ブルグドルフェリ抗体	270	$\rightarrow$	-	_	-	(削除)
D012	47	HIV-1抗体(ウエスタンブロット法)	280	$\rightarrow$	280	D012	45	
D012	47	百日咳菌抗体	280	$\rightarrow$	272	D012	44	
D012	48	結核菌群抗原定性	291	$\rightarrow$	291	D012	46	
D012	49	ダニ特異IgG抗体	300	$\rightarrow$	_	_	_	(削除)
D012	49	Weil-Felix反応	300	$\rightarrow$	_	_	_	(削除)
D012	50	HIV-2抗体(ウエスタンブロット法)	380	$\rightarrow$	380	D012	47	
D012	51	サイトメガロウイルスpp65抗原定性	398	$\rightarrow$	387	D012	48	
D012	52	HTLV-I 抗体(ウエスタンブロット法及びラインブロット法)	432	$\rightarrow$	425	D012	49	(名称の変更)
D012	53	HIV抗原	600	$\rightarrow$	600	D012	50	
D012	54	抗トリコスポロン・アサヒ抗体	900	$\rightarrow$	900	D012	51	
D013		肝炎ウイルス関連検査				D013		
D013	1	HBs抗原定性•半定量	29	$\rightarrow$	29	D013	1	
D013	2	HBs抗体定性	32	$\rightarrow$	32	D013	2	
D013	2	HBs抗体半定量	32	$\rightarrow$	32	D013	2	

	 分番号	新検査項目名		点数		新区分	- 平旦	
旧区分	71 番 万	新快 <u>省</u> 場日名	改正前	改〕	正後	<b></b>	省 万	/用 与
D013	3	HBs抗原	88	$\rightarrow$	88	D013	3	
D013	3	HBs抗体	88	$\rightarrow$	88	D013	3	
D013	4	HBe抗原	107	$\rightarrow$	107	D013	4	
D013	4	HBe抗体	107	$\rightarrow$	107	D013	4	
D013	5	HCV抗体定性·定量	114	$\rightarrow$	111	D013	5	
D013	5	HCVコア蛋白	114	$\rightarrow$	111	D013	5	
D013	6	HCVコア抗体	144	$\rightarrow$	143	D013	7	
D013	7	HBc抗体半定量·定量	145	$\rightarrow$	141	D013	6	
D013	8	HA-IgM抗体	146	$\rightarrow$	146	D013	8	
D013	8	HA抗体	146	$\rightarrow$	146	D013	8	
D013	8	HBc-IgM抗体	146	$\rightarrow$	146	D013	8	
D013	9	HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体定性	160	$\rightarrow$	160	D013	9	
D013	9	HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体半定量	160	$\rightarrow$	160	D013	9	
D013	10	HE-IgA抗体定性	210	$\rightarrow$	210	D013	10	
D013	11	HCV血清群別判定	233	$\rightarrow$	233	D013	11	
D013	12	HBVコア関連抗原(HBcrAg)	281	$\rightarrow$	274	D013	12	
D013	13	デルタ肝炎ウイルス抗体	330	$\rightarrow$	330	D013	13	
D013	14	HCV特異抗体価	340	$\rightarrow$	340	D013	14	
D013	14	HBVジェノタイプ判定	340	$\rightarrow$	340	D013	14	
D013	注	包括項目:3項目	290	$\rightarrow$	290	D013	注	
D013	注	包括項目:4項目	360	$\rightarrow$	360	D013	注	
D013	注	包括項目:5項目以上	460	$\rightarrow$	447	D013	注	
D014		自己抗体検査				D014		
D014	1	寒冷凝集反応	11	$\rightarrow$	11	D014	1	
D014	2	リウマトイド因子(RF)定量	30	$\rightarrow$	30	D014	2	
D014	3	抗サイログロブリン抗体半定量	37	$\rightarrow$	37	D014	3	
D014	3	抗甲状腺マイクロゾーム抗体半定量	37	$\rightarrow$	37	D014	3	
D014	4	Donath—Landsteiner試験	55	$\rightarrow$	55	D014	4	

	分番号			点数		新区分番号	備考
ПР	り留り	利快 <u>工</u> 块日泊	改正前	改江	E後	机凸刀留力	加与
D014	5	抗核抗体(蛍光抗体法)定性	108	$\rightarrow$	105 E	0014 5	
D014	5	抗核抗体(蛍光抗体法)半定量	108	$\rightarrow$	105 E	0014 5	
D014	5	抗核抗体(蛍光抗体法)定量	108	$\rightarrow$	105 E	0014 5	
D014	6	抗核抗体(蛍光抗体法を除く。)	110	$\rightarrow$	110 E	0014 6	
D014	6	抗インスリン抗体	110	$\rightarrow$	110 E	0014 6	
D014	7	マトリックスメタロプロテイナーゼー3(MMP-3)	116	$\rightarrow$	116 E	0014 7	
D014	8	抗ガラクトース欠損IgG抗体定性	120	$\rightarrow$	117 E	0014 8	
D014	8	抗ガラクトース欠損IgG抗体定量	120	$\rightarrow$	117 E	0014 8	
D014	9	抗サイログロブリン抗体	144	$\rightarrow$	144	0014 9	
D014	9	抗RNP抗体定性	144	$\rightarrow$	144	0014 9	
D014	9	抗RNP抗体半定量	144	$\rightarrow$	144	0014 9	
D014	9	抗RNP抗体定量	144	$\rightarrow$	144	0014 9	
D014	10	抗Jo-1抗体定性	146	$\rightarrow$	144	0014 9	
D014	10	抗Jo-1抗体半定量	146	$\rightarrow$	144 E	0014 9	
D014	10	抗Jo-1抗体定量	146	$\rightarrow$	144 E	0014 9	
D014	10	抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体	146	$\rightarrow$	146 E	0014 10	
D014	11	抗Sm抗体定性	159	$\rightarrow$	155 E	0014 11	
D014	11	抗Sm抗体半定量	159	$\rightarrow$	155 E	0014 11	
D014	11	抗Sm抗体定量	159	$\rightarrow$	155 E	0014 11	
D014	12	抗SS-B/La抗体定性	162	$\rightarrow$	161 E	0014 12	
D014	12	抗SS-B/La抗体半定量	162	$\rightarrow$	161 E	0014 12	
D014	12	抗SS-B/La抗体定量	162	$\rightarrow$	161 E	0014 12	
D014	12	抗Scl-70抗体定性	162	$\rightarrow$	162 E	0014 13	
D014	12	抗Scl-70抗体半定量	162	$\rightarrow$	162 E	0014 13	
D014	12	抗Scl-70抗体定量	162	$\rightarrow$	162 E	0014 13	
D014	13	抗SS-A/Ro抗体定性	165	$\rightarrow$	163 E	0014 14	
D014	13	抗SS-A/Ro抗体半定量	165	$\rightarrow$	163 E	0014 14	
D014	13	抗SS-A/Ro抗体定量	165	$\rightarrow$	163 E	0014 14	

旧区分		新検査項目名	¥	点数	幸(な	分番号	備考
шДЭ	J 宙 ク	利快直視日石	改正前	改〕	正後	刀笛与	加布
D014	13	C <sub>1</sub> q結合免疫複合体	165	$\rightarrow$	161 D014	12	
D014	14	抗RNAポリメラーゼⅢ抗体	170	$\rightarrow$	170 D014	15	
D014	15	抗DNA抗体定量	173	$\rightarrow$	172 D014	16	
D014	15	抗DNA抗体定性	173	$\rightarrow$	172 D014	16	
D014	16	抗セントロメア抗体定量	184	$\rightarrow$	184 D014	17	
D014	16	抗セントロメア抗体定性	184	$\rightarrow$	184 D014	17	
D014	17	抗ARS抗体	190	$\rightarrow$	190 D014	18	
D014	18	モノクローナルRF結合免疫複合体	194	$\rightarrow$	194 D014	20	
D014	19	抗ミトコンドリア抗体定性	196	$\rightarrow$	191 D014	19	
D014	19	抗ミトコンドリア抗体半定量	196	$\rightarrow$	191 D014	19	
D014	20	IgG型リウマトイド因子	204	$\rightarrow$	203 D014	22	
D014	21	抗ミトコンドリア抗体定量	206	$\rightarrow$	200 D014	21	
D014	22	C <sub>3</sub> d結合免疫複合体	210	$\rightarrow$	- -	_	(削除)
D014	22	抗シトルリン化ペプチド抗体定性	210	$\rightarrow$	210 D014	23	
D014	22	抗シトルリン化ペプチド抗体定量	210	$\rightarrow$	210 D014	23	
D014	23	抗カルジオリピン $\beta_2$ グリコプロテイン $I$ 複合体抗体	223	$\rightarrow$	223 D014	25	
D014	23	抗LKM-1抗体	223	$\rightarrow$	221 D014	24	
D014	24	抗カルジオリピン抗体	239	$\rightarrow$	239 D014	27	
D014	24	抗TSHレセプター抗体(TRAb)	239	$\rightarrow$	232 D014	26	
D014	25	$IgG_2(TIA法によるもの)$	239	$\rightarrow$	239 D014	28	
D014	26	抗デスモグレイン3抗体	270	$\rightarrow$	270 D014	29	
D014	26	抗BP180-NC16a抗体	270	$\rightarrow$	270 D014	29	
_	_	抗MDA5抗体	_	$\rightarrow$	270 D014	30	(新設)
_	_	抗TIF1-γ抗体	_	$\rightarrow$	270 D014	30	(新設)
_	_	抗Mi-2抗体	_	$\rightarrow$	270 D014	30	(新設)
D014	27	抗好中球細胞質プロテイナーゼ3抗体(PR3-ANCA)	276	$\rightarrow$	275 D014	32	
D014	27	抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体(MPO-ANCA)	276	$\rightarrow$	273 D014	31	
D014	28	ループスアンチコアグラント定量	281	$\rightarrow$	281 D014	34	

ll ic /	分番号	新検査項目名		点数		<b>本</b> 区八 <del>系</del> 旦	備考
旧区分	可留写	新快 <u>省</u> 場日名	改正前		改正後	新区分番号	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /
D014	28	抗糸球体基底膜抗体(抗GBM抗体)	281	$\rightarrow$	277	D014 33	
D014	28	ループスアンチコアグラント定性	281	$\rightarrow$	281	D014 34	
D014	29	抗好中球細胞質抗体(ANCA)定性	290	$\rightarrow$	290	D014 35	
D014	30	抗デスモグレイン1抗体	300	$\rightarrow$	300	D014 36	
D014	31	甲状腺刺激抗体(TSAb)	350	$\rightarrow$	340	D014 37	
D014	32	$\mathrm{IgG}_4$	388	$\rightarrow$	377	D014 38	
D014	33	$IgG_2$ (ネフェロメトリー法によるもの)	388	$\rightarrow$	388	D014 39	
D014	34	抗GM1IgG抗体	460	$\rightarrow$	460	D014 40	
D014	34	抗GQ1bIgG抗体	460	$\rightarrow$	460	D014 40	
D014	35	抗アセチルコリンレセプター抗体(抗AChR抗体)	856	$\rightarrow$	847	D014 41	
D014	36	抗グルタミン酸レセプター抗体	970	$\rightarrow$	970	D014 42	
D014	37	抗アクアポリン4抗体	1,000	$\rightarrow$	1,000	D014 43	
D014	37	抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体	1,000	$\rightarrow$	1,000	D014 43	
_	-	抗HLA抗体(スクリーニング検査)	_	$\rightarrow$	1,000	D014 44	(新設)
_	-	抗HLA抗体(抗体特異性同定検査)	_	$\rightarrow$	5,000	D014 45	(新設)
D014	注	包括項目:2項目	320	$\rightarrow$	320	D014 注	
D014	注	包括項目:3項目以上	490	$\rightarrow$	490	D014 注	
D015		血漿蛋白免疫学的検査					
D015	1	C反応性蛋白(CRP)定性	16	$\rightarrow$	16	D015 1	
D015	1	C反応性蛋白(CRP)	16	$\rightarrow$	16	D015 1	
D015	2	赤血球コプロポルフィリン定性	30	$\rightarrow$	30	D015 2	
D015	2	グルコースー6ーホスファターゼ(Gー6ーPase)	30	$\rightarrow$	30	D015 2	
D015	3	グルコース-6-リン酸デヒドロゲナーゼ(G-6-PD)定性	34	$\rightarrow$	34	D015 3	
D015	3	赤血球プロトポルフィリン定性	34	$\rightarrow$	34	D015 3	
D015	4	血清補体価(CH <sub>50</sub> )	38	$\rightarrow$	38	D015 4	
D015	4	免疫グロブリン	38	$\rightarrow$	38	D015 4	
D015	5	クリオグロブリン定性	42	$\rightarrow$	42	D015 5	
D015	5	クリオグロブリン定量	42	$\rightarrow$	42	D015 5	

III 🗹 /	 分番号	新検査項目名		点数		新区分	<b>采</b> 旦	備考
旧区分	万省万	利快 <u>宜</u> 块日名	改正前	改〕	正後	机凸刀	(	畑 与
D015	6	血清アミロイドA蛋白(SAA)	47	$\rightarrow$	47 I	D015	6	
D015	7	トランスフェリン(Tf)	60	$\rightarrow$	60 I	D015	7	
D015	8	$C_3$	70	$\rightarrow$	70 I	D015	8	
D015	8	$C_4$	70	$\rightarrow$	70 I	D015	8	
D015	9	セルロプラスミン	90	$\rightarrow$	90 I	D015	9	
D015	10	非特異的IgE半定量	100	$\rightarrow$	100 I	D015	10	
D015	10	非特異的IgE定量	100	$\rightarrow$	100 I	D015	10	
D015	11	特異的IgE半定量·定量	110	$\rightarrow$	110 I	D015	12	
D015	11	$\beta_2$ $ \sqrt{2}$	110	$\rightarrow$	107 I	D015	11	
D015	11	トランスサイレチン(プレアルブミン)	110	$\rightarrow$	107 I	D015	11	
D015	12	レチノール結合蛋白(RBP)	140	$\rightarrow$	136 I	D015	13	
D015	13	$\alpha_1$ — マイクログロブリン	144	$\rightarrow$	140 I	D015	14	
D015	13	ハプトグロビン(型補正を含む。)	144	$\rightarrow$	140 I	D015	14	
D015	14	C <sub>3</sub> プロアクチベータ	160	$\rightarrow$	160 I	D015	16	
-	-	免疫電気泳動法(抗ヒト全血清)	_	$\rightarrow$	170 I	D015	17	(新設)
D015	15	アレルゲン刺激性遊離ヒスタミン(HRT)	163	$\rightarrow$	159 I	D015	15	
D015	16	ヘモペキシン	180	$\rightarrow$	180 I	D015	18	
D015	17	APRスコア定性	191	$\rightarrow$	191 I	D015	20	
D015	18	アトピー鑑別試験定性	194	$\rightarrow$	194 I	D015	21	
D015	18	TARC	194	$\rightarrow$	189 I	D015	19	
D015	19	癌胎児性フィブロネクチン定性(頸管腟分泌液)	204	$\rightarrow$	204 I	D015	23	
D015	20	Bence Jones蛋白同定(尿)	209	$\rightarrow$	203 I	D015	22	
D015	21	免疫電気泳動法(同一検体に対して一連につき)	210	$\rightarrow$	- -	_	_	(削除)
-	-	免疫電気泳動法(特異抗血清)	-	$\rightarrow$	230 I	D015	24	(新設)
D015	22	$C_1$ $T$ $D$ $T$ $D$ $T$ $T$ $D$ $T$ $T$ $D$ $T$	276	$\rightarrow$	276 I	D015	25	
D015	23	免疫グロブリンL鎖 κ / λ 比	330	$\rightarrow$	330 I	D015	26	
D015	24	免疫グロブリン遊離L鎖 κ / λ 比	400	$\rightarrow$	400 I	D015	27	
D015	25	結核菌特異的インターフェロンー γ 産生能	630	$\rightarrow$	630 I	D015	28	

пБ/	√乗□.	<b></b>		点数		<b>北</b>	₽.	備考
旧区分	分番号	新検査項目名	改正前		改正後	新区分番号	万	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /
D016		細胞機能検査						
D016	1	B細胞表面免疫グロブリン	165	$\rightarrow$	161	D016 1		
D016	2	顆粒球機能検査(種目数にかかわらず一連につき)	200	) <i>→</i>	200	D016 3	3	
D016	2	T細胞サブセット検査(一連につき)	200	) <i>→</i>	194	D016 2	2	
D016	3	T細胞·B細胞百分率	204	$\rightarrow$	204	D016 4	Į.	
D016	4	顆粒球スクリーニング検査(種目数にかかわらず一連につき)	220	) -	220	D016 5	5	
D016	5	赤血球表面抗原検査	270	) -	270	D016 6	;	
D016	6	リンパ球刺激試験(LST)	345	$\rightarrow$	_	D016 7	,	(項目の分割)
_	-	イ 1薬剤	_	$\rightarrow$	345	D016 7	7	
_	-	口 2薬剤	_	$\rightarrow$	425	D016 7	,	
_	-	ハ 3薬剤以上	_	$\rightarrow$	515	D016 7	7	
		(微生物学的検査)						
D017		排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査				D017		
D017	1	蛍光顕微鏡、位相差顕微鏡、暗視野装置等を使用するもの	50	) →	50	D017 1		
D017	1	注 集菌塗抹法加算	32	$\rightarrow$	32	D017 1		
D017	2	保温装置使用アメーバ検査	45	$\rightarrow$	45	D017 2	2	
D017	3	その他のもの	61	$\rightarrow$	61	D017 3	}	
D018		細菌培養同定検査						
D018	1	口腔、気道又は呼吸器からの検体	160	) <i>→</i>	160	D018 1		
D018	2	消化管からの検体	180	) →	180	D018 2	2	
D018	3	血液又は穿刺液	210	) <i>→</i>	210	D018 3	3	
D018	4	泌尿器又は生殖器からの検体	170	) <i>→</i>	170	D018 4	Į.	
D018	5	その他の部位からの検体	160	) →	160	D018 5	5	
D018	6	簡易培養	60	) →	60	D018 6	5	
D018	注	嫌気性培養加算	118	} →	115	D018	主1	
	-	質量分析装置加算		· _ →	40	D018	主2	(新設)
D019		細菌薬剤感受性検査						
D019	1	1菌種	170	) →	170	D019 1		

旧区分	- 平旦	新検査項目名		点数		新区分番号	備考
旧区分	留写	利快 <u>省</u> 場日名	改正前	也	工後	利凸分金万	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /
D019	2	2菌種	220	$\rightarrow$	220	D019 2	
D019	3	3菌種以上	280	$\rightarrow$	280	D019 3	
D019-2		酵母様真菌薬剤感受性検査	150	$\rightarrow$	150	D019-2	
D020		抗酸菌分離培養検査					
D020	1	抗酸菌分離培養(液体培地法)	280	$\rightarrow$	280	D020 1	
D020	2	抗酸菌分離培養(それ以外のもの)	210	$\rightarrow$	204	D020 2	
D021		抗酸菌同定(種目数にかかわらず一連につき)	370	$\rightarrow$	361	D021	
D022		抗酸菌薬剤感受性検査(培地数に関係なく)	380	$\rightarrow$	380	D022	
D023		微生物核酸同定•定量検査					
D023	1	細菌核酸検出(白血球)(1菌種あたり)	130	$\rightarrow$	130	D023 1	
D023	2	淋菌核酸検出	204	$\rightarrow$	204	D023 2	
D023	2	クラミジア・トラコマチス核酸検出	204	$\rightarrow$	204	D023 2	
D023	3	淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出	286	$\rightarrow$	286	D023 4	
D023	4	HBV核酸定量	287	$\rightarrow$	279	D023 3	
D023	4	単純疱疹ウイルス・水痘帯状疱疹ウイルス核酸定量	287	$\rightarrow$	450	D023 12	
D023	5	レジオネラ核酸検出	292	$\rightarrow$	292	D023 5	
D023	6	マイコプラズマ核酸検出	300	$\rightarrow$	300	D023 6	
_	_	EBウイルス核酸定量	_	$\rightarrow$	310	D023 7	(新設)
D023	7	HCV核酸検出	360	$\rightarrow$	360	D023 8	
D023	7	HPV核酸検出	360	$\rightarrow$	360	D023 8	
D023	7	HPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)	360	$\rightarrow$	360	D023 8	
_	_	百日咳菌核酸検出	_	$\rightarrow$	360	D023 8	(新設)
D023	8	インフルエンザ核酸検出	410	$\rightarrow$	410	D023 9	
D023	8	抗酸菌核酸同定	410	$\rightarrow$	410	D023 9	
D023	8	結核菌群核酸検出	410	$\rightarrow$	410	D023 9	
D023	9	マイコバクテリウム・アビウム及びイントラセルラー(MAC)核酸検出	421	$\rightarrow$	421	D023 10	
D023	10	HCV核酸定量	450	$\rightarrow$	437	D023 11	
D023	10	HBV核酸プレコア変異及びコアプロモーター変異検出	450	$\rightarrow$	450	D023 12	

旧区分	- 釆早	新検査項目名		点数		新区分	<b>采</b> 旦	備考
旧区分	省 万	<b> </b>	改正前		改正後	新 <b>丛</b> 分1	<b>留</b> 万	/
D023	10	ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出	450	$\rightarrow$	450	D023	12	
D023	10	SARSコロナウイルス核酸検出	450	$\rightarrow$	450	D023	12	
D023	10	HTLV-1核酸検出	450	$\rightarrow$	450	D023	12	
D023	11	HIV-1核酸定量	520	$\rightarrow$	520	D023	13	
D023	11	注 濃縮前処理加算	130	$\rightarrow$	130	D023	13	
D023	12	結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出	850	$\rightarrow$	850	D023	14	
D023	12	結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出	850	$\rightarrow$	850	D023	14	
D023	12	結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出	850	$\rightarrow$	850	D023	14	
_	_	サイトメガロウイルス核酸検出	-	$\rightarrow$	850	D023	14	(新設)
_	_	細菌核酸•薬剤耐性遺伝子同時検出	-	$\rightarrow$	1,700	D023	15	(新設)
D023	13	HPVジェノタイプ判定	2,000	$\rightarrow$	2,000	D023	16	
D023	14	HIVジェノタイプ薬剤耐性	6,000	$\rightarrow$	6,000	D023	17	
_	_	迅速微生物核酸同定•定量検査加算	-	$\rightarrow$	100	D023	注	(新設)
D023-2		その他の微生物学的検査						
D023-2	1	黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2'(PBP2')定性	55	$\rightarrow$	55	D023-2	1	
D023-2	2	尿素呼気試験(UBT)	70	$\rightarrow$	70	D023-2	2	
D023-2	3	腸炎ビブリオ耐熱性溶血毒(TDH)定性	150	$\rightarrow$	-	_	-	(削除)
D023-2	4	大腸菌ベロトキシン定性	194	$\rightarrow$	194	D023-2	3	
D024		動物使用検査	170	$\rightarrow$	170	D024		
		(基本的検体検査実施料)						
D025		基本的検体検査実施料(1日につき)				D025		
D025	1	入院の日から起算して4週間以内の期間	140	$\rightarrow$	140	D025	1	
D025	2	入院の日から起算して4週間を超えた期間	110	$\rightarrow$	110	D025	2	
		第2款 検体検査判断料						
D026		検体検査判断料						
D026	1	尿•糞便等検査判断料	34	$\rightarrow$	34	D026	1	
D026	2	血液学的検査判断料	125	$\rightarrow$	125	D026	2	
D026	3	生化学的検査(I)判断料	144	$\rightarrow$	144	D026	3	

旧区分	<b>分番号</b>	新検査項目名	改正前	点数	改正後	新区	分番号	備考
D026	4	生化学的検査(Ⅱ)判断料	144			D026	4	
D026	5	免疫学的検査判断料	144			D026	5	
D026	6	微生物学的検査判断料		$\rightarrow$		D026	6	
D026	注3	検体検査管理加算(I)	40	$\rightarrow$		D026	注3	
D026	注3	検体検査管理加算(Ⅱ)	100	$\rightarrow$	100	D026	注3	
D026	注3	検体検査管理加算(Ⅲ)	300	$\rightarrow$	300	D026	注3	
D026	注3	検体検査管理加算(IV)	500	$\rightarrow$	500	D026	注3	
D026	注4	注 国際標準検査管理加算	40	$\rightarrow$	40	D026	注4	
D026	注5	遺伝カウンセリング加算	500	$\rightarrow$	1,000	D026	注5	
D026	注6	骨髄像診断加算	240	$\rightarrow$	240	D026	注6	
D026	注7	免疫電気泳動法診断加算	50	$\rightarrow$	50	D026	注7	
D027		基本的検体検査判断料	604	$\rightarrow$	604	D027		
	第2節	削除						
	第3節	生体検査料						
		(呼吸循環機能検査等)						
D200		スパイログラフィー等検査				D200		
D200	1	肺気量分画測定(安静換気量測定及び最大換気量測定を含む。)	90	$\rightarrow$	90	D200	1	
D200	2	フローボリュームカーブ(強制呼出曲線を含む。)	100	$\rightarrow$	100	D200	2	
D200	3	機能的残気量測定	140	$\rightarrow$	140	D200	3	
D200	4	呼気ガス分析	100	$\rightarrow$	100	D200	4	
D200	5	左右別肺機能検査	1,010	$\rightarrow$	1,010	D200	5	
D201		換気力学的検査				D201		
D201	1	呼吸抵抗測定				D201	1	
D201	1	イ 広域周波オシレーション法を用いた場合	150	$\rightarrow$	150	D201	1	
D201	1	ロ その他の場合	60	$\rightarrow$	60	D201	1	
D201	2	コンプライアンス測定、気道抵抗測定、肺粘性抵抗測定、1回呼吸法による吸気分布検査	135	$\rightarrow$	135	D201	2	
D202		肺内ガス分布				D202		
D202	1	指標ガス洗い出し検査	135	$\rightarrow$	135	D202	1	

旧区分	- 早 - 二			点数		新区分番-	 분·	備考
ПЕ	J Tel 7	利快点货口石	改正前		改正後	利匹刀笛	ク	VIII 45
D202	2	クロージングボリューム測定	135	$\rightarrow$	135	D202 2	2	
D203		肺胞機能検査				D203		
D203	1	肺拡散能力検査	150	$\rightarrow$	180	D203	1	
D203	2	死腔量測定、肺内シャント検査	135	$\rightarrow$	135	D203 2	2	
D204		基礎代謝測定	85	$\rightarrow$	85	D204		
D205		呼吸機能検査等判断料	140	$\rightarrow$	140	D205		
D206		心臓カテーテル法による諸検査(一連の検査について)				D206		
D206	1	右心カテーテル	3,600	$\rightarrow$	3,600	D206	1	
D206	2	左心カテーテル	4,000	$\rightarrow$	4,000	D206 2	2	
D206	注1	1 新生児加算	10,800	$\rightarrow$	10,800	D206	注1	
D206	注1	1 乳幼児加算	3,600	$\rightarrow$	3,600	D206	注1	
D206	注1	2 新生児加算	12,000	$\rightarrow$	12,000	D206	注1	
D206	注1	2 乳幼児加算	4,000	$\rightarrow$	4,000	D206	注1	
D206	注2	円孔·欠損孔加算	800	$\rightarrow$	800	D206	注2	
D206	注2	ブロッケンブロー加算	2,000	$\rightarrow$	2,000	D206	注2	
D206	注2	伝導機能検査加算	200	$\rightarrow$	200	D206	注2	
D206	注2	ヒス束心電図加算	200	$\rightarrow$	200	D206	注2	
D206	注2	診断ペーシング加算	200	$\rightarrow$	200	D206	注2	
D206	注2	期外刺激法加算	600	$\rightarrow$	600	D206	注2	
_	_	冠攣縮誘発薬物負荷試験加算	_	$\rightarrow$	600	D206	注2	(新設)
D206	注2	冠動脈造影加算	1,400	$\rightarrow$	1,400	D206	注2	
D206	注3	血管内超音波検査加算又は血管内光断層撮影加算	400	$\rightarrow$	400	D206	注3	
D206	注4	冠動脈血流予備能測定検査加算	600	$\rightarrow$	600	D206	注4	
D206	注5	血管内視鏡検査加算	400	$\rightarrow$	400	D206	注5	
D206	注9	心腔内超音波検査加算	400	$\rightarrow$	400	D206	注9	
D207		体液量等測定				D207		
D207	1	体液量測定	60	$\rightarrow$	60	D207	1	
D207	1	細胞外液量測定	60	$\rightarrow$	60	D207	1	

旧区分	 	新検査項目名		点数		新区分番号	備考
			改正前		改正後		,,,, ç
D207	2	血流量測定	100	$\rightarrow$	100	D207 2	
D207	2	皮膚灌流圧測定	100	$\rightarrow$	100	D207 2	
D207	2	皮弁血流検査	100	$\rightarrow$	100	D207 2	
D207	2	循環血流量測定(色素希釈法によるもの)	100	$\rightarrow$	100	D207 2	
D207	2	電子授受式発消色性インジケーター使用皮膚表面温度測定	100	$\rightarrow$	100	D207 2	
D207	3	心拍出量測定	150	$\rightarrow$	150	D207 3	
D207	3	循環時間測定	150	$\rightarrow$	150	D207 3	
D207	3	循環血液量測定(色素希釈法以外によるもの)	150	$\rightarrow$	150	D207 3	
D207	3	脳循環測定(色素希釈法によるもの)	150	$\rightarrow$	150	D207 3	
D207	3	注1 心拍出量測定加算	1,300	$\rightarrow$	1,300	D207 3	
D207	4	血管内皮機能検査(一連につき)	200	$\rightarrow$	200	D207 4	
D207	5	脳循環測定(笑気法によるもの)	1,350	$\rightarrow$	1,350	D207 5	
D208		心電図検査				D208	
D208	1	四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導	130	$\rightarrow$	130	D208 1	
D208	2	ベクトル心電図	150	$\rightarrow$	150	D208 2	
D208	2	体表ヒス束心電図	150	$\rightarrow$	150	D208 2	
D208	3	携带型発作時心電図記憶伝達装置使用心電図検査	150	$\rightarrow$	150	D208 3	
D208	4	加算平均心電図による心室遅延電位測定	200	$\rightarrow$	200	D208 4	
D208	5	その他(6誘導以上)	90	$\rightarrow$	90	D208 5	
D209		負荷心電図検査				D209	
D209	1	四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導	320	$\rightarrow$	380	D209 1	
D209	2	その他(6誘導以上)	190	$\rightarrow$	190	D209 2	
D210	_	ホルター型心電図検査				D210	
D210	1	30分又はその端数を増すごとに	90	$\rightarrow$	90	D210 1	
D210	2	8時間を超えた場合	1,500	$\rightarrow$	1,750	D210 2	
D210-2		体表面心電図、心外膜興奮伝播図	1,500	$\rightarrow$	1,500	D210-2	
D210-3		植込型心電図検査	90	$\rightarrow$	90	D210-3	
D210-4		T波オルタナンス検査	1,100	$\rightarrow$	1,100	D210-4	

旧区分	<del>、</del> 中			点数		新区分番号	備考
旧区分	(	利快 <u>宜</u> 以日石	改正前		改正後	利区万备万	1)用 行
D211		トレッドミルによる負荷心肺機能検査、サイクルエルゴメーターによる心肺機能検査	1,200	$\rightarrow$	1,400	D211	
D211	注3	連続呼気ガス分析加算	200	$\rightarrow$	520	D211 注3	
D211-2		喘息運動負荷試験	800	$\rightarrow$	800	D211-2	
D211-3		時間内歩行試験	200	$\rightarrow$	200	D211-3	
D211-4		シャトルウォーキングテスト	200	$\rightarrow$	200	D211-4	
D212		リアルタイム解析型心電図	500	$\rightarrow$	600	D212	
D212-2		携带型発作時心電図記録計使用心電図検査	500	$\rightarrow$	500	D212-2	
D213		心音図検査	150	$\rightarrow$	150	D213	
D214		脈波図、心機図、ポリグラフ検査				D214	
D214	1	1検査	60	$\rightarrow$	60	D214 1	
D214	2	2検査	80	$\rightarrow$	80	D214 2	
D214	3	3又は4検査	130	$\rightarrow$	130	D214 3	
D214	4	5又は6検査	180	$\rightarrow$	180	D214 4	
D214	5	7検査以上	220	$\rightarrow$	220	D214 5	
D214	6	血管伸展性検査	100	$\rightarrow$	100	D214 6	
D214-2		エレクトロキモグラフ	260	$\rightarrow$	260	D214-2	
		(超音波検査等)					
D215		超音波検査(記録に要する費用を含む。)				D215	
D215	1	Aモード法	150	$\rightarrow$	150	D215 1	
D215	2	断層撮影法(心臓超音波検査を除く。)				D215 2	
D215	2	イ 胸腹部	530	$\rightarrow$	530	D215 2	
_	_	口 下肢血管	_	$\rightarrow$	450	D215 2	(新設)
D215	2	ハ その他(頭頸部、四肢、体表、末梢血管等)	350	$\rightarrow$	350	D215 2	
D215	3	心臟超音波検査				D215 3	
D215	3	イ 経胸壁心エコー法	880	$\rightarrow$	880	D215 3	
D215	3	ロ Mモード法	500	$\rightarrow$	500	D215 3	
D215	3	ハ 経食道心エコー法	1,500	$\rightarrow$	1,500	D215 3	
D215	3	ニ 胎児心エコー法	1,000	$\rightarrow$	300	D215 3	

旧区分	<del>平</del> 旦	新検査項目名		点数		新区分	<b>平</b> 旦	
旧区分	(	利快 <u>省</u> 以日名	改正前		改正後	机区分	<b>省</b> 万	/用 石
-	-	注2 胎児心エコー法診断加算	_	$\rightarrow$	700	D215	3	(新設)
D215	3	ホ 負荷心エコー法	1,680	$\rightarrow$	2,010	D215	3	
D215	4	ドプラ法(1日につき)				D215	4	
D215	4	イ 胎児心音観察、末梢血管血行動態検査	20	$\rightarrow$	20	D215	4	
D215	4	口 脳動脈血流速度連続測定	150	$\rightarrow$	150	D215	4	
D215	4	ハ 脳動脈血流速度マッピング法	400	$\rightarrow$	400	D215	4	
D215	5	血管内超音波法	3,600	$\rightarrow$	4,290	D215	5	
D215	注1	造影剤使用加算	150	$\rightarrow$	180	D215	注1	
D215	注2	パルスドプラ法加算	200	$\rightarrow$	200	D215	注2	
D215	注7	微小栓子シグナル加算	150	$\rightarrow$	150	D215	注7	
D215-2		肝硬度測定	200	$\rightarrow$	200	D215-2		
D215-3		超音波エラストグラフィー	200	$\rightarrow$	200	D215-3		
D216		サーモグラフィー検査(記録に要する費用を含む。)	200	$\rightarrow$	200	D216		
D216	注	負荷検査加算	100	$\rightarrow$	100	D216	注	
D216-2		残尿測定検査				D216-2		
D216-2	1	超音波検査によるもの	55	$\rightarrow$	55	D216-2	1	
D216-2	2	導尿によるもの	45	$\rightarrow$	45	D216-2	2	
D217		骨塩定量検査				D217		
D217	1	DEXA法による腰椎撮影	360	$\rightarrow$	360	D217	1	
D217	1	注 大腿骨同時撮影加算	90	$\rightarrow$	90	D217	1	
D217	2	MD法	140	$\rightarrow$	140	D217	2	
D217	2	SEXA法等	140	$\rightarrow$	140	D217	2	
D217	3	超音波法	80	$\rightarrow$	80	D217	3	
		(監視装置による諸検査)			-			
D218		分娩監視装置による諸検査				D218		
D218	1	1時間以内の場合	400	$\rightarrow$	480	D218	1	
D218	2	1時間を超え1時間30分以内の場合	550	$\rightarrow$	660	D218	2	
D218	3	1時間30分を超えた場合	700	$\rightarrow$	840	D218	3	

旧区分	来 旦	新検査項目名		点数		新区分番号	備考
旧区分	省万	利快 <u>省</u> 、共日名	改正前	改	正後	机区分留方	加持
D219		ノンストレステスト(一連につき)	200	$\rightarrow$	200	D219	
D220		呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ(ハートスコープ)、カルジ オタコスコープ				D220	
D220	1	1時間以内又は1時間につき	50	$\rightarrow$	50	D220 1	
D220	2	3時間を超えた場合(1日につき)				D220 2	
D220	2	イ 7日以内の場合	150	$\rightarrow$	150	D220 2	
D220	2	ロ 7日を超え14日以内の場合	130	$\rightarrow$	130	D220 2	
D220	2	ハ 14日を超えた場合	50	$\rightarrow$	50	D220 2	
D221		削除					
D221-2		筋肉コンパートメント内圧測定	620	$\rightarrow$	620	D221-2	
D222		経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定				D222	
D222	1	1時間以内又は1時間につき	100	$\rightarrow$	100	D222 1	
D222	2	5時間を超えた場合(1日につき)	600	$\rightarrow$	600	D222 2	
D222-2		経皮的酸素ガス分圧測定(1日につき)	100	$\rightarrow$	100	D222-2	
D223		経皮的動脈血酸素飽和度測定(1日につき)	30	$\rightarrow$	30	D223	
D223-2		終夜経皮的動脈血酸素飽和度測定(一連につき)	100	$\rightarrow$	100	D223-2	
D224		終末呼気炭酸ガス濃度測定(1日につき)	100	$\rightarrow$	100	D224	
D225		観血的動脈圧測定(カテーテルの挿入に要する費用及びエックス線透視の費用を含む。)				D225	
D225	1	1時間以内の場合	130	$\rightarrow$	130	D225 1	
D225	2	1時間を超えた場合(1日につき)	260	$\rightarrow$	260	D225 2	
D225-2		非観血的連続血圧測定(1日につき)	100	$\rightarrow$	100	D225-2	
D225-3		24時間自由行動下血圧測定	200	$\rightarrow$	200	D225-3	
D225-4		ヘッドアップティルト試験	980	$\rightarrow$	980	D225-4	
D226		中心静脈圧測定(1日につき)				D226	
D226	1	4回以下の場合	100	$\rightarrow$	120	D226 1	
D226	2	5回以上の場合	200	$\rightarrow$	240	D226 2	
D227		頭蓋内圧持続測定				D227	
D227	1	1時間以内又は1時間につき	125	$\rightarrow$	125	D227 1	
D227	2	3時間を超えた場合(1日につき)	500	$\rightarrow$	600	D227 2	

				点数			
旧区分	番号	新検査項目名	改正前		改正後	新区分番号	備考
D228		深部体温計による深部体温測定(1日につき)	100	$\rightarrow$	100	D228	
D229		前額部、胸部、手掌部又は足底部体表面体温測定による末梢循環不全状態観察(1日につき)	100	$\rightarrow$	100	D229	
D230		観血的肺動脈圧測定				D230	
D230	1	1時間以内又は1時間につき	150	$\rightarrow$	180	D230 1	
D230	2	2時間を超えた場合(1日につき)	450	$\rightarrow$	540	D230 2	
D230	注1	バルーン付肺動脈カテーテル挿入加算	1,300	$\rightarrow$	1,300	D230 注1	
D231		人工膵臓検査(一連につき)	5,000	$\rightarrow$	5,000	D231	
D231-2		皮下連続式グルコース測定(一連につき)	700	$\rightarrow$	700	D231-2	
D232		食道内圧測定検査	650	$\rightarrow$	780	D232	
D233		直腸肛門機能検査				D233	
D233	1	1項目行った場合	800	$\rightarrow$	800	D233 1	
D233	2	2項目以上行った場合	1,200	$\rightarrow$	1,200	D233 2	
D234		胃·食道内24時間pH測定	1,300	$\rightarrow$	1,300	D234	
		(脳波検査等)					
D235		脳波検査(過呼吸、光及び音刺激による負荷検査を含む。)	600	$\rightarrow$	720	D235	
D235	注1	賦活検査加算	250	$\rightarrow$	250	D235 注1	
D235-2		長期継続頭蓋内脳波検査(1日につき)	500	$\rightarrow$	500	D235-2	
D235-3		長期脳波ビデオ同時記録検査(1日につき)				D235-3	
D235-3	1	長期脳波ビデオ同時記録検査1	3,500	$\rightarrow$	3,500	D235-3 1	
D235-3	2	長期脳波ビデオ同時記録検査2	900	$\rightarrow$	900	D235-3 2	
D236		脳誘発電位検査(脳波検査を含む。)				D236	
D236	1	体性感覚誘発電位	670	$\rightarrow$	804	D236 1	
D236	2	視覚誘発電位	670	$\rightarrow$	804	D236 2	
D236	3	聴性誘発反応検査、脳波聴力検査、脳幹反応聴力検査、中間潜時反応聴力検査	670	$\rightarrow$	804	D236 3	
D236	4	聴性定常反応	800	$\rightarrow$	960	D236 4	
D236-2		光トポグラフィー				D236-2	
D236-2	1	脳外科手術の術前検査に使用するもの	670	$\rightarrow$	670	D236-2 1	

пел	<b>亚</b> 口	並₩★11万口力		点数		<b>本</b> レハ 平 日	備考
旧区分	`番亏	新検査項目名	改正前		改正後	新区分番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
D236-2	2	抑うつ症状の鑑別診断の補助に使用するもの				D236-2 2	
D236-2	2	イ 地域の精神科救急医療体制を確保するために必要な協力等を行っている精神保 健指定医による場合	400	$\rightarrow$	400	D236-2 2	
D236-2	2	ロ イ以外の場合	200	$\rightarrow$	200	D236-2 2	
D236-3		脳磁図	5,100	$\rightarrow$	5,100	D236-3	
D237		終夜睡眠ポリグラフィー				D237	
D237	1	携帯用装置を使用した場合	720	$\rightarrow$	720	D237 1	
D237	2	多点感圧センサーを有する睡眠評価装置を使用した場合	250	$\rightarrow$	250	D237 2	
D237	3	1及び2以外の場合	3,300	$\rightarrow$	3,960	D237 3	
D237-2		反復睡眠潜時試験(MSLT)	5,000	$\rightarrow$	5,000	D237-2	
D238		脳波検査判断料				D238	
D238	1	脳波検査判断料1	350	$\rightarrow$	350	D238 1	
D238	2	脳波検査判断料2	180	$\rightarrow$	180	D238 2	
		(神経・筋検査)					
D239		筋電図検査				D239	
D239	1	筋電図(1肢につき(針電極にあっては1筋につき))	300	$\rightarrow$	300	D239 1	
D239	2	誘発筋電図(神経伝導速度測定を含む。)(1神経につき)	150	$\rightarrow$	200	D239 2	
D239	3	中枢神経磁気刺激による誘発筋電図(一連につき)	400	$\rightarrow$	800	D239 3	
D239-2		電流知覚閾値測定(一連につき)	200	$\rightarrow$	200	D239-2	
D239-3		神経学的検査	450	$\rightarrow$	500	D239-3	
D239-4		全身温熱発汗試験	600	$\rightarrow$	600	D239-4	
D239-5		精密知覚機能検査	280	$\rightarrow$	280	D239-5	
D240		神経・筋負荷テスト				D240	
D240	1	テンシロンテスト(ワゴスチグミン眼筋力テストを含む。)	130	$\rightarrow$	130	D240 1	
D240	2	瞳孔薬物負荷テスト	130	$\rightarrow$	130	D240 2	
D240	3	乏血運動負荷テスト(乳酸測定等を含む。)	200	$\rightarrow$	200	D240 3	
D241		神経・筋検査判断料	180	$\rightarrow$	180	D241	
D242		尿水力学的検査				D242	
D242	1	膀胱内圧測定	260	$\rightarrow$	260	D242 1	

旧はひ	<b>亚</b> 口	<b>车</b> 松木百旦友	点数	汝	<b>エ</b> ロハ 平 ロ	/
旧区分	番号	新検査項目名	改正前	改正後	新区分番号	備考
D242	2	尿道圧測定図	260 →	260	D242 2	
D242	3	尿流測定	205 →	205	D242 3	
D242	4	括約筋筋電図	310 →	310	D242 4	
		(耳鼻咽喉科学的検査)				
D243		削除			D243	
D244		自覚的聴力検査			D244	
D244	1	標準純音聴力検査	350 →	350	D244 1	
D244	1	自記オージオメーターによる聴力検査	350 →	350	D244 1	
D244	2	標準語音聴力検査	350 →	350	D244 2	
D244	2	ことばのききとり検査	350 →	350	D244 2	
D244	3	簡易聴力検査			D244 3	
D244	3	イ 気導純音聴力検査	110 →	110	D244 3	
D244	3	ロ その他(種目数にかかわらず一連につき)	40 →	40	D244 3	
D244	4	後迷路機能検査(種目数にかかわらず一連につき)	400 →	400	D244 4	
D244	5	内耳機能検査(種目数にかかわらず一連につき)	400 →	400	D244 5	
D244	5	耳鳴検査(種目数にかかわらず一連につき)	400 →	400	D244 5	
D244	6	中耳機能検査(種目数にかかわらず一連につき)	150 →	150	D244 6	
D244-2		補聴器適合検査			D244-2	
D244-2	1	1回目	1,300 →	1,300	D244-2 1	
D244-2	2	2回目以降	700 →	700	D244-2 2	
D245		鼻腔通気度検査	300 →	300	D245	
D246		アコースティックオトスコープを用いた鼓膜音響反射率検査	100 →	100	D246	
D247		他覚的聴力検査又は行動観察による聴力検査			D247	
D247	1	鼓膜音響インピーダンス検査	290 →	290	D247 1	
D247	2	チンパノメトリー	340 →	340	D247 2	
D247	3	耳小骨筋反射検査	450 →	450	D247 3	
D247	4	遊戲聴力検査	450 →	450	D247 4	
D247	5	耳音響放射(OAE)検査			D247 5	

旧区分	√乗□.			点数		新区分番号	備考
旧区2	可留万	利快 <u>省</u> 均日名	改正前	改	正後	机区汀留万	/用 行
D247	5	イ 自発耳音響放射(SOAE)	100	$\rightarrow$	100	D247 5	
D247	5	ロ その他の場合	300	$\rightarrow$	300	D247 5	
D248		耳管機能測定装置を用いた耳管機能測定	450	$\rightarrow$	450	D248	
D249		蝸電図	750	$\rightarrow$	750	D249	
D250		平衡機能検査				D250	
D250	1	標準検査(一連につき)	20	$\rightarrow$	20	D250 1	
D250	2	刺激又は負荷を加える特殊検査(1種目につき)	120	$\rightarrow$	120	D250 2	
D250	3	頭位及び頭位変換眼振検査				D250 3	
D250	3	イ 赤外線CCDカメラ等による場合	300	$\rightarrow$	300	D250 3	
D250	3	ロ その他の場合	140	$\rightarrow$	140	D250 3	
D250	4	電気眼振図(誘導数にかかわらず一連につき)				D250 4	
D250	4	イ 皿電極により4誘導以上の記録を行った場合	400	$\rightarrow$	400	D250 4	
D250	4	ロ その他の場合	260	$\rightarrow$	260	D250 4	
D250	5	重心動揺計	250	$\rightarrow$	250	D250 5	
D250	5	下肢加重検査	250	$\rightarrow$	250	D250 5	
D250	5	フォースプレート分析	250	$\rightarrow$	250	D250 5	
D250	5	動作分析検査	250	$\rightarrow$	250	D250 5	
D250	注	パワー・ベクトル分析加算	200	$\rightarrow$	200	D250 注	
D250	注	刺激又は負荷加算	120	$\rightarrow$	120	D250 注	
D251		音声言語医学的検査				D251	
D251	1	喉頭ストロボスコピー	450	$\rightarrow$	450	D251 1	
D251	2	音響分析	450	$\rightarrow$	450	D251 2	
D251	3	音声機能検査	450	$\rightarrow$	450	D251 3	
D252		扁桃マッサージ法	40	$\rightarrow$	40	D252	
D253		嗅覚検査				D253	
D253	1	基準嗅覚検査	450	$\rightarrow$	450	D253 1	
D253	2	静脈性嗅覚検査	45	$\rightarrow$	45	D253 2	
D254		電気味覚検査(一連につき)	300	$\rightarrow$	300	D254	

旧区分	番号	新検査項目名	改正前	点数 改	で正後	新区分番号	備考
		(眼科学的検査)					
D255		精密眼底検査(片側)	56	$\rightarrow$	56	D255	
D255-2		汎網膜硝子体検査(片側)	150	$\rightarrow$	150	D255-2	
D256		眼底カメラ撮影				D256	
D256	1	通常の方法の場合	-	$\rightarrow$	_	D256 1	
D256	1	イ アナログ撮影	54	$\rightarrow$	54	D256 1	
D256	1	ロ デジタル撮影	58	$\rightarrow$	58	D256 1	
D256	2	蛍光眼底法の場合	400	$\rightarrow$	400	D256 2	
D256	3	自発蛍光撮影法の場合	510	$\rightarrow$	510	D256 3	
D256	注2	広角眼底撮影加算	100	$\rightarrow$	100	D256 注2	
D256-2		眼底三次元画像解析	200	$\rightarrow$	200	D256-2	
_	1	光干渉断層血管撮影	-	$\rightarrow$	400	D256-3	(新設)
D257		細隙燈顕微鏡検査(前眼部及び後眼部)	112	$\rightarrow$	112	D257	
D258		網膜電位図(ERG)	230	$\rightarrow$	230	D258	
D258-2		網膜機能精密電気生理検査(多局所網膜電位図)	500	$\rightarrow$	500	D258-2	
D259		精密視野検査(片側)	38	$\rightarrow$	38	D259	
D260		量的視野検査(片側)				D260	
D260	1	動的量的視野検査	195	$\rightarrow$	195	D260 1	
D260	2	静的量的視野検査	290	$\rightarrow$	290	D260 2	
D261		屈折検査	_	$\rightarrow$	_	D261	
D261	1	6歳未満の場合	69	$\rightarrow$	69	D261 1	
D261	2	1以外の場合	69	$\rightarrow$	69	D261 2	
D262		調節検査	70	$\rightarrow$	70	D262	
D263		矯正視力検査				D263	
D263	1	眼鏡処方箋の交付を行う場合	69	$\rightarrow$	69	D263 1	
D263	2	1以外の場合	69	$\rightarrow$	69	D263 2	
_	-	コントラスト感度検査	_	$\rightarrow$	207	D263-2	(新設)
D264		精密眼圧測定	82	$\rightarrow$	82	D264	

旧员八垂耳	新検査項目名	点数		並 ロハ 平 日	備考
旧区分番号	新快 <u>宜</u> 俱日名	改正前	改正後	新区分番号	畑 与
D264 注	負荷測定加算	$55 \rightarrow$	55	D264 注	
D265	角膜曲率半径計測	84 →	84	D265	
D265-2	角膜形状解析検査	105 →	105	D265-2	
D266	光覚検査	$42 \rightarrow$	42	D266	
D267	色覚検査			D267	
D267 1	アノマロスコープ又は色相配列検査を行った場合	$70 \rightarrow$	70	D267 1	
D267 2	1以外の場合	48 →	48	D267 2	
D268	眼筋機能精密検査及び輻輳検査	48 →	48	D268	
D269	眼球突出度測定	38 →	38	D269	
D269-2	光学的眼軸長測定	150 →	150	D269-2	
D270	削除			D270	
D270-2	ロービジョン検査判断料	250 →	250	D270-2	
D271	角膜知覚計検査	38 →	38	D271	
D272	両眼視機能精密検査	48 →	48	D272	
D272	立体視検査(三杆法又はステレオテスト法による)	48 →	48	D272	
D272	網膜対応検査(残像法又はバゴリニ線條試験による)	48 →	48	D272	
D273	細隙燈顕微鏡検査(前眼部)	48 →	48	D273	
D274	前房隅角検査	38 →	38	D274	
	前眼部三次元画像解析	- →	265	D274-2	(新設)
D275	圧迫隅角検査	76 →	76	D275	
	前房水漏出検査	- →	149	D275-2	(新設)
D276	網膜中心血管圧測定			D276	
D276 1	簡単なもの	$42 \rightarrow$	42	D276 1	
D276 2	複雑なもの	$100 \rightarrow$	100	D276 2	
D277	涙液分泌機能検査	38 →	38	D277	
D277	涙管通水•通色素検査	$38 \rightarrow$	38	D277	
	涙道内視鏡検査	- →	640	D277-2	(新設)
D278	眼球電位図(EOG)	260 →	260	D278	

旧区分番号	新検査項目名	点数 改正前 改正後	新区分番号	備考
D279	角膜内皮細胞顕微鏡検査		D279	
D280	レーザー前房蛋白細胞数検査	160 → 160	D280	
D281	瞳孔機能検査(電子瞳孔計使用)	160 → 160	D281	
D282	中心フリッカー試験	38 → 38	D282	
D282-2	行動観察による視力検査		D282-2	
D282-2 1	PL(Preferential Looking)法	$100 \rightarrow 100$	D282-2 1	
D282-2 2	乳幼児視力測定(テラーカード等によるもの)	$60 \rightarrow 60$	D282-2 2	
D282-3	コンタクトレンズ検査料		D282-3	
D282-3 1	コンタクトレンズ検査料1	$200 \rightarrow 200$	D282-3 1	
D282-3 2	コンタクトレンズ検査料2	$180 \rightarrow 180$	D282-3 2	
D282-3 3	コンタクトレンズ検査料3	$56 \rightarrow 56$	D282-3 3	
D282-3 4	コンタクトレンズ検査料4	$50 \rightarrow 50$	D282-3 4	
	(皮膚科学的検査)			
D282-4	ダーモスコピー	$72 \rightarrow 72$	D282-4	
	(臨床心理•神経心理検査)			
D283	発達及び知能検査		D283	
D283 1	操作が容易なもの	80 → 80	D283 1	
D283 2	操作が複雑なもの	$280 \rightarrow 280$	D283 2	
D283 3	操作と処理が極めて複雑なもの	$450 \rightarrow 450$	D283 3	
D284	人格検査		D284	
D284 1	操作が容易なもの	80 → 80	D284 1	
D284 2	操作が複雑なもの	$280 \rightarrow 280$	D284 2	
D284 3	操作と処理が極めて複雑なもの	$450 \rightarrow 450$	D284 3	
D285	認知機能検査その他の心理検査		D285	
D285 1	操作が容易なもの	80 → 80	D285 1	
D285 2	操作が複雑なもの	$280 \rightarrow 280$	D285 2	
D285 3	操作と処理が極めて複雑なもの	$450  \rightarrow \qquad 450$	D285 3	
	(負荷試験等)			

旧区分	<b>〉</b> 来旦	新検査項目名		点数		新区分番号	備考
ロビク	1 笛 万	<b>利恢</b> 重以日名	改正前		改正後	利色刀留写	畑 与
D286		肝及び腎のクリアランステスト	150	$\rightarrow$	150	D286	
D286-2		イヌリンクリアランス測定	1,280	$\rightarrow$	1,280	D286-2	
D287		内分泌負荷試験				D287	
D287	1	下垂体前葉負荷試験				D287 1	
D287	1	イ 成長ホルモン(GH)(一連として)	1,200	$\rightarrow$	1,200	D287 1	
D287	1	ロ ゴナドトロピン(LH及びFSH)(一連として月1回)	1,600	$\rightarrow$	1,600	D287 1	
D287	1	ハ 甲状腺刺激ホルモン(TSH)(一連として月1回)	1,200	$\rightarrow$	1,200	D287 1	
D287	1	ニ プロラクチン(PRL)(一連として月1回)	1,200	$\rightarrow$	1,200	D287 1	
D287	1	ホ 副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)(一連として月1回)	1,200	$\rightarrow$	1,200	D287 1	
D287	2	下垂体後葉負荷試験(一連として月1回)	1,200	$\rightarrow$	1,200	D287 2	
D287	3	甲状腺負荷試験(一連として月1回)	1,200	$\rightarrow$	1,200	D287 3	
D287	4	副甲状腺負荷試験(一連として月1回)	1,200	$\rightarrow$	1,200	D287 4	
D287	5	副腎皮質負荷試験				D287 5	
D287	5	イ 鉱質コルチコイド(一連として月1回)	1,200	$\rightarrow$	1,200	D287 5	
D287	5	ロ 糖質コルチコイド(一連として月1回)	1,200	$\rightarrow$	1,200	D287 5	
D287	6	性腺負荷試験(一連として月1回)	1,200	$\rightarrow$	1,200	D287 6	
D288		糖負荷試験				D288	
D288	1	常用負荷試験(血糖及び尿糖検査を含む。)	200	$\rightarrow$	200	D288 1	
D288	2	耐糖能精密検査(常用負荷試験及び血中インスリン測定又は常用負荷試験及び血中Cーペプチド測定を行った場合)、グルカゴン負荷試験	900	$\rightarrow$	900	D288 2	
D289		その他の機能テスト				D289	
D289	1	膵機能テスト(PFDテスト)	100	$\rightarrow$	100	D289 1	
D289	2	肝機能テスト(ICG1回又は2回法、BSP2回法)	100	$\rightarrow$	100	D289 2	
D289	2	ビリルビン負荷試験	100	$\rightarrow$	100	D289 2	
D289	2	馬尿酸合成試験	100	$\rightarrow$	100	D289 2	
D289	2	フィッシュバーグ	100	$\rightarrow$	100	D289 2	
D289	2	水利尿試験	100	$\rightarrow$	100	D289 2	
D289	2	アジスカウント(Addis尿沈渣定量検査)	100	$\rightarrow$	100	D289 2	
D289	2	モーゼンタール法	100	$\rightarrow$	100	D289 2	

旧区分	· 来旦	新検査項目名	J	点数		新区分番号	備考
旧区次	1 笛 万	<b>刺快尘</b> 垻日石	改正前	Ę	<b></b>	机区万金万	/用 <i>与</i>
D289	2	ヨードカリ試験	100	$\rightarrow$	100	D289 2	
D289	3	胆道機能テスト	700	$\rightarrow$	700	D289 3	
D289	3	胃液分泌刺激テスト	700	$\rightarrow$	700	D289 3	
D289	4	セクレチン試験	3,000	$\rightarrow$	3,000	D289 4	
D290		卵管通気・通水・通色素検査	100	$\rightarrow$	100	D290	
D290		ルビンテスト	100	$\rightarrow$	100	D290	
D290-2		尿失禁定量テスト(パッドテスト)	100	$\rightarrow$	100	D290-2	
D291		皮内反応検査、ヒナルゴンテスト、鼻アレルギー誘発試験、過敏性転嫁検査、薬物光 線貼布試験、最小紅斑量(MED)測定				D291	
D291	1	21箇所以内の場合(1箇所につき)	16	$\rightarrow$	16	D291 1	
D291	2	22箇所以上の場合(一連につき)	350	$\rightarrow$	350	D291 2	
D291-2		小児食物アレルギー負荷検査	1,000	$\rightarrow$	1,000	D291-2	
D291-3		内服•点滴誘発試験	1,000	$\rightarrow$	1,000	D291-3	
		(ラジオアイソトープを用いた諸検査)					
D292		体外からの計測によらない諸検査				D292	
D292	1	循環血液量測定	480	$\rightarrow$	480	D292 1	
D292	1	血漿量測定	480	$\rightarrow$	480	D292 1	
D292	2	血球量測定	800	$\rightarrow$	800	D292 2	
D292	3	吸収機能検査	1,550	$\rightarrow$	1,550	D292 3	
D292	3	赤血球寿命測定	1,550	$\rightarrow$	1,550	D292 3	
D292	4	造血機能検査	2,600	$\rightarrow$	2,600	D292 4	
D292	4	血小板寿命測定	2,600	$\rightarrow$	2,600	D292 4	
D293		シンチグラム(画像を伴わないもの)				D293	
D293	1	甲状腺ラジオアイソトープ摂取率(一連につき)	365	$\rightarrow$	365	D293 1	
D293	2	レノグラム	575	$\rightarrow$	575	D293 2	
D293	2	肝血流量(ヘパトグラム)	575	$\rightarrow$	575	D293 2	
D294		ラジオアイソトープ検査判断料	110	$\rightarrow$	110	D294	
	_	(内視鏡検査)					
D295		関節鏡検査(片側)	600	$\rightarrow$	720	D295	

пБЛ	<b>采</b> 口.	<b>如松木</b> 佰日夕		点数		<b>並</b>	口.	<b>/</b> 世 <del>2</del>
旧区分	省万	新検査項目名	改正前		改正後	新区分番号	ケ	備考
D296		鼻咽腔直達鏡検査	190	$\rightarrow$	190	D296		
D296-2		鼻咽腔直達鏡検査	220	$\rightarrow$	220	D296-2		
D297		削除				D297		
D298		嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部ファイバースコピー(部位を問わず一連につき)	600	$\rightarrow$	600	D298		
D298-2		内視鏡下嚥下機能検査	600	$\rightarrow$	720	D298-2		
D299		喉頭ファイバースコピー	600	$\rightarrow$	600	D299		
D300		中耳ファイバースコピー	240	$\rightarrow$	240	D300		
D300-2		顎関節鏡検査(片側)	1,000	$\rightarrow$	1,000	D300-2		
D301		削除				D301		
D302		気管支ファイバースコピー	2,500	$\rightarrow$	2,500	D302		
D302	注	気管支肺胞洗浄法検査同時加算	200	$\rightarrow$	200	D302	主	
_		気管支カテーテル気管支肺胞洗浄法検査	_	$\rightarrow$	320	D302-2		(新設)
D303		胸腔鏡検査	6,000	$\rightarrow$	7,200	D303		
D304		縦隔鏡検査	7,000	$\rightarrow$	7,000	D304		
D305		削除				D305		
D306		食道ファイバースコピー	800	$\rightarrow$	800	D306		
D306	注1	粘膜点墨法加算	60	$\rightarrow$	60	D306	主1	
D306	注2	狭帯域光強調加算	200	$\rightarrow$	200	D306	主2	
D307		削除						
D308		胃・十二指腸ファイバースコピー	1,140	$\rightarrow$	1,140	D308		
D308	注1	胆管·膵管造影法加算	600	$\rightarrow$	600	D308	主1	
D308	注2	粘膜点墨法加算	60	$\rightarrow$	60	D308	主2	
D308	注3	胆胆管·膵管鏡加算	600	$\rightarrow$	2,800	D308	主3	
D308	注4	狭帯域光強調加算	200	$\rightarrow$	200	D308	主4	
D309		胆道ファイバースコピー	1,400	$\rightarrow$	4,000	D309		
D310		小腸内視鏡検査				D310		
D310	1	ダブルバルーン内視鏡によるもの	7,000	$\rightarrow$	7,800	D310 1		
D310	2	シングルバルーン内視鏡によるもの	3,000	$\rightarrow$	5,000	D310 2	2	

旧区分	·悉号	新検査項目名		数		新区分番	<del>.</del> 号	備考
旧区力	·H //	<i>州</i> 川天 <b>丘</b> -	改正前	改正	後	加四万亩	1 73	NHI ~ C
D310	3	カプセル型内視鏡によるもの	1,700	$\rightarrow$ 1,7	00 D	310	3	
D310	4	その他のもの	1,700	$\rightarrow$ 1,7	00 D	310	4	
D310	注2	粘膜点墨法加算	60	$\rightarrow$	60 D	310	注2	
D310-2		消化管通過性検査	600	$\rightarrow$ 6	00 D	310-2		
D311		直腸鏡検査	300	<b>→</b> 3	00 D	311		
D311-2		肛門鏡検査	200	$\rightarrow$ 2	00 D	311-2		
D312		直腸ファイバースコピー	550	$\rightarrow$ 5	50 D	312		
D312	注	粘膜点墨法加算	60	$\rightarrow$	60 D	312		
D313		大腸内視鏡検査			D	313		
D313	1	ファイバースコピーによるもの			D	313	1	
D313	1	イS状結腸	900	$\rightarrow$ 9	00 D	0313	1	
D313	1	ロ 下行結腸及び横行結腸	1,350	→ 1,3	50 D	0313	1	
D313	1	ハ 上行結腸及び盲腸	1,550	$\rightarrow$ 1,5	50 D	0313	1	
D313	2	カプセル型内視鏡によるもの	1,550	$\rightarrow$ 1,5	50 D	0313	2	
D313	注1	粘膜点墨法加算	60	$\rightarrow$	60 D	0313	注1	
D313	注2	狭帯域光強調加算	200	$\rightarrow$ 2	00 D	0313	注2	
D314		腹腔鏡検査	1,800	$\rightarrow$ 2,1	60 D	314		
D315		腹腔ファイバースコピー	1,800	$\rightarrow$ 2,1	60 D	315		
D316		クルドスコピー	400	$\rightarrow$ 4	00 D	316		
D317		膀胱尿道ファイバースコピー	950	<b>→</b> 9	50 D	317		
D317	注	狭帯域光強調加算	200	$\rightarrow$ 2	00 D	317	注	
D317-2		膀胱尿道ファイバースコピー	890	→ 8	90 D	317-2		
D317-2	注	狭帯域光強調加算	200	$\rightarrow$ 2	00 D	317-2	注	
D318		尿管カテーテル法(ファイバースコープによるもの)(両側)	1,000	<b>→</b> 1,2	00 D	318		
D319		腎盂尿管ファイバースコピー(片側)	1,500	→ 1,8	00 D	)319		
D320		ヒステロスコピー	220	$\rightarrow$ 2	20 D	320		
D321		コルポスコピー	210	$\rightarrow$ 2	10 D	0321		
D322		子宮ファイバースコピー	800	→ 8	00 D	0322		

旧区分	<del>求</del> 旦			点数		新区分番号	備考
旧色为	留り	利(快 <u>年</u> ) (共) (1)	改正前	Ī	改正後	利区万留万	/
D323		乳管鏡検査	800	$\rightarrow$	960	D323	
D324		血管内視鏡検査	1,700	$\rightarrow$	2,040	D324	
D325		肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル法、膵臓カテーテル法	3,600	$\rightarrow$	3,600	D325	
D325	注1	新生児加算	10,800	$\rightarrow$	10,800	D325 注1	
D325	注1	乳幼児加算	3,600	$\rightarrow$	3,600	D325 注1	
	第4節	診断穿刺•検体採取料					
D400		血液採取(1日につき)				D400	
D400	1	静脈	25	$\rightarrow$	30	D400 1	
D400	2	その他	6	$\rightarrow$	6	D400 2	
D400	注2	乳幼児加算	20	$\rightarrow$	25	D400 注2	
D401		脳室穿刺	500	$\rightarrow$	500	D401	
D401	注	乳幼児加算	100	$\rightarrow$	100	D401 注	
D402		後頭下穿刺	300	$\rightarrow$	300	D402	
D402	注	乳幼児加算	100	$\rightarrow$	100	D402 注	
D403		腰椎穿刺(脳脊髄圧測定を含む。)	220	$\rightarrow$	220	D403	
D403		胸椎穿刺(脳脊髄圧測定を含む。)	220	$\rightarrow$	220	D403	
D403		頸椎穿刺(脳脊髄圧測定を含む。)	220	$\rightarrow$	220	D403	
D403	注	乳幼児加算	100	$\rightarrow$	100	D403 注	
D404		骨髄穿刺				D404	
D404	1	胸骨	260	$\rightarrow$	260	D404 1	
D404	2	その他	280	$\rightarrow$	280	D404 2	
D404	注	乳幼児加算	100	$\rightarrow$	100	D404 注	
D404-2		骨髄生検	730	$\rightarrow$	730	D404-2	
D404-2	注	乳幼児加算	100	$\rightarrow$	100	D404-2 注	
D405		関節穿刺(片側)	100	$\rightarrow$	100	D405	
D405	注	乳幼児加算	100	$\rightarrow$	100	D405 注	
D406		上顎洞穿刺(片側)	60	$\rightarrow$	60	D406	
D406-2		扁桃周囲炎又は扁桃周囲膿瘍における試験穿刺(片側)	180	$\rightarrow$	180	D406-2	

旧区分	- 番号	新検査項目名	点数	新区分番号	備考
пДЛ	一一	が代色なりつ	改正前 改正後	利色力雷力	F HIV
D407		腎嚢胞又は水腎症穿刺	$240 \rightarrow 240$	D407	
D407	注	乳幼児加算	$100 \rightarrow 100$	D407 注	
D408		ダグラス窩穿刺	$240 \rightarrow 240$	D408	
D409		リンパ節等穿刺又は針生検	$200 \rightarrow 200$	D409	
D409-2		センチネルリンパ節生検(片側)		D409-2	
D409-2	1	併用法	$5,000 \rightarrow 5,000$	D409-2 1	
D409-2	2	単独法	3,000 → 3,000	D409-2 2	
D410		乳腺穿刺又は針生検(片側)		D410	
D410	1	生検針によるもの	$650 \rightarrow 650$	D410 1	
D410	2	その他	$200 \rightarrow 200$	D410 2	
D411		甲状腺穿刺又は針生検	$150 \rightarrow 150$	D411	
D412		経皮的針生検法(透視、心電図検査及び超音波検査を含む。)	1,600 → 1,600	D412	
D413		前立腺針生検法	1,400 → 1,400	D413	
D414		内視鏡下生検法(1臓器につき)	310 → 310	D414	
D414-2		超音波内視鏡下穿刺吸引生検法(EUS-FNA)	4,000 → 4,800	D414-2	
D415		経気管肺生検法	4,000 → 4,800	D415	
D415	注1	ガイドシース加算	$500 \rightarrow 500$	D415 注1	
D415	注2	CT透視下気管支鏡検査加算	1,000 → 1,000	D415 注2	
D415-2		超音波気管支鏡下穿刺吸引生検法(EBUS-TBNA)	$5,500 \rightarrow 5,500$	D415-2	
_	_	経気管肺生検法(ナビゲーションによるもの)	- → 5,500	D415-3	(新設)
D416		臓器穿刺、組織採取		D416	
D416	1	開胸によるもの	$9,070 \rightarrow 9,070$	D416 1	
D416	2	開腹によるもの(腎を含む。)	$5,550 \rightarrow 5,550$	D416 2	
D416	注	乳幼児加算	2,000 → 2,000	D416 注	
D417		組織試験採取、切採法		D417	
D417	1	皮膚(皮下、筋膜、腱及び腱鞘を含む。)	$500 \rightarrow 500$	D417 1	(名称の変更)
_	_	筋肉(心筋を除く。)	- → 1,500	D417 2	(新設)
D417	2	骨、骨盤、脊椎	$2,300 \rightarrow 4,600$	D417 3	

шы	八亚口	並₩★1万口力		点数		並はい	(平日	
旧区分	分番号	新検査項目名	改正前	Ē	改正後	新区分	省石	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /
D417	3	眼				D417	4	
D417	3	イ 後眼部	650	$\rightarrow$	650	D417	4	
D417	3	ロ その他(前眼部を含む。)	350	$\rightarrow$	350	D417	4	
D417	4	耳	400	$\rightarrow$	400	D417	5	
D417	5	鼻、副鼻腔	400	$\rightarrow$	400	D417	6	
D417	6	口腔	400	$\rightarrow$	400	D417	7	
D417	7	咽頭、喉頭	650	$\rightarrow$	650	D417	8	
D417	8	甲状腺	650	$\rightarrow$	650	D417	9	
D417	9	乳腺	650	$\rightarrow$	650	D417	10	
D417	10	直腸	650	$\rightarrow$	650	D417	11	
D417	11	精巣(睾丸)、精巣上体(副睾丸)	400	$\rightarrow$	400	D417	12	
D417	12	末梢神経	620	$\rightarrow$	1,620	D417	13	
D417	13	心筋	5,000	$\rightarrow$	6,000	D417	14	
D417	注	乳幼児加算	100	$\rightarrow$	100	D417	注	
D418		子宮腟部等からの検体採取				D418		
D418	1	子宮頸管粘液採取	40	$\rightarrow$	40	D418	1	
D418	2	子宮腟部組織採取	200	$\rightarrow$	200	D418	2	
D418	3	子宮内膜組織採取	370	$\rightarrow$	370	D418	3	
D419		その他の検体採取				D419		
D419	1	胃液・十二指腸液採取(一連につき)	180	$\rightarrow$	210	D419	1	
D419	2	胸水・腹水採取(簡単な液検査を含む。)	180	$\rightarrow$	180	D419	2	
D419	3	動脈血採取(1日につき)	50	$\rightarrow$	50	D419	3	
D419	4	前房水採取	350	$\rightarrow$	420	D419	4	
D419	5	副腎静脈サンプリング(一連につき)	4,800	$\rightarrow$	4,800	D419	5	
D419	6	鼻腔・咽頭拭い液採取	5	$\rightarrow$	5	D419	6	

### 別表2

# 第3部 検査 (名称を変更する項目)

旧区	分番号	旧検査項目名	新区分	番号	新検査項目名
D012	52	HTLV-I 抗体(ウエスタンブロット法)	D012	49	HTLV-I 抗体(ウエスタンブロット法及びラインブロット法)
D417	1	皮膚(皮下、筋膜、腱及び腱鞘を含む。)	D417	1	皮膚、筋肉(皮下、筋膜、腱及び腱鞘を含み、心筋を除く。)

## 別表3

## 第3部 検査 (1つの検査を複数に分ける項目)

	<u> </u>	<u> </u>	
旧区分番号	旧検査項目名	新区分番号	新検査項目名
D006-4	遺伝学的検査	D006-4	遺伝学的検査
		D006-4 1	処理が容易なもの
		D006-4 2	処理が複雑なもの
		D006-4 3	処理が極めて複雑なもの
D016 6	リンパ球刺激試験(LST)(一連につき)	D016 7	リンパ球刺激試験(LST)
		D016 7	イ 1薬剤
		D016 7	口 2薬剤
		D016 7	ハ 3薬剤以上

項目	現 行	改 正 案
第2章 特揭診療料		
第4部 画像診断		
通則		
【通則の見直し】	4 区分番号E001、E004、E102及び E203に掲げる画像診断については、別に厚 生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機 関において画像診断を専ら担当する常勤の医師が、画像診断を行い、その結果を文書により報告した場合は、画像診断管理加算1として、区分番号E001又はE004に掲げる画像診断及び区分番号E203に掲げる画像診断のそれぞれについて月1回に限り70点を所定点数に加算する。ただし、画像診断管理加算2を算定する場合はこの限りでない。	→ 4 区分番号E001、E004、E102及び E203に掲げる画像診断については、別に厚 生労働大臣が定める施設基準に適合しているも のとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機 関において画像診断を専ら担当する常勤の医師 が、画像診断を行い、その結果を文書により報 告した場合は、画像診断管理加算1として、区 分番号E001又はE004に掲げる画像診断 、区分番号E102に掲げる画像診断及び区分 番号E203に掲げる画像診断のそれぞれにつ いて月1回に限り70点を所定点数に加算する。 ただし、画像診断管理加算2又は画像診断管理 加算3を算定する場合はこの限りでない。
【通則の見直し】	5 区分番号E102及びE203に掲げる画像 診断については、別に厚生労働大臣が定める施 設基準に適合しているものとして地方厚生局長 等に届け出た保険医療機関において画像診断を 専ら担当する常勤の医師が、画像診断を行い、	→ 5 区分番号E102及びE203に掲げる画像 診断については、別に厚生労働大臣が定める施 設基準に適合しているものとして地方厚生局長 等に届け出た保険医療機関において画像診断を 専ら担当する常勤の医師が、画像診断を行い、

その結果を文書により報告した場合は、画像診 断管理加算2として、区分番号E102に掲げ る画像診断及び区分番号E203に掲げる画像 診断のそれぞれについて月1回に限り180点を 所定点数に加算する。

その結果を文書により報告した場合は、画像診 断管理加算2又は画像診断管理加算3として、 区分番号E102に掲げる画像診断及び区分番 号E203に掲げる画像診断のそれぞれについ て月1回に限り180点又は300点を所定点数に加 算する。

【通則の見直し】

6 遠隔画像診断による画像診断(区分番号E0 01、E004、E102又はE203に限 る。)を行った場合については、別に厚生労働 大臣が定める施設基準に適合しているものとし て地方厚生局長等に届け出た保険医療機関間で 行われた場合に限り算定する。この場合におい て、受信側の保険医療機関が通則第4号本文の 届出を行った保険医療機関であり、当該保険医 療機関において画像診断を専ら担当する常勤の 医師が、画像診断を行い、その結果を送信側の 保険医療機関に文書等により報告した場合は、 区分番号E001又はE004に掲げる画像診 断、区分番号E102に掲げる画像診断及び区 分番号E203に掲げる画像診断のそれぞれに ついて月1回に限り、画像診断管理加算1を算 定することができる。ただし、画像診断管理加 算2を算定する場合はこの限りでない。

6 遠隔画像診断による画像診断(区分番号E0 01、E004、E102又はE203に限 る。)を行った場合については、別に厚生労働 大臣が定める施設基準に適合しているものとし て地方厚生局長等に届け出た保険医療機関間で 行われた場合に限り算定する。この場合におい て、受信側の保険医療機関が通則第4号本文の 届出を行った保険医療機関であり、当該保険医 療機関において画像診断を専ら担当する常勤の 医師が、画像診断を行い、その結果を送信側の 保険医療機関に文書等により報告した場合は、 区分番号E001又はE004に掲げる画像診 断、区分番号E102に掲げる画像診断及び区 分番号E203に掲げる画像診断のそれぞれに ついて月1回に限り、画像診断管理加算1を算 定することができる。ただし、画像診断管理加

【通則の見直し】

7 遠隔画像診断による画像診断(区分番号E1 02及びE203に限る。) を通則第6号本文 7 遠隔画像診断による画像診断(区分番号E1 02及びE203に限る。)を通則第6号本文│

算2又は画像診断管理加算3を算定する場合は

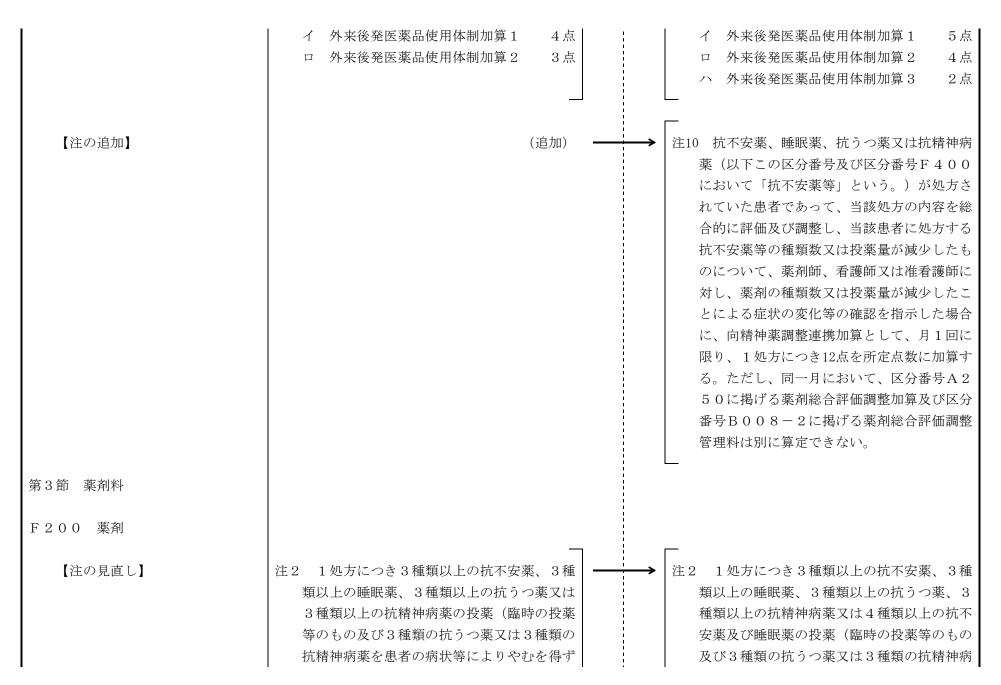
この限りでない。

に規定する保険医療機関間で行った場合であっ に規定する保険医療機関間で行った場合であっ て、受信側の保険医療機関が通則第5号の届出 て、受信側の保険医療機関が通則第5号の届出 を行った保険医療機関であり、当該保険医療機 を行った保険医療機関であり、当該保険医療機 関において画像診断を専ら担当する常勤の医師 関において画像診断を専ら担当する常勤の医師 が、画像診断を行い、その結果を送信側の保険 が、画像診断を行い、その結果を送信側の保険 医療機関に文書等により報告した場合は、区分 医療機関に文書等により報告した場合は、区分 番号E102に掲げる画像診断及び区分番号E 番号E102に掲げる画像診断及び区分番号E 203に掲げる画像診断のそれぞれについて月 203に掲げる画像診断のそれぞれについて月 1回に限り、画像診断管理加算2を算定するこ 1回に限り、画像診断管理加算2又は画像診断 とができる。 管理加算3を算定することができる。 第2節 核医学診断料 E101-2 ポジトロン断層撮影 3 <sup>13</sup>N標識アンモニア剤を用いた場合(一連の 【点数の見直し】 検査につき) 9,000点 7,500点 第3節 コンピューター断層撮影診断 E202 磁気共鳴コンピューター断 層撮影(MRI撮影)(一連 につき) 【注の見直し】 注4 MRI撮影について、別に厚生労働大臣が 注4 MRI撮影について、別に厚生労働大臣が 定める施設基準に適合しているものとして地 定める施設基準に適合しているものとして地 方厚生局長等に届け出た保険医療機関におい 方厚生局長等に届け出た保険医療機関におい

	て、心臓のMRI撮影を行った場合は、心臓 MRI撮影加算として、300点を所定点数に 加算する。
【注の追加】	(追加) 注7 MRI撮影について、別に厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、15歳未満の小児に対して、麻酔を用いて鎮静を行い、1回で複数の領域を一連で撮影した場合は、小児鎮静下MRI撮影加算として、当該撮影の所定点数に100分の80に相当する点数を加算する。
【注の追加】	(追加) 注8 1について、別に厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、頭部のMRI撮影を行った場合は、頭部MRI撮影加算として、100点を所定点数に加算する。

項目	現 行	改 正 案
第2章 特揭診療料		
第5部 投薬		
第2節 処方料		
F100 処方料		
【項目の見直し】	1 3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬、3種類以上の抗うつ薬又は3種類以上の抗精神病薬の投薬(臨時の投薬等のもの及び3種類の抗うつ薬又は3種類の抗精神病薬を患者の病状等によりやむを得ず投与するものを除く。)を行った場合 20点 2 1以外の場合であって、7種類以上の内服薬の投薬(臨時の投薬であって、投薬期間が2週間以内のもの及び区分番号A001に掲げる再診料の注12に掲げる地域包括診療加算を算定するものを除く。)を行った場合 29点	→ 1 3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬、3種類以上の抗うつ薬、3種類以上の抗精神病薬又は4種類以上の抗不安薬及び睡眠薬の投薬(臨時の投薬等のもの及び3種類の抗うつ薬又は3種類の抗精神病薬を患者の病状等によりやむを得ず投与するものを除く。)を行った場合 18点2 1以外の場合であって、7種類以上の内服薬の投薬(臨時の投薬であって、投薬期間が2週間以内のもの及び区分番号A001に掲げる再診料の注12に掲げる地域包括診療加算を算定するものを除く。)を行った場合又は不安若しくは不眠の症状を有する患者に対して1年以上継続して別に厚生労働大臣が定める薬剤の投薬(当該症状を有する患者に対する診療を行うにつき十分な経験を有する医師が行う場合又は精神科の医師の助言を得ている場合その他これに準ずる場合を除く。)を行った場合

	3 1及び2以外の場合 42点	29点 3 1及び2以外の場合 42点
【注の見直し】	注6 診療所又は許可病床数が200床未満の病院である保険医療機関において、入院中の患者以外の患者(別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とするものに限る。)に対して薬剤の処方期間が28日以上の処方を行った場合は、月1回に限り、1処方につき65点を加算する。ただし、この場合において、同一月に注5の加算は算定できない。	注6 診療所又は許可病床数が200床未満の病院である保険医療機関において、入院中の患者以外の患者(別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とするものに限る。)に対して薬剤の処方期間が28日以上の処方を行った場合は、特定疾患処方管理加算2として、月1回に限り、1処方につき66点を所定点数に加算する。ただし、この場合において、同一月に特定疾患処方管理加算1は算定できない。
【注の見直し】	注8 区分番号A000に掲げる初診料の注2又は注3、区分番号A002に掲げる外来診療料の注2又は注3を算定する保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める薬剤を除き、1処方につき投与期間が30日以上の投薬を行った場合には、所定点数の100分の60に相当する点数により算定する。	注8 区分番号A000に掲げる初診料の注2又 は注3、区分番号A002に掲げる外来診療 料の注2又は注3を算定する保険医療機関に おいて、別に厚生労働大臣が定める薬剤を除 き、1処方につき投与期間が30日以上の投薬 を行った場合には、所定点数の100分の40に 相当する点数により算定する。
【注の見直し】	注11 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において投薬を行った場合には、外来後発医薬品使用体制加算として、当該基準に係る区分に従い、1処方につき次に掲げる点数をそれぞれ加算する。	注9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方厚生局長等に届け出 た保険医療機関において投薬を行った場合に は、外来後発医薬品使用体制加算として、当 該基準に係る区分に従い、1処方につき次に 掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。



投与するものを除く。)を行った場合には、 薬を患者の病状等によりやむを得ず投与する 抗不安薬、睡眠薬、抗うつ薬及び抗精神病薬 ものを除く。)を行った場合には、抗不安薬 に係る薬剤料に限り、所定点数の100分の80 、睡眠薬、抗うつ薬及び抗精神病薬に係る薬 に相当する点数により算定する。 剤料に限り、所定点数の100分の80に相当す る点数により算定する。 注4 区分番号A000に掲げる初診料の注2又 【注の見直し】 注4 区分番号A000に掲げる初診料の注2又 は注3、区分番号A002に掲げる外来診療 は注3、区分番号A002に掲げる外来診療 料の注2又は注3を算定する保険医療機関に 料の注2又は注3を算定する保険医療機関に おいて、別に厚生労働大臣が定める薬剤を除 おいて、別に厚生労働大臣が定める薬剤を除 き、1処方につき投与期間が30日以上の投薬 き、1処方につき投与期間が30日以上の投薬 を行った場合には、所定点数の100分の60に を行った場合には、所定点数の100分の40に 相当する点数により算定する。 相当する点数により算定する。 第5節 処方箋料 F400 処方箋料 【項目の見直し】 1 3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬 1 3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬 、3種類以上の抗うつ薬又は3種類以上の抗精 、3種類以上の抗うつ薬、3種類以上の抗精神 神病薬の投薬(臨時の投薬等のもの及び3種類 病薬又は4種類以上の抗不安薬及び睡眠薬の投 の抗うつ薬又は3種類の抗精神病薬を患者の病 薬 (臨時の投薬等のもの及び3種類の抗うつ薬 状等によりやむを得ず投与するものを除く。) 又は3種類の抗精神病薬を患者の病状等により を行った場合 30点 やむを得ず投与するものを除く。)を行った場 28点 2 1以外の場合であって、7種類以上の内服薬 2 1以外の場合であって、7種類以上の内服薬 の投薬(臨時の投薬であって、投薬期間が2週 の投薬 (臨時の投薬であって、投薬期間が2週 間以内のもの及び区分番号A001に掲げる再 間以内のもの及び区分番号A001に掲げる再 診料の注12に掲げる地域包括診療加算を算定す 診料の注12に掲げる地域包括診療加算を算定す

るものを除く。)を行った場合 るものを除く。)を行った場合又は不安若しく 40点 は不眠の症状を有する患者に対して1年以上継 続して別に厚生労働大臣が定める薬剤の投薬 (当該症状を有する患者に対する診療を行うに つき十分な経験を有する医師が行う場合又は精 神科の医師の助言を得ている場合その他これに 準ずる場合を除く。)を行った場合 40点 3 1及び2以外の場合 68点 3 1及び2以外の場合 68点 注2 区分番号A000に掲げる初診料の注2又 注2 区分番号A000に掲げる初診料の注2又 【注の見直し】 は注3、区分番号A002に掲げる外来診療 は注3、区分番号A002に掲げる外来診療 料の注2又は注3を算定する保険医療機関に 料の注2又は注3を算定する保険医療機関に おいて、別に厚生労働大臣が定める薬剤を除 おいて、別に厚生労働大臣が定める薬剤を除 き、1処方につき投与期間が30日以上の投薬 き、1処方につき投与期間が30日以上の投薬 を行った場合には、所定点数の100分の60に を行った場合には、所定点数の100分の40に 相当する点数により算定する。 相当する点数により算定する。 【注の見直し】 注5 診療所又は許可病床数が200床未満の病院 注5 診療所又は許可病床数が200床未満の病院 である保険医療機関において、入院中の患者 である保険医療機関において、入院中の患者 以外の患者(別に厚生労働大臣が定める疾患 以外の患者(別に厚生労働大臣が定める疾患 を主病とするものに限る。) に対して薬剤の を主病とするものに限る。) に対して薬剤の 処方期間が28日以上の処方を行った場合は、 処方期間が28日以上の処方を行った場合は、 月1回に限り、1処方につき65点を加算す 特定疾患処方管理加算2として、月1回に限 る。ただし、この場合において、同一月に注 り、1処方につき66点を所定点数に加算す 4の加算は算定できない。 る。ただし、この場合において、同一月に特 定疾患処方管理加算1は算定できない。

【注の見直し】	注7 薬剤の一般的名称を記載する 付した場合は、当該処方せんのな 次に掲げる点数を処方せんの交 それぞれ加算する。 イ 一般名処方加算1 ロ 一般名処方加算2	)内容に応じ、	<b></b>	注7 薬剤の一般的名称を記載する した場合は、当該処方箋の内容 掲げる点数を処方箋の交付1回 れ所定点数に加算する。 イ 一般名処方加算1 ロ 一般名処方加算2	に応じ、次に
【注の追加】		(追加) <b>一</b>		注8 抗不安薬等が処方されていた 、当該処方の内容を総合的に評 、当該患者に処方する抗不安薬 は投薬量が減少したものについ 対し、薬剤の種類数又は投薬量 とによる症状の変化等の確認を に、向精神薬調整連携加算とし 限り、1処方につき12点を所定 る。ただし、同一月において、 50に掲げる薬剤総合評価調整 番号B008-2に掲げる薬剤 管理料は別に算定できない。	価及び調整し 等の種類数又 て、薬剤師に が減少した場合 て、数に加算す に数番号A2 加算及び区分

項目	現 行	改 正 案
第2章 特揭診療料		
第6部 注射		
第1節 注射料		
第2款 無菌製剤処理料		
G020 無菌製剤処理料		
【注の見直し】	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、動脈注射、抗悪性腫瘍剤局所持続注入、肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入、点滴注射、中心静脈注射又は植込型カテーテルによる中心静脈注射を行う際に、別に厚生労働大臣が定める患者に対して使用する薬剤について、必要があって無菌製剤処理が行われた場合は、当該患者に係る区分に従い1日につき所定点数を算定する。	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、皮内注射、皮下注射、筋肉内注射、動脈注射、抗悪性腫瘍剤局所持続注入、肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入、点滴注射、中心静脈注射又は植込型カテーテルによる中心静脈注射を行う際に、別に厚生労働大臣が定める患者に対して使用する薬剤について、必要があって無菌製剤処理が行われた場合は、当該患者に係る区分に従い1日につき所定点数を算定する。

項目	現 行	改 正 案
第2章 特揭診療料		
第7部 リハビリテーション		
第1節 リハビリテーション料		
H003-2 リハビリテーション総合計画評価料		
【項目の見直し】	リハビリテーション総合計画評価料 300点	→ リハビリテーション総合計画評価料 1 リハビリテーション総合計画評価料 1 300点 2 リハビリテーション総合計画評価料 2 240点
【注の見直し】	注1 心大血管疾患リハビリテーション料(I)、脳血管疾患等リハビリテーション料(I)、脳血管疾患等リハビリテーション料(I)、廃用症候群リハビリテーション料(I)、廃用症候群リハビリテーション料(I)、運動器リハビリテーション料(I)、呼吸器リハビリテーション料(I)、がん患者リハビリテーション料又は認知症患者リハビリテーション料に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生	⇒ 注1 1について、心大血管疾患リハビリテーション料(I)、脳血管疾患等リハビリテーション料(I)、 料(I)、脳血管疾患等リハビリテーション料(I)、 廃用症候群リハビリテーション料(I)、 定解群リハビリテーション料(I)、 運動器リハビリテーション料(I)、 ゴン料(I)、呼吸器リハビリテーション料(I)、 がん患者リハビリテーション料又は認知症患者リハビリテーション料に係る別に厚生労働 大臣が定める施設基準に適合しているものと

局長等に届出を行った保険医療機関において 、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士等の多職種が共同してリハビリテ ーション計画を策定し、当該計画に基づき心 大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾 患等リハビリテーション料、廃用症候群リハ ビリテーション料、運動器リハビリテーション料、がん患 者リハビリテーション料又は認知症患者リハ ビリテーション料を算定すべきリハビリテー ションを行った場合に、患者1人につき1月 に1回に限り算定する。

機関において、医師、看護師、理学療法士、 作業療法士、言語聴覚士等の多職種が共同してリハビリテーション計画を策定し、当該計画に基づき心大血管疾患リハビリテーション料、がん患者リハビリテーション料者しくは認知症患者リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションを行った場合又は介護リハビリテーションを行った場合又は介護リハビリテーションを行った場合では引きまし、脳血管疾患等リハビリテーション料スは運動器リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションを行った場合に、患者1人につき1月に1回に限り算定する。

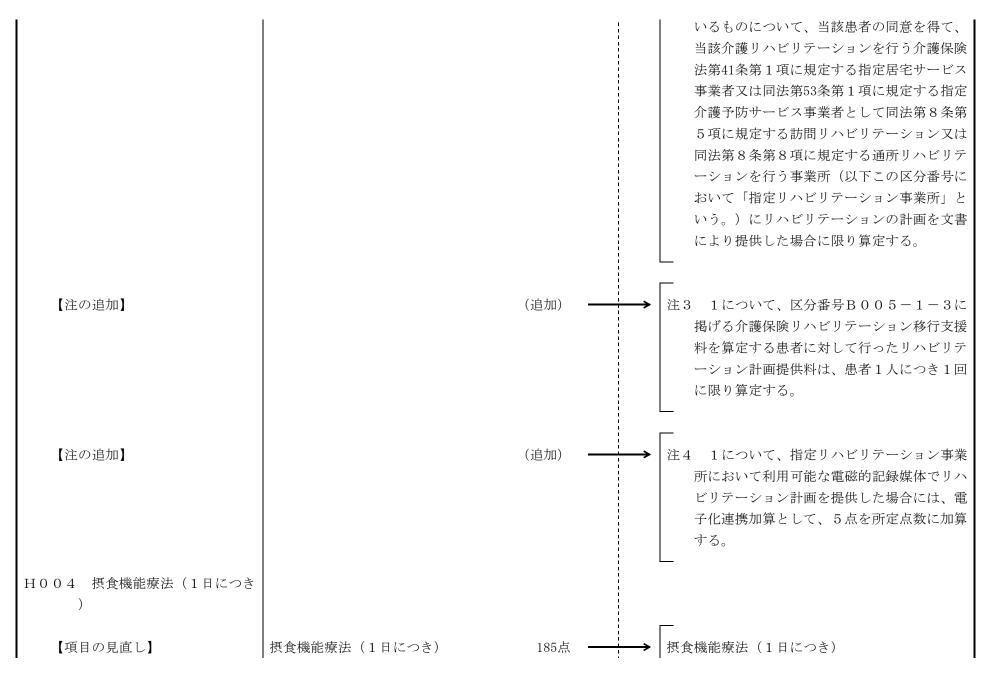
して地方厚生局長等に届出を行った保険医療

【注の追加】

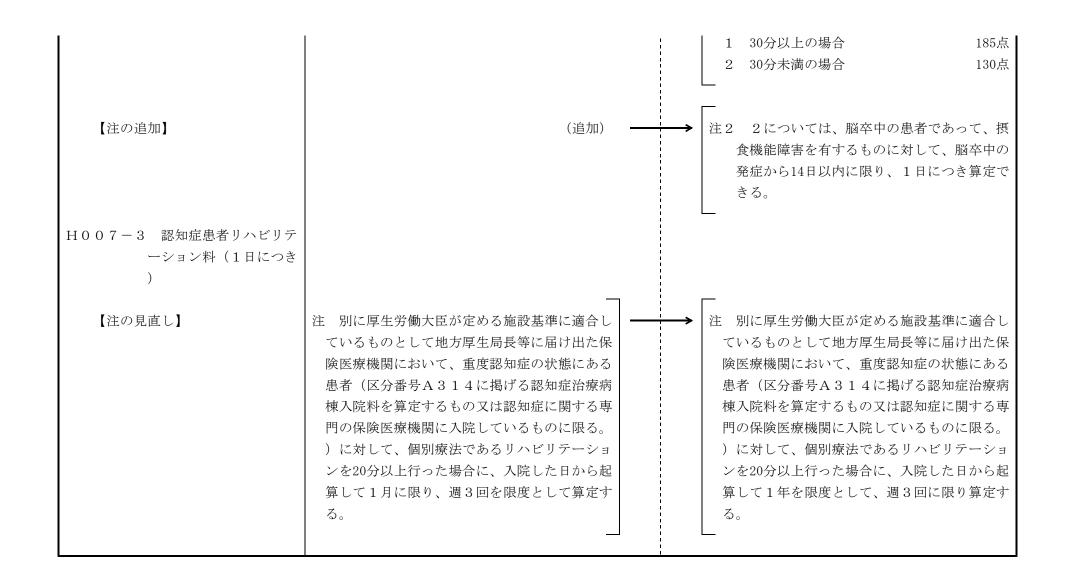
(追加)

注2 2について、脳血管疾患等リハビリテーション料(I)、脳血管疾患等リハビリテーション料(I)、廃用症候群リハビリテーション料(I)、 廃用症候群リハビリテーション料(I)、運動器リハビリテーション料(I)と係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届出を行った保険医療機関において、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の多職種が共同してリハビリテーション計画を策定し、当該計画に基づき、介護リハビリテーションの利用を予定している患者に対し、脳血管疾患等リハビリテ

		ーション料、廃用症候群リハビリテーション 料又は運動器リハビリテーション料を算定す べきリハビリテーションを行った場合に、患 者1人につき1月に1回に限り算定する。
【注の見直し】	注2 当該保険医療機関の保険医、看護師等が、 患家等を訪問し、当該患者(区分番号A30 8に掲げる回復期リハビリテーション病棟入 院料を算定する患者に限る。)の退院後の住 環境等を評価した上で、当該計画を策定した 場合に、入院時訪問指導加算として、入院中 1回に限り、150点を所定点数に加算する。	注3 当該保険医療機関の医師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、患家等を訪問し、当該患者(区分番号A308に掲げる回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者に限る。)の退院後の住環境等を評価した上で、当該計画を策定した場合に、入院時訪問指導加算として、入院中1回に限り、150点を所定点数に加算する。
H003-3 リハビリテーション総合計画提供料		
【項目の見直し】	リハビリテーション総合計画提供料 100点 -	→ リハビリテーション計画提供料 1 リハビリテーション計画提供料 1 275点 2 リハビリテーション計画提供料 2 100点
【注の追加】	(追加) -	→ 注1 1について、区分番号H001に掲げる脳 血管疾患等リハビリテーション料、区分番号 H001-2に掲げる廃用症候群リハビリテ ーション料又は区分番号H002に掲げる運 動器リハビリテーション料を算定すべきリハ ビリテーションを実施している患者であって 、介護リハビリテーションの利用を予定して



医科-リハビリテーション-4/5



項目	現 行	改 正 案
第2章 特掲診療料		
第8部 精神科専門療法		
第1節 精神科専門療法料		
I 0 0 0 精神科電気痙攣療法		
【点数の見直し】	1 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身         麻酔を行った場合       3,000点         2 1以外の場合       150点	> 2,800点 150点
【注の追加】	(追加)	注3 1については、麻酔に従事する医師(麻酔料につき医療法第6条の6第1項に規定する厚生労働大臣の許可を受けた者に限る。)が麻酔を行った場合は、900点を所定点数に加算する。
I 0 0 1 入院精神療法(1回につき)		
【点数の見直し】	1 入院精神療法(I) 360点 2 入院精神療法(II) (略)	→ 1 入院精神療法(I) 400点 2 入院精神療法(II) (略)
I 0 0 2 通院・在宅精神療法(1回		

#### につき)

#### 【項目の見直し】

#### 1 通院精神療法

イ 区分番号A000に掲げる初診料を算定す る初診の日において、地域の精神科救急医療 体制を確保するために必要な協力等を行って いる精神保健指定医等が通院精神療法を行っ た場合 600点

ロ イ以外の場合

(1) 30分以上の場合

400点

(2) 30分未満の場合

330点

#### 2 在宅精神療法

- イ 区分番号A000に掲げる初診料を算定す る初診の日において、地域の精神科救急医療 体制を確保するために必要な協力等を行って いる精神保健指定医等が在宅精神療法を行っ た場合 600点
- ロ 地域の精神科救急医療体制を確保するため に必要な協力等を行っている精神保健指定医 等が60分以上の在宅精神療法を行った場合 (イに該当する場合を除く。)

540点

ハ イ及びロ以外の場合 (1) 30分以上の場合

400点

(2) 30分未満の場合

330点

#### 通院精神療法

- イ 精神保健福祉法第29条又は第29条の2の規 定による入院措置を経て退院した患者であっ て、都道府県等が作成する退院後に必要な支 援内容等を記載した計画に基づく支援期間に あるものに対して、当該計画において療養を 担当することとされている保険医療機関の精 神科の医師が行った場合 660点
- ロ 区分番号A000に掲げる初診料を算定す る初診の日において、60分以上行った場合

540点

330点

ハ イ及びロ以外の場合

(1) 30分以上の場合 400点

(2) 30分未満の場合

#### 2 在宅精神療法

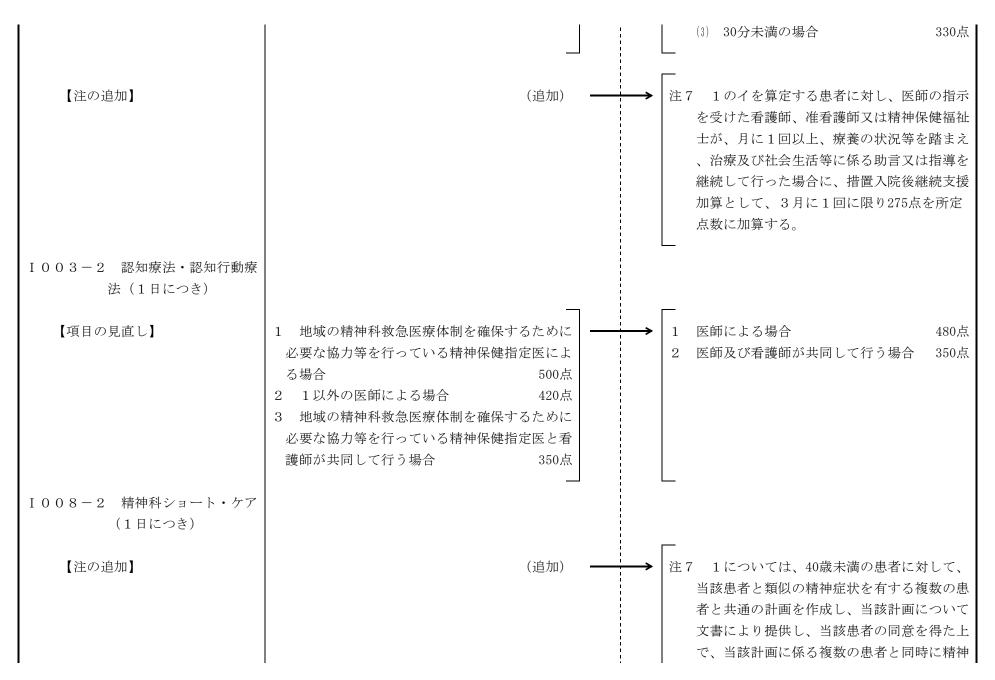
- イ 精神保健福祉法第29条又は第29条の2の規 定による入院措置を経て退院した患者であっ て、都道府県等が作成する退院後に必要な支 援内容等を記載した計画に基づく支援期間に あるものに対して、当該計画において療養を 担当することとされている保険医療機関の精 神科の医師が行った場合 660点
- ロ 区分番号A000に掲げる初診料を算定す る初診の日において、60分以上行った場合

600点

ハ イ及びロ以外の場合

(1) 60分以上の場合 540点

400点 (2) 30分以上60分未満の場合



I012 精神科訪問看護・指導料		科ショート・ケアを実施した場合に、治療開始日から起算して5月を限度として、週1回に限り、疾患別等専門プログラム加算として、200点を所定点数に加算する。ただし、精神科の医師が特に必要性を認めた場合は、治療開始日から起算して2年を限度として、更に週1回かつ計20回に限り算定できる。
【項目の見直し】	1 精神科訪問看護・指導料(I) イ・ロ (略) 2 精神科訪問看護・指導料(II) 3 精神科訪問看護・指導料(III) イ・ロ (略)	→ 1 精神科訪問看護・指導料(I) イ・ロ (略) 2 削除 3 精神科訪問看護・指導料(II) イ・ロ (略)
【注の削除】	注2 2については、入院中の患者以外の精神障害者である患者であって、精神障害者施設に入所している複数のものに対して、当該患者を診察した精神科を標榜する保険医療機関の保健師、看護師等を訪問させて、同時に看護又は療養上必要な指導を行わせた場合に、週3回に限り算定する。	→ (削除)
【注の見直し】	注5 注1及び注3に規定する場合(いずれも30 ー 分未満の場合を除く。)であって、複数の保 健師、看護師等を訪問させて、看護又は療養 上必要な指導を行わせた場合は、次に掲げる	→ 注4 注1及び注2に規定する場合(いずれも30 分未満の場合を除く。)であって、複数の看 護師等を訪問させて、看護又は療養上必要な 指導を行わせた場合は、複数名精神科訪問看

護・指導加算として、次に掲げる区分に従い 区分に従い、いずれかを所定点数に加算す 、1日につき、いずれかを所定点数に加算す る。ただし、ハの場合にあっては週1回を限 る。ただし、ハの場合にあっては週1日を限 度とする。 イ 所定点数を算定する精神科訪問看護・指 度とする。 導を行う保健師又は看護師が他の保健師、 イ 所定点数を算定する精神科訪問看護・指 看護師、作業療法士又は精神保健福祉士と 導を行う保健師又は看護師が他の保健師、 同時に精神科訪問看護・指導を行う場合 看護師、作業療法士又は精神保健福祉士と 450点 同時に精神科訪問看護・指導を行う場合 ロ 所定点数を算定する精神科訪問看護・指 (1) 1日に1回の場合 450点 導を行う保健師又は看護師が准看護師と同 (2) 1日に2回の場合 900点 時に精神科訪問看護・指導を行う場合 (3) 1日に3回以上の場合 1.450点 ロ 所定点数を算定する精神科訪問看護・指 380点 ハ 所定点数を算定する精神科訪問看護・指 導を行う保健師又は看護師が准看護師と同 導を行う保健師又は看護師が看護補助者と 時に精神科訪問看護・指導を行う場合 同時に精神科訪問看護・指導を行う場合 (1) 1日に1回の場合 380点 300点 (2) 1日に2回の場合 760点 (3) 1日に3回以上の場合 1,240点 注6 注2に規定する場合であって、看護・指導 【注の削除】 (削除) 時間が3時間を超えた場合は、3時間を超え た時間について、5時間を限度として、1時 間又はその端数を増すごとに40点を所定点数 に加算する。 【注の見直し】 注7 注1及び注3に規定する場合であって、別 注5 注1及び注2に規定する場合であって、別 に厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要す に厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要す る者に対し、保険医療機関の保健師、看護師 る者に対し、保険医療機関の看護師等が、長 時間にわたる精神科訪問看護・指導を実施し 等が、長時間にわたる精神科訪問看護・指導

	を実施した場合には、長時間精神科訪問看護・指導加算として週1回(15歳未満の超重症児又は準超重症児については週3回)に限り、520点を所定点数に加算する。	た場合には、長時間精神科訪問看護・指導加算として週1日(別に厚生労働大臣が定める者の場合にあっては週3日)に限り、520点を所定点数に加算する。
【注の追加】	(追加)	→ 注11 別に厚生労働大臣が定める者について、保 険医療機関の看護師又は准看護師が、登録特 定行為事業者と連携し、特定行為業務が円滑 に行われるよう、喀痰吸引等に関して当該事 業者の介護の業務に従事する者に対して必要 な支援を行った場合には、看護・介護職員連 携強化加算として、月1回に限り250点を所 定点数に加算する。
【注の追加】	(追加)	<ul> <li>▶ 注12 保険医療機関の看護師等が、最も合理的な経路及び方法による当該保険医療機関の所在地から患家までの移動にかかる時間が1時間以上である者に対して精神科訪問看護・指導を行い、次のいずれかに該当する場合、特別地域訪問看護加算として、所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。</li> <li>イ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関の看護師等が精神科訪問看護・指導を行う場合</li> <li>ロ 別に厚生労働大臣が定める地域外に所在する保険医療機関の看護師等が別に厚生労働大臣が定める地域外に所在する保険医療機関の看護師等が別に厚生労働大臣が定める地域の患家に対して精神科訪問看護・指導を行う場合</li> </ul>

1		
I 0 1 6 精神科重症患者早期集中支援管理料(月1回)		
【名称の見直し】	精神科重症患者早期集中支援管理料(月1回) ——	→ 精神科在宅患者支援管理料(月1回)
【項目の見直し】	1 精神科重症患者早期集中支援管理料 1 イ 単一建物診療患者が 1 人の場合 1,800点ロ 単一建物診療患者が 2 人以上の場合 1,350点 2 精神科重症患者早期集中支援管理料 2 イ 単一建物診療患者が 1 人の場合 1,480点ロ 単一建物診療患者が 2 人以上の場合 1,110点	→ 1 精神科在宅患者支援管理料1  イ 別に厚生労働大臣が定める患者のうち、集中的な支援を必要とする者の場合 (1) 単一建物診療患者1人 3,000点(2) 単一建物診療患者2人以上 2,250点ロ別に厚生労働大臣が定める患者の場合(1) 単一建物診療患者2人以上 1,875点ハイ及びロ以外の患者の場合(1) 単一建物診療患者1人 2,030点(2) 単一建物診療患者2人以上 1,248点2 精神科在宅患者支援管理料2イ別に厚生労働大臣が定める患者のうち、集中的な支援を必要とする者の場合(1) 単一建物診療患者1人 2,467点(2) 単一建物診療患者2人以上 1,850点ロ別に厚生労働大臣が定める患者の場合(1) 単一建物診療患者1人 2,467点の別に厚生労働大臣が定める患者の場合(1) 単一建物診療患者1人 2,056点に1) 単一建物診療患者1人 2,056点に1) 単一建物診療患者2人以上 1,542点
【注の見直し】	注1 1については、在宅で療養を行っている別 に厚生労働大臣が定める患者であって通院が	注1 1については、在宅で療養を行っている通 院が困難な患者に対して、当該保険医療機関

困難な患者に対して、当該保険医療機関(別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものに限る。)の精神保健指定医等が、患者又はその家族の同意を得て、計画的な医学管理の下に、定期的な訪問診療及び訪問看護を行っている場合に、単一建物診療患者の人数に従い、6月に限り、当該患者1人につき月1回に限り算定する。

【注の見直し】

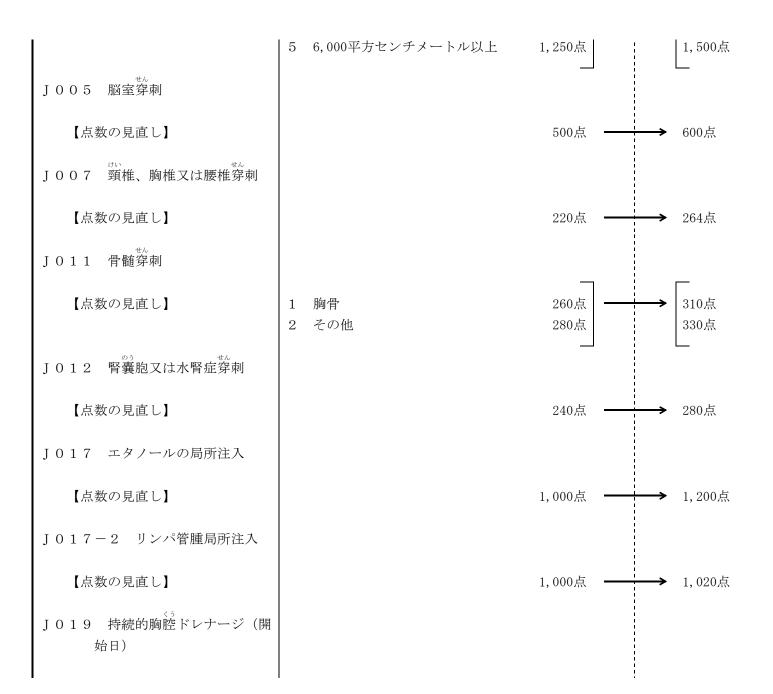
注2 2については、在宅で療養を行っている別に厚生労働大臣が定める患者であって通院が困難な患者に対して、当該保険医療機関(別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものに限る。)の精神保健指定医等が当該保険医療機関とは別の訪問看護ステーションの看護師等と連携し、患者又はその家族の同意を得て、計画的な医学管理の下に、定期的な訪問診療を行っている場合に、単一建物診療患者の人数に従い、6月に限り、当該患者1人につき月1回に限り算定する。

(別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものに限る。)の精神科の医師等が、当該患者又はその家族の同意を得て、計画的な医学管理の下に、定期的な訪問診療又は訪問診療及び訪問看護を行っている場合(イについては週2回以上、口については月2回以上行っている場合に限る。)に、単一建物診療患者の人数に従い、当該患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、イについては、6月を限度として算定する。

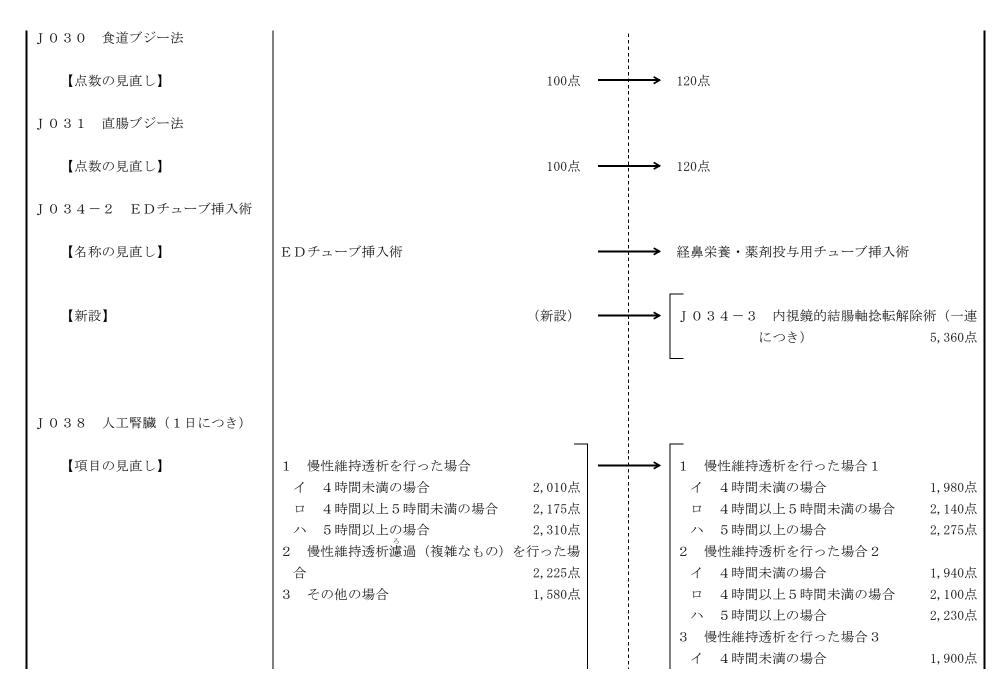
注2 2については、在宅で療養を行っている通 院が困難な患者に対して、当該保険医療機関 (別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方厚生局長等に届け出 たものに限る。) の精神科の医師等が当該保 険医療機関とは別の訪問看護ステーションの 保健師、看護師、准看護師又は作業療法士と 連携し、患者又はその家族の同意を得て、計 画的な医学管理の下に、定期的な訪問診療を 行っている場合(イについては当該別の訪問 看護ステーションが週2回以上、ロについて は当該別の訪問看護ステーションが月2回以 上の訪問看護を行っている場合に限る。)に 、単一建物診療患者の人数に従い、当該患者 1人につき月1回に限り算定する。ただし、 イについては、6月を限度として算定する。

【注の追加】	(追加)	注4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して、情報通信機器を用いた診察(訪問診療と同時に行う場合を除く。)による医学管理を行っている場合に、精神科オンライン在宅管理料として、100点を所定点数に加えて算定できる。ただし、連続することに
		る3月は算定できない。

項目	現 行	改 正 案
第2章 特揭診療料		 
第9部 処置		 
第1節 処置料		
J000 創傷処置		 
【点数の見直し】	1 100平方センチメートル未満 45点 2 100平方センチメートル以上500平方センチメ	52点
	ートル未満       60点         3 500平方センチメートル以上3,000平方センチ	60点
	メートル未満 90点 4 3,000平方センチメートル以上6,000平方セン	90点
	チメートル未満 160点 5 6,000平方センチメートル以上 275点	160点 275点
J001 熱傷処置		
【点数の見直し】	1 100平方センチメートル未満 135点 2 100平方センチメートル以上500平方センチメ ートル未満 147点 3 500平方センチメートル以上3,000平方センチ	
	メートル未満 225点 4 3,000平方センチメートル以上6,000平方セン	270点
	チメートル未満 420点	504点

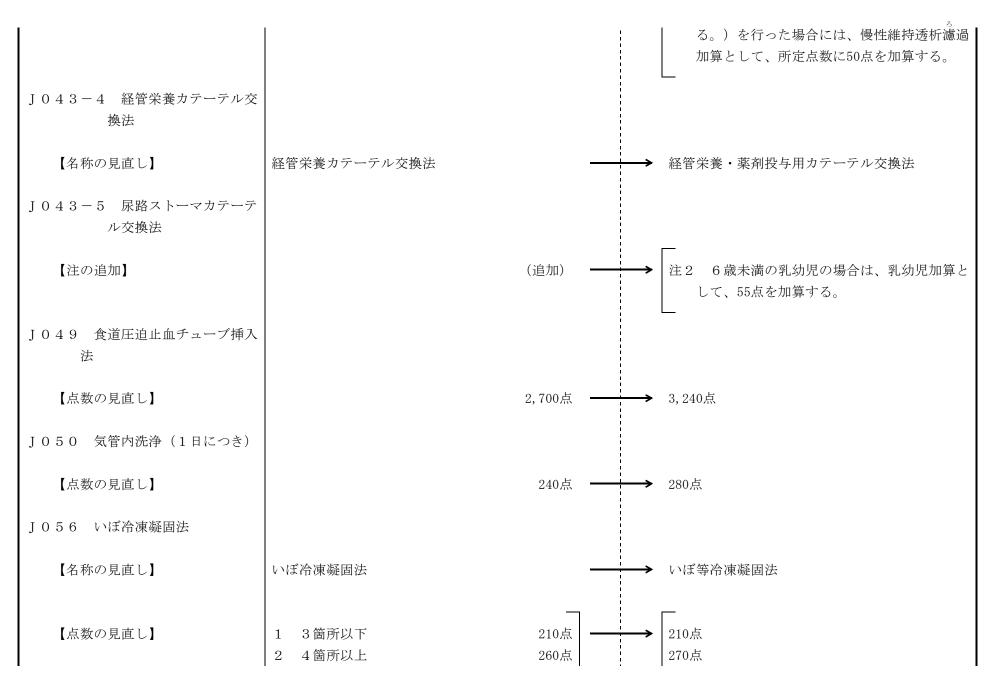


【点数の見直し】		550点 ——	→ 660点
J026-2 鼻マスク式補助換気法 (1日につき)			
【点数の見直し】		65点 ——	→ 160点
J026-4 ハイフローセラピー (1日につき)			
【項目の見直し】	ハイフローセラピー(1日につき)	160点 ——	→ ハイフローセラピー(1日につき) 1 15歳未満の患者の場合 282点 2 15歳以上の患者の場合 192点
J027 高気圧酸素治療(1日につき)		_	
【項目の見直し】	<ul><li>1 救急的なもの</li><li>イ 1人用高圧酸素治療</li><li>ロ 多人数用高圧酸素治療</li><li>2 非救急的なもの</li></ul>	5,000点 6,000点 200点	→ 1 減圧症又は空気塞栓に対するもの 5,000点 2 その他のもの 3,000点
【注の追加】		(追加) <del></del>	注 1については、高気圧酸素治療の実施時間か 5時間を超えた場合には、30分又はその端数を 増すごとに、長時間加算として、500点を所定 点数に加算する。ただし、3,000点を限度とし て加算する。

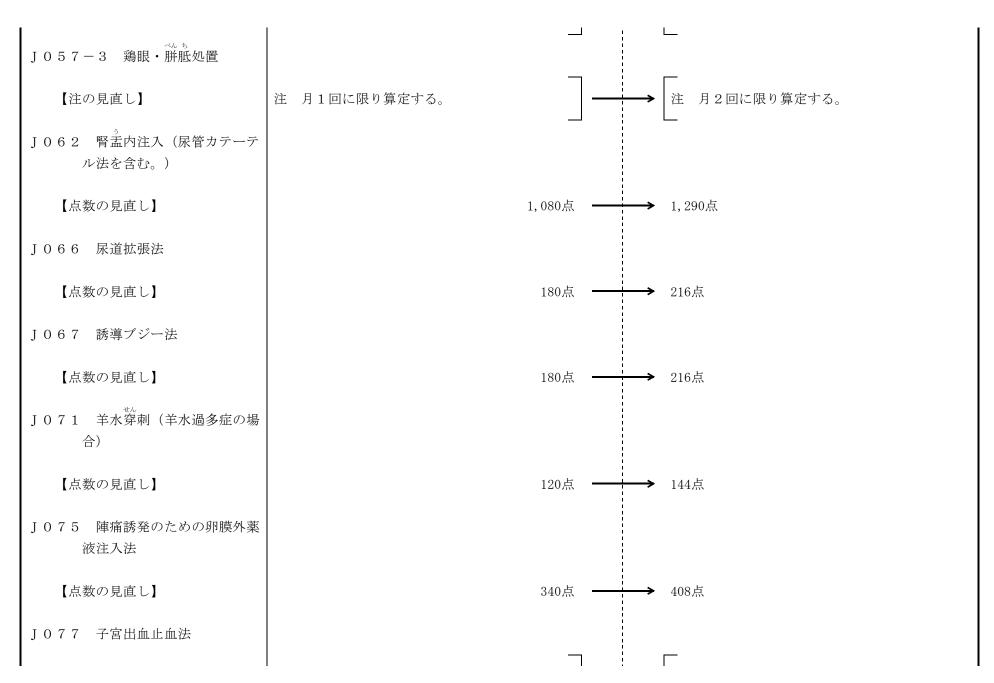


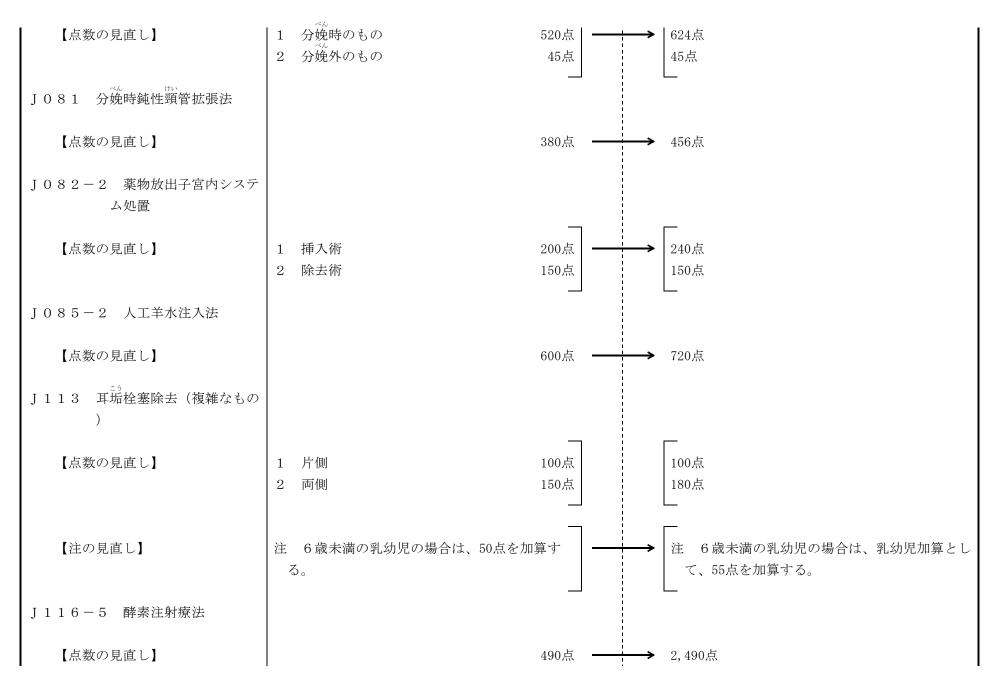
		ロ 4時間以上5時間未満の場合2,055点ハ 5時間以上の場合2,185点4 その他の場合1,580点
【注の見直し】	注1 入院中の患者以外の患者に対して、午後5 時以降に開始した場合若しくは午後9時以降 に終了した場合又は休日に行った場合は、30 0点を所定点数に加算する。	注1 入院中の患者以外の患者に対して、午後5時以降に開始した場合若しくは午後9時以降に終了した場合又は休日に行った場合は、時間外・休日加算として、380点を所定点数に加算する。
【注の見直し】	注2 導入期1月に限り1日につき300点を加算する。	注2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行った場合には、導入期加算として、導入期1月に限り1日につき、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する。イ 導入期加算1 300点ロ 導入期加算2 400点
【注の見直し】	注3 著しく人工腎臓が困難な障害者等に対して行った場合は、1日につき120点を加算する。	→ 注3 著しく人工腎臓が困難な障害者等に対して 行った場合は、障害者等加算として、1日に つき140点を加算する。
【注の見直し】	注6 1及び2の場合にあっては、透析液、血液 凝固阻止剤、生理食塩水及び別に厚生労働大 臣が定める注射薬の費用は所定点数に含まれ	注6 1から3までの場合にあっては、透析液、 血液凝固阻止剤、生理食塩水及び別に厚生労 働大臣が定める注射薬の費用は所定点数に含

	るものとする。 	まれるものとする。
【注の見直し】	注9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行った場合には、透析液水質確保加算として、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する。 イ 透析液水質確保加算1 8点 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	注9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方厚生局長等に届け出 た保険医療機関において行った場合には、透 析液水質確保加算として、所定点数に10点を 加算する。
【注の追加】	(追加)	注11 通常の人工腎臓では管理が困難な兆候を有する患者に対して、6時間以上の人工腎臓を行った場合には、長時間加算として、1回につき150点を加算する。
【注の追加】	(追加)	注12 1から3までについては、別に厚生労働大 臣が定める施設基準に適合しているものとし て地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に おいて行った場合には、当該基準に係る区分 に従い、それぞれ所定点数を算定する。
【注の追加】	(追加) —	注13 1から3までについては、別に厚生労働大 臣が定める施設基準に適合しているものとし て地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に おいて慢性維持透析過濾過(複雑なものに限

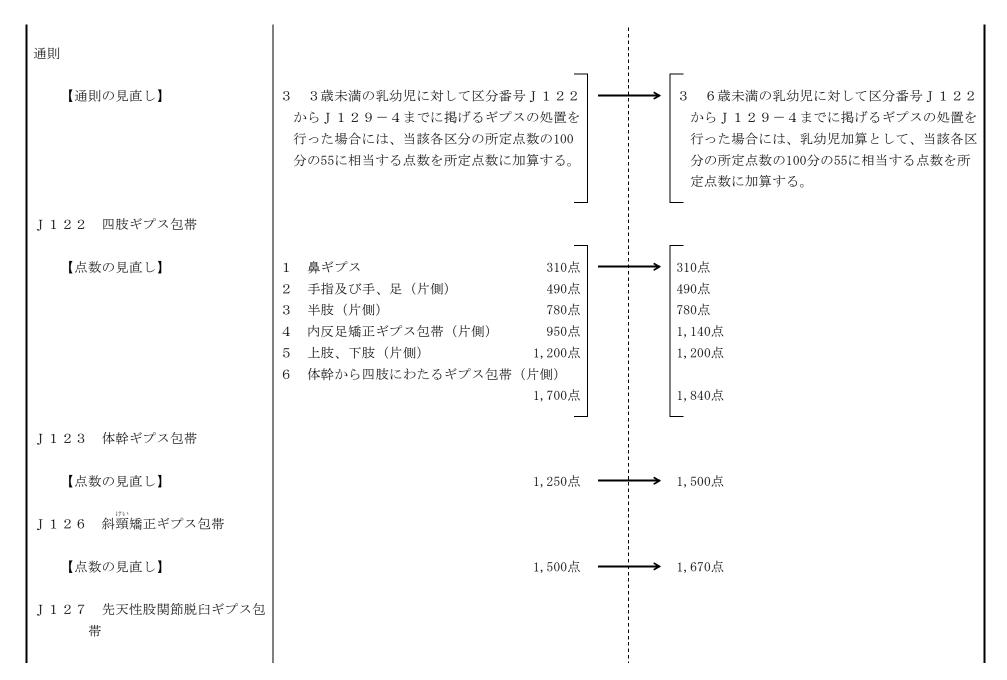


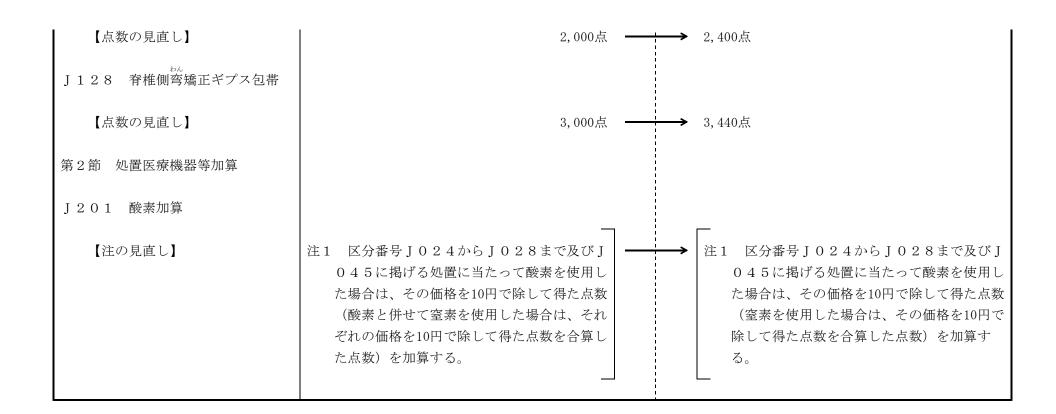
医科-処置-7/11





医科-処置-9/11





項目	現 行	改 正 案
第2章 特揭診療料		
第10部 手術		
通則		
【通則の見直し】	4 区分番号K007 (注に規定する加算を算定する場合に限る。)、K022の1、K059の3のイ、K059の4、K136-2、K169 (注1又は注2に規定する加算を算定する場合に限る。)、K180の3、K181、K181-2、K190-7、K254の1、K260-2、K268の5、K280-2、K281-2、K328からK328-3まで、K340-7、K443の3、K444の4、K461-2、K462-2、K476(1から7までについては、注1又は注2に規定する加算を算定する場合に限る。)、K476-4、K514-6、K530-3、K546、K548、K549、K555-2、K562-2、K595(注2に規定する加算を算定する場合に限る。)、K595-2、K597からK600まで、K603からK604-2まで、K605-2、K605-4、K605-5、K	→ 4 区分番号K007 (注に規定する加算を算定する場合に限る。)、K014-2、K022の1、K059の3のイ、K059の4、K133-2、K136-2、K169 (注1又は注2に規定する加算を算定する場合に限る。)、K180の3、K181、K181-2、K190、K190-2、K190-6、K190-7、K254の1、K260-2、K268の5、K268の6、K280-2、K281-2、K320-2、K328からK328-3まで、K340-7、K400の3、K443の3、K444の4、K461-2、K462-2、K463-2、K464-2、K474-3の2、K475 (別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。)、K476-4、K514-6、K520の4、K530-3、K546、K548、K549、K554-2、

615-2, K617-5, K627-3, K627-4, K 636-2, K 642-3, K 643-2, K656-2, K67701, K678, K695-2, K697-5, K69 7-7, K 6 9 9 -2, K 7 0 2 -2, K 7 0 3-2, K 709-3, K 709-5, K 721-4, K 754-3, K 768, K 769-3、K772-3、K773-3からK773 -5  $\pm$   $\overline{c}$ , K 7 8 0, K 7 8 0 -2, K 7 8 5-2, K 8 0 0 -3, K 8 0 2 -4, K 8 0 3 -2, K 8 0 3 -3, K 8 2 3 -5, K 8 4 1 -4、K843-2からK843-4まで、K 865-2、K879-2、K910-2及び K910-3に掲げる手術については、別に厚 生労働大臣が定める施設基準に適合しているも のとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機 関において行われる場合に限り算定する。ただ し、区分番号K546、K549、K597-3、K597-4、K615-2及びK636 - 2 に掲げる手術については、別に厚生労働大 臣が定める施設基準を満たす場合に限り、地方 厚生局長等に届け出ることを要しない。

K555-2, K555-3, K559-3, K562-2、K595 (注2に規定する加算 を算定する場合に限る。)、K595-2、K 597からK600まで、K602-2、K6  $0.3 \text{ b} \cdot \text{K} \cdot 6.04 - 2 \text{ f} \cdot \text{C}, \text{K} \cdot 6.05 - 2, \text{K}$ 605-4, K605-5, K615-2, K617-5, K627-3, K627-4, K636-2, K642-3, K643-2, K647-3, K656-2, K664-3, K66502, K668-2, K67701, K678, K684-2, K695-2, K69 7-5, K697-7, K699-2, K70 0-3, K 7 0 2 -2, K 7 0 3 -2, K 7 0 9-3, K709-5, K716-4, K716-6, K721-4, K73003, K73103, K754-3, K768, K769-3、K772-3、K773-3からK773 -5 \text{ for } K77701, K780, K780 -2, K 7 8 5 -2, K 7 9 2  $\mathcal{O}$  1, K 8 0 0 -3, K802-4, K803-2, K803 -3、K808の1、K818(1において別 に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合 に限る。)、K819 (別に厚生労働大臣が定 める患者に対して行う場合に限る。)、K81 9-2 (別に厚生労働大臣が定める患者に対し て行う場合に限る。)、K823-5、K82 5 (別に厚生労働大臣が定める患者に対して行 う場合に限る。)、K830(別に厚生労働大 臣が定める患者に対して行う場合に限る。)、 K841-4、K843-2からK843-4

まで、K851(1において別に厚生労働大臣 が定める患者に対して行う場合に限る。)、K 858の1、K859 (2、4及び5において 別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場 合に限る。)、K865-2、K877 (別に 厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に 限る。)、K877-2 (別に厚生労働大臣が 定める患者に対して行う場合に限る。)、K8 79-2、K888 (別に厚生労働大臣が定め る患者に対して行う場合に限る。)、K910 -2及びK910-3に掲げる手術については 、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し ているものとして地方厚生局長等に届け出た保 険医療機関において行われる場合に限り算定す る。ただし、区分番号K546、K549、K 597-3、K597-4、K615-2及び K636-2に掲げる手術については、別に厚 生労働大臣が定める施設基準を満たす場合に限 り、地方厚生局長等に届け出ることを要しな 11 【通則の見直し】 5 区分番号K011、K020、K053、K 5 区分番号K011、K020、K053、K 0.76, K0.79, K0.79-2, K0.80-0.76, K0.76-2, K0.79, K0.79-2, K082, K106, K107, K109 2, K080-2, K082, K106, K1K136, K151-2, K154, K15 0.7, K109, K136, K151-2, K4-2、K160、K167、K169からK154, K154-2, K160, K167, 171まで、K174からK178-2まで、 K169h6K171まで、K174h6K1 78-2まで、K181、K190、K190 K181, K190, K204, K229, K -2, K204, K229, K230, K23 230、K234からK236まで、K244

K259, K266, K277-2, K28 0 K 2 8 1 K 3 1 9 K 3 2 2 K 3 2 7 K343, K376, K395, K415, K425, K427-2, K434, K442 , K443, K458, K462, K484, K496、K496-3、K497からK49 8 まで、K 5 1 1、K 5 1 4、K 5 1 8、K 5 19, K525, K52602, K527, K 529, K531, K537, K546, K5 47, K549, K552, K552-2, K 595, K597, K597-2, K645, K677、K677-2、K695(1歳未満 の乳児に対して行われるものを除く。)、K6 95-2, K702, K703, K703-2、K756(1歳未満の乳児に対して行われる ものを除く。)、K764、K765、K77  $9 \times K779 - 3 \times K780 \times K780 - 2 \times$ K801、K803(6を除く。)、K818 からK820まで、K843、K850、K8 57、K859(1を除く。)、K863-3 、K889及びK890-2に掲げる手術、体 外循環を要する手術並びに胸腔鏡又は腹腔鏡を 用いる手術(通則4に掲げる手術を除く。)に ついては、別に厚生労働大臣が定める施設基準 を満たす保険医療機関において行われる場合に 限り算定する。

4からK236まで、K244、K259、K 266, K277-2, K280, K281, K319, K322, K327, K343, K 376, K395, K415, K425, K4 27-2, K 434, K 442, K 443, K 458, K462, K484, K496, K4 96-3、K497からK498まで、K51 1, K514, K518, K519, K525 K52602, K527, K529, K52 9-3, K531, K537, K546, K547, K549, K552, K552-2, K 594-2, K595, K597, K597-2, K645, K677, K677-2, K6 95 (1歳未満の乳児に対して行われるものを 除く。)、K695-2、K702、K703 、K703-2、K756 (1歳未満の乳児に 対して行われるものを除く。)、K764、K 765, K779, K779-3, K780, K780-2、K801、K803 (6を除 く。)、K818からK820まで、K843 、K850、K857、K859(1を除く。 )、K863-3、K889及びK890-2 に掲げる手術、体外循環を要する手術並びに胸 腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術(通則4に掲げる 手術を除く。)については、別に厚生労働大臣 が定める施設基準を満たす保険医療機関におい て行われる場合に限り算定する。

【通則の見直し】

6 区分番号K528、K528-3、K535

◆ 6 区分番号K528、K528-3、K535

、K583、K586の3、K587、K68 4、K695、K751の3及び4、K751 -2、K756並びにK773に掲げる手術 (1歳未満の乳児に対して行われるものに限 る。)については、別に厚生労働大臣が定める 施設基準を満たす保険医療機関において行われ る場合に限り算定する。

【通則の見直し】

7 区分番号K138、K142の6、K145 , K147, K149, K150, K151-2, K154, K154-2, K155, K1 63からK164-2まで、K166、K16 9、K172からK174まで、K178、K 180, K191, K192, K239, K2 41, K243, K245, K259, K26 1、K268、K269、K275からK28 1 まで、K 2 8 2、K 3 4 6、K 3 8 6、K 3 9301, K397, K39802, K425 からK426-2まで、K511の3、K51 3, K519, K528, K528-3, K5 34-3、K535、K554からK558ま で、K562からK572まで、K573の2 、K574からK587まで、K589からK 591 \text{\$\exititt{\$\text{\$\e 001、K616-3、K63304及び5、 K634, K635-3, K636, K639 K644, K664, K666, K666-2, K674, K674-2, K684, K6

97-5, K71601, K716-2, K7

、K583、K586の3、K587、K68 4、K684-2、K695、K751の3及 び4、K751-2、K756並びにK773 に掲げる手術(1歳未満の乳児に対して行われ るものに限る。)については、別に厚生労働大 臣が定める施設基準を満たす保険医療機関にお いて行われる場合に限り算定する。

7 区分番号K138、K142の6、K145 K147, K149, K149-2, K150, K151-2, K154, K154-2,K155、K163からK164-2まで、K 166、K169、K172からK174まで , K178, K180, K191, K192, K239, K241, K243, K245, K 259, K261, K268, K269, K2 75からK281まで、K282、K346、 K386, K39301, K397, K398 02, K425 h h h K426 - 2 t t K51103, K513, K519, K528, K5 28-3, K534-3, K535, K554 からK558まで、K562からK572まで 、K573の2、K574からK587まで、 K589h6K591まで、K601、K60 3-2, K 6 1 0  $\emptyset$  1, K 6 1 6 -3, K 6 3 3の4及び5、K634、K635-3、K6 36, K639, K644, K664, K66  $6 \times K666-2 \times K674 \times K674-2 \times$ K684, K684-2, K697-5, K7

17、K726、K726-2、K729から K729-3まで、K734からK735まで 、K735-3、K751の1及び2、K75 1-2, K 7 5 6, K 7 5 6 -2, K 7 7 5, K805、K812-2並びにK913に掲げ る手術を手術時体重が1,500グラム未満の児又 は新生児(手術時体重が1,500グラム未満の児 を除く。) に対して実施する場合には、それぞ れ当該手術の所定点数の100分の400又は100分 の300に相当する点数を加算する。

1601, K716-2, K717, K726、K726-2、K729からK729-3ま で、K734からK735まで、K735-3 、K751の1及び2、K751-2、K75 6、K756-2、K775、K805からK 805-3まで、K812-2並びにK913 に掲げる手術を手術時体重が1,500グラム未満 の児又は新生児(手術時体重が1,500グラム未 満の児を除く。)に対して実施する場合には、 それぞれ当該手術の所定点数の100分の400又は 100分の300に相当する点数を加算する。

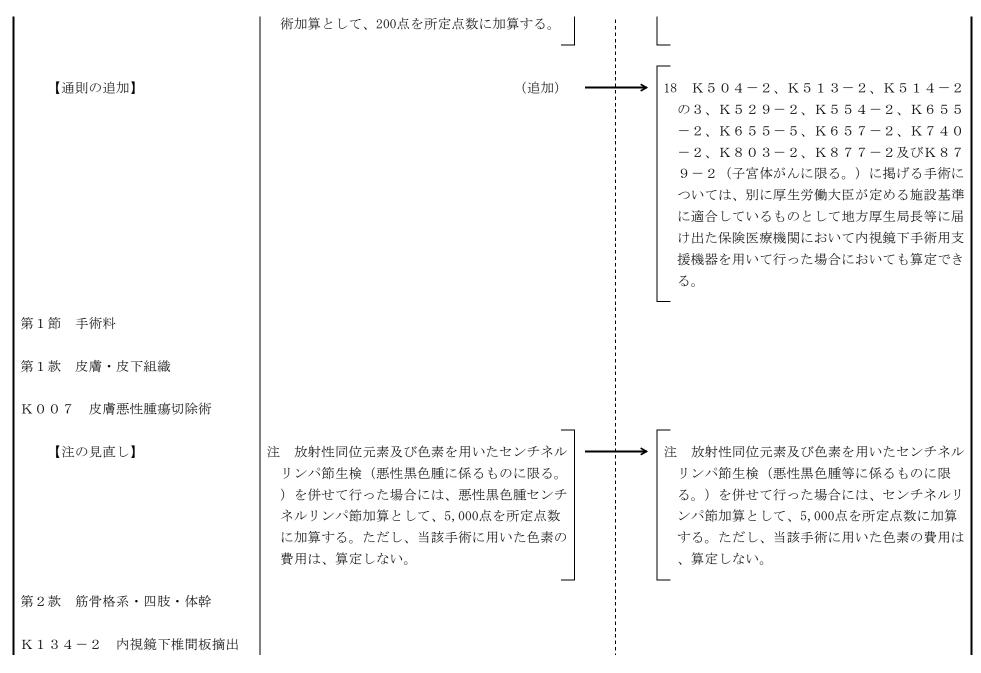
【通則の見直し】

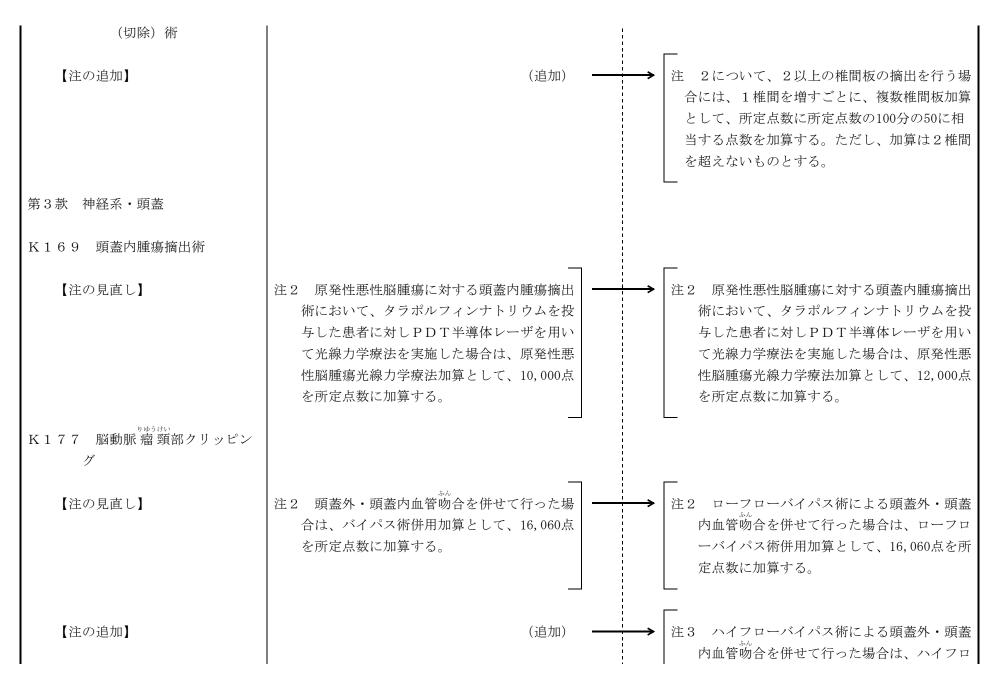
9 区分番号K293、K294、K314、K 3 4 3 K 3 7 4 K 3 7 6 K 3 9 4 K 4 10, K412, K415, K422, K42 4、K425、K439、K442の2及び3 、K455、K458並びにK463に掲げる 手術については、区分番号K469に掲げる頸 部郭清術を併せて行った場合は、所定点数に片 側の場合は4,000点を、両側の場合は6,000点を 加算する。

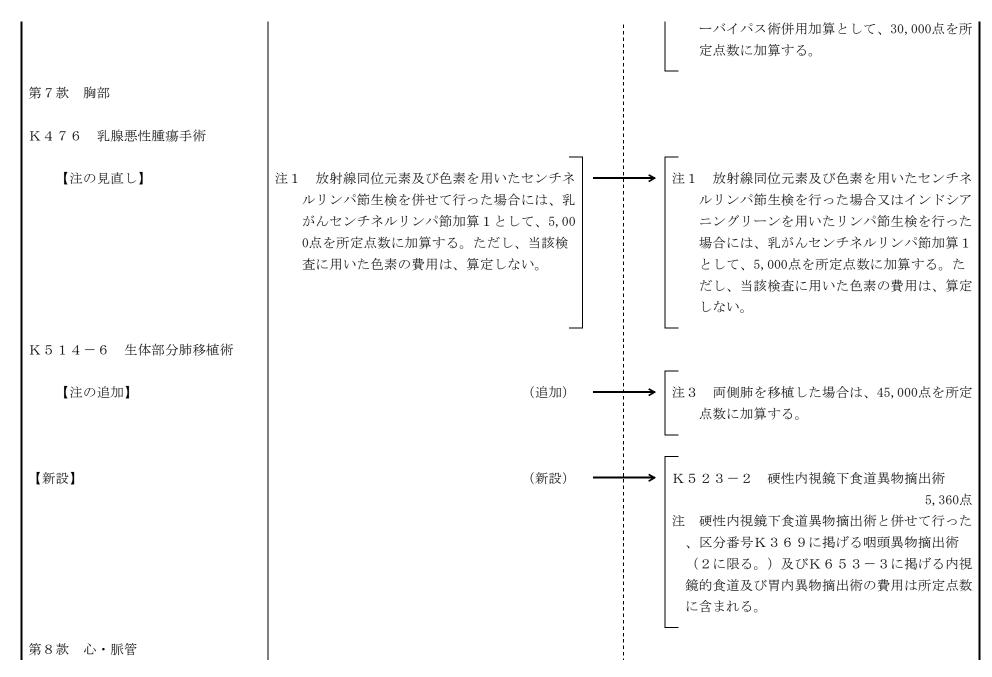
9 区分番号K293、K294、K314、K 3 4 3 K 3 7 4 K 3 7 6 K 3 9 4 K 4 10, K412, K415, K422, K42 4、K425、K439、K442の2及び3 、K455、K458、K463並びにK46 3-2に掲げる手術については、区分番号K4 69に掲げる頸部郭清術を併せて行った場合は 、所定点数に片側の場合は4,000点を、両側の 場合は6,000点を加算する。

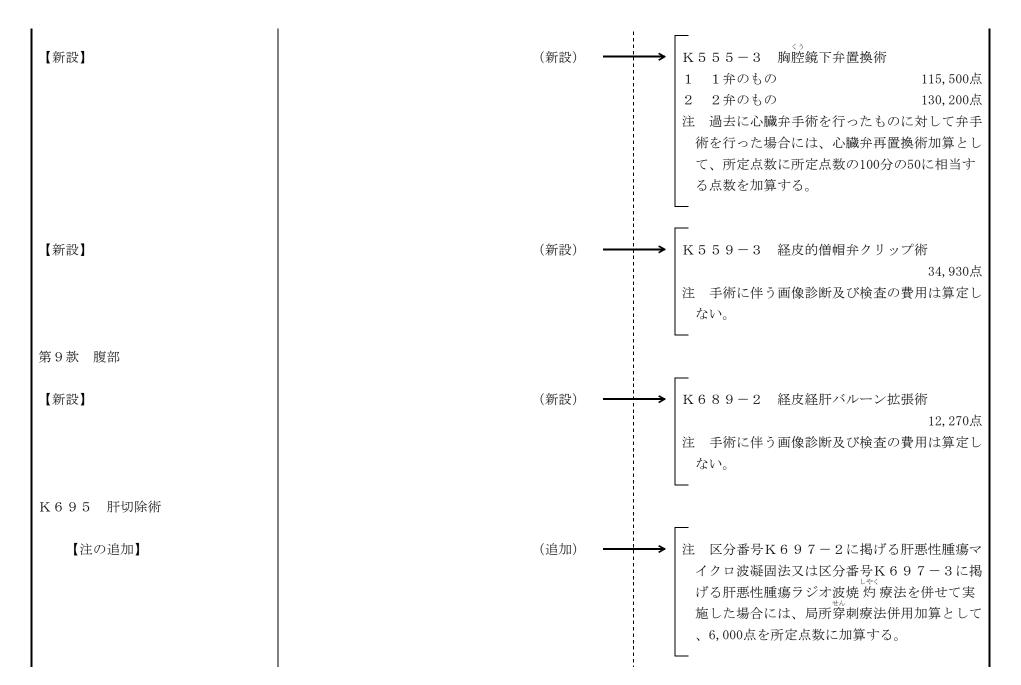
【通則の見直し】

17 歯科医師による周術期口腔機能管理の実施後 1月以内に、第6款(顔面・口腔・頸部)、第 7款(胸部)及び第9款(腹部)に掲げる悪性 腫瘍手術又は第8款(心・脈管(動脈及び静脈 は除く。)) に掲げる手術をそれぞれ全身麻酔 下で実施した場合は、周術期口腔機能管理後手 17 歯科医師による周術期口腔機能管理の実施後 1月以内に、別に厚生労働大臣が定める手術を 実施した場合は、周術期口腔機能管理後手術加 算として、200点を所定点数に加算する。









【新設】	(新設) K716-3 移植用部分小腸採取術注 小腸提供者に係る組織適合性試験 所定点数に含まれる。	56,850点
【新設】	注1 生体部分小腸を移植した場合は 小腸の摘出のために要した提供者 費用として、この表に掲げる所定 算定した点数を加算する。	音の療養上の 音点数により
【新設】	注2 小腸移植者に係る組織適合性記 、所定点数に含まれる。 (新設)   K716-5 移植用小腸採取術(列 注 小腸提供者に係る組織適合性試験 所定点数に含まれる。	E体) 65,140点
【新設】	(新設) K716-6 同種死体小腸移植術注 小腸移植者に係る組織適合性試験 所定点数に含まれる。	177,980点 食の費用は、
K740 直腸切除・切断術		
【注の追加】	(追加) → 注 1から3までについては、人工加 併せて実施した場合は、人工肛門造	

K740-2 腹腔鏡下直腸切除・切 断術		て、2,000点を所定点数に加算する。
【注の追加】	(追加)	注 1及び2については、人工肛門造設術を併せて実施した場合は、人工肛門造設加算として、3,470点を所定点数に加算する。
第10款 尿路系・副腎		
K786 尿管膀胱吻合術		
【注の追加】	(追加)	注 巨大尿管に対して尿管形成術を併せて実施した場合は、尿管形成加算として、9,400点を所定点数に加算する。
第2節 輸血料		_
K920 輸血		
【注の見直し】	注5 輸血に伴って行った患者の血液型検査(A B O 式及びR h式)の費用として48点を所定点数に加算する。	注5 輸血に伴って行った患者の血液型検査(A BO式及びRh式)の費用として54点を所定 点数に加算する。
【注の見直し】	注8 輸血に伴って、血液交叉試験又は間接クームス検査を行った場合は、1回につき30点又は34点をそれぞれ加算する。	→ 注8 輸血に伴って、血液交叉試験、間接クームス検査又はコンピュータクロスマッチを行った場合は、血液交叉試験加算、間接クームス検査加算又はコンピュータクロスマッチ加算

K922 造血幹細胞移植	として、1回につき30点、47点又は30点をそれぞれ加算する。ただし、コンピュータクロスマッチを行った場合は、血液交叉試験加算及び間接クームス検査加算は算定できない。
【注の追加】	(追加) 注8 1のイ及び2のイの場合において、非血縁者間移植を実施した場合は、非血縁者間移植加算として、10,000点を所定点数に加算する。
【注の追加】	(追加) 注9 1及び2については、別に厚生労働大臣が 定める施設基準に適合しているものとして地 方厚生局長等に届け出た保険医療機関におい て実施した場合は、コーディネート体制充実 加算として、1,500点を所定点数に加算す る。
【新設】	(新設) K924-2 自己クリオプレシピテート作製術 (用手法) 1,760点 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し ているものとして地方厚生局長等に届け出た保 険医療機関において、自己クリオプレシピテートを用いた場合に算定する。
第3節 手術医療機器等加算	

K932 創外固定器加算

【注の見直し】

K936 自動縫合器加算

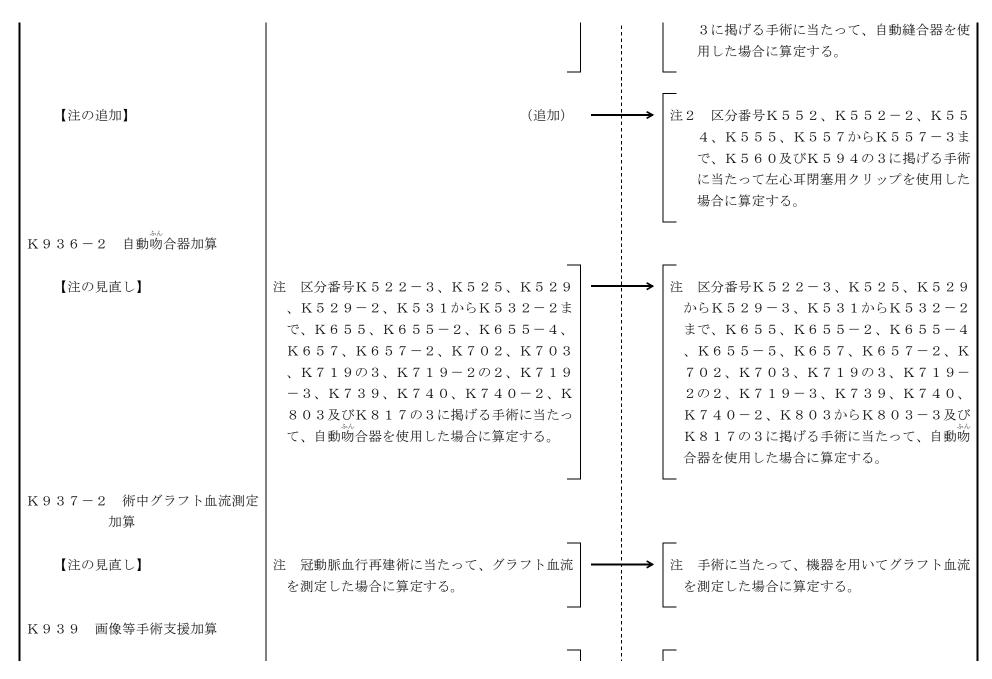
【注の見直し】

注 区分番号K046、K056-2、K058 、K073、K076、K078、K124-2又はK125に掲げる手術に当たって、創外 固定器を使用した場合に算定する。

注 区分番号K488-4、K511、K513 , K514, K514-2, K517, K52 2-3, K 5 2 4 -2, K 5 2 5, K 5 2 9, K529-2、K531からK532-2まで 、K654-3の2からK655-2まで、K 655-4, K656-2, K657, K657-2、K674、K675の2からK675 05 ± c, K 6 7 7, K 6 7 7 - 2, K 6 8 0 、K695の4からK695の7まで、K69 6、K702からK703まで、K705、K 706, K711-2, K716, K7196K719-3まで、K719-5、K732  $\mathcal{O}_{2}$ , K735, K735-3, K739, K 739-3, K740, K740-2, K803及びK817の3に掲げる手術に当たって、 自動縫合器を使用した場合に算定する。

注 区分番号K046、K056-2、K058 、K073、K076、K078、K124-2、K125、K180の3又はK443に掲 げる手術に当たって、創外固定器を使用した場 合に算定する。

注1 区分番号K488-4、K511、K51 3, K514, K514-2, K517, K522-3, K524-2, K524-3, K525、K529からK529-3まで、 K531からK532-2まで、K654-K655-5K656-2K657 K657-2, K662, K662-2, K 674、K674-2、K675の2からK 67505 \text{ 577, K677-2, K680、K695の4からK695の7ま で、K695-204からK695-206まで、K696、K700からK700-3 まで、K702からK703-2まで、K7 0.5, K.7.0.6, K.7.1.1-2, K.7.1.6, K716-2、K719からK719-3ま  $\vec{c}$ , K719-5, K73202, K735 K735-3K735-5K739K739-3, K740, K740-2, K803からK803-3まで及びK817の



【項目の見直し】

1 ナビゲーションによるもの 2,000点 注 区分番号K055-2、K055-3、K 08001, K08101, K08201, K082-301, K131-2, K134-2, K140h6K141-2 $\pm \tau$ , K1 42 (6を除く。)、K142-3、K15 1-2, K154-2, K158, K161 、K167、K169からK172まで、K 17401、K191からK193まで、K 235, K236, K313, K314, K 、K343、K349からK365まで、K 695、K695-2及びK697-4に掲 げる手術に当たって、ナビゲーションによる 支援を行った場合に算定する。

- 2 実物大臓器立体モデルによるもの 2,000点注 区分番号K055-2、K055-3、K136、K142の6、K142-2、K151-2、K162、K180、K228、K236、K237、K313、K314の2、K406の2、K427-2、K434及びK436からK444までに掲げる手術に当たって、実物大臓器立体モデルによる支援を行った場合に算定する。
- 3 患者適合型手術支援ガイドによるもの

2,000点

注 区分番号K082及びK082-3に掲げ

1 ナビゲーションによるもの 2,000点 注 区分番号K055-2、K055-3、K 08001, K08101, K08201, K082-301, K131-2, K134-2, K140h6K141-2 $\pm v$ 7, K1 42 (6を除く。)、K142-3、K15 1-2, K 1 5 4 -2, K 1 5 8, K 1 6 1 、K167、K169からK172まで、K 174の1、K191からK193まで、K 235, K236, K313, K314, K 、K343、K349からK365まで、K 51102, K51302, K51402, K514-202, K695, K695-2及びK697-4に掲げる手術に当たって、 ナビゲーションによる支援を行った場合に算

2 実物大臓器立体モデルによるもの 2,000点注 区分番号K055-2、K055-3、K 136、K142の6、K142-2、K1 51-2、K162、K180、K227、 K228、K236、K237、K313、 K314の2、K406の2、K427、K427-2、K429、K433、K434 及びK436からK444までに掲げる手術に当たって、実物大臓器立体モデルによる支援を行った場合に算定する。

定する。

3 患者適合型手術支援ガイドによるもの

2,000点

注 区分番号Κ082及びΚ082-3に掲げ

	る手術に当たって、患者適合型手術支援ガイドによる支援を行った場合に算定する。	る手術に当たって、患者適合型手術支援ガイドによる支援を行った場合に算定する。
【新設】	(新設)	<ul> <li>★ K939-7 レーザー機器加算</li> <li>1 レーザー機器加算2</li> <li>3 レーザー機器加算3</li> <li>200点</li> <li>3 レーザー機器加算3</li> <li>200点</li> <li>注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、レーザー照射により手術を行った場合に算定する。</li> <li>注2 1については、K406(1に限る。)、K413(1に限る。)、K421(1に限る。)、K423(1に限る。)及びK448に掲げる手術に当たって、レーザー手術装置を使用した場合に算定する。</li> <li>注3 2については、区分番号K413(2に限る。)に掲げる手術に当たって、レーザー手術装置を使用した場合に算定する。</li> <li>注4 3については、区分番号K406(2に限る。)、K409、K411、K421(2に限る。)、K423(2に限る。)、K451及びK452に掲げる手術に当たって、レーザー手術装置を使用した場合に算定する。</li> </ul>

## 第10部 手術

旧区分番	番号	新手術項目名 新手術項目名		点数		新区分番号	備考
<i>55</i>	1 88E	工体型	改正前	ψ,	文正後		
	工即	手術料					
		第1款 皮膚・皮下組織					
7000		(皮膚、皮下組織) 				17000	
0000		創傷処理	1.050			K000	
1		筋肉、臓器に達するもの(長径5センチメートル未満)	1,250		1,250		
2		筋肉、臓器に達するもの(長径5センチメートル以上10センチメートル未満)	1,680		1,680		
3		筋肉、臓器に達するもの(長径10センチメートル以上)	_	$\rightarrow$		3	
	イ	頭頸部のもの(長径20センチメートル以上のものに限る。)	7,170		8,600		
	口	その他のもの	2,000	$\rightarrow$	2,400	口	
4		筋肉、臓器に達しないもの(長径5センチメートル未満)	470	$\rightarrow$	470	4	
5		筋肉、臓器に達しないもの(長径5センチメートル以上10センチメートル未満)	850	$\rightarrow$	850	5	
6		筋肉、臓器に達しないもの(長径10センチメートル以上)	1,320	$\rightarrow$	1,320	6	
注2	2	真皮縫合を伴う縫合閉鎖を行った場合(露出部の創傷に限る)	460	$\rightarrow$	460	注2	
注3	3	汚染された挫創に対してデブリードマンを行った場合(当初の1回に限る)	100	$\rightarrow$	100	注3	
000-2		小児創傷処理(6歳未満)				K000-2	
1		筋肉、臓器に達するもの(長径2.5センチメートル未満)	1,250	$\rightarrow$	1,250	1	
2		筋肉、臓器に達するもの(長径2.5センチメートル以上5センチメートル未満)	1,400	$\rightarrow$	1,400	2	
3		筋肉、臓器に達するもの(長径5センチメートル以上10センチメートル未満)	1,850	$\rightarrow$	2,220	3	
4		筋肉、臓器に達するもの(長径10センチメートル以上)	2,860	$\rightarrow$	3,430	4	
5		   筋肉、臓器に達しないもの(長径2.5センチメートル未満)	450	$\rightarrow$	450	5	
6		筋肉、臓器に達しないもの(長径2.5センチメートル以上5センチメートル未満)	500	$\rightarrow$	500		
7		筋肉、臓器に達しないもの(長径5センチメートル以上10センチメートル未満)	950		950		
	2		,		,	_	
8   注2   注3		筋肉、臓器に達しないもの(長径10センチメートル以上) 真皮縫合を伴う縫合閉鎖を行った場合(露出部の創傷に限る) 汚染された挫創に対してデブリードマンを行った場合(当初の1回に限る)	1,450 460 100	$\rightarrow$	1,740 460 100	注2	

	新手術項目名	点	京数	新区分番号	備考
旧区分番	利于附供日名		改正後	利   四   日   万	)佣石
001	皮膚切開術			K001	
1	長径10センチメートル未満	470	$\rightarrow$ 470	1	
2	長径10センチメートル以上20センチメートル未満	820	→ 820	2	
3	長径20センチメートル以上	1,470	→ 1,470	3	
002	デブリードマン			K002	
1	100平方センチメートル未満	1,020	→ 1,020	1	
2	100平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満	2,990	→ 3,580	2	
3	3,000平方センチメートル以上	8,360	→ 10,030	3	
注3	深部デブリードマン加算(当初の1回に限る)	1,000	→ 1,000	注3	
注4	水圧式デブリードマン加算(一連の治療につき1回に限る)	2,500	$\rightarrow$ 2,500	注4	
003	皮膚、皮下、粘膜下血管腫摘出術(露出部)			K003	
1	長径3センチメートル未満	3,480	→ 3,480	1	
2	長径3センチメートル以上6センチメートル未満	9,180	→ 9,180	2	
3	長径6センチメートル以上	17,810	→ 17,810	3	
004	皮膚、皮下、粘膜下血管腫摘出術(露出部以外)			K004	
1	長径3センチメートル未満	2,110	→ 2,110	1	
2	長径3センチメートル以上6センチメートル未満	4,070	→ 4,070	2	
3	長径6センチメートル以上	9,480	→ 11,370	3	
005	皮膚、皮下腫瘍摘出術(露出部)			K005	
1	長径2センチメートル未満	1,660	→ 1,660	1	
2	長径2センチメートル以上4センチメートル未満	3,670	→ 3,670	2	
3	長径4センチメートル以上	4,360	→ 4,360	3	
006	皮膚、皮下腫瘍摘出術(露出部以外)			K006	
1	長径3センチメートル未満	1,280	→ 1,280	1	
2	長径3センチメートル以上6センチメートル未満	3,230	→ 3,230	2	
3	長径6センチメートル以上12センチメートル未満	4,160	→ 4,160	3	
4	長径12センチメートル以上	8,320	→ 8,320	4	
006-2	鶏眼・胼胝切除術(露出部で縫合を伴うもの)			K006-2	

旧区分番号	新手術項目名	点数		備考
III 色刀笛 5	רוא אינון נואר	改正前 改正後	利四刀笛力	1
1	長径2センチメートル未満	1,660 → 1,66	1	
2	長径2センチメートル以上4センチメートル未満	$3,670 \rightarrow 3,67$	70 2	
3	長径4センチメートル以上	4,360 → 4,36	3	
K006-3	鶏眼・胼胝切除術(露出部以外で縫合を伴うもの)		K006-3	
1	長径3センチメートル未満	1,280 → 1,28	1	
2	長径3センチメートル以上6センチメートル未満	$3,230 \rightarrow 3,23$	2	
3	長径6センチメートル以上	4,160 → 4,16	3	
K006-4	皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術(一連につき)		K006-4	
1	長径3センチメートル未満の良性皮膚腫瘍	1,280 → 1,28	1	
2	長径3センチメートル未満の悪性皮膚腫瘍	$2,050 \rightarrow 2,05$	50 2	
3	長径3センチメートル以上6センチメートル未満の良性又は悪性皮膚腫瘍	$3,230 \rightarrow 3,23$	3	
4	長径6センチメートル以上の良性又は悪性皮膚腫瘍	4,160 → 4,16	60 4	
K007	皮膚悪性腫瘍切除術		K007	
1	広汎切除	$28,210 \rightarrow 28,21$	.0 1	
2	単純切除	11,000 → 11,00	2	
注	センチネルリンパ節加算	5,000 → 5,00	200 注	
K007-2	経皮的放射線治療用金属マーカー留置術	$10,000 \rightarrow 10,00$	00 K007-2	
K008	腋臭症手術		K008	
1	皮弁法	5,730 → 6,87	70 1	
2	皮膚有毛部切除術	3,000 → 3,00	2	
3	その他のもの	1,660 → 1,66	3	
	(形成)			
K009	皮膚剥削術		K009	
1	25平方センチメートル未満	$1,490 \rightarrow 1,49$	00 1	
2	25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満	$4,370 \rightarrow 4,37$	70 2	
3	100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満	$9,060 \rightarrow 9,61$	.0 3	
4	200平方センチメートル以上	$13,640 \rightarrow 13,64$	40 4	
K010	瘢痕拘縮形成手術		K010	

旧区分番号		新手術項目名	点	-	新区分番号	 備考
пел	り田 (J	사기 제 중 타 건	改正前	改正後	かに力雷り	V⊞ <sup>7</sup> →
1	1	顔面	12,660 -	→ 12,660	1	
2	2	その他	8,060 -	→ 8,060	2	
K011		顔面神経麻痺形成手術			K011	
1	1	静的なもの	19,110 -	→ 19,110	1	
2	2	動的なもの	64,350 -	→ 64,350	2	
K012		削除			K012	
K013		分層植皮術			K013	
_   1	1	25平方センチメートル未満	3,520 -	→ 3,520	1	
2	2	25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満	6,270 -	→ 6,270	2	
3	3	100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満	9,000 -	→ 9,000	3	
4	4	200平方センチメートル以上	25,820 -	→ 25,820	4	
K013-2		全層植皮術			K013-2	
1	1	25平方センチメートル未満	10,000 -	→ 10,000	1	
2	2	25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満	12,500 -	→ 12,500	2	
3	3	100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満	28,210 -	→ 28,210	3	
4	4	200平方センチメートル以上	40,290 -	→ 40,290	4	
K014		皮膚移植術(生体・培養)	6,110 -	→ 6,110	K014	
K014-2		皮膚移植術(死体)			K014-2	
1	1	200平方センチメートル未満	6,750 -	→ 8,000	1	
2	2	200平方センチメートル以上500平方センチメートル未満	9,000 -	→ 16,000	2	
3	3	500平方センチメートル以上1,000平方センチメートル未満	13,490 -	→ 32,000	3	
4	4	1,000平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満	32,920 -	→ 80,000	4	
5	5	3,000平方センチメートル以上	37,610 -	→ 96,000	5	
K015		皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術			K015	
1	1	25平方センチメートル未満	3,760 -	→ 4,510	1	
2	2	25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満	11,440 -	→ 13,720	2	
3	3	100平方センチメートル以上	22,310 -	→ 22,310	3	
K016		動脈(皮)弁術、筋(皮)弁術	41,120 -	→ 41,120	K016	

旧区分番号	新手術項目名	点数 新区分番号 改正前 改正後	備考
K017	遊離皮弁術(顕微鏡下血管柄付きのもの)	K017	
1	乳房再建術の場合	84,050 → 87,880 1	
2	その他の場合	$92,460 \rightarrow 92,460 \qquad 2$	
K018	削除	K018	
K019	複合組織移植術	$17,490 \rightarrow 19,420 \text{ K019}$	
K020	自家遊離複合組織移植術(顕微鏡下血管柄付きのもの)	127,310 → 127,310 K020	
K021	粘膜移植術	K021	
1	4平方センチメートル未満	$6,510 \rightarrow 6,510$ 1	
2	4平方センチメートル以上	$7,080 \rightarrow 7,820 \qquad 2$	
K021-2	粘膜弁手術	K021-2	
1	4平方センチメートル未満	$11,600 \rightarrow 13,190 \qquad 1$	
2	4平方センチメートル以上	$12,260 \rightarrow 13,460 \qquad 2$	
K022	組織拡張器による再建手術(一連につき)	K022	
1	乳房(再建手術)の場合	$18,460 \rightarrow 18,460 \qquad 1$	
2	その他の場合	$18,460 \rightarrow 19,400 \qquad 2$	
K022-2	象皮病根治手術	K022-2	
1	大腿	$27,380 \rightarrow 27,380 \qquad 1$	
2	下腿	$21,010 \rightarrow 23,400 \qquad 2$	
	第2款 筋骨格系・四肢・体幹		
	(筋膜、筋、腱、腱鞘)		
K023	筋膜切離術、筋膜切開術	840 → 840 K023	
K024	筋切離術	3,080 → 3,690 K024	
K025	股関節内転筋切離術	4,410 → 5,290 K025	
K026	股関節筋群解離術	$12,140 \rightarrow 12,140 \text{ K026}$	
K026-2	股関節周囲筋腱解離術(変形性股関節症)	$16,700 \rightarrow 16,700 \text{ K}026-2$	
K027	筋炎手術	K027	
1	腸腰筋、殿筋、大腿筋	$2,060 \rightarrow 2,060 \qquad 1$	
2	その他の筋	$1,210 \rightarrow 1,210 \qquad 2$	

旧戶刀包	新手術項目名	<u> </u>	点数			新区分番号	備考	
旧区分番号 		改正	前	改	工後	机区:	机四刀雷力	1佣与
)28	腱鞘切開術(関節鏡下によるものを含む。)	2,0	50 -	$\rightarrow$	2,050	K028		
)29	筋肉内異物摘出術	2,8	10 -	$\rightarrow$	2,840	K029		
)30	四肢·躯幹軟部腫瘍摘出術					K030		
1	肩、上腕、前腕、大腿、下腿、躯幹	7,3	90 -	$\rightarrow$	7,390		1	
2	手、足	3,7	50 -	$\rightarrow$	3,750		2	
031	四肢·躯幹軟部悪性腫瘍手術					K031		
1	肩、上腕、前腕、大腿、下腿、躯幹	24,1	30 –	$\rightarrow$	24,130		1	
2	手、足	12,8	70 -	$\rightarrow$	12,870		2	
032	削除					K032		
)33	筋膜移植術					K033		
1	指(手、足)	7,8	90 -	$\rightarrow$	8,720		1	
2	その他のもの	10,3	0 -	$\rightarrow$	10,310		2	
034	腱切離・切除術(関節鏡下によるものを含む。)	4,2	90 -	$\rightarrow$	4,290	K034		
)35	腱剥離術(関節鏡下によるものを含む。)	11,4	30 -	$\rightarrow$	13,580	K035		
)35-2	腱滑膜切除術	7,5	50 -	$\rightarrow$	9,060	K035-2		
036	削除					K036		
)37	腱縫合術	11,3	20 -	$\rightarrow$	13,580	K037		
)37-2	アキレス腱断裂手術	8,7	0 -	$\rightarrow$	8,710	K037-2		
)38	腱延長術	10,7	50 -	$\rightarrow$	10,750	K038		
)39	腱移植術(人工腱形成術を含む。)					K039		
1	指(手、足)	15,6	50 -	$\rightarrow$	18,780		1	
2	その他のもの	19,8	90 -	$\rightarrow$	23,860		2	
040	腱移行術					K040		
1	指(手、足)	13,6	0 -	$\rightarrow$	15,570		1	
2	その他のもの	18,0	80 -	$\rightarrow$	18,080		2	
040-2	指伸筋腱脱臼観血的整復術	13,6	0 -	$\rightarrow$	13,610	K040-2		
040-3	腓骨筋腱腱鞘形成術	18,0	30 -	$\rightarrow$	18,080	K040-3		
041	削除					K041		

旧区分番号	新手術項目名	,	点数		新区分番号	備考
四色刀笛 5		改正前	改正征	ź		1
	(四肢骨)					
K042	骨穿孔術	1,730	$\rightarrow$ 1,	730 K042		
K043	骨掻爬術			K043		
1	肩甲骨、上腕、大腿	12,270	$\rightarrow$ 12,	270	1	
2	前腕、下腿	6,700	$\rightarrow$ 8,	040	2	
3	鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	3,590	$\rightarrow$ 3,	590	3	
K043-2	骨関節結核瘻孔摘出術			K043	-2	【削除】
1	肩甲骨、上腕、大腿	12,270	$\rightarrow$	-		
2	前腕、下腿	6,700	$\rightarrow$	-		
3	鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	3,590	$\rightarrow$	-		
K043-3	骨髄炎手術(骨結核手術を含む。)			K043	-3	【削除】
1	肩甲骨、上腕、大腿	12,270	$\rightarrow$	-		
2	前腕、下腿	6,700	$\rightarrow$	-		
3	鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	3,590	$\rightarrow$	-		
044	骨折非観血的整復術			K044		
1	肩甲骨、上腕、大腿	1,600	$\rightarrow$ 1,	600	1	
2	前腕、下腿	1,780	$\rightarrow$ 1,	780	2	
3	鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	1,440	$\rightarrow$ 1,	140	3	
X045	骨折経皮的鋼線刺入固定術			K045		
1	肩甲骨、上腕、大腿	7,060	$\rightarrow$ 7,	060	1	
2	前腕、下腿	4,100	$\rightarrow$ 4,	100	2	
3	鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	1,660	$\rightarrow$ 1,	660	3	
046	骨折観血的手術			K046		
1	肩甲骨、上腕、大腿	18,810	$\rightarrow$ 18,	310	1	
2	前腕、下腿、手舟状骨	14,810	$\rightarrow$ 15,	980	2	
3	鎖骨、膝蓋骨、手(舟状骨を除く。)、足、指(手、足)その他	9,480	→ 11,	370	3	
X046-2	観血的整復固定術(インプラント周囲骨折に対するもの)			K046	-2	
1	肩甲骨、上腕、大腿	21,710	$\rightarrow$ 23,	120	1	

旧区分番号	新手術項目名	点数 新区分番号	備考
四色刀笛 5 	利于州共日石	改正前 改正後 初四月番号	
2	前腕、下腿	$18,800 \rightarrow 18,800 \qquad 2$	
3	手、足、指(手、足)	$10,940 \rightarrow 13,120 \qquad 3$	
	一時的創外固定骨折治療術	- → 34,000 K046-3	新設】
K047	難治性骨折電磁波電気治療法(一連につき)	$12,500 \rightarrow 12,500 \text{ K}047$	
X047-2	難治性骨折超音波治療法(一連につき)	$12,500 \rightarrow 12,500 \text{ K}047-2$	
X047-3	超音波骨折治療法(一連につき)	4,620 → 4,620 K047-3	
X048	骨内異物(挿入物を含む。)除去術	K048	
1	頭蓋、顔面(複数切開を要するもの)	$12,100 \rightarrow 12,100 \qquad 1$	
2	その他の頭蓋、顔面、肩甲骨、上腕、大腿	$7,870 \rightarrow 7,870 \qquad 2$	
3	前腕、下腿	$5,200 \rightarrow 5,200$ 3	
4	鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	$3,620 \rightarrow 3,620 \qquad 4$	
X049	骨部分切除術	K049	
1	肩甲骨、上腕、大腿	$5,900 \rightarrow 5,900 \qquad 1$	
2	前腕、下腿	$4,410 \rightarrow 4,410 \qquad 2$	
3	鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	$3,280 \rightarrow 3,280 \qquad 3$	
(050	腐骨摘出術	K050	
1	肩甲骨、上腕、大腿	$14,960 \rightarrow 15,570 \qquad 1$	
2	前腕、下腿	$10,430 \rightarrow 12,510 \qquad 2$	
3	鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	$3,420 \rightarrow 3,420 \qquad 3$	
K051	骨全摘術	K051	
1	肩甲骨、上腕、大腿	$27,890 \rightarrow 27,890 \qquad 1$	
2	前腕、下腿	$13,050 \rightarrow 15,570 \qquad 2$	
3	鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	$5,160 \rightarrow 5,160$ 3	
K051-2	中手骨又は中足骨摘除術(2本以上)	5,160 → 5,160 K051-2	
K052	骨腫瘍切除術	K052	
1	肩甲骨、上腕、大腿	$17,410 \rightarrow 17,410 \qquad 1$	
2	前腕、下腿	$9,370 \rightarrow 9,370 \qquad 2$	
3	鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	$4,340 \rightarrow 4,340 \qquad 3$	

旧区分番号		新手術項目名	点数			新区分番号	
			改正前	Ş	女正後	新区分金亏 	1佣 右
K052-2		多発性軟骨性外骨腫摘出術				K052-2	【削除】
	1	肩甲骨、上腕、大腿	17,410	$\rightarrow$	_		
	2	前腕、下腿	9,370	$\rightarrow$	-		
	3	鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	4,340	$\rightarrow$	_		
K052-3		多発性骨腫摘出術				K052-3	【削除】
	1	肩甲骨、上腕、大腿	17,410	$\rightarrow$	_		
	2	前腕、下腿	9,370	$\rightarrow$	_		
	3	鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	4,340	$\rightarrow$	_		
K053		骨悪性腫瘍手術				K053	
	1	肩甲骨、上腕、大腿	32,550	$\rightarrow$	32,550	1	
	2	前腕、下腿	32,040	$\rightarrow$	32,040	2	
	3	鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	22,010	$\rightarrow$	22,010	3	
K054		骨切り術				K054	
	1	肩甲骨、上腕、大腿	28,210	$\rightarrow$	28,210	1	
	2	前腕、下腿	22,680	$\rightarrow$	22,680	2	
	3	鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	7,930	$\rightarrow$	8,150	3	
	注	患者適合型変形矯正ガイド加算	6,000	$\rightarrow$	6,000	注	
K055		削除				K055	
K055-2		大腿骨頭回転骨切り術	44,070	$\rightarrow$	44,070	K055-2	
K055-3		大腿骨近位部(転子間を含む。)骨切り術	37,570	$\rightarrow$	37,570	K055-3	
K056		偽関節手術				K056	
	1	肩甲骨、上腕、大腿	28,210	$\rightarrow$	30,310	1	
	2	前腕、下腿、手舟状骨	28,210	$\rightarrow$	28,210	2	
	3	鎖骨、膝蓋骨、手(舟状骨を除く。)、足、指(手、足)その他	14,500	$\rightarrow$	15,570	3	
K056-2		難治性感染性偽関節手術(創外固定器によるもの)	48,820	$\rightarrow$	48,820	K056-2	
K057		変形治癒骨折矯正手術				K057	
	1	肩甲骨、上腕、大腿	34,400	$\rightarrow$	34,400	1	
	2	前腕、下腿	27,550	$\rightarrow$	27,550	2	

旧区分番号	·····································	点数	新区分番号	備考
		改正前 改正後		
3	鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	$15,770 \rightarrow 15,770$	3	
注	患者適合型変形矯正ガイド加算	$6,000 \rightarrow 6,000$	注	
K058	骨長調整手術		K058	
1	骨端軟骨発育抑制術	$16,340 \rightarrow 16,340$	1	
2	骨短縮術	$14,960 \rightarrow 15,200$	2	
3	骨延長術(指(手、足))	$16,390 \rightarrow 16,390$	3	
4	骨延長術(指(手、足)以外)	$29,370 \rightarrow 29,370$	4	
K059	骨移植術(軟骨移植術を含む。)		K059	
1	自家骨移植	$14,030 \rightarrow 16,830$	1	
2	同種骨移植(生体)	$23,890 \rightarrow 28,660$	2	
3	同種骨移植(非生体)		3	
_	「同種骨移植(特殊なもの)	$24,370 \rightarrow 39,720$	1	
1	マ その他の場合	$21,050 \rightarrow 21,050$	口	
4	自家培養軟骨移植術	$14,030 \rightarrow 14,030$	4	
K059-2	関節鏡下自家骨軟骨移植術	$18,620 \rightarrow 22,340$	K059-2	
	(四肢関節、靱帯)			•
K060	関節切開術		K060	
1	肩、股、膝	$3,600 \rightarrow 3,600$	1	
2	胸鎖、肘、手、足	$1,280 \rightarrow 1,280$	2	
3	肩鎖、指(手、足)	680 → 680	3	
K060-2	肩甲関節周囲沈着石灰摘出術	3,600 → -	K060-2	【項目の見直し】
	観血的に行うもの	- → 8,640	1	
	関節鏡下で行うもの	- → 12,720	2	
K060-3	化膿性又は結核性関節炎掻爬術		K060-3	
1	肩、股、膝	$20,020 \rightarrow 20,020$	1	
2	胸鎖、肘、手、足	$13,130 \rightarrow 13,130$	2	
3	肩鎖、指(手、足)	3,330 → 3,330	3	
K061	関節脱臼非観血的整復術		K061	

旧区分	分番号	新手術項目名		点数		新区分番号	備考
	77 田 77	<u></u>	改正前	Ę	) 上後	<b>が区が田り</b>	У
	1	肩、股、膝	1,500	$\rightarrow$	1,500	1	
	2	胸鎖、肘、手、足	1,300	$\rightarrow$	1,300	2	
	3	肩鎖、指(手、足)、小児肘内障	800	$\rightarrow$	800	3	
K062		先天性股関節脱臼非観血的整復術(両側)				K062	
	1	リーメンビューゲル法	2,050	$\rightarrow$	2,050	1	
	2	その他	2,950	$\rightarrow$	2,950	2	
K063		関節脱臼観血的整復術				K063	
	1	肩、股、膝	28,210	$\rightarrow$	28,210	1	
	2	胸鎖、肘、手、足	18,810	$\rightarrow$	18,810	2	
;	3	肩鎖、指(手、足)	15,080	$\rightarrow$	15,080	3	
K064		先天性股関節脱臼観血的整復術	23,240	$\rightarrow$	23,240	K064	
K065		関節内異物(挿入物を含む。)除去術				K065	
	1	肩、股、膝	12,430	$\rightarrow$	12,540	1	
	2	胸鎖、肘、手、足	4,600	$\rightarrow$	4,600	2	
	3	肩鎖、指(手、足)	2,950	$\rightarrow$	2,950	3	
K065-2		関節鏡下関節内異物(挿入物を含む。)除去術				K065-2	
	1	肩、股、膝	13,950	$\rightarrow$	13,950	1	
	2	胸鎖、肘、手、足	12,300	$\rightarrow$	12,300	2	
	3	肩鎖、指(手、足)	7,930	$\rightarrow$	7,930	3	
K066		関節滑膜切除術				K066	
	1	肩、股、膝	17,750	$\rightarrow$	17,750	1	
	2	胸鎖、肘、手、足	11,200	$\rightarrow$	11,200	2	
	3	肩鎖、指(手、足)	7,930	$\rightarrow$	7,930	3	
K066-2		関節鏡下関節滑膜切除術				K066-2	
	1	肩、股、膝	17,610	$\rightarrow$	17,610	1	
	2	胸鎖、肘、手、足	17,030	$\rightarrow$	17,030	2	
	3	肩鎖、指(手、足)	16,060	$\rightarrow$	16,060	3	
K066-3		滑液膜摘出術				K066-3	

旧区	分番号	新手術項目名	点 改正前	(数 改正後	<u> </u>	新区分番号	備考
	1	肩、股、膝	17,750			1	
	2	胸鎖、肘、手、足	11,200			2	
	3	肩鎖、指(手、足)	7,930			3	
K066-4		   関節鏡下滑液膜摘出術			K066	6-4	
	1	肩、股、膝	17,610	→ 17,6	510	1	
	2	胸鎖、肘、手、足	17,030	$\rightarrow$ 17,0	30	2	
	3	肩鎖、指(手、足)	16,060	→ 16,0	060	3	
K066-5		膝蓋骨滑液囊切除術	11,200	→ 11, <sup>2</sup>	00 K06	3-5	
K066-6		関節鏡下膝蓋骨滑液囊切除術	17,030	$\rightarrow$ 17,0	30 K06	3-6	
K066-7		掌指関節滑膜切除術	7,930	$\rightarrow$ 7,9	30 K06	6-7	
K066-8		関節鏡下掌指関節滑膜切除術	16,060	→ 16,0	60 K06	6-8	
K067		関節鼠摘出手術			K06′	7	
	1	肩、股、膝	13,000	→ 15,6	600	1	
	2	胸鎖、肘、手、足	10,580	→ 10,5	580	2	
	3	肩鎖、指(手、足)	3,970	→ 3,9	70	3	
K067-2		関節鏡下関節鼠摘出手術			K06′	7-2	
	1	肩、股、膝	17,780	$\rightarrow$ 17,	'80	1	
	2	胸鎖、肘、手、足	19,100	→ 19,i	.00	2	
	3	肩鎖、指(手、足)	12,000	→ 12,0	000	3	
K068		半月板切除術	9,200	→ 9,2	00 K068	3	
K068-2		関節鏡下半月板切除術	15,090	→ 15,0	90 K068	8-2	
K069		半月板縫合術	11,200	→ 11,2	00 K069	9	
K069-2		関節鏡下三角線維軟骨複合体切除•縫合術	16,730	→ 16,7	'30 K069	9-2	
K069-3		<b>関節鏡下半月板縫合術</b>	18,810	→ 18,8	310 K069	9-3	
K070		ガングリオン摘出術			K070	)	
	1	手、足、指(手、足)	3,050	→ 3,0	50	1	
	2	その他(ヒグローム摘出術を含む。)	3,190	$\rightarrow$ 3,	.90	2	
K071		削除					

旧区分番号	新手術項目名	点数	
口区分留亏 	利于例供日名 	改正前 改正後	
K072	関節切除術		K072
1	肩、股、膝	21,200 → 23,280	1
2	胸鎖、肘、手、足	$16,070 \rightarrow 16,070$	2
3	肩鎖、指(手、足)	$5,670 \rightarrow 6,800$	3
.073	関節内骨折観血的手術		K073
1	肩、股、膝、肘	$20,760 \rightarrow 20,760$	1
2	胸鎖、手、足	$17,070 \rightarrow 17,070$	2
3	肩鎖、指(手、足)	$10,370 \rightarrow 11,990$	3
.073-2	関節鏡下関節内骨折観血的手術		K073-2
1	肩、股、膝、肘	$27,720 \rightarrow 27,720$	1
2	胸鎖、手、足	$18,910 \rightarrow 22,690$	2
3	肩鎖、指(手、足)	$11,970 \rightarrow 14,360$	3
074	靱帯断裂縫合術		K074
1	十字靱帯	$17,070 \rightarrow 17,070$	1
2	膝側副靱帯	$16,560 \rightarrow 16,560$	2
3	指(手、足)その他の靱帯	$7,600 \rightarrow 7,600$	3
074-2	関節鏡下靱帯断裂縫合術		K074-2
1	十字靱帯	$24,170 \rightarrow 24,170$	1
2	膝側副靱帯	$16,510 \rightarrow 16,510$	2
3	指(手、足)その他の靱帯	$15,720 \rightarrow 15,720$	3
075	非観血的関節授動術		K075
1	肩、股、膝	$1,320 \rightarrow 1,320$	1
2	胸鎖、肘、手、足	$1,260 \rightarrow 1,260$	2
3	肩鎖、指(手、足)	490 → 490	3
076	観血的関節授動術		K076
1	肩、股、膝	38,890 → 38,890	1
2	胸鎖、肘、手、足	$28,210 \rightarrow 28,210$	2
3	肩鎖、指(手、足)	$8,460 \rightarrow 10,150$	2

旧区分番号	· 新手術項目名	点数	新区分番号	備考
口	新于柳垻日名 	改正前 改正後	<b>세</b> 凸	)佣 <i>与</i>
	関節鏡下関節授動術		K076-2	【新設】
	肩、股、膝	- → 46,660	1	
	胸鎖、肘、手、足	- → 33,850	2	
	肩鎖、指(手、足)	- → 10,150	3	
077	観血的関節制動術		K077	
1	肩、股、膝	$27,380 \rightarrow 27,380$	1	
2	胸鎖、肘、手、足	$15,560  \rightarrow  16,040$	2	
3	肩鎖、指(手、足)	$5,550 \rightarrow 5,550$	3	
X078	観血的関節固定術		K078	
1	肩、股、膝	$21,640 \rightarrow 21,640$	1	
2	胸鎖、肘、手、足	$18,590 \rightarrow 22,300$	2	
3	肩鎖、指(手、足)	$7,200 \rightarrow 8,640$	3	
.079	靱帯断裂形成手術		K079	
1	十字靱帯	$28,210 \rightarrow 28,210$	1	
2	膝側副靱帯	$18,810 \rightarrow 18,810$	2	
3	指(手、足)その他の靱帯	$16,350 \rightarrow 16,350$	3	
079-2	関節鏡下靱帯断裂形成手術		K079-2	
1	十字靱帯	$34,980 \rightarrow 34,980$	1	
2	膝側副靱帯	$17,280 \rightarrow 17,280$	2	
3	指(手、足)その他の靱帯	$16,390 \rightarrow 18,250$	3	
4	内側膝蓋大腿靱帯	$20,180 \rightarrow 24,210$	4	
080	関節形成手術		K080	
1	肩、股、膝	$45,720 \rightarrow 45,720$	1	
2	胸鎖、肘、手、足	$28,210 \rightarrow 28,210$	2	
3	肩鎖、指(手、足)	$13,740 \rightarrow 14,050$	3	
注	関節挿入膜を患者の筋膜から作成した場合	880 → 880	注	
080-2	内反足手術	$25,930 \rightarrow 25,930$	K080-2	
080-3	肩腱板断裂手術		K080-3	

旧区分番号	新手術項目名		蒸数		新区分番号	備考
		改正前	5	女正後	<b>州四万田</b> 7	
1	簡単なもの	18,700	$\rightarrow$	18,700	1	
2	複雑なもの	24,310	$\rightarrow$	24,310	2	
K080-4	関節鏡下肩腱板断裂手術				K080-4	
1	簡単なもの	27,040	$\rightarrow$	27,040	1	
2	複雑なもの	38,670	$\rightarrow$	38,670	2	
K080-5	関節鏡下肩関節唇形成術	_	$\rightarrow$	-	K080-5	
1	腱板断裂を伴うもの	45,200	$\rightarrow$	45,200	1	
2	腱板断裂を伴わないもの	32,160	$\rightarrow$	32,160	2	
K080-6	関節鏡下股関節唇形成術	44,830	$\rightarrow$	44,830	K080-6	
K081	人工骨頭挿入術				K081	
1	肩、股	19,500	$\rightarrow$	19,500	1	
2	肘、手、足	18,810	$\rightarrow$	18,810	2	
3	指(手、足)	9,070	$\rightarrow$	10,880	3	
K082	人工関節置換術				K082	
1	肩、股、膝	37,690	$\rightarrow$	37,690	1	
2	胸鎖、肘、手、足	28,210	$\rightarrow$	28,210	2	
3	肩鎖、指(手、足)	13,310	$\rightarrow$	15,970	3	
K082-2	人工関節抜去術				K082-2	
1	肩、股、膝	30,230	$\rightarrow$	30,230	1	
2	胸鎖、肘、手、足	22,680	$\rightarrow$	23,650	2	
3	肩鎖、指(手、足)	13,950	$\rightarrow$	15,990	3	
K082-3	人工関節再置換術				K082-3	
1	肩、股、膝	54,810	$\rightarrow$	54,810	1	
2	胸鎖、肘、手、足	34,190	$\rightarrow$	34,190	2	
3	肩鎖、指(手、足)	21,930	$\rightarrow$	21,930	3	
	自家肋骨肋軟骨関節全置換術	_	$\rightarrow$	91,500	K082-4	【新設】
K083	鋼線等による直達牽引(初日。観血的に行った場合の手技料を含む。)(1局所につき)	2,510	$\rightarrow$	3,010	K083	
K083-2	内反足足板挺子固定	2,030	$\rightarrow$	2,030	K083-2	

旧区分番	<b>香号</b>	新手術項目名	7/		数	L - 7-50	新区分番	· · 号         備考
			以	正前	Ġ	女正後		
7004	(四肢切断、離断、再接	<u>ਜੇ)</u>	<u> </u>				17004	<u> </u>
₹084	四肢切断術		0.6	500			K084	<b>I</b> Matr∧ <b>I</b>
	肩甲帯			,500		- 04.000		【削除】
2	上腕、前腕、手、大腿、	卜腿、足		,320		24,320		
3	指(手、足)			,330		3,330		
K084-2	肩甲帯離断術		36	,500	$\rightarrow$		K084-2	
K085	四肢関節離断術						K085	
1	肩、股、膝			,630		31,000		
2	肘、手、足			,360		11,360		
3	指(手、足)		3	,330	$\rightarrow$	3,330	3	
380	断端形成術(軟部形成	かみのもの)					K086	
1	指(手、足)		2	,770	$\rightarrow$	2,770	1	
2	その他		3	,300	$\rightarrow$	3,300	2	
K087	断端形成術(骨形成を	要するもの)					K087	
1	指(手、足)		7	,410	$\rightarrow$	7,410	1	
2	その他		10	,630	$\rightarrow$	10,630	2	
880	切断四肢再接合術						K088	
1	四肢		144	,680	$\rightarrow$	144,680	1	
2	指(手、足)		81	,900	$\rightarrow$	81,900	2	
	(手、足)						•	1
K089	爪甲除去術			640	$\rightarrow$	640	K089	
ζ090	ひょう疽手術						K090	
1	軟部組織のもの			990	$\rightarrow$	990	1	
2	骨、関節のもの		1	,280	$\rightarrow$	1,280	2	
090-2	風棘手術			990	$\rightarrow$	990	K090-2	
(091	陷入爪手術						K091	
1	簡単なもの			,400	$\rightarrow$	1,400	1	
2	爪床爪母の形成を伴う	复雑なもの		,490		2,490		

旧区分番号	新手術項目名	点数    新区分番号    備考	備考
口色刀笛与	利于 <b>州</b> ·垻日石	改正前 改正後 初色分番 5 備 4	<del>5</del>
K092	削除	K092	
K093	手根管開放手術	4,110 → 4,110 K093	
K093-2	関節鏡下手根管開放手術	$10,400 \rightarrow 10,400 \text{ K093-2}$	
K094	足三関節固定(ランブリヌディ)手術	27,890 → 27,890 K094	
<b>&lt;</b> 095	削除		
₹096	手掌、足底腱膜切離·切除術	K096	
1	鏡視下によるもの	$4,340 \rightarrow 4,340 \qquad 1$	
2	その他のもの	$2,750 \rightarrow 2,750 \qquad 2$	
K096-2	体外衝撃波疼痛治療術(一連につき)	5,000 → 5,000 K096-2	
K097	手掌、足底異物摘出術	$3,190 \rightarrow 3,190 \text{ K097}$	
K098	手掌屈筋腱縫合術	11,090 → 13,300 K098	
₹099	指瘢痕拘縮手術	6,880 → 8,150 K099	
K099-2	デュプイトレン拘縮手術	K099-2	
1	1指	$10,430 \rightarrow 10,430 \qquad 1$	
2	2指から3指	$22,480 \rightarrow 22,480 \qquad 2$	
3	4指以上	$32,710 \rightarrow 32,710 \qquad 3$	
K100	多指症手術	K100	
1	軟部形成のみのもの	$2,640 \rightarrow 2,640 \qquad 1$	
2	骨関節、腱の形成を要するもの	$13,250 \rightarrow 15,570 \qquad 2$	
K101	合指症手術	K101	
1	軟部形成のみのもの	$7,320 \rightarrow 8,720 \qquad 1$	
2	骨関節、腱の形成を要するもの	$13,910 \rightarrow 15,570 \qquad 2$	
K101-2	指癒着症手術	K101-2	
1	軟部形成のみのもの	$7,320 \rightarrow 7,320 \qquad 1$	
2	骨関節、腱の形成を要するもの	$13,910 \rightarrow 13,910 \qquad 2$	
Κ102	巨指症手術	K102	
1	軟部形成のみのもの	$8,330 \rightarrow 8,720 \qquad 1$	
2	骨関節、腱の形成を要するもの	$17,700 \rightarrow 21,240 \qquad 2$	

旧区分	<b>新手術項目名</b>	点数 改正前 改正後	新区分番号	備考
K103	屈指症手術、斜指症手術		K103	
1	軟部形成のみのもの	11,510 → 13,810	1	
2	2 骨関節、腱の形成を要するもの	$15,390 \rightarrow 15,570$	2	
K104	削除		K104	
K105	裂手、裂足手術	$27,890 \rightarrow 27,890$	K105	
K106	母指化手術	$35,610 \rightarrow 35,610$	K106	
K107	指移植手術	$116,670 \rightarrow 116,670$	K107	
K108	母指対立再建術	$19,150 \rightarrow 22,740$	K108	
K109	神経血管柄付植皮術(手、足)	$40,460  \rightarrow  40,460$	K109	
K110	第四足指短縮症手術	$10,790 \rightarrow 10,790$	K110	
K110-2	第一足指外反症矯正手術	$10,790 \rightarrow 10,790$	K110-2	
K111	削除		K111	
	(脊柱、骨盤)			
K112	腸骨窩膿瘍切開術	$4,670  \rightarrow  4,670$	K112	
K113	腸骨窩膿瘍掻爬術	$11,600 \rightarrow 13,920$		
K114 及び K115	削除		K114 及び K115	
K116	<b>脊椎、骨盤骨掻爬術</b>	$17,170 \rightarrow 17,170$		
K117	脊椎脱臼非観血的整復術	$2,570 \rightarrow 2,570$	K117	
K117-2	頸椎非観血的整復術	$2,570 \rightarrow 2,570$	K117-2	
K117-3	椎間板ヘルニア徒手整復術	$2,570 \rightarrow 2,570$	K117-3	
K118	<b>脊椎、骨盤脱臼観血的手術</b>	$31,030 \rightarrow 31,030$	K118	
K119	仙腸関節脱臼観血的手術	$24,320 \rightarrow 24,320$	K119	
K120	恥骨結合離開観血的手術	$7,890 \rightarrow 7,890$	K120	
K120-2	恥骨結合離開非観血的整復固定術	$1,580 \rightarrow 1,580$	K120-2	
K121	骨盤骨折非観血的整復術	$2,570 \rightarrow 2,570$	K121	
K122 及び K123	削除		K122 及び K123	

旧区分番号	<del> </del>	点数		新区分番号	備考
1			正後		VII 3
.124	腸骨翼骨折観血的手術	15,760 → 1	15,760	K124	
124-2	寛骨臼骨折観血的手術	43,790 → 5	52,540	K124-2	
125	骨盤骨折観血的手術(腸骨翼骨折観血的手術及び寛骨臼骨折観血的手術を除く。)	$32,110 \rightarrow 3$	32,110	K125	
.126	脊椎、骨盤骨(軟骨)組織採取術(試験切除によるもの)			K126	
1	棘突起、腸骨翼	3,150 →	3,150	1	
2	その他のもの	<b>4,</b> 510 →	4,510	2	
126-2	自家培養軟骨組織採取術	4,510 →	4,510	K126-2	
127	削除			K127	
.128	脊椎、骨盤内異物(挿入物)除去術	12,770 → 1	13,520	K128	
129から 131まで	削除			K129から K131まで	
131-2		17,300 → 1			
132	削除		·	K132	
133	黄色靱帯骨化症手術	$28,730 \rightarrow 2$	28,730	K133	
	後縦靱帯骨化症手術(前方進入によるもの)	- → (	69,000	K133-2	【新設】
.134	椎間板摘出術			K134	
1	前方摘出術	40,030 → 4	10,180	1	
2	後方摘出術	$23,520 \rightarrow 2$	23,520	2	
3	側方摘出術	28,210 → 2	28,210	3	
4	経皮的髄核摘出術	15,310 → 1	15,310	4	
134-2	内視鏡下椎間板摘出(切除)術			K134-2	
1	前方摘出術	75,600 → 7	75,600	1	
2	後方摘出術	30,390 → 3	30,390	2	
135	脊椎、骨盤腫瘍切除術	36,620 → 3	36,620	K135	
136	春椎、骨盤悪性腫瘍手術 	88,870 → 9	00,470	K136	
136-2	腫瘍脊椎骨全摘術	113,830 → 11	13,830	K136-2	
137	骨盤切断術	48,650 → 4	18,650	K137	
138	*************************************			K138	
	神経処置を伴うもの	$29,370 \rightarrow 2$	29,370	1	

旧区分番号	新手術項目名 新手術項目名	点数	新区分番号	
四色刀笛与	利于州4日石	改正前 改正後	利区刀笛互	· 加与
2	その他のもの	$18,990 \rightarrow 22,78$	0 2	
139	育椎骨切り術	$60,330 \rightarrow 60,33$	0 K139	
140	骨盤骨切り術	$36,990 \rightarrow 36,99$	0 K140	
3141	臼蓋形成手術	$28,220 \rightarrow 28,220$	0 K141	
X141-2	寛骨臼移動術	$40,040 \rightarrow 40,04$	0 K141-2	
X141-3	<b>脊椎制動術</b>	16,810 → 16,81	0 K141-3	
X142	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術(多椎間又は多椎弓の場合を含む。)		K142	
1	前方椎体固定	$37,240 \rightarrow 37,24$	0 1	
2	後方又は後側方固定	$32,890 \rightarrow 32,89$	0 2	
3	後方椎体固定	41,160 → 41,16	0 3	
4	前方後方同時固定	$66,590 \rightarrow 66,59$	0 4	
5	椎弓切除	$13,310 \rightarrow 13,31$	5	
6	椎弓形成	$23,870 \rightarrow 24,260$	0 6	
X142-2	<b>脊椎側彎症手術</b>		K142-2	
1	固定術	55,950 → 55,95	0 1	
2	矯正術		2	
イ	初回挿入	112,260 → 112,26	0 イ	
口	交換術	48,650 → 48,65	0 □	
ハ	伸展術	$20,540 \rightarrow 20,54$	0 ハ	
1142-3	内視鏡下脊椎固定術(胸椎又は腰椎前方固定)	$101,910 \rightarrow 101,910$	0 K142-3	
1142-4	経皮的椎体形成術	19,960 → 19,96	0 K142-4	
	内視鏡下椎弓形成術	- → 30,39	0 K142-5	【新設】
	歯突起骨折骨接合術	- → 23,75	0 K142-6	【新設】
	腰椎分離部修復術	- → 28,21	0 K142-7	【新設】
1143	仙腸関節固定術	$29,190 \rightarrow 29,190$	0 K143	
1144	体外式脊椎固定術	$25,800 \rightarrow 25,800$	0 K144	
	第3款 神経系・頭蓋	<u>.</u>		
	本款各区分に掲げる手術に当たって神経内視鏡を使用した場合の費用は、所定点数に含まれる	るものとする。		

旧区分番号	新手術項目名	点数	新区分番号	備考
		改正前 改正後		,,,, ·
	(頭蓋、脳)		1	
K145	穿頭脳室ドレナージ術	$1,940 \rightarrow 1,940$		
K146	頭蓋開溝術	$14,430 \rightarrow 17,310$	K146	
K147	穿頭術(トレパナチオン)	1,840 → 1,840	K147	
K148	試験開頭術	$15,850 \rightarrow 15,850$	K148	
K149	減圧開頭術		K149	
1	キアリ奇形、脊髄空洞症の場合	$28,210 \rightarrow 28,280$	1	
2	その他の場合	$26,400 \rightarrow 26,470$	2	
	後頭蓋窩減圧術	- → 31,000	K149-2	【新設】
K150	脳膿瘍排膿術	$21,470 \rightarrow 21,470$	K150	
K151	削除		K151	
K151-2	広範囲頭蓋底腫瘍切除•再建術	$193,060 \rightarrow 193,060$	K151-2	
K152	耳性頭蓋内合併症手術	$56,950 \rightarrow 56,950$	K152	
K152-2	耳科的硬脳膜外膿瘍切開術	$49,520 \rightarrow 49,520$	K152-2	
K153	鼻性頭蓋内合併症手術	$52,870 \rightarrow 52,870$	K153	
K154	機能的定位脳手術		K154	
1	片側の場合	$52,300 \rightarrow 52,300$	1	
2	両側の場合	$94,500 \rightarrow 94,500$	2	
K154-2	顕微鏡使用によるてんかん手術(焦点切除術、側頭葉切除術、脳梁離断術)	$131,630 \rightarrow 131,630$	K154-2	
<b>₹154-3</b>	定位脳腫瘍生検術	$20,040 \rightarrow 20,040$	K154-3	
₹155	脳切截術(開頭して行うもの)	$16,340 \rightarrow 19,600$	K155	
K156	延髄における脊髄視床路切截術	$40,950 \rightarrow 40,950$	K156	
K157	三叉神経節後線維切截術	$36,290 \rightarrow 36,290$	K157	
K158		$36,290 \rightarrow 36,290$	K158	
K159	顔面神経減圧手術(乳様突起経由)	$44,500 \rightarrow 44,500$	K159	
K159-2	顏面神経管開放術	$44,500 \rightarrow 44,500$	K159-2	
K160	脳神経手術(開頭して行うもの)	$37,620 \rightarrow 37,620$	K160	
₹160-2	頭蓋内微小血管減圧術	$43,920 \rightarrow 43,920$	K160-2	

旧区分番号	新手術項目名	点数	 	備考
	791 J MJ. X H 41	改正前 改正後	和[四]	VHI . J
161	頭蓋骨腫瘍摘出術	$23,490 \rightarrow 23,490$	K161	
162	頭皮、頭蓋骨悪性腫瘍手術	$36,290 \rightarrow 36,290$	K162	
163	頭蓋骨膜下血腫摘出術	$10,460 \rightarrow 10,680$	K163	
164	頭蓋内血腫除去術(開頭して行うもの)		K164	
1	硬膜外のもの	$36,970 \rightarrow 35,790$	1	
2	硬膜下のもの	$33,790 \rightarrow 36,970$	2	
3	脳内のもの	$47,020 \rightarrow 47,020$	3	
164-2	慢性硬膜下血腫穿孔洗浄術	$10,900 \rightarrow 10,900$	K164-2	
164-3	脳血管塞栓(血栓)摘出術	$37,560 \rightarrow 37,560$	K164-3	
164-4	定位的脳内血腫除去術	$18,220 \rightarrow 18,220$	K164-4	
164-5	内視鏡下脳内血腫除去術	$42,950 \rightarrow 47,020$	K164-5	
165	脳内異物摘出術	$45,630 \rightarrow 45,630$	K165	
166	脳膿瘍全摘術	$36,500 \rightarrow 36,500$	K166	
167	頭蓋内腫瘤摘出術	$61,720 \rightarrow 61,720$	K167	
168	脳切除術	$36,290 \rightarrow 36,290$	K168	
169	頭蓋内腫瘍摘出術		K169	
1	松果体部腫瘍	$158,100 \rightarrow 158,100$	1	
2	その他のもの	$132,130 \rightarrow 132,130$	2	
注1	脳腫瘍覚醒下マッピング加算	$4,500 \rightarrow 4,500$	注1	
注2	原発性悪性脳腫瘍光線力学療法加算	$10,000 \rightarrow 12,000$	注2	
170	経耳的聴神経腫瘍摘出術	$76,890 \rightarrow 76,890$	K170	
171	経鼻的下垂体腫瘍摘出術	83,700 → 83,700	K171	
171-2	内視鏡下経鼻的腫瘍摘出術	- →	K171-2	
1	下垂体腫瘍	$108,470 \rightarrow 108,470$	1	
2	頭蓋底脳腫瘍(下垂体腫瘍を除く。)	$123,620 \rightarrow 123,620$	2	
172	脳動静脈奇形摘出術	$149,830 \rightarrow 149,830$	K172	
173	脳・脳膜脱手術	$36,290 \rightarrow 36,290$	K173	
174	水頭症手術		K174	

旧区分	分番号	新手術項目名 		点数		新区	 分番号	
		T	改正前		改正後			I JIN 3
	1	脳室穿破術(神経内視鏡手術によるもの)	38,840		38,840		1	
2	2	シャント手術	24,310	$\rightarrow$	24,310		2	
K174-2		髄液シャント抜去術	1,680	$\rightarrow$	1,680	K174-2		
K175		脳動脈瘤被包術				K175		
1	1	1箇所	82,020	$\rightarrow$	82,020		1	
2	2	2箇所以上	94,040	$\rightarrow$	94,040		2	
K176		脳動脈瘤流入血管クリッピング (開頭して行うもの)				K176		
1	1	1箇所	82,730	$\rightarrow$	82,730		1	
2	2	2箇所以上	108,200	$\rightarrow$	108,200		2	
K177		脳動脈瘤頸部クリッピング				K177		
1	1	1箇所	114,070	$\rightarrow$	114,070		1	
2	2	2箇所以上	128,400	$\rightarrow$	128,400		2	
ž	注2	ローフローバイパス術併用加算	16,060	$\rightarrow$	16,060		注2	
		ハイフローバイパス術併用加算	-	$\rightarrow$	30,000		注3	【注の追加】
K178		脳血管内手術				K178		
1	1	1箇所	63,270	$\rightarrow$	66,270		1	
2	2	2箇所以上	81,800	$\rightarrow$	84,800		2	
3	3	脳血管内ステントを用いるもの	79,850	$\rightarrow$	82,850		3	
K178-2		経皮的脳血管形成術	39,780	$\rightarrow$	39,780	K178-2		
K178-3		経皮的選択的脳血栓•塞栓溶解術				K178-3		
1	1	頭蓋内脳血管の場合	36,280	$\rightarrow$	36,280		1	
2	2	頸部脳血管の場合(内頸動脈、椎骨動脈)	21,570	$\rightarrow$	25,880		2	
K178-4		経皮的脳血栓回収術	33,150	$\rightarrow$	33,150	K178-4		
K178-5		経皮的脳血管ステント留置術	33,150	$\rightarrow$	35,560	K178-5		
K179		髄液漏閉鎖術	39,380	$\rightarrow$	39,380	K179		
K180		頭蓋骨形成手術				K180		
	1	頭蓋骨のみのもの	16,450	$\rightarrow$	17,530		1	
2	2	硬膜形成を伴うもの	23,660	$\rightarrow$	23,660		2	

旧区	区分番号	新手術項目名		.数	~T40	新区	<b>工</b> 分番号	備考
I	3	骨移動を伴うもの	改正前		70.050		3	Ι
12101	3		40,950	<b>→</b>		K181	ა	
K181	1	脳刺激装置植込術(頭蓋内電極植込術を含む。) 片側の場合	CF 100				1	
	1 2	「一角の場合」 「両側の場合	65,100		65,100		1 2	
K181-2	2	阿則の場合   脳刺激装置交換術	71,350		71,350		4	
			14,270		*			
K181-3		頭蓋内電極抜去術	12,880					
K181-4		迷走神経刺激装置植込術	24,350			K181-4		
K181-5		迷走神経刺激装置交換術	4,800	$\rightarrow$	14,270	K181-5		
T		(脊髄、末梢神経、交感神経)	T					
K182		神経縫合術				K182		
	1	指(手、足)	12,640				1	
	2	その他のもの	24,510	$\rightarrow$			2	
K182-2		神経交差縫合術				K182-2		
	1	指(手、足)	43,580				1	
	2	その他のもの	46,180	$\rightarrow$	46,180		2	
K182-3		神経再生誘導術	12,640	$\rightarrow$	_	K182-3		【項目の見直し】
		指(手、足)	_	$\rightarrow$	12,640		1	
		その他のもの	-	$\rightarrow$	21,590		2	
K183		脊髄硬膜切開術	25,840	$\rightarrow$	25,840	K183		
K183-2		空洞・くも膜下腔シャント術(脊髄空洞症に対するもの)	25,840	$\rightarrow$	26,450	K183-2		
K184		減圧脊髄切開術	26,960	$\rightarrow$	26,960	K184		
K185		脊髄切截術	38,670	$\rightarrow$	38,670	K185		
K186		脊髄硬膜内神経切断術	38,670	$\rightarrow$	38,670	K186		
K187		脊髓視床路切截術	42,370	$\rightarrow$	42,370	K187		
K188		神経剥離術				K188		
	1	鏡視下によるもの	14,170	$\rightarrow$	14,170		1	
	2	その他のもの	10,900	$\rightarrow$	10,900		2	
		硬膜外腔癒着剥離術	_	$\rightarrow$	11,000	K188-2		【新設】

旧区分	公来早	新手術項目名		点数		新区分番号	
旧區久	刀笛万	<b>刺</b>	改正前		改正後		加 <i>与</i>
K189		脊髄ドレナージ術	340	$\rightarrow$	408	K189	
K190		脊髄刺激装置植込術	_	$\rightarrow$	_	K190	
	1	16極以下ジェネレーターを用いるもの	40,280	$\rightarrow$	24,200	1	
	2	32極ジェネレーターを用いるもの	33,750	$\rightarrow$	16,100	2	
	注	脊髄刺激電極を2本留置する場合	8,000	$\rightarrow$	8,000	注	
K190-2		脊髄刺激装置交換術	_	$\rightarrow$	15,650	K190-2	
	1	16極以下ジェネレーターを用いるもの	15,650	$\rightarrow$	_		【削除】
	2	32極ジェネレーターを用いるもの	5,070	$\rightarrow$	_		【削除】
K190-3		重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用植込型ポンプ設置術	37,130	$\rightarrow$	37,130	K190-3	
K190-4		重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用植込型ポンプ交換術	6,080	$\rightarrow$	7,290	K190-4	
K190-5		重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用植込型ポンプ薬剤再充填	650	$\rightarrow$	650	K190-5	
K190-6		仙骨神経刺激装置植込術	40,280	$\rightarrow$	_	K190-6	【項目の見直し】
		脊髄刺激電極を留置した場合	_		24,200	1	
		ジェネレーターを留置した場合	_		16,100	2	
K190-7		仙骨神経刺激装置交換術	13,610	$\rightarrow$	13,610	K190-7	
K191		脊髄腫瘍摘出術				K191	
	1	髄外のもの	59,500	$\rightarrow$	62,000	1	
:	2	髄内のもの	118,230	$\rightarrow$	118,230	2	
K192		脊髄血管腫摘出術	106,460	$\rightarrow$	106,460	K192	
K193		神経腫切除術				K193	
	1	指(手、足)	5,770	$\rightarrow$	5,770	1	
:	2	その他のもの	10,770	$\rightarrow$	10,770	2	
;	注	神経腫が2個以上の場合(指(手、足))(神経腫を1個増すごとに)	2,800	$\rightarrow$	2,800	注	
	注	神経腫が2個以上の場合(その他のもの)(神経腫を1個増すごとに)	4,000	$\rightarrow$	4,000	注	
K193-2		レックリングハウゼン病偽神経腫切除術(露出部)				K193-2	
	1	長径2センチメートル未満	1,660	$\rightarrow$	1,660	1	
:	2	長径2センチメートル以上4センチメートル未満	3,670	$\rightarrow$	3,670	2	
,   ;	3	長径4センチメートル以上	4,360	$\rightarrow$	4,360	3	
1							

III Z A	分番号	新手術項目名		点数		新区分番号	備考
ПΔ	刀笛力	利于的集日石	改正前	Ę	改正後	利色刀笛牙	IM 75
K193-3		レックリングハウゼン病偽神経腫切除術(露出部以外)				K193-3	
	1	長径3センチメートル未満	1,280	$\rightarrow$	1,280	1	
	2	長径3センチメートル以上6センチメートル未満	3,230	$\rightarrow$	3,230	2	
	3	長径6センチメートル以上	4,160	$\rightarrow$	4,160	3	
K194		神経捻除術				K194	
	1	後頭神経	4,410	$\rightarrow$	4,410	1	
	2	上眼窩神経	4,410	$\rightarrow$	4,410	2	
	3	眼窩下神経	4,410	$\rightarrow$	4,410	3	
	4	おとがい神経	4,410	$\rightarrow$	4,410	4	
	5	下顎神経	7,750	$\rightarrow$	7,750	5	
K194-2		横隔神経麻痺術	4,410	$\rightarrow$	4,410	K194-2	
K194-3		眼窩下孔部神経切断術	4,410	$\rightarrow$	4,410	K194-3	
K194-4		おとがい孔部神経切断術	4,410	$\rightarrow$	4,410	K194-4	
K195		交感神経切除術				K195	
	1	頸動脈周囲	7,930	$\rightarrow$	8,810	1	
	2	股動脈周囲	7,750	$\rightarrow$	8,810	2	
K195-2		尾動脈腺摘出術	7,750	$\rightarrow$	7,750	K195-2	
K196		交感神経節切除術				K196	
	1	頸部	26,030	$\rightarrow$	26,030	1	
	2	胸部	16,340	$\rightarrow$	16,340	2	
	3	腰部	16,240	$\rightarrow$	17,530	3	
K196-2		胸腔鏡下交感神経節切除術(両側)	18,500	$\rightarrow$	18,500	K196-2	
K196-3		ストッフェル手術	12,490	$\rightarrow$	12,490	K196-3	
K196-4		閉鎖神経切除術	12,490	$\rightarrow$	12,490	K196-4	
K196-5		末梢神経遮断(挫滅又は切断)術(浅腓骨神経、深腓骨神経、後脛骨神経又は腓腹神経に限る。)	12,490	$\rightarrow$	12,490	K196-5	
K197		神経移行術	23,660	$\rightarrow$	23,660	K197	
K198		神経移植術	23,520	$\rightarrow$	23,520	K198	
		第4款 眼					

旧区分番号	新手術項目名	点数	新区分番号 備考
旧色力雷力		改正前 改正後	机区分面分
	(淚道)		
₹199	<b>涙点、涙小管形成術</b>	550 → 5	50 K199
₹200	淚囊切開術	690 → 6	90 K200
₹200-2	涙点プラグ挿入術、涙点閉鎖術	630 → 6	30 K200-2
K201	先天性鼻淚管閉塞開放術	$3,720 \rightarrow 3,7$	20 K201
K202	涙管チューブ挿入術		K202
1	涙道内視鏡を用いるもの	$2,350 \rightarrow 2,3$	50 1
2	その他のもの	1,810 → 1,8	10 2
K203	<b>淚嚢摘出術</b>	$4,590 \rightarrow 4,5$	90 K203
K204	淚囊鼻腔吻合術	$23,490 \rightarrow 23,4$	90 K204
K205	<b>淚囊瘻管閉鎖術</b>	$3,720 \rightarrow 3,7$	20 K205
K206	<b>淚小管形成手術</b>	$16,730 \rightarrow 16,7$	30 K206
	(眼瞼)		
K207	瞼縁縫合術(瞼板縫合術を含む。)	1,580 → 1,5	80 K207
₹208	麦粒腫切開術	$410 \rightarrow 4$	10 K208
₹209	眼瞼膿瘍切開術	$470 \rightarrow 4$	70 K209
K209-2	外眥切開術	$470 \rightarrow 4$	70 K209–2
K210	削除		K210
Κ211	睫毛電気分解術(毛根破壊)	560 → 5	60 K211
K212	兎眼矯正術	$6,700 \rightarrow 6,7$	00 K212
K213	マイボーム腺梗塞摘出術、マイボーム腺切開術	360 → 3	60 K213
₹214	霰粒腫摘出術	580 → 5	80 K214
<b>Κ215</b>	瞼板切除術(巨大霰粒腫摘出)	$1,440 \rightarrow 1,4$	40 K215
<b>₹215-2</b>	眼瞼結膜腫瘍手術	$5,140 \rightarrow 5,1$	40 K215–2
K216	眼瞼結膜悪性腫瘍手術	11,900 → 11,9	00 K216
₹217	眼瞼内反症手術		K217
1	縫合法	1,660 → 1,6	1
2	皮膚切開法	$2,160 \rightarrow 2,1$	60 2

旧区分	公釆早	新手術項目名	ķ	点数		新区分番号		備考
шДУ	刀笛り	利于M·埃日石	改正前	改	女正後	利丘	刀笛与	加
K218		眼瞼外反症手術	3,670	$\rightarrow$	4,400	K218		
K219		眼瞼下垂症手術				K219		
	1	眼瞼举筋前転法	7,200	$\rightarrow$	7,200		1	
	2	筋膜移植法	18,530	$\rightarrow$	18,530		2	
	3	その他のもの	6,070	$\rightarrow$	6,070		3	
		(結膜)						
K220		結膜縫合術	1,260	$\rightarrow$	1,260	K220		
K221		結膜結石除去術				K221		
	1	少数のもの(1眼瞼ごと)	260	$\rightarrow$	260		1	
	2	多数のもの	390	$\rightarrow$	390		2	
K222		結膜下異物除去術	390	$\rightarrow$	390	K222		
X223		結膜嚢形成手術				K223		
	1	部分形成	2,250	$\rightarrow$	2,250		1	
	2	皮膚及び結膜の形成	13,610	$\rightarrow$	14,960		2	
	3	全部形成(皮膚又は粘膜の移植を含む。)	16,730	$\rightarrow$	16,730		3	
X223-2		内眥形成術	16,730	$\rightarrow$	16,730	K223-2		
K224		翼状片手術(弁の移植を要するもの)	3,650	$\rightarrow$	3,650	K224		
K225		結膜腫瘍冷凍凝固術	800	$\rightarrow$	800	K225		
K225-2		結膜腫瘍摘出術	6,290	$\rightarrow$	6,290	K225-2		
K225-3		結膜肉芽腫摘除術	800	$\rightarrow$	800	K225-3		
		(眼窩、淚腺)						
K226		眼窩膿瘍切開術	 1,390	$\rightarrow$	1,390	K226		
K227		眼窩骨折観血的手術(眼窩ブローアウト骨折手術を含む。)	14,940	$\rightarrow$	14,960	K227		
K228		眼窩骨折整復術	29,170	$\rightarrow$	29,170	K228		
K229		眼窩内異物除去術(表在性)	8,240	$\rightarrow$	8,240	K229		
K230		眼窩内異物除去術(深在性)				K230		
	1	視神経周囲、眼窩尖端	27,460	$\rightarrow$	27,460		1	
	2	その他	13,310	$\rightarrow$	14,960		2	

IHIX				点数		新り		 備考
	· <b>万田</b> 万	が 1 加-X 日 石	改正前	9	女正後			THI TO
K231 及び K232		削除				K231 及び K232		
K233		眼窩内容除去術	16,980	$\rightarrow$	16,980	K233		
K234		眼窩內腫瘍摘出術(表在性)	6,770	$\rightarrow$	6,770	K234		
K235		眼窩内腫瘍摘出術(深在性)	45,230	$\rightarrow$	45,230	K235		
K236		眼窩悪性腫瘍手術	51,940	$\rightarrow$	51,940	K236		
K237		眼窩縁形成手術(骨移植によるもの)	17,700	$\rightarrow$	19,300	K237		
		(眼球、眼筋)						
K238		削除				K238		
K239		眼球内容除去術	5,110	$\rightarrow$	6,130	K239		
K240		削除				K240		
K241		眼球摘出術	3,670	$\rightarrow$	3,670	K241		
K242		斜視手術				K242		
	1	前転法	4,280	$\rightarrow$	4,280		1	
	2	後転法	4,200	$\rightarrow$	4,200		2	
	3	前転法及び後転法の併施	10,970	$\rightarrow$	10,970		3	
	4	斜筋手術	9,970	$\rightarrow$	9,970		4	
	5	直筋の前後転法及び斜筋手術の併施	12,300	$\rightarrow$	12,300		5	
K243		義眼台包埋術	6,680	$\rightarrow$	8,010	K243		
K244		眼筋移動術	19,330	$\rightarrow$	19,330	K244		
K245		眼球摘出及び組織又は義眼台充填術	7,330	$\rightarrow$	8,790	K245		
		(角膜、強膜)	•			-		-
K246		角膜•強膜縫合術	2,980	$\rightarrow$	2,980	K246		
K247		削除				K247		
K248		角膜新生血管手術(冷凍凝固術を含む。)	980	$\rightarrow$	980	K248		
K248-2		顕微鏡下角膜抜糸術	950	$\rightarrow$	950	K248-2		
K249		角膜潰瘍掻爬術、角膜潰瘍焼灼術	990	$\rightarrow$	990	K249		
K250		角膜切開術	990	$\rightarrow$	990	K250		

旧区分番号	新手術項目名	点	数	新区分番号	備考
旧区分金亏	新于州·垻日名 	改正前	改正後	<b>新区分省方</b>	1
K251	削除			K251	
K252	角膜•強膜異物除去術	640	→ 640	K252	
K253	削除			K253	
K254	治療的角膜切除術			K254	
1	エキシマレーザーによるもの(角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。)	10,000	→ 10,000	1	
2	その他のもの	2,650	→ 2,650	2	
X255	強角膜瘻孔閉鎖術	10,010	→ 11,610	K255	
K256	角膜潰瘍結膜被覆術	2,650	$\rightarrow$ 2,650	K256	
K257	角膜表層除去併用結膜被覆術	6,920	→ 8,300	K257	
K258	削除			K258	
K259	角膜移植術	54,800	→ 54,800	K259	
注	レーザー使用加算	5,500	→ 5,500	注	
X260	強膜移植術	18,810	→ 18,810	K260	
K260-2	羊膜移植術	8,780	→ 10,530	K260-2	
K261	角膜形成手術	3,060	→ 3,060	K261	
K262	削除			K262	
	(ぶどう膜)				
K263 及び K264	削除			K263 及び K264	
K265	虹彩腫瘍切除術	16,790			
K266	毛様体腫瘍切除術、脈絡膜腫瘍切除術	30,800	→ 35,820	K266	
K267	削除			K267	
K268	緑内障手術			K268	
1	虹彩切除術	4,740	•		
2	流出路再建術	19,020	•		
3	濾過手術	23,600		3	
4	緑内障治療用インプラント挿入術(プレートのないもの)	34,480	→ 34,480	4	
5	緑内障治療用インプラント挿入術(プレートのあるもの)	45,480	→ 45,480	5	
	水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術	_	27,990	6	【項目の追加】

旧区名	分番号	新手術項目名	点数 新区分番号 備考
K269		虹彩整復•瞳孔形成術	$4,730 \rightarrow 4,730 \text{ K269}$
K270		虹彩光凝固術	$6,620 \rightarrow 6,620   K270$
K271		毛様体光凝固術	$4,670 \rightarrow 5,600 \text{ K}271$
K272		毛様体冷凍凝固術	$2,160 \rightarrow 2,160 \text{ K}272$
K273		隅角光凝固術	$8,970 \rightarrow 9,660 \text{ K}273$
•		(眼房、網膜)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
K274		前房、虹彩内異物除去術	8,800 → 8,800 K274
K275		網膜復位術	$34,940 \rightarrow 34,940 \text{ K}275$
K276		網膜光凝固術	K276
	1	通常のもの(一連につき)	$10,020 \rightarrow 10,020 \qquad 1$
	2	その他特殊なもの(一連につき)	$15,960 \rightarrow 15,960 \qquad 2$
K277		網膜冷凍凝固術	$15,750 \rightarrow 15,750 \text{ K}277$
K277-2		黄斑下手術	$47,150 \rightarrow 47,150 \text{ K}277-2$
		(水晶体、硝子体)	
K278		硝子体注入·吸引術	1,900 → 1,900 K278
K279		硝子体切除術	$15,560 \rightarrow 15,560 \text{ K}279$
K280		硝子体茎顕微鏡下離断術	K280
	1	網膜付着組織を含むもの	$38,950 \rightarrow 38,950 \qquad 1$
	2	その他のもの	$29,720 \rightarrow 29,720 \qquad 2$
K280-2		網膜付着組織を含む硝子体切除術(眼内内視鏡を用いるもの)	$47,780 \rightarrow 47,780 \text{ K}280-2$
K281		増殖性硝子体網膜症手術	54,860 → 54,860 K281
K281-2		網膜再建術	69,880 → 69,880 K281-2
K282		水晶体再建術	K282
	1	眼内レンズを挿入する場合	1
	1	縫着レンズを挿入するもの	17,440 → 17,840
	口	その他のもの	12,100 → 12,100 □
	2	眼内レンズを挿入しない場合	$7,430 \rightarrow 7,430 \qquad 2$
	3	計画的後嚢切開を伴う場合	$18,150 \rightarrow 21,780 \qquad 3$

旧区分番号	· 新手術項目名	点数 改正前 改正後	新区分番号	備考
注	水晶体嚢拡張リングを使用した場合	1,600 → 1,60	0 注	
K282-2	後発白内障手術	$1,380 \rightarrow 1,38$	0 K282-2	
K283	削除		K283	
K284	硝子体置換術	6,890 → 6,89	0 K284	
<u>'</u>	第5款 耳鼻咽喉	<u> </u>	1	•
	(外耳)			
K285	耳介血腫開窓術	380 → 38	0 K285	
K286	外耳道異物除去術		K286	
1	単純なもの	$220 \rightarrow 22$	0 1	
2	複雑なもの	$710 \rightarrow 71$	0 2	
K287	先天性耳瘻管摘出術	3,900 → 3,90	0 K287	
K288	副耳(介)切除術	$2,240 \rightarrow 2,24$	0 K288	
K289	耳茸摘出術	830 → 83	0 K289	
K290	外耳道骨増生(外骨腫)切除術	$8,440 \rightarrow 10,12$	0 K290	
K290-2	外耳道骨腫切除術	$7,670 \rightarrow 7,67$	0 K290-2	
K291	耳介腫瘍摘出術	$4,730 \rightarrow 4,73$	0 K291	
K292	外耳道腫瘍摘出術(外耳道真珠腫手術を含む。)	6,330 → 6,33	0 K292	
K293	耳介悪性腫瘍手術	$19,180 \rightarrow 22,29$	0 K293	
K294	外耳道悪性腫瘍手術(悪性外耳道炎手術を含む。)	35,590 → 35,59	0 K294	
K295	耳後瘻孔閉鎖術	$3,340 \rightarrow 4,00$	0 K295	
K296	耳介形成手術		K296	
1	耳介軟骨形成を要するもの	$16,760 \rightarrow 19,24$	0 1	
2	耳介軟骨形成を要しないもの	8,910 → 9,96	0 2	
K297	外耳道形成手術	17,110 → 19,24	0 K297	
K298	外耳道造設術•閉鎖症手術	35,290 → 36,70	0 K298	
K299	小耳症手術		K299	
1	軟骨移植による耳介形成手術	$56,140 \rightarrow 56,14$	0 1	
2	耳介挙上	$12,290 \rightarrow 14,74$	2	

旧区分番号	新手術項目名	点数 改正前 改正後	新区分番号	備考
	(中耳)	以正的 以正区	•	
₹300	鼓膜切開術	690 → 6	90 K300	
₹301	鼓室開放術	$6,070 \rightarrow 7,2$	80 K301	
₹302	上鼓室開放術	$10,950 \rightarrow 13,1$	40 K302	
X303	上鼓室乳突洞開放術	$20,600 \rightarrow 24,7$	20 K303	
K304	乳突洞開放術(アントロトミー)	11,240 → 13,4	80 K304	
K305	乳突削開術	$20,410 \rightarrow 24,4$	90 K305	
Κ306	錐体部手術	38,090 → 38,4	70 K306	
<b>Κ307</b>	削除		K307	
<b>√308</b>	耳管内チューブ挿入術	$1,420 \rightarrow 1,4$	20 K308	
⟨308−2	耳管狭窄ビニール管挿入術	$1,420 \rightarrow 1,4$	20 K308-2	
Κ309	鼓膜(排液、換気)チューブ挿入術	$2,670 \rightarrow 2,6$	70 K309	
Κ310	乳突充填術	$6,230 \rightarrow 7,4$	70 K310	
Κ311	鼓膜穿孔閉鎖術(一連につき)	1,580 → 1,5	80 K311	
Κ312	鼓膜鼓室肉芽切除術	$3,020 \rightarrow 3,0$	20 K312	
K313	中耳、側頭骨腫瘍摘出術	37,370 → 38,3	30 K313	
K314	中耳悪性腫瘍手術		K314	
1	切除	$41,520 \rightarrow 41,5$	20 1	
2	側頭骨摘出術	68,640 → 68,6	40 2	
Κ315	鼓室神経叢切除、鼓索神経切断術	$9,900 \rightarrow 9,9$	00 K315	
Κ316	S状洞血栓(静脈炎)手術	$24,730 \rightarrow 24,7$	30 K316	
K317	中耳根治手術	$35,370 \rightarrow 42,4$	40 K317	
K318	鼓膜形成手術	18,100 → 18,1	00 K318	
K319	鼓室形成手術	42,770 →	- K319	【項目の見直】
	耳小骨温存術	- 34,6	60 1	
	耳小骨再建術	- 51,3	30 2	
<b>√</b> 320	アブミ骨摘出術・可動化手術	$32,140 \rightarrow 32,1$	40 K320	
	人工中耳植込術	- → 32,1	40 K320-2	【新設】

旧区分番号	新手術項目名	点数	   新区分番号 備考
	(th II)	改正前 改正後	
7,001	(内耳)	91.070 . 91.076	12001
K321	内耳開窓術 (2) 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	$31,970 \rightarrow 31,970$	
K322	経迷路的內耳道開放術	$64,930 \rightarrow 64,930$	
K323	内リンパ嚢開放術	28,210 → 28,890	
K324	削除		K324
K325	迷路摘出術		K325
1	部分摘出(膜迷路摘出術を含む。)	$26,960 \rightarrow 29,220$	
2	全摘出	38,890 → 38,890	
K326 K327	制除 内耳窓閉鎖術	$23,250 \rightarrow 23,250$	K326
X328	人工内耳植込術	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	
K328-2	植込型骨導補聴器移植術		K328-2
K328-3	植込型骨導補聴器交換術		K328-3
1320 3	(鼻)	1,010	11320 3
K329	鼻中隔膿瘍切開術	620 → 620	K329
K330	<b>鼻中隔血腫切開術</b>		K330
K331	鼻腔粘膜焼灼術		K331
K331-2	下甲介粘膜焼灼術		K331-2
X331-3	下甲介粘膜レーザー焼灼術(両側)		K331-3
X332	削除		K332
K333	<b>鼻骨骨折整復固定術</b>	$2,130 \rightarrow 2,130$	K333
K333-2	<b>鼻</b> 骨脱臼整復術		K333-2
K333-3	<b>鼻骨骨折徒手整復術</b>		K333-3
K334			K334
₹334-2	<b>鼻骨変形治癒骨折矯正術</b>		K334-2
₹335	鼻中隔骨折観血的手術 		K335
⟨335−2	上顎洞鼻内手術(スツルマン氏、吉田氏変法を含む。)		K335-2
X335-3	上顎洞鼻外手術		K335-3
		2,110	

旧位八乘日		点数 新区分番号 備考
旧区分番号	· 新手術項目名	新区分番号 備考 改正前 改正後
K336	鼻内異物摘出術	690 → 690 K336
K337	鼻前庭嚢胞摘出術	$4,150 \rightarrow 4,980 \text{ K}337$
K338	鼻甲介切除術	K338
1	高周波電気凝固法によるもの	$900 \rightarrow 900$ 1
2	その他のもの	$2,310 \rightarrow 2,770 \qquad 2$
K338-2	削除	K338-2
K339	粘膜下下鼻甲介骨切除術	$2,960 \rightarrow 3,550 \text{ K339}$
K340	鼻茸摘出術	1,090 → 1,090 K340
K340-2	削除	- → - K340-2
K340-3	内視鏡下鼻·副鼻腔手術 I 型(副鼻腔自然口開窓術)	$3,600 \rightarrow 3,600 \text{ K340-3}$
K340-4	内視鏡下鼻・副鼻腔手術Ⅱ型(副鼻腔単洞手術)	$10,000 \rightarrow 12,000 \text{ K340-4}$
注	自家腸骨片を充填した場合	3,150 → 3,150 注
K340-5	内視鏡下鼻・副鼻腔手術Ⅲ型(選択的(複数洞)副鼻腔手術)	$24,500 \rightarrow 24,910 \text{ K}340-5$
K340-6	内視鏡下鼻·副鼻腔手術IV型(汎副鼻腔手術)	$31,990 \rightarrow 32,080 \text{ K}340-6$
K340-7	内視鏡下鼻·副鼻腔手術 V型(拡大副鼻腔手術)	$44,000 \rightarrow 51,630 \text{ K}340-7$
K341	上顎洞性後鼻孔ポリープ切除術	1,510 → 1,510 K341
K342	鼻副鼻腔腫瘍摘出術	$14,110 \rightarrow 15,200 \text{ K342}$
K343	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術	K343
1	切除	$20,870 \rightarrow 25,040 \qquad 1$
2	全摘	$49,690 \rightarrow 49,690 \qquad 2$
K344	経鼻腔的翼突管神経切除術	$26,530 \rightarrow 30,460 \text{ K344}$
K345	萎縮性鼻炎手術(両側)	$20,080 \rightarrow 22,370 \text{ K345}$
K346	後鼻孔閉鎖症手術	K346
1	単純なもの(膜性閉鎖)	$3,640 \rightarrow 4,360 \qquad 1$
2	複雑なもの(骨性閉鎖)	$27,040 \rightarrow 27,040 \qquad 2$
K347	鼻中隔矯正術	$6,860 \rightarrow 8,230 \text{ K347}$
K347-2	変形外鼻手術	$16,390 \rightarrow 16,390 \text{ K}347-2$
K347-3	内視鏡下鼻中隔手術 I 型(骨、軟骨手術)	$5,520 \rightarrow 6,620 \text{ K}347-3$

旧区分番号	新手術項目名	点数 改正前 改正後	新区分番号 備考
K347-4	内視鏡下鼻中隔手術Ⅱ型(粘膜手術)		0 K347-4
K347-5	内視鏡下鼻腔手術 I 型(下鼻甲介手術)	$5,520 \rightarrow 6,62$	0 K347-5
K347-6	内視鏡下鼻腔手術Ⅱ型(鼻腔内手術)	$3,170 \rightarrow 3,17$	0
K347-7	内視鏡下鼻腔手術Ⅲ型(鼻孔閉鎖症手術)	$19,940 \rightarrow 19,94$	0
<u> </u>	(副鼻腔)	-	
K348 及び K349	削除		K348 及び K349
K350	前頭洞充填術	$11,000 \rightarrow 13,20$	0 K350
K351	削除	- →	K351
K352	上顎洞根治手術	6,660 → 7,99	0 K352
K352-2	鼻内上顎洞根治手術	3,330 → 3,33	0 K352-2
K352-3	副鼻腔炎術後後出血止血法	6,660 → 6,66	0 K352-3
K353	鼻内篩骨洞根治手術	$4,170 \rightarrow 5,00$	0 K353
K354から K356まで	削除	- →	_ K354から K356まで
K356-2	<b>鼻外前頭洞手術</b>	$16,290 \rightarrow 16,29$	0 K356-2
K357	鼻内蝶形洞根治手術	$3,190 \rightarrow 3,82$	0 K357
K358	上顎洞篩骨洞根治手術	9,430 → 11,31	0 K358
K359	前頭洞篩骨洞根治手術	$9,410 \rightarrow 11,29$	0 K359
K360	篩骨洞蝶形洞根治手術	9,410 → 11,29	0 K360
K361	上顎洞篩骨洞蝶形洞根治手術	$10,530 \rightarrow 12,63$	0 K361
K362	上顎洞篩骨洞前頭洞根治手術	$11,760 \rightarrow 14,11$	0 K362
K362-2	経上顎洞的顎動脈結紮術	$28,630 \rightarrow 28,63$	0 K362-2
K363	前頭洞篩骨洞蝶形洞根治手術	$13,440 \rightarrow 13,44$	0 K363
K364	汎副鼻腔根治手術	$16,680 \rightarrow 20,01$	0 K364
K365	経上顎洞的翼突管神経切除術	$28,210 \rightarrow 28,21$	0 K365
K366	削除		K366
	(咽頭、扁桃)	•	•
K367	咽後膿瘍切開術	1,900 → 1,90	0 K367

日日	分番号	新手術項目名		点数		新区分番号	備考
	->		改正前		) 上後		) HI 3
K368		扁桃周囲膿瘍切開術	1,830	$\rightarrow$	1,830		
K369		咽頭異物摘出術				K369	
	1	簡単なもの	420	$\rightarrow$	420	1	
	2	複雑なもの	2,100	$\rightarrow$	2,100	2	
K370		アデノイド切除術	1,600	$\rightarrow$	1,600	K370	
K371		上咽頭腫瘍摘出術				K371	
	1	経口腔によるもの	4,460	$\rightarrow$	5,350	1	
	2	経鼻腔によるもの	5,060	$\rightarrow$	6,070	2	
	3	経副鼻腔によるもの	8,270	$\rightarrow$	8,790	3	
	4	外切開によるもの	16,590	$\rightarrow$	16,590	4	
K371-2		上咽頭ポリープ摘出術				K371-2	
	1	経口腔によるもの	4,460	$\rightarrow$	4,460	1	
	2	経鼻腔によるもの	5,060	$\rightarrow$	5,060	2	
	3	経副鼻腔によるもの	8,270	$\rightarrow$	8,270	3	
	4	外切開によるもの	15,080	$\rightarrow$	15,080	4	
K372		中咽頭腫瘍摘出術				K372	
	1	経口腔によるもの	2,710	$\rightarrow$	2,710	1	
	2	外切開によるもの	15,870	$\rightarrow$	16,260	2	
K373		下咽頭腫瘍摘出術				K373	
	1	経口腔によるもの	7,290	$\rightarrow$	7,290	1	
	2	外切開によるもの	16,300	$\rightarrow$	16,300	2	
K374		咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。)	35,340	$\rightarrow$	35,340	K374	
K375		鼻咽腔線維腫手術				K375	
	1	切除	8,030	$\rightarrow$	9,630	1	
	2	摘出	36,140	$\rightarrow$	37,850	2	
K375-2		鼻咽腔閉鎖術	23,790	$\rightarrow$	23,790	K375-2	
K376		上咽頭悪性腫瘍手術	35,830	$\rightarrow$	35,830	K376	
K377		口蓋扁桃手術				K377	

旧区分番号	新手術項目名	点数 改正前 改正後	新区分番号	備考
1	切除	1,430 → 1,430	1	
2	摘出	$3,600 \rightarrow 3,600$	2	
K378	舌扁桃切除術	$1,230 \rightarrow 1,230$	K378	
K379	副咽頭間隙腫瘍摘出術		K379	
1	経頸部によるもの	28,600 → 34,320	1	
2	経側頭下窩によるもの(下顎離断によるものを含む。)	55,200 → 55,200	2	
⟨379−2	副咽頭間隙悪性腫瘍摘出術		K379-2	
1	経頸部によるもの	$47,580 \rightarrow 47,580$	1	
2	経側頭下窩によるもの(下顎離断によるものを含む。)	91,500 → 91,500	2	
K380	過長茎状突起切除術	5,880 → 6,440	K380	
Κ381	上咽頭形成手術	$10,110 \rightarrow 10,110$	K381	
X382	咽頭瘻閉鎖術	$12,770 \rightarrow 12,770$	K382	
K382-2	咽頭皮膚瘻孔閉鎖術	$12,770 \rightarrow 12,770$	K382-2	
	(喉頭、気管)	•	•	•
<b>√</b> 383	喉頭切開•截開術	13,420 → 13,420	K383	
384	喉頭膿瘍切開術	$2,140 \rightarrow 2,140$	K384	
X384-2	深頸部膿瘍切開術	4,000 → 4,800	K384-2	
X385	喉頭浮腫乱切術	$2,040 \rightarrow 2,040$	K385	
K386	気管切開術	$2,570 \rightarrow 2,570$	K386	
387	喉頭粘膜焼灼術(直達鏡によるもの)	2,860 → 2,860	K387	
388	喉頭粘膜下異物挿入術	3,630 → 3,630	K388	
₹388-2	喉頭粘膜下軟骨片挿入術	$11,410 \rightarrow 12,240$	K388-2	
Κ389	喉頭・声帯ポリープ切除術		K389	
1	間接喉頭鏡によるもの	$2,990 \rightarrow 2,990$	1	
2	直達喉頭鏡又はファイバースコープによるもの	4,300 → 4,300	2	
<b>K</b> 390	喉頭異物摘出術		K390	
1	直達鏡によらないもの	$2,920 \rightarrow 2,920$	1	
2	直達鏡によるもの	$5,250 \rightarrow 5,250$	2	

旧区	<b>三分番号</b>	新手術項目名	改正前	点数	改正後	新区分番号	備考
K391		気管異物除去術				K391	
	1	直達鏡によるもの	5,320	$\rightarrow$	5,320	1	
	2	開胸手術によるもの	43,340	$\rightarrow$	43,340	2	
K392		喉頭蓋切除術	3,190	$\rightarrow$	3,190	K392	
K392-2		喉頭蓋嚢腫摘出術	3,190	$\rightarrow$	3,190	K392-2	
K393		喉頭腫瘍摘出術				K393	
	1	間接喉頭鏡によるもの	3,420	$\rightarrow$	3,420	1	
	2	直達鏡によるもの	4,310	$\rightarrow$	4,310	2	
K394		喉頭悪性腫瘍手術				K394	
	1	切除	38,800	$\rightarrow$	38,800	1	
	2	全摘	63,710	$\rightarrow$	63,710	2	
K395		喉頭、下咽頭悪性腫瘍手術(頸部、胸部、腹部等の操作による再建を含む。)	113,880	$\rightarrow$	113,880	K395	
K396		気管切開孔閉鎖術	1,040	$\rightarrow$	1,040	K396	
K396-2		気管縫合術	1,040	$\rightarrow$	1,040	K396-2	
K397		喉頭横隔膜切除術(ステント挿入固定術を含む。)	13,390	$\rightarrow$	13,390	K397	
K398		喉頭狭窄症手術				K398	
	1	前方開大術	23,420	$\rightarrow$	23,430	1	
	2	前壁形成手術	22,500	$\rightarrow$	23,320	2	
	3	Tチューブ挿入術	11,700	$\rightarrow$	14,040	3	
K399		気管狭窄症手術	37,510	$\rightarrow$	38,540	K399	
K400		喉頭形成手術				K400	
	1	人工形成材料挿置術、軟骨片挿置術	18,750	$\rightarrow$	18,750	1	
	2	筋弁転位術、軟骨転位術、軟骨除去術	28,510	$\rightarrow$	28,510	2	
		チタンブリッジを用いたもの	-		34,840	3	【項目の追加】
K401		気管口狭窄拡大術	2,690	$\rightarrow$	2,690	K401	
K402		縦隔気管口形成手術	76,040	$\rightarrow$	76,040	K402	
K403		気管形成手術(管状気管、気管移植等)				K403	
	1	頸部からのもの	49,940	$\rightarrow$	49,940	1	

旧区	区分番号	新手術項目名		复数	トゴダ	新区分番号	 備考
1	0	明時力は時点でも同間によりもの	改正前		文正後 76.040	0	
17.400.0	2	開胸又は胸骨正中切開によるもの	76,040	$\rightarrow$	•		
K403-2		嚥下機能手術 - to the Mark to the second of the s	10.010			K403-2	
	1	輪状咽頭筋切断術	18,810				
	2	· 喉頭拳上術	18,370		18,370		
	3	· 」	28,210				
	4	喉頭全摘術	28,210	$\rightarrow$	28,210	4	
		第6款 顔面・口腔・頸部					
		(歯、歯肉、歯槽部、口蓋)	1			T	1
K404		抜歯手術(1歯につき)				K404	
	1	乳菌	130		130		
	2	前歯	150		155		
	3		260		265		
	4	埋伏歯	1,050		1,050		
	注1	難技歯加算	210		210		
	注3	下顎完全埋伏智歯(骨性)又は下顎水平埋伏智歯の場合	100	$\rightarrow$	100		
K405		削除				K405	
K406		口蓋腫瘍摘出術				K406	
	1	口蓋粘膜に限局するもの	520	$\rightarrow$	520	1	
	2	口蓋骨に及ぶもの	8,050	$\rightarrow$	8,050	2	
K407		顎•口蓋裂形成手術				K407	
	1	軟口蓋のみのもの	14,520		15,770		
	2	硬口蓋に及ぶもの	24,170	$\rightarrow$	24,170		
	3	顎裂を伴うもの				3	
	イ	片側	25,170	$\rightarrow$	25,170	1	
	口	両側	31,940	$\rightarrow$	31,940	П	
K407-2		軟口蓋形成手術	9,700	$\rightarrow$	9,700	K407-2	
		(口腔前庭、口腔底、頬粘膜、舌)					
K408		口腔底膿瘍切開術	700	$\rightarrow$	700	K408	

旧区	分番号	新手術項目名	改正前	点数	数正後	新区	区分番号	備考
K409		口腔底腫瘍摘出術	6,800		7,210	K409		
K410		口腔底悪性腫瘍手術	28,140	$\rightarrow$	29,360	K410		
K411		頬粘膜腫瘍摘出術	4,460	$\rightarrow$	4,460	K411		
K412		頬粘膜悪性腫瘍手術	26,310	$\rightarrow$	26,310	K412		
K413		舌腫瘍摘出術				K413		
	1	粘液囊胞摘出術	1,220	$\rightarrow$	1,220		1	
	2	その他のもの	2,940	$\rightarrow$	2,940		2	
K414		舌根甲状腺腫摘出術	9,800	$\rightarrow$	11,760	K414		
K414-2		甲状舌管囊胞摘出術	8,520	$\rightarrow$	8,970	K414-2		
K415		舌悪性腫瘍手術				K415		
	1	切除	22,010	$\rightarrow$	26,410		1	
	2	亜全摘	75,070	$\rightarrow$	75,070		2	
K416 及び K417		削除				K416 及び K417		
K418		舌形成手術(巨舌症手術)	7,590	$\rightarrow$	9,100			
K418-2		舌緊瘢痕性短縮矯正術	2,650	$\rightarrow$	2,650	K418-2		
K419		頬、口唇、舌小帯形成手術	560	$\rightarrow$	560	K419		
K420		削除				K420		
		(顔面)						
K421		口唇腫瘍摘出術				K421		
	1	粘液囊胞摘出術	910	$\rightarrow$	910		1	
	2	その他のもの	3,050	$\rightarrow$	3,050		2	
K422		口唇悪性腫瘍手術	33,010	$\rightarrow$	33,010	K422		
K423		<b>頬腫瘍摘</b> 出術				K423		
	1	粘液囊胞摘出術	910	$\rightarrow$	910		1	
	2	その他のもの	4,380	$\rightarrow$	5,250		2	
K424		頬悪性腫瘍手術	20,940	$\rightarrow$	20,940	K424		
K425		口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除術	108,700	$\rightarrow$	108,700	K425		

旧区	乙分番号	新手術項目名	改正前	点数	<b></b>	新区分番号	備考
K426		口唇裂形成手術(片側)				K426	
	1	口唇のみの場合	13,180	$\rightarrow$	13,180	1	
	2	口唇裂鼻形成を伴う場合	18,810	$\rightarrow$	18,810	2	
	3	鼻腔底形成を伴う場合	24,350	$\rightarrow$	24,350	3	
K426-2		口唇裂形成手術(両側)				K426-2	
	1	口唇のみの場合	18,810	$\rightarrow$	18,810	1	
	2	口唇裂鼻形成を伴う場合	23,790	$\rightarrow$	23,790	2	
	3	鼻腔底形成を伴う場合	36,620	$\rightarrow$	36,620	3	
		(顔面骨、顎関節)					
K427		頬骨骨折観血的整復術	15,090	$\rightarrow$	18,100	K427	
K427-2		頬骨変形治癒骨折矯正術	38,610	$\rightarrow$	38,610	K427-2	
K428		下顎骨折非観血的整復術	1,240	$\rightarrow$	1,240	K428	
	注	三内式線副子以上を使用する連続歯結紮法を行った場合	650	$\rightarrow$	650	注	
K429		下顎骨折観血的手術				K429	
	1	片側	13,000	$\rightarrow$	13,000	1	
	2	両側	27,320	$\rightarrow$	27,320	2	
K429-2		下顎関節突起骨折観血的手術				K429-2	
	1	片側	28,210	$\rightarrow$	28,210	1	
	2	両側	47,020	$\rightarrow$	47,020	2	
K430		顎関節脱臼非観血的整復術	410	$\rightarrow$	410	K430	
K431		顎関節脱臼観血的手術	26,210	$\rightarrow$	26,210	K431	
K432		上顎骨折非観血的整復術	1,570	$\rightarrow$	1,570	K432	
K433		上顎骨折観血的手術	15,220	$\rightarrow$	16,400	K433	
K434		顔面多発骨折観血的手術	39,700	$\rightarrow$	39,700	K434	
K434-2		顔面多発骨折変形治癒矯正術	47,630	$\rightarrow$	47,630	K434-2	
K435		術後性上顎嚢胞摘出術	6,660	$\rightarrow$	6,660	K435	
K436		顎骨腫瘍摘出術				K436	
	1	長径3センチメートル未満	2,820	$\rightarrow$	2,820	1	

旧区分	·番号	新手術項目名		え数		新区分番号	備考
旧区为1	田刀	701 J PH X H 2 H	改正前	Ş	女正後	初色万亩 7	ν <del>ш</del> Э
2		長径3センチメートル以上	11,160	$\rightarrow$	13,390	2	
K437		下顎骨部分切除術	14,940	$\rightarrow$	16,780	K437	
K438		下顎骨離断術	27,140	$\rightarrow$	32,560	K438	
K439		下顎骨悪性腫瘍手術				K439	
1		切除	40,360	$\rightarrow$	40,360	1	
2		切断	53,830	$\rightarrow$	64,590	2	
K440		上顎骨切除術	15,310	$\rightarrow$	15,310	K440	
K441		上顎骨全摘術	38,750	$\rightarrow$	42,590	K441	
K442		上顎骨悪性腫瘍手術				K442	
1		掻爬	7,640	$\rightarrow$	9,160	1	
2		切除	34,420	$\rightarrow$	34,420	2	
3		全摘	68,480	$\rightarrow$	68,480	3	
K443		上顎骨形成術				K443	
1		単純な場合	23,240	$\rightarrow$	27,880	1	
2		複雑な場合及び2次的再建の場合	45,510	$\rightarrow$	45,510	2	
3		骨移動を伴う場合	72,900	$\rightarrow$	72,900	3	
注	È	1について、上顎骨を複数に分割した場合	5,000	$\rightarrow$	5,000	注	
K444		下顎骨形成術				K444	
1		おとがい形成の場合	6,490	$\rightarrow$	7,780	1	
2		短縮又は伸長の場合	25,660	$\rightarrow$	30,790	2	
3		再建の場合	43,300	$\rightarrow$	51,120	3	
4		骨移動を伴う場合	54,210	$\rightarrow$	54,210	4	
注	È1	2については、両側を同時に行った場合	3,000	$\rightarrow$	3,000	注1	
K444-2		下顎骨延長術				K444-2	
1		片側	25,660	$\rightarrow$	30,790	1	
2		両側	40,150	$\rightarrow$	47,550	2	
K445		顎関節形成術	40,870	$\rightarrow$	40,870	K445	
K446		顎関節授動術				K446	

国国	分番号	新手術項目名	改正前	ī数 3	女正後	新区分番号	備考
	1	徒手的授動術	-	$\rightarrow$	-	1	
	イ	パンピングを併用した場合	990	$\rightarrow$	990	1	
	口	関節腔洗浄療法を併用した場合	2,000	$\rightarrow$	2,400	ロ	
	2	顎関節鏡下授動術	8,770	$\rightarrow$	10,520	2	
	3	開放授動術	25,100	$\rightarrow$	25,100	3	
K447		顎関節円板整位術				K447	
	1	顎関節鏡下円板整位術	20,690	$\rightarrow$	22,100	1	
	2	開放円板整位術	27,300	$\rightarrow$	27,300	2	
		(唾液腺)					
K448		がま腫切開術	820	$\rightarrow$	820	K448	
K449		唾液腺膿瘍切開術	900	$\rightarrow$	900	K449	
K450		唾石摘出術(一連につき)				K450	
	1	表在性のもの	640	$\rightarrow$	640	1	
	2	深在性のもの	3,770	$\rightarrow$	3,770	2	
	3	腺体内に存在するもの	6,550	$\rightarrow$	6,550	3	
	注	2又は3の場合であって内視鏡を用いた場合	1,000	$\rightarrow$	1,000	注	
K451		がま腫摘出術	5,950	$\rightarrow$	7,140	K451	
K452		舌下腺腫瘍摘出術	5,990	$\rightarrow$	7,180	K452	
K453		顎下腺腫瘍摘出術	9,480	$\rightarrow$	9,640	K453	
K454		顎下腺摘出術	9,670	$\rightarrow$	10,210	K454	
K455		顎下腺悪性腫瘍手術	33,010	$\rightarrow$	33,010	K455	
K456		削除				K456	
K457		耳下腺腫瘍摘出術				K457	
	1	耳下腺浅葉摘出術	27,210	$\rightarrow$	27,210	1	
	2	耳下腺深葉摘出術	34,210	$\rightarrow$	34,210	2	
K458		耳下腺悪性腫瘍手術				K458	
	1	切除	33,010	$\rightarrow$	33,010	1	
	2	全摘	44,020	$\rightarrow$	44,020	2	

旧区分番号	新手術項目名	点数		備考
T		改正前 改正後		Via - J
(459	<b>唾液腺管形成手術</b>	$11,360 \rightarrow 13,63$	0 K459	
3460	唾液腺管移動術		K460	
1	上顎洞内へのもの	11,360 → 13,63	0	
2	結膜嚢内へのもの	$14,070 \rightarrow 15,49$	0	
	(甲状腺、副甲状腺(上皮小体))		_	
461	甲状腺部分切除術、甲状腺腫摘出術		K461	
1	片葉のみの場合	8,480 → 8,86	0 1	
2	両葉の場合	$10,760 \rightarrow 10,76$	0 2	
461-2	内視鏡下甲状腺部分切除、腫瘍摘出術		K461-2	
1	片葉のみの場合	$17,410 \rightarrow 17,41$	0 1	
2	両葉の場合	$25,210 \rightarrow 25,21$	0 2	
462	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	$22,880 \rightarrow 22,88$	0 K462	
462-2	内視鏡下バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	$25,210 \rightarrow 25,21$	0 K462-2	
463	甲状腺悪性腫瘍手術		K463	
1	切除	$24,180 \rightarrow 24,18$	0 1	
2	全摘及び亜全摘	$33,790 \rightarrow 33,79$	0 2	
	内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術		K463-2	【新設】
	切除	- → 27,55	0 1	
	全摘及び亜全摘	- → 37,16	0 2	
464	副甲状腺(上皮小体)腺腫過形成手術		K464	
1	副甲状腺(上皮小体)摘出術	15,680 → 15,68	0 1	
2	副甲状腺(上皮小体)全摘術(一部筋肉移植)	$33,790 \rightarrow 33,79$	0 2	
464-2	内視鏡下副甲状腺(上皮小体)腺腫過形成手術	$20,660 \rightarrow 20,66$	0 K464-2	
465	副甲状腺(上皮小体)悪性腫瘍手術(広汎)	$39,000 \rightarrow 39,00$	0 K465	
•	(その他の頸部)	•	•	•
466	斜角筋切断術	$3,760 \rightarrow 3,76$	0 K466	
467	頸瘻、頸嚢摘出術	$11,430 \rightarrow 13,71$	0 K467	
468	頸肋切除術	$12,700 \rightarrow 15,24$	0 K468	

旧区分番号	新手術項目名	点数 改正前 改正後	新区分番号	備考
(469	頸部郭清術		K469	
1	片側	$23,060 \rightarrow 27,670$	1	
2	両側	$34,680 \rightarrow 37,140$	2	
K470	頸部悪性腫瘍手術	$41,920 \rightarrow 41,920$	K470	
K471	筋性斜頸手術	$3,720 \rightarrow 3,720$	K471	
•	第7款 胸部	·		
	(乳腺)			
X472	乳腺膿瘍切開術	820 → 820	K472	
X473	削除		K473	
3474	乳腺腫瘍摘出術		K474	
1	長径5センチメートル未満	2,660 → 2,660	1	
2	長径5センチメートル以上	6,730 → 6,730	2	
X474-2	乳管腺葉区域切除術	$12,820 \rightarrow 12,820$	K474-2	
X474-3	乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術(一連につき)	6,240 →	K474-3	【項目の見直し】
	マンモグラフィー又は超音波装置によるもの	- → 6,240	1	
	MRIによるもの	- → 8,210	2	
475	乳房切除術	$6,040 \rightarrow 6,040$	K475	
X475-2	乳癌冷凍凝固摘出術	$6,040 \rightarrow 7,240$	K475-2	
X476	乳腺悪性腫瘍手術		K476	
1	単純乳房切除術(乳腺全摘術)	14,820 → 14,820	1	
2	乳房部分切除術(腋窩部郭清を伴わないもの)	$28,210 \rightarrow 28,210$	2	
3	乳房切除術(腋窩部郭清を伴わないもの)	$22,520 \rightarrow 22,520$	3	
4	乳房部分切除術(腋窩部郭清を伴うもの(内視鏡下によるものを含む。))	$42,350 \rightarrow 42,350$	4	
5	乳房切除術(腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの)・胸筋切除を併施しないもの	$42,350 \rightarrow 42,350$	5	
6	乳房切除術(腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの)・胸筋切除を併施するもの	$42,350 \rightarrow 42,350$	6	
7	拡大乳房切除術(胸骨旁、鎖骨上、下窩など郭清を併施するもの)	52,820 → 52,820	7	
8	乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴わないもの)	$27,810 \rightarrow 27,810$	8	【名称の見直し】
9	乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴うもの)	48,340 → 48,340	9	【名称の見直し】

ПI	区分番号	新手術項目名	点数	── ──新区分番号	備考
ПР	シル笛ケ	利士刑惧日石 	改正前 改正後	利色刀笛々	测传 
Ī	注1	乳がんセンチネルリンパ節加算1	5,000 → 5,0	200 注1	
	注2	乳がんセンチネルリンパ節加算2	$3,000 \rightarrow 3,0$	00 注2	
K476-2		陥没乳頭形成術、再建乳房乳頭形成術	$7,350 \rightarrow 7,3$	50 K476-2	
K476-3		動脈(皮)弁及び筋(皮)弁を用いた乳房再建術(乳房切除後)		K476-3	
	1	一次的に行うもの	$49,120 \rightarrow 49,3$	20 1	
	2	二次的に行うもの	$53,560 \rightarrow 53,5$	60 2	
K476-4		ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)	$25,000 \rightarrow 25,0$	00 K476-4	
		(胸壁)			
K477		胸壁膿瘍切開術	700 → 7	00 K477	
K478		肋骨・胸骨カリエス又は肋骨骨髄炎手術	$7,460 \rightarrow 8,9$	50 K478	
K479		削除		K479	
K480		胸壁冷膿瘍手術	$7,670 \rightarrow 7,8$	10 K480	
K480-2		流注膿瘍切開掻爬術	$7,670 \rightarrow 7,6$	70 K480-2	
K481		肋骨骨折観血的手術	8,610 → 10,3	30 K481	
K482		肋骨切除術		K482	
	1	第1肋骨	$16,900 \rightarrow 16,9$	00 1	
	2	その他の肋骨	4,300 → 5,3	60 2	
K483		胸骨切除術、胸骨骨折観血手術	$12,120 \rightarrow 12,12$	20 K483	
K484		胸壁悪性腫瘍摘出術		K484	
	1	胸壁形成手術を併施するもの	56,000 → 56,0	00 1	
	2	その他のもの	$28,210 \rightarrow 28,2$	10 2	
K484-2		胸骨悪性腫瘍摘出術		K484-2	
	1	胸壁形成手術を併施するもの	$43,750 \rightarrow 43,7$	50 1	
	2	その他のもの	$28,210 \rightarrow 28,2$	10 2	
K485		胸壁腫瘍摘出術	$12,960 \rightarrow 12,9$	60 K485	
K486		胸壁瘻手術	$23,520 \rightarrow 23,5$	20 K486	
K487		漏斗胸手術		K487	
	1	胸骨挙上法によるもの	$28,210 \rightarrow 28,2$	10 1	

旧区分	·番号	新手術項目名	点			
			改正前	改正後		VII. 3
2	2	胸骨翻転法によるもの	37,370 -	→ 37,370	0 2	
3	3	胸腔鏡によるもの	39,260 -	→ 39,260	0 3	
		(胸腔、胸膜)			1	
K488		試験開胸術	10,800 -	→ 10,80¢	0 K488	
K488-2		試験的開胸開腹術	17,380 -	→ 17,380	0 K488-2	
K488-3		胸腔鏡下試験開胸術	13,500 -	→ 13,500	0 K488-3	
K488-4		胸腔鏡下試験切除術	15,800 -	→ 15,80¢	0 K488-4	
K489から K492まで		削除			K489から K492まで	
K493		骨膜外、胸膜外充填術	23,520 -	→ 23,520	0 K493	
K494		胸腔内(胸膜内)血腫除去術	15,350 -	→ 15,350	0 K494	
K495		削除			K495	
K496		醸膿胸膜、胸膜胼胝切除術			K496	
1	-	1肺葉に相当する範囲以内のもの	26,340 -	→ 26,340	0 1	
2	2	1肺葉に相当する範囲を超えるもの	33,150 -	→ 33,150	0 2	
K496-2		胸腔鏡下醸膿胸膜又は胸膜胼胝切除術	51,850 -	→ 51,850	0 K496-2	
K496-3		胸膜外肺剥皮術			K496-3	
1	-	1肺葉に相当する範囲以内のもの	26,340 -	→ 26,340	0 1	
2	2	1肺葉に相当する範囲を超えるもの	33,150 -	→ 33,150	0 2	
K496-4		胸腔鏡下膿胸腔掻爬術	32,690 -	→ 32,690	0 K496-4	
K497		膿胸腔有茎筋肉弁充填術	38,610 -	→ 38,610	0 K497	
K497-2		膿胸腔有茎大網充填術	57,100 -	→ 57,100	0 K497-2	
K498		胸郭形成手術(膿胸手術の場合)			K498	
1	-	肋骨切除を主とするもの	42,020 -	→ 42,020	0 1	
2	2	胸膜胼胝切除を併施するもの	49,200 -	→ 49,20¢	0 2	
K499		胸郭形成手術(肺切除後遺残腔を含む。)	15,830 -	→ 16,540	0 K499	
K500		削除			K500	
K501		乳糜胸手術	14,410 -	→ 17,29	0 K501	
K501-2		胸腔・腹腔シャントバルブ設置術		→ 12,530		

旧区分番号	新手術項目名	点数	新区分番号	備考
K501-3	胸腔鏡下胸管結紮術(乳糜胸手術)	改正前 改正後 15,230 → 15,230	VE01 2	<u> </u>
7301-3	(縦隔)	15,230 - 15,230	K501-3	
K502	縦隔腫瘍、胸腺摘出術	$37,000 \rightarrow 38,850$	K502	
K502-2	縦隔切開術	01,000	K502-2	
1	頸部からのもの、経食道によるもの	$\begin{array}{ccc} & & & \\ & 6,390 & \rightarrow & 6,390 \end{array}$		
2	経胸腔によるもの、経腹によるもの	$20,050 \rightarrow 20,050$		
K502-3	胸腔鏡下縦隔切開術		K502-3	
K502-4	拡大胸腺摘出術		K502-4	
K502-5	胸腔鏡下拡大胸腺摘出術		K502-5	
K503	· 縦隔郭清術	$37,010 \rightarrow 37,010$		
K504	縦隔悪性腫瘍手術		K504	
1	単純摘出	$37,000 \rightarrow 38,850$	1	
2	広汎摘出	$56,020 \rightarrow 58,820$	2	
K504-2	胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術	$58,950 \rightarrow 58,950$	K504-2	
•	(気管支、肺)	<u>'</u>		
K505 及び K506	削除		K505 及び K506	
K507	肺膿瘍切開排膿術	$31,030 \rightarrow 31,030$		
K508	気管支狭窄拡張術(気管支鏡によるもの)	$10,150 \rightarrow 10,150$	K508	
K508-2	気管・気管支ステント留置術		K508-2	
1	硬性鏡によるもの	$9,360 \rightarrow 9,400$	1	
2	軟性鏡によるもの	$8,960 \rightarrow 8,960$	2	
X508-3	気管支熱形成術	$10,150 \rightarrow 10,150$	K508-3	
X509	気管支異物除去術		K509	
1	直達鏡によるもの	$9,260 \rightarrow 9,260$	1	
2	開胸手術によるもの	$45,650 \rightarrow 45,650$	2	
K509-2	気管支肺胞洗浄術	4,800 → 4,800	K509-2	
K509-3	気管支内視鏡的放射線治療用マーカー留置術	$10,000 \rightarrow 10,000$	K509-3	

旧区分番号	新手術項目名	点数	新区分番号	備考
Z500 4	<i>たが、</i> 十、声 7 日 8 4 4 5	改正前 改正後	1,500 4	
X509-4	気管支瘻孔閉鎖術		K509-4	
K510	気管支腫瘍摘出術(気管支鏡又は気管支ファイバースコープによるもの)	$6,700 \rightarrow 8,040$	K510	
K510-2	光線力学療法	0.710 . 10.450	K510-2	
1	早期肺がん(0期又は1期に限る。)に対するもの	$8,710 \rightarrow 10,450$		
2	その他のもの	$8,710 \rightarrow 10,450$		
510-3	気管支鏡下レーザー腫瘍焼灼術	$10,020 \rightarrow 12,020$		
511	肺切除術		K511	
1	楔状部分切除	$27,520 \rightarrow 27,520$		
2	区域切除(1肺葉に満たないもの)	$58,430 \rightarrow 58,430$		
3	肺葉切除	$58,350 \rightarrow 58,350$		
4	複合切除(1肺葉を超えるもの)	$64,850 \rightarrow 64,850$		
5	1側肺全摘	59,830 → 59,830		
6	気管支形成を伴う肺切除	$76,230 \rightarrow 76,230$		
512	削除		K512	
513	胸腔鏡下肺切除術		K513	
1	肺嚢胞手術(楔状部分切除によるもの)	39,830 → 39,830	1	
2	その他のもの	58,950 → 58,950	2	
513-2	胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術	58,950 → 58,950	K513-2	
513-3	胸腔鏡下良性胸壁腫瘍手術	58,950 → 58,950	K513-3	
513-4	胸腔鏡下肺縫縮術	53,130 → 53,130	K513-4	
514	肺悪性腫瘍手術		K514	
1	部分切除	60,350 → 60,350	1	
2	区域切除	$69,250 \rightarrow 69,250$	2	
3	肺葉切除又は1肺葉を超えるもの	$72,640 \rightarrow 72,640$	3	
4	肺全摘	$72,640 \rightarrow 72,640$	4	
5	隣接臓器合併切除を伴う肺切除	78,400 → 78,400	5	
6	気管支形成を伴う肺切除	80,460 → 80,460	6	
7	気管分岐部切除を伴う肺切除	$124,860 \rightarrow 124,860$	7	

旧区分番号	新手術項目名	点数	新区分番号	備考
		改正前 改正後		
8	気管分岐部再建を伴う肺切除	$127,130 \rightarrow 127,130$		
9	胸膜肺全摘	$92,000 \rightarrow 92,000$		
10	壁側・臓側胸膜全切除(横隔膜、心膜合併切除を伴うもの)	$105,000 \rightarrow 105,000$	10	
K514-2	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術		K514-2	
1	部分切除	$60,170 \rightarrow 60,170$	1	
2	区域切除	$72,640 \rightarrow 72,64$	2	
3	肺葉切除又は1肺葉を超えるもの	$92,000 \rightarrow 92,000$	3	
K514-3	移植用肺採取術(死体)(両側)	$63,200 \rightarrow 63,200$	K514-3	
K514-4	同種死体肺移植術	$139,230 \rightarrow 139,230$	K514-4	
注2	両側肺を移植した場合	$45,000 \rightarrow 45,000$	注2	
K514-5	移植用部分肺採取術(生体)	52,680 → 60,75	K514-5	
K514-6	生体部分肺移植術	$130,260 \rightarrow 130,260$	K514-6	
	両側肺を移植した場合	- → 45,00°	注3	【注の追加】
K515	肺剥皮術	$32,600 \rightarrow 32,600$	K515	
K516	気管支瘻閉鎖術	$59,170 \rightarrow 59,170$	K516	
K517	肺縫縮術	$28,220 \rightarrow 28,220$	K517	
K518	気管支形成手術		K518	
1		$64,030 \rightarrow 64,030$	1	
2		$66,010 \rightarrow 66,010$	2	
K519	先天性気管狭窄症手術	$146,950 \rightarrow 146,950$		
L	(食道)			<u> </u>
K520	食道縫合術(穿孔、損傷)		K520	
1	頸部手術	$17,070 \rightarrow 17,070$	1	
2	開胸手術	$28,210 \rightarrow 28,21$	2	
3	開腹手術	$17,750 \rightarrow 17,750$		
	内視鏡によるもの	- → 10,30°		【項目の追加】
K521	食道周囲膿瘍切開誘導術		K521	
1	開胸手術	$28,210 \rightarrow 28,21$		

旧区分番号	新手術項目名	点数	新区分番号	備考
旧区万街万	利于例·埃日名	改正前 改正後	村 四 田 日	佣与
2	胸骨切開によるもの	$19,440 \rightarrow 23,29$	0 2	
3	その他のもの(頸部手術を含む。)	$6,600 \rightarrow 7,92$	0 3	
K522	食道狭窄拡張術		K522	
1	内視鏡によるもの	$9,450 \rightarrow 9,45$	0 1	
2	食道ブジー法	$2,950 \rightarrow 2,95$	0 2	
3	拡張用バルーンによるもの	$12,480 \rightarrow 12,48$	0 3	
<522-2	食道ステント留置術	6,300 → 6,30	0 K522-2	
K522-3	食道空置バイパス作成術	$65,900 \rightarrow 65,90$	0 K522-3	
X523	食道異物摘出術		K523	
1	頸部手術によるもの	$27,890 \rightarrow 27,89$	0 1	
2	開胸手術によるもの	$28,210 \rightarrow 28,21$	0 2	
3	開腹手術によるもの	$27,720 \rightarrow 27,72$	0 3	
	硬性内視鏡下食道異物摘出術	- → 5,36	0 K523-2	【新設】
K524	食道憩室切除術		K524	
1	頸部手術によるもの	$24,730 \rightarrow 24,73$	0 1	
2	開胸によるもの	$34,570 \rightarrow 34,57$	0 2	
K524-2	胸腔鏡下食道憩室切除術	$39,930 \rightarrow 39,93$	0 K524-2	
	腹腔鏡下食道憩室切除術	- → 39,93	0 K524-3	【新設】
K525	食道切除再建術		K525	
1	頸部、胸部、腹部の操作によるもの	$77,040 \rightarrow 77,04$	0 1	
2	胸部、腹部の操作によるもの	$69,690 \rightarrow 69,69$	0 2	
3	腹部の操作によるもの	$51,420 \rightarrow 51,42$	0 3	
K525-2	胸壁外皮膚管形成吻合術		K525-2	
1	頸部、胸部、腹部の操作によるもの	$77,040 \rightarrow 77,04$	0 1	
2	胸部、腹部の操作によるもの	$69,690 \rightarrow 69,69$	0 2	
3	腹部の操作によるもの	$51,420 \rightarrow 51,42$	0 3	
4	バイパスのみ作成する場合	$45,230 \rightarrow 45,23$	0 4	
₹525-3	非開胸食道抜去術(消化管再建手術を併施するもの)	$69,690 \rightarrow 69,69$	0 K525-3	

旧区分割	番号 新手術項目名	点	蒸数	新区分番号	備考
旧凸分包	<b>対</b> ケ	改正前	改正後		加 ————————————————————————————————————
K526	食道腫瘍摘出術			K526	
1	内視鏡によるもの	8,480	→ 8,480	1	
2	開胸又は開腹手術によるもの	37,550	$\rightarrow$ 37,550	2	
3	腹腔鏡下、縦隔鏡下又は胸腔鏡下によるもの	50,250	$\rightarrow$ 50,250	3	
K526-2	内視鏡的食道粘膜切除術			K526-2	
1	早期悪性腫瘍粘膜切除術	8,840	→ 8,840	1	
2	早期悪性腫瘍粘膜下層剥離術	22,100	→ 22 <b>,</b> 100	2	
K526-3	内視鏡的表在性食道悪性腫瘍光線力学療法	11,490	→ 12,950	K526-3	
K526-4	内視鏡的食道悪性腫瘍光線力学療法	6,300	→ 14,510	K526-4	
K527	食道悪性腫瘍手術(単に切除のみのもの)			K527	
1	頸部食道の場合	47,530	→ 47,530	1	
2	胸部食道の場合	56,950	$\rightarrow$ 56,950	2	
K528	先天性食道閉鎖症根治手術	64,820	→ 64,820	K528	
K528-2	先天性食道狭窄症根治手術	51,220	→ 51,220	K528-2	
K528-3	胸腔鏡下先天性食道閉鎖症根治手術	76,320	→ 76,320	K528-3	
529	食道悪性腫瘍手術(消化管再建手術を併施するもの)			K529	
1	頸部、胸部、腹部の操作によるもの	122,540	→ 122,540	1	
2	胸部、腹部の操作によるもの	101,490	→ 101,490	2	
3	腹部の操作によるもの	69,840	→ 69,840	3	
注	1 有茎腸管移植を併せて行った場合	7,500	→ 7,500	注1	
注	2 血行再建を併せて行った場合	3,000	→ 3,000	注2	
₹529-2	胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術			K529-2	
1	頸部、胸部、腹部の操作によるもの	125,240	→ 125,240	1	
2	胸部、腹部の操作によるもの	104,190	→ 104,190	2	
注	有茎腸管移植を併せて行った場合	7,500	→ 7,500	注	
	縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術	-	→ 109,240	K529-3	【新設】
K530	食道アカラシア形成手術	32,710	→ 32,710	K530	
<b>₹</b> 530−2	腹腔鏡下食道アカラシア形成手術	44,500	→ 44,500	K530-2	
				•	•

旧区分番号	新手術項目名	点数	ζ	新区分番号	備考
旧色刀笛万	利于附填日石	改正前	改正後	利 色 刀 笛 方	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /
K530-3	内視鏡下筋層切開術	9,450 →	11,340	K530-3	
K531	食道切除後2次的再建術			K531	
1	皮弁形成によるもの	43,920 →	43,920	1	
2	消化管利用によるもの	64,300 →	64,300	2	
K532	食道•胃静脈瘤手術			K532	
1	血行遮断術を主とするもの	37,620 →	37,620	1	
2	食道離断術を主とするもの	37,620 →	37,620	2	
K532-2	食道静脈瘤手術(開腹)	34,240 →	34,240	K532-2	
K532-3	腹腔鏡下食道静脈瘤手術(胃上部血行遮断術)	46,770 →	49,800	K532-3	
K533	食道・胃静脈瘤硬化療法(内視鏡によるもの)(一連として)	8,990 →	8,990	K533	
K533-2	内視鏡的食道•胃静脈瘤結紮術	8,990 →	8,990	K533-2	
	(横隔膜)				
K534	横隔膜縫合術			K534	
1	経胸又は経腹	27,890 →	33,460	1	
2	経胸及び経腹	37,620 →	40,910	2	
K534-2	横隔膜レラクサチオ手術			K534-2	
1	経胸又は経腹	27,890 →	27,890	1	
2	経胸及び経腹	37,620 →	37,620	2	
K534-3	胸腔鏡下(腹腔鏡下を含む。)横隔膜縫合術	31,990 →	31,990	K534-3	
K535	胸腹裂孔ヘルニア手術			K535	
1	経胸又は経腹	29,560 →	29,560	1	
2	経胸及び経腹	39,040 →	39,040	2	
K536	後胸骨ヘルニア手術	27,380 →	27,380	K536	
K537	食道裂孔ヘルニア手術			K537	
1	経胸又は経腹	27,380 →	27,380	1	
2	経胸及び経腹	38,290 →	38,290	2	
K537-2	腹腔鏡下食道裂孔ヘルニア手術	42,180 →	42,180	K537-2	
	第8款 心·脈管			-	

旧区分番号		点数	新区分番号 備考
IF 上为 田 勺		改正前 改正後	Will 3
1	(心、心膜、肺動静脈、冠血管等)		
₹538	心膜縫合術	9,180 → 9,180	K538
<b>₹538-2</b>	心筋縫合止血術(外傷性)	11,800 → 11,800	K538-2
K539	心膜切開術	$9,420 \rightarrow 9,420$	K539
X539-2	心膜囊胞、心膜腫瘍切除術	$15,240 \rightarrow 15,240$	K539-2
<b>₹</b> 539−3	胸腔鏡下心膜開窓術	$16,060 \rightarrow 16,540$	K539-3
K540	収縮性心膜炎手術	51,650 → 51,650	K540
K541	試験開心術	$24,700 \rightarrow 24,700$	K541
K542	心腔内異物除去術	$39,270 \rightarrow 39,270$	K542
K543	心房内血栓除去術	$39,270 \rightarrow 39,270$	K543
<b>&lt;</b> 544	心腫瘍摘出術、心腔内粘液腫摘出術		K544
1	単独のもの	60,600 → 60,600	1
2	冠動脈血行再建術(1吻合)を伴うもの	77,770 → 77,770	2
3	冠動脈血行再建術(2吻合以上)を伴うもの	91,910 → 91,910	3
<b>ζ</b> 545	開胸心臓マッサージ	$9,400 \rightarrow 9,400$	K545
<b>&lt;</b> 546	経皮的冠動脈形成術		K546
1	急性心筋梗塞に対するもの	32,000 → 32,000	1
2	不安定狭心症に対するもの	22,000 → 22,000	2
3	その他のもの	19,300 → 19,300	3
<b>&lt;</b> 547	経皮的冠動脈粥腫切除術	$23,950 \rightarrow 28,280$	K547
₹548	経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)		K548
1	高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの	$24,500 \rightarrow 24,720$	1
2	エキシマレーザー血管形成用カテーテルによるもの	$24,500 \rightarrow 24,720$	2
K549	経皮的冠動脈ステント留置術		K549
1	急性心筋梗塞に対するもの	34,380 → 34,380	1
2	不安定狭心症に対するもの	24,380 → 24,380	2
3	その他のもの	21,680 → 21,680	3
K550	冠動脈内血栓溶解療法	$17,410 \rightarrow 17,720$	K550

K550-2   経皮的冠動脈血栓吸引術	分番号 備考
<ul> <li>K551</li> <li>記動脈形成術(血栓内膜摘除)</li> <li>2 2箇所以上のもの</li> <li>76,550 → 76,550</li> <li>79,860 → 79,860</li> <li>K552</li> <li>記動脈、大動脈バイパス移植術</li> <li>2 2吻合以上のもの</li> <li>2 2吻合以上のもの</li> <li>2 2吻合以上のもの</li> <li>2 2物合以上のもの</li> <li>2 2物合以上のもの</li> <li>2 2物合以上のもの</li> <li>2 2物所脈、大動脈がイパス移植術(人工心肺を使用しないもの)</li> <li>1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1</li></ul>	7年5 1年5
1	
K552       2 箇所以上のもの       79,860 → 79,860         だ動脈、大動脈バイパス移植術       K552         1 1 内合のもの       71,570 → 71,570 → 71,570 1         2 2吻合以上のもの       89,250 → 89,250 → 89,250 2         注 冠動脈形成術(血栓内膜摘除)を併せて行った場合       10,000 → 10,000 → 10,000 1         K552-2       不動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないもの)       71,570 → 71,570 1         2 2吻合以上のもの       91,350 → 91,350 → 91,350 2         注 冠動脈形成術(血栓内膜摘除)を併せて行った場合       10,000 → 10,000 → 10,000 1         K553       上空瘤切除術(梗塞切除を含む。)       K553         1 単独のもの       63,390 → 63,390 1         2 記動脈血行再建術(1吻合)を伴うもの       80,060 → 80,060 2	
括552   一元	
1 1 物合のもの 2 物合以上のもの 89,250 → 89,250 2 2 短動脈形成術(血栓内膜摘除)を併せて行った場合 10,000 → 10,000 が	
2       2吻合以上のもの       89,250 → 89,250       2         注       冠動脈形成術(血栓内膜摘除)を併せて行った場合       10,000 → 10,000       2         (552-2)       江動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないもの)       71,570 → 71,570       1         2       2吻合以上のもの       91,350 → 91,350       2         注       冠動脈形成術(血栓内膜摘除)を併せて行った場合       10,000 → 10,000       2         (553)       心室瘤切除術(梗塞切除を含む。)       K553         1       単独のもの       63,390 → 63,390       1         2       冠動脈血行再建術(1吻合)を伴うもの       80,060 → 80,060       2	
注 冠動脈形成術(血栓内膜摘除)を併せて行った場合 10,000 → 10,000	1
記動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないもの)   K552-2   T1   1吻合のもの   71,570 → 71,570   1   2   2吻合以上のもの   91,350 → 91,350   2   2   2動脈形成術(血栓内膜摘除)を併せて行った場合   10,000 → 10,000   2   2   2   2   2   2   2   2   2	2
1 1吻合のもの 71,570 → 71,570 1 2 2吻合以上のもの 91,350 → 91,350 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	注
2       2吻合以上のもの       91,350 → 91,350       2         注       冠動脈形成術(血栓内膜摘除)を併せて行った場合       10,000 → 10,000       2         べ室瘤切除術(梗塞切除を含む。)       K553         1       単独のもの       63,390 → 63,390       1         2       冠動脈血行再建術(1吻合)を伴うもの       80,060 → 80,060       2	
注 冠動脈形成術(血栓内膜摘除)を併せて行った場合 10,000 → 10,000 以 K553 に	1
K553       心室瘤切除術(梗塞切除を含む。)       K553         1       単独のもの       63,390 → 63,390       1         2       冠動脈血行再建術(1吻合)を伴うもの       80,060 → 80,060       2	2
1       単独のもの       63,390 → 63,390       1         2       冠動脈血行再建術(1吻合)を伴うもの       80,060 → 80,060       2	注
2 冠動脈血行再建術(1吻合)を伴うもの 80,060 → 80,060 2	
	1
2 字動脈血行再建後(9㎞合以上)を伴られの 100,900 × 100,900 × 100,900	2
3   週期派皿11 井建州 (2物 日 以上 / を 十 7 も ツ ) 100,200 → 100,200 → 100,200	3
553-2 左室形成術、心室中隔穿孔閉鎖術、左室自由壁破裂修復術 K553-2	
1 単独のもの 114,300 → 114,300 1	l
2 冠動脈血行再建術(1吻合)を伴うもの 147,890 → 147,890 → 2	2
3 冠動脈血行再建術(2吻合以上)を伴うもの 167,180 → 167,180 3	3
554   弁形成術	
1 1弁のもの 79,860 → 79,860 1	1
2 2弁のもの 93,170 → 93,170 2	2
3 3弁のもの 106,480 → 106,480 3	3
胸腔鏡下弁形成術 K554-2	【新設】
1弁のもの - → 109,860 1	1
2弁のもの - → 123,170 2	2
K555   弁置換術	

旧区	分番号	新手術項目名	点数	- 新区分番号	備考
			改正前 改正後		1
	1	1弁のもの	85,500 → 85,500	1	
	2	2弁のもの	$100,200 \rightarrow 100,200$	2	
	3	3弁のもの	$114,510 \rightarrow 114,510$	3	
K555-2		経カテーテル大動脈弁置換術	$ \rightarrow$ $-$	K555-2	
	1	経心尖大動脈弁置換術	$61,530 \rightarrow 61,530$	1	
	2	経皮的大動脈弁置換術	$37,560 \rightarrow 37,560$	2	
		胸腔鏡下弁置換術		K555-3	【新設】
		1弁のもの	- → 115,500	1	
		2弁のもの	- → 130,200	2	
K556		大動脈弁狭窄直視下切開術	$42,940 \rightarrow 42,940$	K556	
K556-2		経皮的大動脈弁拡張術	$37,430 \rightarrow 37,430$	K556-2	
K557		大動脈弁上狭窄手術	$71,570 \rightarrow 71,570$	K557	
K557-2		大動脈弁下狭窄切除術(線維性、筋肥厚性を含む。)	$78,260 \rightarrow 78,260$	K557-2	
K557-3		弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術	$157,840 \rightarrow 157,840$	K557-3	
K557-4		ダムス・ケー・スタンセル(DKS)吻合を伴う大動脈狭窄症手術	$115,750 \rightarrow 115,750$	K557-4	
K558		ロス手術(自己肺動脈弁組織による大動脈基部置換術)	$192,920 \rightarrow 192,920$	K558	
K559		閉鎖式僧帽弁交連切開術	$38,450 \rightarrow 38,450$	K559	
K559-2		経皮的僧帽弁拡張術	$34,930 \rightarrow 34,930$	K559-2	
		経皮的僧帽弁クリップ術	- → 34,930	K559-3	【新設】
K560		大動脈瘤切除術(吻合又は移植を含む。)		K560	
	1	上行大動脈		1	
	イ	大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの	$114,510 \rightarrow 114,510$	7	
	口	人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術	$128,820 \rightarrow 128,820$	) II	
	ハ	自己弁温存型大動脈基部置換術	$148,860 \rightarrow 148,860$		
	Ξ	その他のもの	$100,200 \rightarrow 100,200$		
	2	弓部大動脈	$114,510 \rightarrow 114,510$	2	
	3	上行大動脈及び弓部大動脈の同時手術		3	
	イ	大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの	$187,370 \rightarrow 187,370$	1	

旧区	区分番号	新手術項目名	点数 改正前 改正後	新区分番号	備考
	П	人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術	$210,790 \rightarrow 210,790$	П	
	ハ	自己弁温存型大動脈基部置換術	$243,580 \rightarrow 243,580$	ハ	
	11	その他のもの	$171,760 \rightarrow 171,760$	=	
	4	下行大動脈	$89,250 \rightarrow 89,250$	4	
	5	胸腹部大動脈	$249,750 \rightarrow 249,750$	5	
	6	腹部大動脈(分枝血管の再建を伴うもの)	$59,080 \rightarrow 59,080$	6	
	7	腹部大動脈(その他のもの)	$52,000 \rightarrow 52,000$	7	
K560-2		オープン型ステントグラフト内挿術		K560-2	
	1	弓部大動脈	$114,510 \rightarrow 114,510$	1	
	2	上行大動脈及び弓部大動脈の同時手術		2	
	イ	大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの	$187,370 \rightarrow 187,370$	イ	
	口	人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術	$210,790 \rightarrow 210,790$	口	
	ハ	自己弁温存型大動脈基部置換術	$243,580 \rightarrow 243,580$	ハ	
	=	その他のもの	$171,760 \rightarrow 171,760$	=	
	3	下行大動脈	$89,250 \rightarrow 89,250$	3	
K561		ステントグラフト内挿術		K561	【項目の見直し】
		血管損傷の場合	- → 43,830	1	
		1以外の場合		2	
	1	胸部大動脈	$56,560 \rightarrow 56,560$	イ	
	2	腹部大動脈	$49,440 \rightarrow 49,440$	ロ	
	3	腸骨動脈	$43,830 \rightarrow 43,830$	ハ	
K562		動脈管開存症手術		K562	
	1	経皮的動脈管開存閉鎖術	$18,990 \rightarrow 22,780$	1	
	2	動脈管開存閉鎖術(直視下)	$22,000 \rightarrow 22,000$	2	
K562-2		胸腔鏡下動脈管開存閉鎖術	$27,400 \rightarrow 27,400$	K562-2	
K563		肺動脈絞扼術	$39,410 \rightarrow 39,410$	K563	
K564		血管輪又は重複大動脈弓離断手術	$43,150 \rightarrow 43,150$	K564	
K565		巨大側副血管手術(肺内肺動脈統合術)	$90,870 \rightarrow 94,420$	K565	

旧区分	<del></del> 番号	新手術項目名 新手術項目名	点数		
		_	改正前 改正征	Ź	1
K566		体動脈肺動脈短絡手術(ブラロック手術、ウォーターストン手術)	$44,670 \rightarrow 44,6$		
K567		大動脈縮窄(離断)症手術		K567	
1		単独のもの	$57,250 \rightarrow 57,5$		
2		心室中隔欠損症手術を伴うもの	$100,200 \rightarrow 100,3$		
3		複雑心奇形手術を伴うもの	$173,620 \rightarrow 173,6$	3	
K567-2		経皮的大動脈形成術	$37,430 \rightarrow 37,4$	430 K567-2	
K568		大動脈肺動脈中隔欠損症手術		K568	
1		単独のもの	80,840 → 80,8	340 1	
2		心内奇形手術を伴うもの	97,690 → 97,0	590 2	
K569		三尖弁手術(エプスタイン氏奇形、ウール氏病手術)	$103,640 \rightarrow 103,6$	640 K569	
K570		肺動脈狭窄症、純型肺動脈弁閉鎖症手術		K570	
1		肺動脈弁切開術(単独のもの)	$35,750 \rightarrow 35,$	750 1	
2		右室流出路形成又は肺動脈形成を伴うもの	$74,460 \rightarrow 74,4$	160 2	
K570-2		経皮的肺動脈弁拡張術	$34,410 \rightarrow 34,4$	410 K570-2	
K570-3		経皮的肺動脈形成術	31,280 → 31,3	280 K570-3	
K571		肺静脈還流異常症手術		K571	
1		部分肺静脈還流異常	$50,970 \rightarrow 50,9$	970 1	
2		総肺静脈還流異常		2	
	イ	心臓型	$109,310 \rightarrow 109,310$	310 イ	
	口	その他のもの	$129,310 \rightarrow 129,310$	310	
K572		肺静脈形成術	58,930 → 58,9		
K573		心房中隔欠損作成術	,	K573	
1		経皮的心房中隔欠損作成術(ラシュキンド法)	$13,410 \rightarrow 16,6$		
2		心房中隔欠損作成術	$36,900 \rightarrow 36,9$		
K574		心房中隔欠損閉鎖術		K574	
1		単独のもの	$39,130 \rightarrow 39,$		
2		肺動脈弁狭窄を合併するもの	$\begin{array}{c} 35,130 \\ 45,130 \\ \end{array} \rightarrow \begin{array}{c} 35,130 \\ \end{array} \rightarrow \begin{array}{c} 35,130 \\ \end{array}$		
K574-2		経皮的心房中隔欠損閉鎖術	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$		

旧区分割	来早	新手術項目名 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	点	数	新区分番号	備考
旧色分包	<b>省</b> 万	利于附填日石		改正後	材 色 分 後 方	1佣与
K575		三心房心手術	68,940 -	→ 68,940	K575	
K576		心室中隔欠損閉鎖術			K576	
1		単独のもの	52,320 -	→ 52,320	1	
2		肺動脈絞扼術後肺動脈形成を伴うもの	65,830 -	→ 65,830	2	
3		大動脈弁形成を伴うもの	66,060 -	→ 66,060	3	
4		右室流出路形成を伴うもの	71,570 -	→ 71,570	4	
K577		バルサルバ洞動脈瘤手術			K577	
1		単独のもの	71,570 -	→ 71,570	1	
2		大動脈閉鎖不全症手術を伴うもの	85,880 -	→ 85,880	2	
K578		右室二腔症手術	80,490 -	→ 80,490	K578	
K579		不完全型房室中隔欠損症手術			K579	
1		心房中隔欠損パッチ閉鎖術(単独のもの)	60,330 -	→ 60,330	1	
2		心房中隔欠損パッチ閉鎖術及び弁形成術を伴うもの	66,060 -	→ 66,060	2	
K579-2		完全型房室中隔欠損症手術			K579-2	
1		心房及び心室中隔欠損パッチ閉鎖術を伴うもの	107,350 -	→ 107,350	1	
2		ファロー四徴症手術を伴うもの	192,920 -	→ 192,920	2	
K580		ファロー四徴症手術			K580	
1		右室流出路形成術を伴うもの	71,000 -	→ 71,000	1	
2		末梢肺動脈形成術を伴うもの	94,060 -	→ 94 <b>,</b> 060	2	
K581		肺動脈閉鎖症手術			K581	
1		単独のもの	100,200 -	→ 100,200	1	
2		ラステリ手術を伴うもの	173,620 -	→ 173,620	2	
3		巨大側副血管術を伴うもの	231,500 -	→ 231,500	3	
K582		両大血管右室起始症手術			K582	
1		単独のもの	85,880 -	→ 85,880	1	
2		右室流出路形成を伴うもの	128,820 -	→ 128,820	2	
3		心室中隔欠損閉鎖術及び大血管血流転換を伴うもの(タウシッヒ・ビング奇形手術)	192,920 -	→ 192,920	3	
X583		大血管転位症手術			K583	

旧区分番号	房 新手術項目名	点数 改正前 改正後	新区分番号	備考
1	心房内血流転換手術(マスタード・セニング手術)	114,510 → 114,510	1	
2	大血管血流転換術(ジャテーン手術)	$144,690 \rightarrow 144,690$	2	
3	心室中隔欠損閉鎖術を伴うもの	$173,620 \rightarrow 173,620$	3	
4	ラステリ手術を伴うもの	$154,330 \rightarrow 154,330$	4	
K584	修正大血管転位症手術		K584	
1	心室中隔欠損パッチ閉鎖術	85,790 → 85,790	1	
2	根治手術(ダブルスイッチ手術)	$201,630 \rightarrow 201,630$	2	
K585	総動脈幹症手術	$143,860 \rightarrow 143,860$	K585	
K586	単心室症又は三尖弁閉鎖症手術		K586	
1	両方向性グレン手術	$71,570 \rightarrow 71,570$	1	
2	フォンタン手術	85,880 → 85,880	2	
3	心室中隔造成術	$181,350 \rightarrow 181,350$	3	
K587	左心低形成症候群手術(ノルウッド手術)	$179,310 \rightarrow 179,310$	K587	
K588	冠動静脈瘻開胸的遮断術	$53,240 \rightarrow 53,240$	K588	
K589	冠動脈起始異常症手術	85,880 → 85,880	K589	
K590	心室憩室切除術	$76,710 \rightarrow 76,710$	K590	
K591	心臓脱手術	$113,400 \rightarrow 113,400$	K591	
K592	肺動脈塞栓除去術	48,880 → 48,880	K592	
K592-2	肺動脈血栓内膜摘除術	$135,040 \rightarrow 135,040$	K592-2	
K593	肺静脈血栓除去術	$39,270 \rightarrow 39,270$	K593	
K594	不整脈手術		K594	
1	副伝導路切断術	89,250 → 89,250	1	
2	心室頻拍症手術	$147,890 \rightarrow 147,890$	2	
3	メイズ手術	98,640 → 98,640	3	
	肺静脈隔離術	- → 72,230	K594-2	【新設】
K595	経皮的カテーテル心筋焼灼術		K595	
1	心房中隔穿刺又は心外膜アプローチを伴うもの	$40,760 \rightarrow 40,760$	1	
2	その他のもの	$34,370 \rightarrow 34,370$	2	

旧区分番号	新手術項目名 		点			新区分番号	備考
	MTMXIA	改正	前	改	工後	初色刀笛刀	/用 <i>つ</i>
注1	三次元カラーマッピング加算	17,00	00 -	$\rightarrow$	17,000	注1	
注2	磁気ナビゲーション加算	5,00	00 -	$\rightarrow$	5,000	注2	
K595-2	経皮的中隔心筋燒灼術	24,39	00 -	$\rightarrow$	24,390	K595-2	
X596	体外ペースメーキング術	3,3	'0 –	$\rightarrow$	3,370	K596	
<b>1</b> 597	ペースメーカー移植術					K597	
1	心筋電極の場合	15,00	50 -	$\rightarrow$	15,060	1	
2	経静脈電極の場合	9,52	20 –	$\rightarrow$	9,520	2	
	リードレスペースメーカーの場合			$\rightarrow$	9,520	3	【項目の追加】
X597-2	ペースメーカー交換術	4,00	00 -	$\rightarrow$	4,000	K597-2	
X597−3	植込型心電図記録計移植術	1,20	50 -	$\rightarrow$	1,260	K597-3	
X597-4	植込型心電図記録計摘出術	84	- 0	$\rightarrow$	840	K597-4	
598	両心室ペースメーカー移植術	31,5	.0 –	$\rightarrow$	31,510	K598	
598-2	両心室ペースメーカー交換術	5,00	00 -	$\rightarrow$	5,000	K598-2	
599	植込型除細動器移植術					K599	
1	経静脈リードを用いるもの	31,5	.0 –	$\rightarrow$	31,510	1	
2	皮下植込型リードを用いるもの	24,3	.0 –	$\rightarrow$	24,310	2	
599-2	植込型除細動器交換術	6,00	00 -	$\rightarrow$	7,200	K599-2	
599-3	両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術	35,20	00 -	$\rightarrow$	35,200	K599-3	
599-4	両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術	6,00	00 -	$\rightarrow$	7,200	K599-4	
599-5	経静脈電極抜去術					K599-5	
1	レーザーシースを用いるもの	28,60	00 -	$\rightarrow$	28,600	1	
2	レーザーシースを用いないもの	22,2	.0 –	$\rightarrow$	22,210	2	
3600	大動脈バルーンパンピング法(IABP法)(1日につき)					K600	
1	初日	8,78	80 -	$\rightarrow$	8,780	1	
2	2日目以降	3,68	80 -	$\rightarrow$	3,680	2	
3601	人工心肺(1日につき)					K601	
1	初日	26,99	50 -	$\rightarrow$	30,150	1	
2	2日目以降	3,00	0 -	$\rightarrow$	3,000	2	

旧区分番号	新手術項目名	点	数	新区分番号	備考
口	利于 <b>州</b> ·博日名	改正前	改正後	机凸刀笛石	加与 
注1	初日に、補助循環、選択的冠灌流又は逆行性冠灌流を併せて行った場合	4,800 -	→ 4,800	注1	
注2	初日に選択的脳灌流を併せて行った場合	7,000 -	→ 7,000	注2	
K602	経皮的心肺補助法(1日につき)			K602	
1	初日	11,100 -	→ 11,100	1	
2	2日目以降	3,120 -	→ 3,120	2	
	経皮的循環補助法(ポンプカテーテルを用いたもの)(1日につき)			K602-2	【新設】
	初日		→ 11,100	1	
	2日目以降		→ 3,680	2	
K603	補助人工心臓(1日につき)			K603	
1	初日	54,370 -	→ 54,370	1	
2	2日目以降30日目まで	5,000 -	→ 5,000	2	
3	31日目以降	4,000 -	→ 4,000	3	
K603-2	小児補助人工心臓(1日につき)			K603-2	
1	初日	63,150 -	→ 63,150	1	
2	2日目以降30日目まで	8,680 -	→ 8,680	2	
3	31日目以降	7,680 -	→ 7,680	3	
K604	削除			K604	
K604-2	植込型補助人工心臟(非拍動流型)			K604-2	
1	初日(1日につき)	58,500 -	→ 58 <b>,</b> 500	1	
2	2日目以降30日目まで(1日につき)	5,000 -	→ 5 <b>,</b> 000	2	
3	31日目以降90日目まで(1日につき)	2,780 -	→ 2,780	3	
4	91日目以降(1日につき)	1,500 -	→ 1,500	4	
K605	移植用心採取術	62,720 -	→ 62,720	K605	
K605-2	同種心移植術	192,920 -	→ 192,920	K605-2	
K605-3	移植用心肺採取術	100,040 -	→ 100,040	K605-3	
K605-4	同種心肺移植術	286,010 -	→ 286,010	K605-4	
K605-5	骨格筋由来細胞シート心表面移植術	9,420 -	→ 9,420	K605-5	
<u> </u>		·			

旧区八平旦.	新手術項目名	点数	<b>华区八平</b> □	備考
旧区分番号	利于州 填日名	改正前 改正後	新区分番号	1
K606	血管露出術	530 → 530 K6	606	
K607	血管結紮術	Ke	607	
1	開胸又は開腹を伴うもの	$10,550 \rightarrow 12,660$	1	
2	その他のもの	$3,130 \rightarrow 3,750$	2	
607-2	血管縫合術(簡単なもの)	3,130 → 3,130 K6	607-2	
X607-3	上腕動脈表在化法	5,000 → 5,000 Ke	607-3	
808	動脈塞栓除去術	Ke	608	
1	開胸又は開腹を伴うもの	$28,560 \rightarrow 28,560$	1	
2	その他のもの(観血的なもの)	11,180 → 11,180	2	
K608-2	外シャント血栓除去術	1,680 → 1,680 K6	608-2	
K608−3	内シャント血栓除去術	3,130 → 3,130 K6	608-3	
3609	動脈血栓内膜摘出術	Ke	609	
1	大動脈に及ぶもの	$40,950 \rightarrow 40,950$	1	
2	内頸動脈	$43,880 \rightarrow 43,880$	2	
3	その他のもの	$28,450 \rightarrow 28,450$	3	
609-2	経皮的頸動脈ステント留置術	$34,740 \rightarrow 34,740 \text{ Ke}$	609-2	
X610	動脈形成術、吻合術	Ke	610	
1	頭蓋内動脈	$99,700 \rightarrow 99,700$	1	
2	胸腔内動脈(大動脈を除く。)	$52,570 \rightarrow 52,570$	2	
3	腹腔内動脈(大動脈を除く。)	$47,790 \rightarrow 47,790$	3	
4	指(手、足)の動脈	$15,340 \rightarrow 18,400$	4	
5	その他の動脈	$21,700 \rightarrow 21,700$	5	
K610-2	脳新生血管造成術	$52,550 \rightarrow 52,550 \text{ Ke}$	610-2	
X610-3	内シャント又は外シャント設置術	18,080 → 18,080 K6	610-3	
610-4	四肢の血管吻合術	18,080 → 18,080 K6	610-4	
X610-5	血管吻合術及び神経再接合術(上腕動脈、正中神経及び尺骨神経)	18,080 → 18,080 K6	610-5	
X611	抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用植込型カテーテル設置	Ke	611	
1	開腹して設置した場合	$17,940 \rightarrow 17,940$	1	

旧区	分番号	新手術項目名	点数 改正前 改正後	新区分番号	備考
	2	四肢に設置した場合	$16,250 \rightarrow 16,250$	2	
	3	頭頸部その他に設置した場合	$16,640 \rightarrow 16,640$	3	
K612		末梢動静脈瘻造設術	7,760 →	K612	【項目の見直し】
		静脈転位を伴うもの	- → 21,300	1	
		その他のもの	$- \rightarrow 7,760$	2	
K613		腎血管性高血圧症手術(経皮的腎血管拡張術)	31,840 → 31,840	K613	
K614		血管移植術、バイパス移植術		K614	
	1	大動脈	$70,700 \rightarrow 70,700$	1	
	2	胸腔内動脈	$64,050 \rightarrow 64,050$	2	
	3	腹腔内動脈	$56,560 \rightarrow 56,560$	3	
	4	頭、頸部動脈	$55,050 \rightarrow 55,050$	4	
	5	下腿、足部動脈	$62,670 \rightarrow 62,670$	5	
	6	膝窩動脈	$42,500 \rightarrow 42,500$	6	
	7	その他の動脈	$30,290 \rightarrow 30,290$	7	
K615		血管塞栓術(頭部、胸腔、腹腔内血管等)		K615	
	1	止血術	$23,110 \rightarrow 23,110$	1	
	2	選択的動脈化学塞栓術	$20,040 \rightarrow 20,040$	2	
	3	その他のもの	$18,620 \rightarrow 18,620$	3	
K615-2		経皮的大動脈遮断術	$1,390 \rightarrow 1,660$	K615-2	
K616		四肢の血管拡張術・血栓除去術	$22,590 \rightarrow 22,590$	K616	
K616-2		頸動脈球摘出術	$10,800 \rightarrow 10,800$	K616-2	
K616-3		経皮的胸部血管拡張術(先天性心疾患術後に限る。)	$24,550 \rightarrow 24,550$	K616-3	
K616-4		経皮的シャント拡張術・血栓除去術	$18,080 \rightarrow 18,080$	K616-4	
K616-5		経皮的血管内異物除去術	$14,000 \rightarrow 14,000$	K616-5	
		(静脈)			
K617		下肢静脈瘤手術		K617	
	1	抜去切除術	$10,200 \rightarrow 10,200$	1	
	2	硬化療法(一連として)	$1,720 \rightarrow 1,720$	2	

旧区分番号	新手術項目名 新手術項目名	点数 新区分番号 備考
四色刀笛万	利士削供日行 	改正前  改正後
3	高位結紮術	$3,130 \rightarrow 3,130 \qquad 3$
K617-2	大伏在静脈抜去術	11,020 → 11,020 K617-2
K617-3	静脈瘤切除術(下肢以外)	1,820 → 1,820 K617-3
K617-4	下肢静脈瘤血管内焼灼術	$14,360 \rightarrow 14,360 \text{ K617-4}$
K617-5	内視鏡下下肢静脈瘤不全穿通枝切離術	$10,200 \rightarrow 10,200 \text{ K617-5}$
K618	中心静脈注射用植込型カテーテル設置	K618
1	四肢に設置した場合	$10,500 \rightarrow 10,500 \qquad 1$
2	頭頸部その他に設置した場合	$10,800 \rightarrow 10,800 \qquad 2$
注1	6歳未満の乳幼児の場合	300 → 300 注1
K619	静脈血栓摘出術	K619
1	開腹を伴うもの	$22,070 \rightarrow 22,070 \qquad 1$
2	その他のもの(観血的なもの)	$13,100 \rightarrow 13,100 \qquad 2$
K619-2	総腸骨静脈及び股静脈血栓除去術	32,100 → 32,100 K619-2
K620	下大静脈フィルター留置術	$10,160 \rightarrow 6,490 \text{ K}620$
K620-2	下大静脈フィルター除去術	6,190 → 6,190 K620-2
K621	門脈体循環静脈吻合術(門脈圧亢進症手術)	40,650 → 40,650 K621
K622	胸管内頸静脈吻合術	$37,620 \rightarrow 37,620 \text{ K622}$
K623	静脈形成術、吻合術	K623
1	胸腔内静脈	$25,200 \rightarrow 25,200 \qquad 1$
2	腹腔内静脈	$25,200 \rightarrow 25,200 \qquad 2$
3	その他の静脈	$16,140 \rightarrow 16,140 \qquad 3$
K623-2	脾腎静脈吻合術	21,220 → 21,220 K623-2
	(リンパ・管、リンパ・節)	
K624	削除	K624
K625	リンパ管腫摘出術	K625
1	長径5センチメートル未満	$10,910 \rightarrow 13,090 \qquad 1$
2	長径5センチメートル以上	$16,390 \rightarrow 16,390 \qquad 2$
K626	リンパ節摘出術	K626

旧区分番号	新手術項目名	改正前	点数	<b></b>	新区分番号	備考
1	長径3センチメートル未満	1,200	$\rightarrow$	1,200	1	
2	長径3センチメートル以上	2,880	$\rightarrow$	2,880	2	
K626-2	リンパ節膿瘍切開術	910	$\rightarrow$	910	K626-2	
K627	リンパ節群郭清術				K627	
1	顎下部又は舌下部(浅在性)	9,060	$\rightarrow$	10,870	1	
2	頸部(深在性)	20,080	$\rightarrow$	24,090	2	
3	鎖骨上窩及び下窩	12,050	$\rightarrow$	14,460	3	
4	腋窩	17,750	$\rightarrow$	17,750	4	
5	胸骨旁	20,080	$\rightarrow$	23,190	5	
6	鼠径部及び股部	7,370	$\rightarrow$	8,710	6	
7	後腹膜	41,380	$\rightarrow$	41,380	7	
8	骨盤	26,800	$\rightarrow$	26,800	8	
K627-2	腹腔鏡下骨盤内リンパ節群郭清術	36,140	$\rightarrow$	41,090	K627-2	
K627-3	腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術	26,460	$\rightarrow$	26,460	K627-3	
K627-4	腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術	39,720	$\rightarrow$	39,720	K627-4	
K628	リンパ管吻合術	34,450	$\rightarrow$	34,450	K628	
	第9款 腹部					
	(腹壁、ヘルニア)					
K629	削除				K629	
K630	腹壁膿瘍切開術	1,270	$\rightarrow$	1,270	K630	
K631	腹壁瘻手術				K631	
1	腹壁に限局するもの	1,820	$\rightarrow$	1,820	1	
2	腹腔に通ずるもの	8,390	$\rightarrow$	10,050	2	
K632	腹壁腫瘍摘出術				K632	
1	形成手術を必要としない場合	4,310	$\rightarrow$	4,310	1	
2	形成手術を必要とする場合	11,210	$\rightarrow$	11,210	2	
K633	ヘルニア手術				K633	
1	腹壁瘢痕ヘルニア	8,450	$\rightarrow$	9,950	1	

旧区分	分番号	新手術項目名	点数 改正前 改	<b></b>	新区分番号	備考
	2	半月状線ヘルニア、白線ヘルニア、腹直筋離開	6,200 →	6,200	2	
	3	臍ヘルニア	4,200 →	4,200	3	
	4	臍帯ヘルニア	18,810 →	18,810	4	
	5	鼠径ヘルニア	6,000 →	6,000	5	
	6	大腿ヘルニア	8,860 →	8,860	6	
	7	腰ヘルニア	8,590 →	8,880	7	
	8	骨盤部ヘルニア (閉鎖孔ヘルニア、坐骨ヘルニア、会陰ヘルニア)	18,810 →	18,810	8	
	9	内へルニア	18,810 →	18,810	9	
K633-2		腹腔鏡下ヘルニア手術			K633-2	
	1	腹壁瘢痕ヘルニア	13,770 →	16,520	1	
	2	大腿ヘルニア	15,460 →	18,550	2	
	3	半月状線ヘルニア、白線ヘルニア	11,520 →	13,820	3	
	4	臍ヘルニア	9,520 →	11,420	4	
	5	閉鎖孔ヘルニア	24,130 →	24,130	5	
K634		腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両側)	22,960 →	22,960	K634	
		(腹膜、後腹膜、腸間膜、網膜)				
K635		胸水·腹水濾過濃縮再静注法	4,160 →	4,990	K635	
K635-2		腹腔・静脈シャントバルブ設置術	6,730 →	6,730	K635-2	
K635-3		連続携行式腹膜灌流用カテーテル腹腔内留置術	12,000 →	12,000	K635-3	
K636		試験開腹術	5,550 →	5,550	K636	
K636-2		ダメージコントロール手術	9,370 →	11,240	K636-2	
K636-3		腹腔鏡下試験開腹術	11,320 →	11,320	K636-3	
K636-4		腹腔鏡下試験切除術	11,320 →	11,320	K636-4	
K637		限局性腹腔膿瘍手術			K637	
	1	横隔膜下膿瘍	10,690 →	10,690	1	
	2	ダグラス窩膿瘍	5,710 →	5,710	2	
	3	虫垂周囲膿瘍	5,340 →	5,340	3	
	4	その他のもの	8,330 →	9,270	4	

旧区分番号	新手術項目名	点数	新区分番号	備考
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	改正前 改正後	利色力雷力	
K637-2	経皮的腹腔膿瘍ドレナージ術	10,800 → 10,80	00 K637-2	
₹638	骨盤腹膜外膿瘍切開排膿術	$3,290 \rightarrow 3,29$	00 K638	
K639	急性汎発性腹膜炎手術	$12,000 \rightarrow 14,40$	00 K639	
<b>₹639-2</b>	結核性腹膜炎手術	$12,000 \rightarrow 12,00$	00 K639-2	
₹639-3	腹腔鏡下汎発性腹膜炎手術	$19,260 \rightarrow 23,04$	K639-3	
Κ640	腸間膜損傷手術		K640	
1	縫合、修復のみのもの	10,390 → 10,39	00 1	
2	腸管切除を伴うもの	26,880 → 26,88	2	
K641	大網切除術	$8,720 \rightarrow 8,72$	K641	
K642	大網、腸間膜、後腹膜腫瘍摘出術		K642	
1	腸切除を伴わないもの	11,910 → 14,29	00 1	
2	腸切除を伴うもの	$28,210 \rightarrow 29,97$	70 2	
K642-2	腹腔鏡下大網、腸間膜、後腹膜腫瘍摘出術	$32,310 \rightarrow 32,31$	0 K642-2	
K642-3	腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術	$30,310 \rightarrow 30,31$	0 K642-3	
K643	後腹膜悪性腫瘍手術	$48,510 \rightarrow 48,51$	0 K643	
X643-2	腹腔鏡下小切開後腹膜悪性腫瘍手術	50,610 → 50,61	0 K643-2	
K644	臍腸管瘻手術		K644	
1	腸管切除を伴わないもの	5,260 → 5,26	1	
2	腸管切除を伴うもの	18,280 → 18,28	2	
K645	骨盤内臟全摘術	$120,980 \rightarrow 120,98$	K645	
	(胃、十二指腸)			
Κ646	胃血管結紮術(急性胃出血手術)	11,360 → 11,36	60 K646	
K647	胃縫合術(大網充填術又は被覆術を含む。)	$12,190 \rightarrow 12,19$	00 K647	
X647-2	腹腔鏡下胃、十二指腸潰瘍穿孔縫合術	$22,460 \rightarrow 23,94$	K647-2	
	内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術	- → 10,30	00 K647-3	【新設】
K648	胃切開術	$10,970 \rightarrow 11,14$	0 K648	
X649	胃吊上げ固定術(胃下垂症手術)、胃捻転症手術	11,800 → 11,80	00 K649	
₹649-2	腹腔鏡下胃吊上げ固定術(胃下垂症手術)、胃捻転症手術	$18,600 \rightarrow 22,32$	0 K649-2	

旧区分番号	新手術項目名 -	点	数	新区分番号	備考
—————————————————————————————————————	利于州·埃日石	改正前	改正後	利 色刀 笛 与	加与
K650	削除			K650	
K651	内視鏡的胃、十二指腸ステント留置術	9,210 -	→ 9,210	K651	
K652	胃、十二指腸憩室切除術・ポリープ切除術(開腹によるもの)	11,530 -	→ 11,530	K652	
K653	内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術			K653	
1	早期悪性腫瘍粘膜切除術	6,460	→ 6,460	1	
2	早期悪性腫瘍粘膜下層剥離術	18,370	→ 18,370	2	
3	早期悪性腫瘍ポリープ切除術	6,230	→ 6,230	3	
4	その他のポリープ・粘膜切除術	5,200 -	→ 5 <b>,</b> 200	4	
K653-2	食道・胃内異物除去摘出術(マグネットカテーテルによるもの)	3,200 -	→ 3,200	K653-2	
K653-3	内視鏡的食道及び胃内異物摘出術	3,200 -	→ 3,250	K653-3	
K653-4	内視鏡的表在性胃悪性腫瘍光線力学療法	6,460	→ 6,460	K653-4	
X653-5	内視鏡的胃、十二指腸狭窄拡張術	12,480	→ 12 <b>,</b> 480	K653-5	
(654	内視鏡的消化管止血術	4,600 -	→ 4,600	K654	
X654-2	胃局所切除術	11,530	→ 13,830	K654-2	
X654-3	腹腔鏡下胃局所切除術			K654-3	
1	内視鏡処置を併施するもの	26,500 -	→ 26,500	1	
2	その他のもの	20,400 -	→ 20 <b>,</b> 400	2	
(655	胃切除術			K655	
1	単純切除術	28,210 -	→ 33,850	1	
2	悪性腫瘍手術	55,870	→ 55 <b>,</b> 870	2	
注	有茎腸管移植を併せて行った場合	5,000 -	→ 5 <b>,</b> 000	注	
K655-2	腹腔鏡下胃切除術			K655-2	
1	単純切除術	40,890 -	→ 45,470	1	
2	悪性腫瘍手術	64,120	→ 64,120	2	
注	有茎腸管移植を併せて行った場合	5,000 -	→ 5 <b>,</b> 000	注	
X655-3	十二指腸窓(内方)憩室摘出術	26,910 -	→ 26 <b>,</b> 910	K655-3	
X655-4	噴門側胃切除術			K655-4	
1	単純切除術	40,170	→ 40,170	1	

旧区分番号	新手術項目名	点数		備考
	利于四次日石	改正前 改正後	利匹刀笛り	₩ <i>→</i>
2	悪性腫瘍切除術	$71,630 \rightarrow 71,63$	0 2	
注	有茎腸管移植を併せて行った場合	$5,000 \rightarrow 5,00$	0 注	
X655-5	腹腔鏡下噴門側胃切除術		K655-5	
1	単純切除術	54,010 → 54,01	0 1	
2	悪性腫瘍切除術	$75,730 \rightarrow 75,73$	0 2	
注	有茎腸管移植を併せて行った場合	$5,000 \rightarrow 5,00$	0 注	
(656	胃縮小術	$28,210 \rightarrow 28,21$	0 K656	
X656-2	腹腔鏡下胃縮小術(スリーブ状切除によるもの)	$40,050 \rightarrow 40,05$	0 K656-2	
K657	胃全摘術		K657	
1	単純全摘術	$50,920 \rightarrow 50,92$	0 1	
2	悪性腫瘍手術	$69,840 \rightarrow 69,84$	0 2	
注	有茎腸管移植を併せて行った場合	$5,000 \rightarrow 5,00$	0 注	
X657-2	腹腔鏡下胃全摘術		K657-2	
1	単純全摘術	$64,740 \rightarrow 64,74$	0 1	
2	悪性腫瘍手術	83,090 → 83,09	0 2	
注	有茎腸管移植を併せて行った場合	$5,000 \rightarrow 5,00$	0 注	
.658	削除		K658	
X659	食道下部迷走神経切除術(幹迷切)		K659	
1	単独のもの	13,600 → 13,60	0 1	
2	ドレナージを併施するもの	$19,000 \rightarrow 19,00$	0 2	
3	胃切除術を併施するもの	$37,620 \rightarrow 37,62$	0 3	
659-2	腹腔鏡下食道下部迷走神経切断術(幹迷切)	$25,480 \rightarrow 30,57$	0 K659-2	
660	食道下部迷走神経選択的切除術		K660	
1	単独のもの	$19,500 \rightarrow 19,50$	0 1	
2	ドレナージを併施するもの	$28,210 \rightarrow 28,21$	0 2	
3	胃切除術を併施するもの	$37,620 \rightarrow 37,62$	0 3	
660-2	腹腔鏡下食道下部迷走神経選択的切除術	31,310 → 34,10	0 K660-2	
.661	胃冠状静脈結紮及び切除術	$17,400 \rightarrow 17,40$	0 K661	
I I				

旧区分番号	新手術項目名 新手術項目名	点数		備考
Ī		改正前 改正後		1
K662	胃腸吻合術(ブラウン吻合を含む。)	$13,600 \rightarrow 16,01$	0 K662	
K662-2	腹腔鏡下胃腸吻合術	$17,700 \rightarrow 18,89$	0 K662-2	
K663	十二指腸空腸吻合術	$13,400 \rightarrow 13,40$	0 K663	
K664	胃瘻造設術(経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。)	$6,070 \rightarrow 6,07$	0 K664	
K664-2	経皮経食道胃管挿入術(PTEG)	$14,610 \rightarrow 14,61$	0 K664-2	
	薬剤投与用胃瘻造設術	- → 8,57	0 K664-3	【新設】
K665	胃瘻閉鎖術	12,040 →	- K665	
	開腹又は腹腔鏡によるもの	- → 12,04	0 1	
	内視鏡によるもの	- → 10,30	0 2	
K665-2	胃瘻抜去術	$2,000 \rightarrow 2,00$	0 K665-2	
K666	幽門形成術(粘膜外幽門筋切開術を含む。)	$10,500 \rightarrow 10,50$	0 K666	
K666-2	腹腔鏡下幽門形成術	$17,060 \rightarrow 17,06$	0 K666-2	
K667	噴門形成術	$16,980 \rightarrow 16,98$	0 K667	
K667-2	腹腔鏡下噴門形成術	$37,620 \rightarrow 37,62$	0 K667-2	
K667-3	腹腔鏡下食道噴門部縫縮術	15,190 →	- K667-3	【削除】
K668	胃横断術(静脈瘤手術)	$28,210 \rightarrow 28,21$	0 K668	
	バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術	- → 31,71	0 K668-2	【新設】
•	(胆囊、胆道)	•	•	•
K669	胆管切開術	$12,460 \rightarrow 12,46$	0 K669	
K670	胆囊切開結石摘出術	11,800 → 11,80	0 K670	
K671	胆管切開結石摘出術(チューブ挿入を含む。)		K671	
1	胆嚢摘出を含むもの	28,210 → 33,85	0 1	
2	胆嚢摘出を含まないもの	$26,880 \rightarrow 26,88$	0 2	
K671-2	腹腔鏡下胆管切開結石摘出術		K671-2	
1	胆嚢摘出を含むもの	$35,470 \rightarrow 39,89$	0 1	
2	胆嚢摘出を含まないもの	$33,610 \rightarrow 33,61$	0 2	
K672	胆囊摘出術	$23,060 \rightarrow 27,67$		
K672-2	腹腔鏡下胆嚢摘出術	$21,500 \rightarrow 21,50$		

旧区分番号	新手術項目名	点数	   新区分番号	備考
11 27 8 7	W1 1 M V H / H	改正前 改正後	7/1 E /3 E /3	viii · J
K673	胆管形成手術(胆管切除術を含む。)	$37,620 \rightarrow 37,620$	K673	
K674	総胆管拡張症手術	$49,580 \rightarrow 59,490$	K674	
注	乳頭形成を併せて行った場合	$5,000 \rightarrow 5,000$	注	
K674-2	腹腔鏡下総胆管拡張症手術	34,880 → 110,000	K674-2	
注	乳頭形成を併せて行った場合	5,000 → 5,000	注	
K675	胆囊悪性腫瘍手術		K675	
1	胆嚢に限局するもの(リンパ節郭清を含む。)	$45,520 \rightarrow 45,520$	1	
2	肝切除(亜区域切除以上)を伴うもの	$57,790 \rightarrow 57,790$	2	
3	肝切除(葉以上)を伴うもの	$77,450 \rightarrow 77,450$	3	
4	膵頭十二指腸切除を伴うもの	$101,590 \rightarrow 101,590$	4	
5	膵頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うもの	$209,520 \rightarrow 173,500$	5	
.676	削除		K676	
3677	胆管悪性腫瘍手術		K677	
1	膵頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うもの	$119,280 \rightarrow 173,500$	1	
2	その他のもの	84,700 → 84,700	2	
K677-2	肝門部胆管悪性腫瘍手術		K677-2	
1	血行再建あり	$180,990 \rightarrow 180,990$	1	
2	血行再建なし	$101,090 \rightarrow 101,090$	2	
X678	体外衝撃波胆石破砕術(一連につき)	16,300 → 16,300	K678	
K679	胆囊胃(腸)吻合術	11,580 → 11,580	K679	
X680	総胆管胃(腸)吻合術	$28,210 \rightarrow 33,856$	K680	
.681	胆囊外瘻造設術	$9,420 \rightarrow 9,420$	K681	
X682	胆管外瘻造設術		K682	
1	開腹によるもの	$12,300 \rightarrow 14,760$	1	
2	経皮経肝によるもの	10,800 → 10,800	2	
682-2	経皮的胆管ドレナージ術	10,800 → 10,800	K682-2	
X682-3	内視鏡的経鼻胆管ドレナージ術(ENBD)	10,800 → 10,800	K682-3	
X682-4	超音波内視鏡下瘻孔形成術(腹腔内膿瘍に対するもの)	$23,450 \rightarrow 25,570$	K682-4	

旧区	分番号	新手術項目名		点数		新区分	釆巳	備考
μД	刀留力	机子侧填口石	改正前	Ī	改正後	利区况	留り	加布
K683		削除				K683		
K684		先天性胆道閉鎖症手術	60,000	$\rightarrow$	60,000	K684		
		腹腔鏡下胆道閉鎖症手術	_	$\rightarrow$	119,200	K684-2		【新設】
K685		内視鏡的胆道結石除去術				K685		
	1	胆道砕石術を伴うもの	11,920	$\rightarrow$	14,300	1		
	2	その他のもの	8,320	$\rightarrow$	9,980	2		
	注	バルーン内視鏡を用いて実施した場合	3,500	$\rightarrow$	3,500	注	Ē	
K686		内視鏡的胆道拡張術	13,820	$\rightarrow$	13,820	K686		
	注	バルーン内視鏡を用いて実施した場合	3,500	$\rightarrow$	3,500	注	Ē	
K687		内視鏡的乳頭切開術				K687		
	1	乳頭括約筋切開のみのもの	11,270	$\rightarrow$	11,270	1		
	2	胆道砕石術を伴うもの	24,550	$\rightarrow$	24,550	2		
	注	バルーン内視鏡を用いて実施した場合	3,500	$\rightarrow$	3,500	注	Ξ	
K688		内視鏡的胆道ステント留置術	11,540	$\rightarrow$	11,540	K688		
	注	バルーン内視鏡を用いて実施した場合	3,500	$\rightarrow$	3,500	注	Ē	
K689		経皮経肝胆管ステント挿入術	12,270	$\rightarrow$	12,270	K689		
		経皮経肝バルーン拡張術	_	$\rightarrow$	12,270	K689-2		【新設】
		(肝)						
K690		肝縫合術	17,400	$\rightarrow$	17,400	K690		
K691		肝膿瘍切開術				K691		
	1	開腹によるもの	11,860	$\rightarrow$	11,860	1		
	2	開胸によるもの	12,520	$\rightarrow$	12,520	2		
K691-2		経皮的肝膿瘍ドレナージ術	10,800	$\rightarrow$	10,800	K691-2		
K692		肝嚢胞切開又は縫縮術	12,520	$\rightarrow$	13,710	K692		
K692-2		腹腔鏡下肝嚢胞切開術	28,210	$\rightarrow$	28,210	K692-2		
K693		肝内結石摘出術(開腹)	28,210	$\rightarrow$	28,210	K693		
K694		肝嚢胞、肝膿瘍摘出術	28,210	$\rightarrow$	28,210	K694		
K695		肝切除術				K695		

旧区	区分番号	新手術項目名	点数	新区分番号	備考
	1	部分切除	改正前 改正後 36,340 → 39,040	1	
	2		$56,280 \rightarrow 56,280$		
	3	外側区域切除	$46,130 \rightarrow 46,130$		
	4	1区域切除(外側区域切除を除く。)	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$		
	5	2区域切除	$76,210 \rightarrow 76,210$		
	6	3区域切除以上のもの	$97,050 \rightarrow 97,050$		
	7	2区域切除以上であって、血行再建を伴うもの	$126,230 \rightarrow 126,230$		
	,	局所穿刺療法併用加算	$\begin{array}{cccc} & & & & & & & & & & & & & & & & & $		【注の追加】
K695-2		腹腔鏡下肝切除術	0,000	K695-2	【注の厄加】
1095-2	1	部分切除	$59,680 \rightarrow 59,680$		
	1 2				
		外側区域切除	$74,880 \rightarrow 74,880$		
	3	亜区域切除	$108,820 \rightarrow 108,820$		
	4	1区域切除(外側区域切除を除く。)	$130,730 \rightarrow 130,730$		
	5	2区域切除	$152,440 \rightarrow 152,440$		
	6	3区域切除以上のもの	$174,090 \rightarrow 174,090$		
K696		肝内胆管(肝管)胃(腸)吻合術	$28,210 \rightarrow 30,940$		
K697		肝内胆管外瘻造設術		K697	
	1	開腹によるもの	$18,810 \rightarrow 18,810$		
	2	経皮経肝によるもの	$10,800 \rightarrow 10,800$		
K697-2		肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法(一連として)		K697-2	
	1	腹腔鏡によるもの	$18,710 \rightarrow 18,710$		
	2	その他のもの	$17,410 \rightarrow 17,410$		
K697-3		肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法(一連として)		K697-3	
	1	2センチメートル以内のもの		1	
	イ	腹腔鏡によるもの	$16,300 \rightarrow 16,300$		
	口	その他のもの	$15,000 \rightarrow 15,000$	口	
	2	2センチメートルを超えるもの		2	
	イ	腹腔鏡によるもの	$23,260 \rightarrow 23,260$	イ	

旧区	分番号	新手術項目名	点数 改正前 改正後	新区分番号	備考
	口	その他のもの	21,960 → 21,960	) 12	
K697-4		移植用部分肝採取術(生体)	82,800 → 82,800	K697-4	
K697-5		生体部分肝移植術	$189,290 \rightarrow 189,290$	K697-5	
K697-6		移植用肝採取術(死体)	86,700 → 86,700	K697-6	
K697-7		同種死体肝移植術	$193,060 \rightarrow 227,140$	K697-7	
		(膵)			
K698		急性膵炎手術		K698	
	1	感染性壊死部切除を伴うもの	49,390 → 49,390	1	
	2	その他のもの	$28,210 \rightarrow 28,210$	2	
K699		膵結石手術		K699	
	1	膵切開によるもの	$28,210 \rightarrow 28,210$	1	
	2	経十二指腸乳頭によるもの	$28,210 \rightarrow 28,210$	2	
₹699-2		体外衝撃波膵石破砕術(一連につき)	$19,300 \rightarrow 19,300$	K699-2	
	注	内視鏡的膵石除去加算(一連につき1回に限る)	$5,640 \rightarrow 5,640$	注	
<700		膵中央切除術	53,560 → 53,560	K700	
₹700-2		膵腫瘍摘出術	$21,750 \rightarrow 26,100$	K700-2	
		腹腔鏡下膵腫瘍摘出術	- → 39,950	K700-3	【新設】
ζ701		膵破裂縫合術	$22,080 \rightarrow 22,080$	K701	
ζ702		膵体尾部腫瘍切除術		K702	
	1	膵尾部切除術の場合		1	
	イ	脾同時切除の場合	$24,000 \rightarrow 24,000$	イ	
	口	脾温存の場合	$21,750 \rightarrow 21,750$	D 🗆	
	2	リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合	57,190 → 57,190	2	
	3	周辺臓器(胃、結腸、腎、副腎等)の合併切除を伴う腫瘍切除術の場合	$52,730 \rightarrow 52,730$	3	
	4	血行再建を伴う腫瘍切除術の場合	55,870 → 55,870	4	
₹702 <b>-</b> 2		腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術		K702-2	
	1	脾同時切除の場合	$47,250 \rightarrow 53,480$	1	
	2	脾温存の場合	$56,240 \rightarrow 56,240$	2	

旧区分番	:号 新手術項目名	点数 改正前 改正後	新区分番号	備考
K703	膵頭部腫瘍切除術		K703	
1	膵頭十二指腸切除術の場合	$77,950 \rightarrow 78,620$	1	
2	リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合又は十二指腸温存膵頭切除術の場合	83,810 → 83,810	2	
3	周辺臓器(胃、結腸、腎、副腎等)の合併切除を伴う腫瘍切除術の場合	83,810 → 83,810	3	
4	血行再建を伴う腫瘍切除術の場合	$128,230 \rightarrow 128,230$	4	
K703-2	腹腔鏡下膵頭十二指腸切除術	$158,450 \rightarrow 158,450$	K703-2	
K704	膵全摘術	$103,030 \rightarrow 103,030$	K704	
K705	膵嚢胞胃(腸)吻合術	$28,210 \rightarrow 31,310$	K705	
K706	膵管空腸吻合術	$37,620 \rightarrow 37,620$	K706	
K707	膵嚢胞外瘻造設術		K707	
1	内視鏡によるもの	$18,370 \rightarrow 18,370$	1	
2	開腹によるもの	$12,460 \rightarrow 12,460$	2	
K708	膵管外瘻造設術	18,810 → 18,810	K708	
K708-2	膵管誘導手術	18,810 → 18,810	K708-2	
K708-3	内視鏡的膵管ステント留置術	$22,240 \rightarrow 22,240$	K708-3	
K709	膵瘻閉鎖術	$28,210 \rightarrow 28,210$	K709	
K709-2	移植用膵採取術(死体)	$77,240 \rightarrow 77,240$	K709-2	
K709-3	同種死体膵移植術	$112,570 \rightarrow 112,570$	K709-3	
K709-4	移植用膵腎採取術(死体)	84,080 → 84,080	K709-4	
K709-5	同種死体膵腎移植術	$140,420 \rightarrow 140,420$	K709-5	
	(脾)			
K710	脾縫合術(部分切除を含む。)	$24,410 \rightarrow 24,410$	K710	
K711	<b>脾摘出術</b>	31,030 → 31,030	K711	
K711-2	腹腔鏡下脾摘出術	$37,060 \rightarrow 37,060$	K711-2	
	(空腸、回腸、盲腸、虫垂、結腸)			
K712	破裂腸管縫合術	$10,400 \rightarrow 10,400$	K712	
K713	腸切開術	$9,650 \rightarrow 9,650$	K713	
K714	腸管癒着症手術	$12,010 \rightarrow 12,010$	K714	

旧区分	※ 平 早	新手術項目名			点数		茶に	区分番号	備考
—————————————————————————————————————	1	利于 <u>例</u>	Ī	女正前	ĵ	改正後	- ** *** *** *** *** *** *** *** *** **	2万省万 	加考
<714−2		腹腔鏡下腸管癒着剥離術	2	0,650	$\rightarrow$	20,650	K714-2		
K715		腸重積症整復術					K715		
1	l	非観血的なもの		4,490	$\rightarrow$	4,490	)	1	
2	2	観血的なもの		6,040	$\rightarrow$	6,040	)	2	
715-2		腹腔鏡下腸重積症整復術	1	4,660	$\rightarrow$	14,660	K715-2		
716		小腸切除術					K716		
1	l	悪性腫瘍手術以外の切除術	1	5,940	$\rightarrow$	15,940	)	1	
2	2	悪性腫瘍手術	3	4,150	$\rightarrow$	34,150	)	2	
716-2		腹腔鏡下小腸切除術					K716-2		
1	L	悪性腫瘍手術以外の切除術	3	1,370	$\rightarrow$	31,370	)	1	
2	2	悪性腫瘍手術	3	7,380	$\rightarrow$	37,380	)	2	
		移植用部分小腸採取術(生体)		-	$\rightarrow$	56,850	K716-3		【新設】
		生体部分小腸移植術		-	$\rightarrow$	164,240	K716-4		【新設】
		移植用小腸採取術(死体)		-	$\rightarrow$	65,140	K716-5		【新設】
		同種死体小腸移植術		-	$\rightarrow$	177,980	K716-6		【新設】
717		小腸腫瘍、小腸憩室摘出術(メッケル憩室炎手術を含む。)	1	8,810	$\rightarrow$	18,810	K717		
718		虫垂切除術					K718		
1	l	虫垂周囲膿瘍を伴わないもの		6,210	$\rightarrow$	6,740	)	1	
2	2	虫垂周囲膿瘍を伴うもの		8,880	$\rightarrow$	8,880	)	2	
K718-2		腹腔鏡下虫垂切除術					K718-2		
1	L	虫垂周囲膿瘍を伴わないもの	1	1,470	$\rightarrow$	13,760	)	1	
2	2	虫垂周囲膿瘍を伴うもの	1	3,380	$\rightarrow$	22,050	)	2	
719		結腸切除術					K719		
1	L	小範囲切除	2	2,140	$\rightarrow$	24,170	)	1	
2	2	結腸半側切除	2	9,940	$\rightarrow$	29,940	)	2	
3	3	全切除、亜全切除又は悪性腫瘍手術	3	5,680	$\rightarrow$	35,680	)	3	
K719-2		腹腔鏡下結腸切除術					K719-2		
1	l	小範囲切除、結腸半側切除	4	2,680	$\rightarrow$	42,680	)	1	

旧区名	 分番号	新手術項目名		点数	v. <del></del>	新国	区分番号	
			改正前		<u></u> ΣΕΙΩ			1
	2	全切除、亜全切除	59,510		59,510		2	
K719-3		腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術	59,510			K719-3		
K719-4		ピックレル氏手術	13,700					
K719-5		全結腸・直腸切除嚢肛門吻合術	51,860		•	K719-5		
K720		結腸腫瘍(回盲部腫瘍摘出術を含む。)、結腸憩室摘出術、結腸ポリープ切除術(開腹によるもの)	16,610	$\rightarrow$	16,610			
K721		内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術				K721		
	1	長径2センチメートル未満	5,000	$\rightarrow$	5,000		1	
	2	長径2センチメートル以上	7,000	$\rightarrow$	7,000		2	
K721-2		削除				K721-2		
		長径2センチメートル未満	_	$\rightarrow$	_			
		長径2センチメートル以上	_	$\rightarrow$	_			
K721-3		内視鏡的結腸異物摘出術	5,360	$\rightarrow$	5,360	K721-3		
K721-4		早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術	18,370	$\rightarrow$	22,040	K721-4		
K722		小腸結腸内視鏡的止血術	10,390	$\rightarrow$	10,390	K722		
K723		削除				K723		
K724		腸吻合術	9,330	$\rightarrow$	9,330	K724		
K725		腸瘻、虫垂瘻造設術	6,140	$\rightarrow$	7,360	K725		
K725-2		腹腔鏡下腸瘻、虫垂瘻造設術	12,080	$\rightarrow$	13,250	K725-2		
K726		人工肛門造設術	7,980	$\rightarrow$	9,570	K726		
K726-2		腹腔鏡下人工肛門造設術	13,920	$\rightarrow$	16,700	K726-2		
K727		腹壁外腸管前置術	8,340	$\rightarrow$	8,340	K727		
K728		腸狭窄部切開縫合術	11,220	$\rightarrow$	11,220	K728		
K729		腸閉鎖症手術				K729		
	1	腸管切除を伴わないもの	12,190	$\rightarrow$	12,190		1	
	2	腸管切除を伴うもの	28,210	$\rightarrow$	28,210		2	
K729-2		多発性小腸閉鎖症手術	47,020	$\rightarrow$				
K729-3		腹腔鏡下腸閉鎖症手術	32,310	$\rightarrow$	32,310	K729-3		
K730		小腸瘻閉鎖術			-	K730		

旧区	分番号	新手術項目名	改正前	点数	<b></b>	新国	区分番号	備考
	1	腸管切除を伴わないもの	11,580		-		1	
	2	腸管切除を伴うもの	17,900	$\rightarrow$	17,900		2	
		内視鏡によるもの	_	$\rightarrow$	10,300		3	【項目の追加】
K731		結腸瘻閉鎖術				K731		
	1	腸管切除を伴わないもの	11,750	$\rightarrow$	11,750		1	
	2	腸管切除を伴うもの	28,210	$\rightarrow$	28,210		2	
		内視鏡によるもの	_	$\rightarrow$	10,300		3	【項目の追加】
K732		人工肛門閉鎖術				K732		
	1	腸管切除を伴わないもの	11,470	$\rightarrow$	11,470		1	
	2	腸管切除を伴うもの	28,210	$\rightarrow$	28,210		2	
K733		盲腸縫縮術	4,400	$\rightarrow$	4,400	K733		
K734		腸回転異常症手術	18,810	$\rightarrow$	18,810	K734		
K734-2		腹腔鏡下腸回転異常症手術	26,800	$\rightarrow$	26,800	K734-2		
K735		先天性巨大結腸症手術	50,830	$\rightarrow$	50,830	K735		
K735-2		小腸・結腸狭窄部拡張術(内視鏡によるもの)	11,090	$\rightarrow$	11,090	K735-2		
	注	バルーン内視鏡を用いて実施した場合	3,500	$\rightarrow$	3,500		注	
K735-3		腹腔鏡下先天性巨大結腸症手術	63,710	$\rightarrow$	63,710	K735-3		
K735-4		下部消化管ステント留置術	9,100	$\rightarrow$	10,920	K735-4		
		腸管延長術	_	$\rightarrow$	76,000	K735-5		【新設】
K736		人工肛門形成術				K736		
	1	開腹を伴うもの	10,030	$\rightarrow$	10,030		1	
	2	その他のもの	3,670	$\rightarrow$	3,670		2	
		(直腸)	-					
K737		直腸周囲膿瘍切開術	2,610	$\rightarrow$	2,610	K737		
K738		直腸異物除去術				K738		
	1	経肛門(内視鏡によるもの)	6,700	$\rightarrow$	8,040		1	
	2	開腹によるもの	11,530	$\rightarrow$	11,530		2	
K739		直腸腫瘍摘出術(ポリープ摘出を含む。)				K739		

旧区分番号	新手術項目名	点数	新区分番号	備考
旧色刀笛互	利于 <u>例</u> 供日石	改正前 改正後	利区刀笛互	加力
1	経肛門	$4,010 \rightarrow 4,01$	0 1	
2	経括約筋	$9,940 \rightarrow 9,94$	0 2	
3	経腹及び経肛	18,810 → 18,81	0 3	
K739-2	経肛門的内視鏡下手術(直腸腫瘍に限る。)	$26,100 \rightarrow 26,10$	0 K739-2	
K739-3	低侵襲経肛門的局所切除術(MITAS)	$16,700 \rightarrow 16,70$	0 K739-3	
K740	直腸切除•切断術		K740	
1	切除術	$42,850 \rightarrow 42,85$	0 1	
2	低位前方切除術	66,300 → 66,30	0 2	
3	超低位前方切除術(経肛門的結腸嚢肛門吻合によるもの)	$69,840 \rightarrow 69,84$	0 3	
4	切断術	$77,120 \rightarrow 77,12$	0 4	
	人工肛門造設加算	- → 2,00	2 注	【注の追加】
K740-2	腹腔鏡下直腸切除•切断術		K740-2	
1	切除術	$75,460 \rightarrow 75,46$	0 1	
2	低位前方切除術	83,930 → 83,93	0 2	
3	切断術	83,930 → 83,93	0 3	
	人工肛門造設加算	3,47	2 注	【注の追加】
K740-3	削除		K740-3	
K741	直腸狭窄形成手術	$28,210 \rightarrow 28,21$	0 K741	
	直腸瘤手術	- → 5,76	0 K741-2	【新設】
K742	直腸脱手術		K742	
1	経会陰によるもの	- →	- 1	
1	腸管切除を伴わないもの	8,410 → 8,41	0 イ	
口	腸管切除を伴うもの	$25,780 \rightarrow 25,78$	0 ロ	
2	直腸挙上固定を行うもの	$10,900 \rightarrow 10,90$	0 2	
3	骨盤底形成を行うもの	18,810 → 18,81	0 3	
4	腹会陰からのもの(腸切除を含む。)	37,620 → 37,62	0 4	
K742-2	腹腔鏡下直腸脱手術	$30,200 \rightarrow 30,81$	0 K742-2	
<u>.</u>	・ (肛門、その周辺)	•		

旧区分番号	新手術項目名	点数 新区分番号 備考
—————————————————————————————————————	利于州·埃日名	改正前  改正後
K743	痔核手術(脱肛を含む。)	K743
1	硬化療法	$1,380 \rightarrow 1,380 \qquad 1$
2	硬化療法(四段階注射法によるもの)	$4,010 \rightarrow 4,010$ 2
3	結紮術、焼灼術、血栓摘出術	$1,390 \rightarrow 1,390 \qquad 3$
4	根治手術(硬化療法(四段階注射法によるもの)を伴わないもの)	$5,190 \rightarrow 5,190$ 4
	根治手術(硬化療法(四段階注射法によるもの)を伴うもの)	- → 6,520 5 【項目の追加】
5	PPH	$11,260 \rightarrow 11,260 \qquad \qquad 6$
K743-2	肛門括約筋切開術	1,380 → 1,380 K743-2
K743-3	削除	- → - K743-3
K743-4	痔核手術後狭窄拡張手術	5,360 → 5,360 K743-4
K743-5	モルガニー氏洞及び肛門管切開術	$3,750 \rightarrow 3,750 \text{ K}743-5$
K743-6	肛門部皮膚剥離切除術	$3,750 \rightarrow 3,750 \text{ K}743-6$
K744	裂肛又は肛門潰瘍根治手術	3,110 → 3,110 K744
K745	肛門周囲膿瘍切開術	$2,050 \rightarrow 2,050 \text{ K}745$
K746	痔瘻根治手術	K746
1	単純なもの	$3,750 \rightarrow 3,750 \qquad 1$
2	複雑なもの	$7,470 \rightarrow 7,470 \qquad 2$
K746-2	高位直腸瘻手術	8,120 → 8,120 K746-2
K747	肛門良性腫瘍、肛門ポリープ、肛門尖圭コンジローム切除術	$1,040 \rightarrow 1,040 \text{ K}747$
K748	肛門悪性腫瘍手術	K748
1	切除	$28,210 \rightarrow 28,210 \qquad 1$
2	直腸切断を伴うもの	$70,680 \rightarrow 70,680 \qquad 2$
K749	肛門拡張術(観血的なもの)	1,630 → 1,630 K749
K750	肛門括約筋形成手術	K750
1	瘢痕切除又は縫縮によるもの	$3,990 \rightarrow 3,990$ 1
2	組織置換によるもの	$23,660 \rightarrow 23,660 \qquad 2$
K751	鎖肛手術	K751
1	肛門膜状閉鎖切開	$2,100 \rightarrow 2,100$ 1

旧区分番号	号 新手術項目名	点数 改正前 改正後	新区分番号	備考
2	会陰式	18,810 → 18,810	2	
3	仙骨会陰式	$35,270 \rightarrow 35,270$	3	
4	腹会陰、腹仙骨式	$62,660 \rightarrow 62,660$	4	
K751-2	仙尾部奇形腫手術	$46,950 \rightarrow 46,950$	K751-2	
K751-3	腹腔鏡下鎖肛手術(腹会陰、腹仙骨式)	$70,140 \rightarrow 70,140$	K751-3	
K752	肛門形成手術		K752	
1	肛門狭窄形成手術	$5,210 \rightarrow 5,210$	1	
2	直腸粘膜脱形成手術	$7,710 \rightarrow 7,710$	2	
K753	毛巣嚢、毛巣瘻、毛巣洞手術	$3,680 \rightarrow 3,680$	K753	
	第10款 尿路系·副腎	·		
	(副腎)			
K754	副腎摘出術(副腎部分切除術を含む。)	$28,210 \rightarrow 28,210$	K754	
K754-2	腹腔鏡下副腎摘出術	$40,100 \rightarrow 40,100$	K754-2	
K754-3	腹腔鏡下小切開副腎摘出術	$34,390 \rightarrow 34,390$	K754-3	
K755	副腎腫瘍摘出術		K755	
1	皮質腫瘍	$39,410 \rightarrow 39,410$	1	
2	髄質腫瘍(褐色細胞腫)	$47,020 \rightarrow 47,020$	2	
K755-2	腹腔鏡下副腎髄質腫瘍摘出術(褐色細胞腫)	$47,030 \rightarrow 47,030$	K755-2	
K756	副腎悪性腫瘍手術	$47,020 \rightarrow 47,020$	K756	
K756-2	腹腔鏡下副腎悪性腫瘍手術	$51,120 \rightarrow 51,120$	K756-2	
	(腎、腎盂)			
K757	腎破裂縫合術	$37,620 \rightarrow 37,620$	K757	
K757-2	腎破裂手術	$38,270 \rightarrow 38,270$	K757-2	
K758	腎周囲膿瘍切開術	$3,480 \rightarrow 3,480$	K758	
K759	腎切半術	$37,620 \rightarrow 37,620$	K759	
K760	癒合腎離断術	$47,020 \rightarrow 47,020$	K760	
K761	腎被膜剥離術(除神経術を含む。)	$10,660 \rightarrow 10,660$	K761	
K762	腎固定術	$10,350 \rightarrow 10,350$	K762	

旧区分番号	新手術項目名	点数		
—————————————————————————————————————	利于加强自有 	改正前 改正後	利色刀笛勺	/用 <i>行</i>
K763	腎切石術	$27,550 \rightarrow 27,55$	0 K763	
K764	経皮的尿路結石除去術(経皮的腎瘻造設術を含む。)	$32,800 \rightarrow 32,80$	0 K764	
K765	経皮的腎盂腫瘍切除術(経皮的腎瘻造設術を含む。)	$33,040 \rightarrow 33,04$	0 K765	
K766	経皮的尿管拡張術(経皮的腎瘻造設術を含む。)	$13,000 \rightarrow 13,00$	0 K766	
K767	腎盂切石術	$27,210 \rightarrow 27,21$	0 K767	
K768	体外衝撃波腎・尿管結石破砕術(一連につき)	$19,300 \rightarrow 19,30$	0 K768	
K769	腎部分切除術	$35,880 \rightarrow 35,88$	0 K769	
K769-2	腹腔鏡下腎部分切除術	$43,930 \rightarrow 43,93$	0 K769-2	
K769-3	腹腔鏡下小切開腎部分切除術	$42,900 \rightarrow 42,90$	0 K769-3	
K770	腎嚢胞切除縮小術	$11,580 \rightarrow 11,58$	0 K770	
K770-2	腹腔鏡下腎囊胞切除縮小術	$18,850 \rightarrow 18,85$	0 K770-2	
K770-3	腹腔鏡下腎囊胞切除術	$20,360 \rightarrow 20,36$	0 K770-3	
K771	経皮的腎嚢胞穿刺術	$1,490 \rightarrow 1,49$	0 K771	
K772	腎摘出術	$17,680 \rightarrow 18,76$	0 K772	
K772-2	腹腔鏡下腎摘出術	$54,250 \rightarrow 54,25$	0 K772-2	
K772-3	腹腔鏡下小切開腎摘出術	$40,240 \rightarrow 40,24$	0 K772-3	
K773	腎(尿管)悪性腫瘍手術	$42,770 \rightarrow 42,77$	0 K773	
K773-2	腹腔鏡下腎(尿管)悪性腫瘍手術	$64,720 \rightarrow 64,72$	0 K773-2	
K773-3	腹腔鏡下小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術	$49,870 \rightarrow 49,87$	0 K773-3	
K773-4	腎腫瘍凝固・焼灼術(冷凍凝固によるもの)	$52,800 \rightarrow 52,80$	0 K773-4	
K773-5	腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)	$70,730 \rightarrow 70,73$	0 K773-5	
K774	削除		K774	
K775	経皮的腎(腎盂)瘻造設術	$13,860 \rightarrow 13,86$	0 K775	
K776	腎(腎盂)皮膚瘻閉鎖術	$27,890 \rightarrow 27,89$	0 K776	
K777	腎(腎盂)腸瘻閉鎖術	28,210 →	- K777	【項目の見直し】
	内視鏡によるもの	- 10,30	0 1	
	その他のもの	- 28,21	0 2	
K778	腎盂形成手術	$33,120 \rightarrow 33,12$	0 K778	

旧区分	分番号	新手術項目名	点数 改正前	改正後	新区	分番号	備考
X778-2		腹腔鏡下腎盂形成手術	51,600 →	51,600	K778-2		
779		移植用腎採取術(生体)	35,700 →	35,700	K779		
X779-2		移植用腎採取術(死体)	43,400 →	43,400	K779-2		
X779-3		腹腔鏡下移植用腎採取術(生体)	51,850 →	51,850	K779-3		
K780		同種死体腎移植術	98,770 →	98,770	K780		
į	注1	臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する脳死した者の身体から採取された腎 を除く死体腎を移植した場合	40,000 →	40,000		注1	
780-2		生体腎移植術	62,820 →	62,820	K780-2		
		(尿管)					
781		経尿道的尿路結石除去術			K781		
	1	レーザーによるもの	22,270 →	22,270		1	
	2	その他のもの	14,800 →	14,800		2	
781-2		ピンハンマー式尿路結石破砕術	7,770 →	_	K781-2		【削除】
781-3		経尿道的腎盂尿管凝固止血術	8,250 →	8,250	K781-3		
782		尿管切石術			K782		
	1	上部及び中部	10,310 →	10,310		1	
:	2	膀胱近接部	15,310 →	15,310		2	
783		経尿道的尿管狭窄拡張術	20,930 →	20,930	K783		
783-2		経尿道的尿管ステント留置術	3,400 →	3,400	K783-2		
783-3		経尿道的尿管ステント抜去術	1,300 →	1,300	K783-3		
784		残存尿管摘出術	18,810 →	18,810	K784		
784-2		尿管剥離術	18,810 →	18,810	K784-2		
785		経尿道的腎盂尿管腫瘍摘出術	21,420 →	21,420	K785		
785-2		腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術	31,040 →	31,040	K785-2		
786		尿管膀胱吻合術	21,310 →	25,570	K786		
		尿管形成加算	-	9,400		注	【注の追加】
.787		尿管尿管吻合術	27,210 →	27,210	K787		
788		尿管腸吻合術	17,070 →	17,070	K788		
789		尿管腸膀胱吻合術	46,450 →	46,450	K789		

旧区分番号	新手術項目名	点数	新区分番号	備考
1		改正前 改正行	发	<u> </u>
K790	尿管皮膚瘻造設術	$14,200 \rightarrow 14,$	200 K790	
K791	尿管皮膚瘻閉鎖術	$28,450 \rightarrow 30,$	450 K791	
K792	尿管腸瘻閉鎖術	36,840 →	- K792	【項目の見直し】
	内視鏡によるもの	- → 10,	300 1	
	その他のもの	- → 36 <b>,</b>	840 2	
K793	尿管腟瘻閉鎖術	$28,210 \rightarrow 28,$	210 K793	
K794	尿管口形成手術	16,580 → 16,	580 K794	
K794-2	経尿道的尿管瘤切除術	15,500 → 15,	500 K794-2	
	(膀胱)			
K795	膀胱破裂閉鎖術	11,170 → 11,	170 K795	
K796	膀胱周囲膿瘍切開術	$3,300 \rightarrow 3,$	300 K796	
K797	膀胱内凝血除去術	$2,980 \rightarrow 2,$	980 K797	
K798	膀胱結石、異物摘出術		K798	
1	経尿道的手術	8,320 → 8,	320 1	
2	膀胱高位切開術	$3,150 \rightarrow 3,$	150 2	
K798-2	経尿道的尿管凝血除去術(バスケットワイヤーカテーテル使用)	8,320 → 8,	320 K798-2	
K799	膀胱壁切除術	9,260 → 9,	270 K799	
K800	膀胱憩室切除術	9,060 → 9,	060 K800	
K800-2	経尿道的電気凝固術	9,060 → 9,	060 K800-2	
K800-3	膀胱水圧拡張術	$6,410 \rightarrow 6,$	410 K800-3	
K801	膀胱単純摘除術		K801	
1	腸管利用の尿路変更を行うもの	$59,350 \rightarrow 59,$	350 1	
2	その他のもの	51,510 → 51,	510 2	
K802	膀胱腫瘍摘出術	10,610 → 10,	610 K802	
K802-2	膀胱脱手術		K802-2	
1	メッシュを使用するもの	30,880 → 30,	880 1	
2	その他のもの	$19,390 \rightarrow 23,$	260 2	
K802-3	膀胱後腫瘍摘出術		K802-3	

1 2	腸管切除を伴わないもの	i i
9	74% E 34 1 4 5 6 1 6 5	$11,100 \rightarrow 11,100 \qquad 1$
4	腸管切除を伴うもの	$21,700 \rightarrow 21,700 \qquad 2$
K802-4	腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術	$12,710 \rightarrow 12,710 \text{ K802-4}$
K802-5	腹腔鏡下膀胱部分切除術	$18,680 \rightarrow 22,410 \text{ K}802-5$
K802-6	腹腔鏡下膀胱脱手術	$40,930 \rightarrow 41,160 \text{ K}802-6$
K803	膀胱悪性腫瘍手術	K803
1	切除	$34,150 \rightarrow 34,150 \qquad 1$
2	全摘(腸管等を利用して尿路変更を行わないもの)	$66,890 \rightarrow 66,890$ 2
3	全摘(尿管S状結腸吻合を利用して尿路変更を行うもの)	80,160 → 80,160 3
4	全摘(回腸又は結腸導管を利用して尿路変更を行うもの)	$107,800 \rightarrow 107,800$ 4
5	全摘(代用膀胱を利用して尿路変更を行うもの)	$110,600 \rightarrow 110,600$ 5
6	経尿道的手術	6
	電解質溶液利用のもの	12,300 → 12,300
1	その他のもの	$10,400 \rightarrow 10,400$
注	狭帯域光強調加算	200 → 200 注
K803-2	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術	89,380 → - K803-2 【項目の見直し
	全摘(腸管等を利用して尿路変更を行わないもの)	- → 76,880 1
	全摘(回腸又は結腸導管を利用して尿路変更を行うもの)	- → 117,790 2
	全摘(代用膀胱を利用して尿路変更を行うもの)	- → 120,590 3
K803-3	腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術	87,380 → - K803-3 【項目の見直し
	全摘(腸管等を利用して尿路変更を行わないもの)	- 74,880 1
	全摘(回腸又は結腸導管を利用して尿路変更を行うもの)	- 115,790 2
	全摘(代用膀胱を利用して尿路変更を行うもの)	- 118,590 3
K804	尿膜管摘出術	$10,950 \rightarrow 10,950 \text{ K804}$
K804-2	腹腔鏡下尿膜管摘出術	$18,360 \rightarrow 22,030 \text{ K}804-2$
K805	膀胱瘻造設術	3,530 → 3,530 K805
	膀胱皮膚瘻造設術	- 25,200 K805-2 【新設】
	導尿路造設術	- 49,400 K805-3 【新設】

旧区分番号		点数	新区分番号	備考
T		改正前 改正後		) in 3
K806	膀胱皮膚瘻閉鎖術	$7,870 \rightarrow 8,700$	K806	
K807	膀胱腟瘻閉鎖術	$27,700 \rightarrow 27,700$	K807	
K808	膀胱腸瘻閉鎖術	$27,700 \rightarrow 27,700$	K808	【項目の見直し】
	内視鏡によるもの	- 10,300	1	
	その他のもの	- 27,700	2	
K809	膀胱子宮瘻閉鎖術	$37,180 \rightarrow 37,180$	K809	
K809-2	膀胱尿管逆流手術	$23,520 \rightarrow 25,570$	K809-2	
注	尿管形成加算	$9,400 \rightarrow 9,400$	注	
K809-3	腹腔鏡下膀胱内手術	$37,440 \rightarrow 39,280$	K809-3	
K810	ボアリー氏手術	$36,840 \rightarrow 36,840$	K810	
K811	腸管利用膀胱拡大術	$48,200 \rightarrow 48,200$	K811	
K812	回腸(結腸)導管造設術	$49,570 \rightarrow 49,570$	K812	
K812-2	排泄腔外反症手術		K812-2	
1	外反膀胱閉鎖術	$70,430 \rightarrow 70,430$	1	
2	膀胱腸裂閉鎖術	$103,710 \rightarrow 103,710$	2	
•	 (尿道)	-		•
K813	尿道周囲膿瘍切開術	1,160 → 1,160	K813	
K814	外尿道口切開術	$1,010 \rightarrow 1,010$	K814	
K815	尿道結石、異物摘出術		K815	
1	前部尿道	$2,180 \rightarrow 2,180$	1	
2	後部尿道	$5,250 \rightarrow 6,300$	2	
K816	外尿道腫瘍切除術	$2,180 \rightarrow 2,180$	K816	
K817	尿道悪性腫瘍摘出術		K817	
1	摘出	$32,230 \rightarrow 32,230$		
2	内視鏡による場合	$23,130 \rightarrow 23,130$		
3	尿路変更を行う場合	$54,060 \rightarrow 54,060$		
K818	尿道形成手術		K818	
1	前部尿道	$17,030 \rightarrow 17,030$		

旧区分番号	新手術項目名	点数	   新区分番号
口		改正前 改正後	利益力留力
2	後部尿道	$37,700 \rightarrow 37,70$	2
K819	尿道下裂形成手術	$33,790 \rightarrow 33,79$	K819
K819-2	陰茎形成術	$43,930 \rightarrow 52,71$	K819-2
K820	尿道上裂形成手術	39,000 → 39,00	K820
K821	尿道狭窄内視鏡手術	$15,040 \rightarrow 15,04$	K821
K821-2	尿道狭窄拡張術(尿道バルーンカテーテル)	$14,200 \rightarrow 14,20$	K821-2
₹821-3	尿道ステント前立腺部尿道拡張術	$12,300 \rightarrow 12,30$	K821-3
K822	女子尿道脱手術	$7,560 \rightarrow 7,56$	K822
X823	尿失禁手術		K823
1	恥骨固定式膀胱頸部吊上術を行うもの	$23,510 \rightarrow 23,51$	1
2	その他のもの	$20,680 \rightarrow 20,68$	2
K823-2	尿失禁又は膀胱尿管逆流現象コラーゲン注入手術	$23,320 \rightarrow 23,32$	) K823-2
K823-3	膀胱尿管逆流症手術(治療用注入材によるもの)	$23,320 \rightarrow 23,32$	K823-3
K823-4	腹腔鏡下尿失禁手術	$32,440 \rightarrow 32,44$	0 K823-4
K823-5	人工尿道括約筋植込·置換術	$23,920 \rightarrow 23,92$	) K823-5
	第11款 性器	•	•
	(陰茎)		
K824	陰茎尖圭コンジローム切除術	1,130 → 1,13	) K824
K825	陰茎全摘術	$16,630 \rightarrow 16,63$	K825
K826	陰茎切断術	$5,850 \rightarrow 7,02$	K826
K826-2	陰茎折症手術	$8,550 \rightarrow 8,55$	K826-2
K826-3	陰茎様陰核形成手術	$5,850 \rightarrow 7,02$	K826-3
K827	陰茎悪性腫瘍手術		K827
1	陰茎切除	$21,750 \rightarrow 23,20$	1
2	陰茎全摘	$36,500 \rightarrow 36,50$	2
K828	包茎手術		K828
1	背面切開術	$740 \rightarrow 74$	1
2	環状切除術	$2,040 \rightarrow 2,04$	2

旧区分番号	新手術項目名	点数 改正前 改正後	新区分番号	備考
K828-2	陰茎持続勃起症手術	ATM ATM	K828-2	
1	亀頭―陰茎海綿体瘻作成術(ウィンター法)によるもの	$4,670 \rightarrow 4,67$	0 1	
2	その他のシャント術によるもの	$18,600 \rightarrow 18,60$	0 2	
	(陰嚢、精巣、精巣上体、精管、精索)	-	1	1
K829	精管切断、切除術(両側)	$2,550 \rightarrow 2,55$	0 K829	
K830	精巣摘出術	$2,770 \rightarrow 2,77$	0 K830	
K830-2	精巣外傷手術		K830-2	
1	陰囊内血腫除去術	3,200 → 3,20	0 1	
2	精巣白膜縫合術	$3,400 \rightarrow 3,40$	0 2	
K831 及び K831-2	削除		K831 及び K831-2	
K832	精巣上体摘出術	$4,200 \rightarrow 4,20$	0 K832	
K833	精巣悪性腫瘍手術	$10,290 \rightarrow 12,34$	0 K833	
K834	精索静脈瘤手術	$2,480 \rightarrow 2,97$	0 K834	
K834-2	腹腔鏡下内精巣静脈結紮術	$18,590 \rightarrow 20,50$	0 K834-2	
	顕微鏡下精索静脈瘤手術	- → 12,50	0 K834-3	【新設】
K835	陰囊水腫手術		K835	
1	交通性陰囊水腫手術	$3,620 \rightarrow 3,62$	0 1	
2	その他	$2,290 \rightarrow 2,29$	0 2	
K836	停留精巣固定術	$9,740 \rightarrow 9,74$	0 K836	
K836-2	腹腔鏡下腹腔内停留精巣陰囊内固定術	$37,170 \rightarrow 37,17$	0 K836-2	
K837	精管形成手術	$11,310 \rightarrow 12,47$	0 K837	
K838	精索捻転手術		K838	
1	対側の精巣固定術を伴うもの	7,810 → 7,81	0 1	
2	その他のもの	$8,230 \rightarrow 8,23$	0 2	
	(精囊、前立腺)			
K839	前立腺膿瘍切開術	$2,770 \rightarrow 2,77$	0 K839	
K840	前立腺被膜下摘出術	$15,920 \rightarrow 15,92$	0 K840	

旧区分番号	新手術項目名	改正前	(数 改正 <sup>2</sup>	<b>发</b>	新区分番号	備考
Κ841	経尿道的前立腺手術			K84	1	
1	電解質溶液利用のもの	20,400	$\rightarrow$ 20	400	1	
2	その他のもの	18,500	→ 18 <sub>.</sub>	500	2	
⟨841−2	経尿道的レーザー前立腺切除術			K84	1-2	
1	ホルミウムレーザーを用いるもの	20,470	→ 20 <sub>.</sub>	470	1	
2	その他のもの	19,000	→ 19 <sub>.</sub>	000	2	
K841-3	経尿道的前立腺高温度治療(一連につき)	5,000	$\rightarrow$ 5,	000 K84	1-3	
Κ841-4	焦点式高エネルギー超音波療法(一連につき)	5,000	$\rightarrow$ 5,	000 K84	1-4	
	経尿道的前立腺核出術	-	→ 21.	500 K84	1-5	【新設】
<842	削除			K842	2	
Κ843	前立腺悪性腫瘍手術	41,080	$\rightarrow$ 41,	080 K843	3	
⟨843−2	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術	77,430	$\rightarrow$ 77,	430 K843	3-2	
⟨843−3	腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術	59,780	$\rightarrow$ 59.	780 K843	3-3	
⟨843−4	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)	95,280	$\rightarrow$ 95,	280 K843	3-4	
	(外陰、会陰)					
Κ844	バルトリン腺膿瘍切開術	780	$\rightarrow$	780 K84	4	
Κ845	処女膜切開術	790	$\rightarrow$	790 K84	5	
K846	処女膜切除術	980	$\rightarrow$	980 K846	6	
K847	輪状処女膜切除術	2,230	$\rightarrow$ 2,	230 K84′	7	
K848	バルトリン腺嚢胞腫瘍摘出術(造袋術を含む。)	2,760	$\rightarrow$ 2.	760 K848	8	
Κ849	女子外性器腫瘍摘出術	2,340	$\rightarrow$ 2,	340 K849	9	
K850	女子外性器悪性腫瘍手術			K850	0	
1	切除	29,190	$\rightarrow$ 29,	190	1	
2	皮膚移植(筋皮弁使用)を行った場合	63,200	$\rightarrow$ 63,	200	2	
₹850-2	<b>室絨毛性腫瘍摘出術</b>	23,830	$\rightarrow$ 23,	830 K850	0-2	
K851	会陰形成手術			K85	1	
1	筋層に及ばないもの	2,330	$\rightarrow$ 2,	330	1	

	分番号	新手術項目名		点数	1	新区分	分番号	備考
			改正前		女正後			,,,, v
	2	筋層に及ぶもの	5,760		6,910		2	
K851-2		外陰・腟血腫除去術	1,600	$\rightarrow$	1,600			
K851-3		癒合陰唇形成手術						
]	1	筋層に及ばないもの	2,330	$\rightarrow$	2,330			
6 2	2	筋層に及ぶもの	5,760	$\rightarrow$	6,240			
		(膣)						
K852		<b>腟壁裂創縫合術(分娩時を除く。)</b>				K852		
]	1	前又は後壁裂創	2,760	$\rightarrow$	2,760		1	
2	2	前後壁裂創	5,410	$\rightarrow$	6,330		2	
3	3	腟円蓋に及ぶ裂創	8,280	$\rightarrow$	8,280		3	
4	4	直腸裂傷を伴うもの	31,940	$\rightarrow$	31,940		4	
K853		腟閉鎖術				K853		
1	1	中央腟閉鎖術(子宮全脱)	6,370	$\rightarrow$	7,410		1	
6 2	2	その他	2,580	$\rightarrow$	2,580		2	
K854		腟式子宮旁結合織炎(膿瘍)切開術	2,230	$\rightarrow$	2,230	K854		
K854-2		後腟円蓋切開(異所性妊娠)	2,230	$\rightarrow$	2,230	K854-2		【名称の見直し】
K855		腟中隔切除術				K855		
]	1	不全隔のもの	1,260	$\rightarrow$	1,260		1	
6 4	2	全中隔のもの	2,540	$\rightarrow$	2,540		2	
K856		腟壁腫瘍摘出術	2,540	$\rightarrow$	2,540	K856		
K856-2		腟壁嚢腫切除術	2,540	$\rightarrow$	2,540	K856-2		
K856−3		腟ポリープ切除術	1,040	$\rightarrow$	1,040	K856-3		
K856-4		腟壁尖圭コンジローム切除術	1,040	$\rightarrow$	1,040	K856-4		
K857		腟壁悪性腫瘍手術	37,070	$\rightarrow$	44,480	K857		
K858		腟腸瘻閉鎖術	35,130	$\rightarrow$	_	K858		
		内視鏡によるもの	_	$\rightarrow$	10,300		1	
		その他のもの	_	$\rightarrow$	35,130		2	
K859		造腟術、腟閉鎖症術				K859		

旧区分	番号	新手術項目名	改正前	点数	<b></b>	新区	分番号	備考
1		拡張器利用によるもの	2,130	$\rightarrow$	2,130		1	
2	2	遊離植皮によるもの	18,810	$\rightarrow$	18,810		2	
3	3	腟断端挙上によるもの	28,210	$\rightarrow$	28,210		3	
4	1	腸管形成によるもの	47,040	$\rightarrow$	47,040		4	
5	<u>,</u>	筋皮弁移植によるもの	55,810	$\rightarrow$	55,810		5	
K859-2		腹腔鏡下造腟術	38,690	$\rightarrow$	38,690	K859-2		
K860		腟壁形成手術	7,880	$\rightarrow$	7,880	K860		
K860-2		腟断端举上術(腟式、腹式)	29,190	$\rightarrow$	29,190	K860-2		
		(子宮)						
K861		子宮内膜掻爬術	1,180	$\rightarrow$	1,180	K861		
K862		クレニッヒ手術	7,710	$\rightarrow$	7,710	K862		
K863		腹腔鏡下子宮内膜症病巣除去術	20,610	$\rightarrow$	20,610	K863		
K863-2		子宮鏡下子宮中隔切除術、子宮内腔癒着切除術(癒着剥離術を含む。)	18,590	$\rightarrow$	18,590	K863-2		
K863-3		子宮鏡下子宮内膜焼灼術	17,810	$\rightarrow$	17,810	K863-3		
K864		子宮位置矯正術				K864		
1	L	アレキサンダー手術	4,040	$\rightarrow$	4,040		1	
2	2	開腹による位置矯正術	7,540	$\rightarrow$	8,140		2	
3	3	癒着剥離矯正術	14,070	$\rightarrow$	16,420		3	
K865		子宮脱手術				K865		
1	L	腟壁形成手術及び子宮位置矯正術	16,900	$\rightarrow$	16,900		1	
2	2	ハルバン・シャウタ手術	16,900	$\rightarrow$	16,900		2	
3	3	マンチェスター手術	14,110	$\rightarrow$	14,110		3	
4	1	腟壁形成手術及び子宮全摘術(腟式、腹式)	28,210	$\rightarrow$	28,210		4	
K865-2		腹腔鏡下仙骨膣固定術	48,240	$\rightarrow$	48,240	K865-2		
K866		子宮頸管ポリープ切除術	990	$\rightarrow$	990	K866		
K866-2		子宮腟部冷凍凝固術	990	$\rightarrow$	990	K866-2		
K867		子宮頸部(腟部)切除術	3,330	$\rightarrow$	3,330	K867		
K867-2		子宮腟部糜爛等子宮腟部乱切除術	470	$\rightarrow$	470	K867-2		

旧区分番号	新手術項目名	点数	新区分番号	備考
旧区刀笛互		改正前 改正後	利色刀笛互	·····································
₹867-3	子宮頸部摘出術(腟部切断術を含む。)	$3,330 \rightarrow 3,33$	30 K867-3	
₹867-4	子宮頸部異形成上皮又は上皮内癌レーザー照射治療	$3,330 \rightarrow 3,3$	80 K867-4	
(868から) (870まで)	削除		K868から K870まで	
K871	子宮息肉様筋腫摘出術(腟式)	3,810 → 3,8	10 K871	
Κ872	子宮筋腫摘出(核出)術		K872	
1	腹式	$24,510 \rightarrow 24,5$	1	
2	<b>膣式</b>	$14,290 \rightarrow 14,29$	90 2	
₹872-2	腹腔鏡下子宮筋腫摘出(核出)術	$37,620 \rightarrow 37,62$	20 K872-2	
₹872-3	子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切出術、子宮内膜ポリープ切除術	$4,730 \rightarrow 4,73$	80 K872-3	
₹872-4	痕跡副角子宮手術		K872-4	
1	腹式	$15,240 \rightarrow 15,24$	1	
2	腟式	8,450 → 8,4	50 2	
₹872-5	子宮頸部初期癌又は異形成光線力学療法	8,450 → 8,4	60 K872-5	
₹873	子宮鏡下子宮筋腫摘出術	$17,100 \rightarrow 17,10$		
<874 及び			K874 及び	
₹875			K875	
₹876	子宮腟上部切断術	9,500 → 10,30	90 K876	
K876-2	腹腔鏡下子宮腟上部切断術	$14,620 \rightarrow 17,5$	K876-2	
K877	子宮全摘術	$28,210 \rightarrow 28,2$	L0 K877	
K877-2	腹腔鏡下腟式子宮全摘術	$42,050 \rightarrow 42,0$	50 K877-2	
₹878	広靱帯内腫瘍摘出術	$14,290 \rightarrow 16,1$	20 K878	
₹878-2	腹腔鏡下広靱帯内腫瘍摘出術	$28,130 \rightarrow 28,1$	80 K878-2	
₹879	子宮悪性腫瘍手術	$62,000 \rightarrow 62,00$	00 K879	
K879−2	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術	$70,200 \rightarrow 70,20$	00 K879-2	【名称の見直し】
(880	削除		K880	
Κ881	腹壁子宮瘻手術	$23,240 \rightarrow 23,24$	00 K881	
₹882	重複子宮、双角子宮手術	$25,280 \rightarrow 25,28$	K882	
₹883	子宮頸管形成手術	$3,590 \rightarrow 3,59$	90 K883	

旧区分番		点数	新区分番号 備考
K883-2	子宫頸管閉鎖症手術 	改正前 改正後	K883-2
1	非観血的	180 → 180	
	<b>観血的</b>	$\begin{array}{c} 3,590 \rightarrow 3,590 \end{array}$	
K884	新那号 ・ 奇形子宮形成手術(ストラスマン手術)	$23,240 \rightarrow 23,290$	
1001	(子宮附属器)	20,210	
K885	<b>E</b> 式卵巣嚢腫内容排除術	1,350 → 1,350	K885
K885-2	経皮的卵巣嚢腫内容排除術		K885-2
K886	子宮附属器癒着剥離術(両側)		K886
1	開腹によるもの	11,580 → 13,890	1
2	腹腔鏡によるもの	$21,370 \rightarrow 21,370$	2
₹887	卵巣部分切除術(腟式を含む。)		K887
1	開腹によるもの	5,130 → 6,150	1
2	腹腔鏡によるもの	18,810 → 18,810	2
<887−2	卵管結紮術(腟式を含む。)(両側)		K887-2
1	開腹によるもの	$4,350 \rightarrow 4,350$	1
2	腹腔鏡によるもの	18,810 → 18,810	2
Κ887−3	卵管口切開術		K887-3
1	開腹によるもの	$4,350 \rightarrow 5,220$	1
2	腹腔鏡によるもの	18,810 → 18,810	2
₹887-4	腹腔鏡下多囊胞性卵巣焼灼術	$24,130 \rightarrow 24,130$	K887-4
₹888	子宮附属器腫瘍摘出術(両側)		K888
1	開腹によるもの	$15,720 \rightarrow 17,080$	1
2	腹腔鏡によるもの	$25,940 \rightarrow 25,940$	2
K888-2	卵管全摘除術、卵管腫瘤全摘除術、子宮卵管留血腫手術(両側)		K888-2
1	開腹によるもの	$12,460 \rightarrow 12,460$	1
2	腹腔鏡によるもの	$25,540 \rightarrow 25,540$	2
K889	子宮附属器悪性腫瘍手術(両側)	58,500 → 58,500	K889
K890	卵管形成手術(卵管·卵巣移植、卵管架橋等)	$27,380 \rightarrow 27,380$	K890

旧区分	 }番号	新手術項目名	点数 改正前	改正後	新区分番号	備考
⟨890−2		卵管鏡下卵管形成術	46,410 →		K890-2	
⟨890−3		腹腔鏡下卵管形成術	46,410 →	•		
1000		(産科手術)	10,110	10,110	1	
K891		分娩時頸部切開術(縫合を含む。)	3,170 →	3,170	K891	
K892		骨盤位娩出術	3,800 →	3,800	K892	
K893		吸引娩出術	2,550 →	2,550	K893	
K894		鉗子娩出術			K894	
1	1	低位(出口)鉗子	2,700 →	2,700	1	
2	2	中位鉗子	4,760 →	4,760	2	
<b>Κ</b> 895		会陰(陰門)切開及び縫合術(分娩時)	1,530 →	1,530	K895	
K896		会陰(腟壁)裂創縫合術(分娩時)			K896	
1	1	筋層に及ぶもの	1,650 →	1,650	1	
2	2	肛門に及ぶもの	3,860 →	4,630	2	
3	3	腟円蓋に及ぶもの	4,320 →	4,320	3	
4	4	直腸裂創を伴うもの	8,200 →	8,920	4	
897		頸管裂創縫合術(分娩時)	4,900 →	5,880	K897	
898		帝王切開術			K898	
1	1	緊急帝王切開	22,200 →	22,200	1	
2	2	選択帝王切開	20,140 →	20,140	2	
ž	注	複雑な場合	2,000 →	2,000	注	
(899		胎児縮小術(娩出術を含む。)	3,220 →	3,220	K899	
(900		臍帯還納術	1,240 →	1,240	K900	
3900-2		脱垂肢整復術	1,240 →	1,240	K900-2	
3901		子宮双手圧迫術(大動脈圧迫術を含む。)	2,460 →	2,460	K901	
3902		胎盤用手剥離術	2,350 →	2,350	K902	
K903		子宮破裂手術			K903	
1	1	子宮全摘除を行うもの	29,190 →	29,190	1	
2	2	子宮腟上部切断を行うもの	29,190 →	29,190	2	

旧区八采旦	新手術項目名 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —		点数	ζ	- 新区分番号	
旧区分番号	利于例項目名	改正	前	改正後	材	1
3	その他のもの	14,50	0 →	16,130	3	
K904	妊娠子宮摘出術(ポロー手術)	33,12	0 →	33,120	K904	
K905	子宮内反症整復手術(腟式、腹式)				K905	
1	非観血的	34	0 →	340	1	
2	観血的	13,82	0 →	15,490	2	
K906	子宮頸管縫縮術				K906	
1	マクドナルド法	1,68	0 →	1,680	1	
2	シロッカー法又はラッシュ法	3,09	0 →	3,090	2	
3	縫縮解除術(チューブ抜去術)	1,50	0 →	1,500	3	
K907	胎児外回転術	67	0 →	670	K907	
K908	胎児内(双合)回転術	1,19	0 →	1,190	K908	
K909	流産手術				K909	
1	妊娠11週までの場合	2,00	0 →	_	1	【項目の見直し】
	手動真空吸引法によるもの		- →	4,000	1	
	その他のもの		_ →	2,000	口	
2	妊娠11週を超え妊娠21週までの場合	5,11	0 →	5,110	2	
K909-2	子宮内容除去術(不全流産)	1,98	0 →	1,980	K909-2	
K910	削除				K910	
K910-2	内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術	40,00	0 →	40,000	K910-2	
K910-3	胎児胸腔・羊水腔シャント術(一連につき)	11,88	0 →	11,880	K910-3	
K911	胞状奇胎除去術	4,12	0 →	4,120	K911	
K912	異所性妊娠手術				K912	【名称の見直し】
1	開腹によるもの	14,11	0 →	14,110	1	
2	腹腔鏡によるもの	22,95	0 →	22,950	2	
K913	新生児仮死蘇生術				K913	
1	仮死第1度のもの	84	0 →	840	1	
2	仮死第2度のもの	2,70	0 →	2,700	2	
-	· (その他)	•				

旧区	分番	号	新手術項目名	改正前	点数	数正後	新区分番	:号	備考
3913-2			性腺摘出術						
	1		開腹によるもの	6,280	$\rightarrow$	6,280	1		
	2		腹腔鏡によるもの	18,590	$\rightarrow$	18,590	2		
•			第12款 削除						
			第13款 職器提供管理料						
914			脳死臟器提供管理料	20,000	$\rightarrow$	20,000	K914		
915			生体臓器提供管理料	5,000	$\rightarrow$	5,000	K915		
920			輸血				K920		
	1		自家採血輸血(200mLごとに)				1		
		イ	1回目	750	$\rightarrow$	750		イ	
		ロ	2回目以降	650	$\rightarrow$	650		口	
	2		保存血液輸血(200mLごとに)				2		
		イ	1回目	450	$\rightarrow$	450		1	
		ロ	2回目以降	350	$\rightarrow$	350		口	
	3		自己血貯血				3		
		イ	6歳以上の患者の場合(200mLごとに)					1	
		(1)	液状保存の場合	250	$\rightarrow$	250		(1)	
		(2)	凍結保存の場合	500	$\rightarrow$	500		(2)	
		ロ	6歳未満の患者の場合(体重1kgにつき4mLごとに)					口	
		(1)	液状保存の場合	250	$\rightarrow$	250		(1)	
		(2)	凍結保存の場合	500	$\rightarrow$	500		(2)	
	4		自己血輸血				4		
		1	6歳以上の患者の場合(200mLごとに)					1	
		(1)	液状保存の場合	750	$\rightarrow$	750		(1)	
		(2)	凍結保存の場合	1,500	$\rightarrow$	1,500		(2)	
		ロ	6歳未満の患者の場合(体重1kgにつき4mLごとに)					口	
		(1)	液状保存の場合	750	$\rightarrow$	750		(1)	

ше	7八采旦.	<b>英</b> 毛佬百日夕	点	京数		<b>並口八乗□</b>	備考
IPP	区分番号	新手術項目名	改正前	也	文正後	新区分番号	1佣 与
	(2)	凍結保存の場合	1,500	$\rightarrow$	1,500	(2)	
	5	希釈式自己血輸血				5	
	イ	6歳以上の患者の場合(200mLごとに)	1,000	$\rightarrow$	1,000	イ	
	口	6歳未満の患者の場合(体重1kgにつき4mLごとに)	1,000	$\rightarrow$	1,000	口	
	6	交換輸血(1回につき)	5,250	$\rightarrow$	5,250	6	
	注5	輸血に伴って行った患者の血液型検査(ABO式及びRh式)の費用	48	$\rightarrow$	54	注5	
	注6	不規則抗体検査の費用	197	$\rightarrow$	197	注6	
	注7	HLA型適合血小板輸血に伴って行ったHLA型クラス I (A、B、C)の費用(検査回数にかかわらず一連につき)	1,000	$\rightarrow$	1,000	注7	
	注7	HLA型適合血小板輸血に伴って行ったHLA型クラスⅡ (DR、DQ、DP)の費用(検査回数にかかわらず一連につき)	1,400	$\rightarrow$	1,400	注7	
	注8	血液交叉試験加算	30	$\rightarrow$	30	注8	
	注8	間接クームス検査加算	34	$\rightarrow$	47	注8	
		コンピュータクロスマッチ加算	_	$\rightarrow$	30	注8	
	注9	乳幼児加算	26	$\rightarrow$	26	注9	
	注12	血小板洗浄術加算	580	$\rightarrow$	580	注12	
K920-2		輸血管理料				K920-2	
	1	輸血管理料 I	220	$\rightarrow$	220	1	
	2	輸血管理料Ⅱ	110	$\rightarrow$	110	2	
	注2	輸血適正使用加算(輸血管理料 I の場合)	120	$\rightarrow$	120	注2	
	注2	輸血適正使用加算(輸血管理料Ⅱの場合)	60	$\rightarrow$	60	注2	
	注3	貯血式自己血輸血管理体制加算	50	$\rightarrow$	50	注3	
K921		造血幹細胞採取(一連につき)				K921	
	1	骨髄採取				1	
	イ	同種移植の場合	21,640	$\rightarrow$	21,640	イ	
	ロ	自家移植の場合	17,440	$\rightarrow$	17,440	口	
	2	末梢血幹細胞採取				2	
	イ	同種移植の場合	21,640	$\rightarrow$	21,640	イ	
	口	自家移植の場合	17,440	$\rightarrow$	17,440	口	

株理学院   大学   大学   大学   大学   大学   大学   大学	Ink	7八采旦		,	点数		並に	`八采旦.	
1	IDE	▲万省 <b>万</b>	新手術填日名 	改正前	Ę	改正後		.分留写	1佣 右
日本経験性の場合	K922		造血幹細胞移植				K922		
1 日		1	骨髄移植					1	
2		イ	同種移植の場合	66,450	$\rightarrow$	66,450		1	
日本経行の場合		口	自家移植の場合	25,850	$\rightarrow$	25,850		口	
日常移植の場合   30,850   72   30,850   72   30,850   73   30,850   74   30,850   74   30,850   75   30,850   30,850   75   30,850   30,850   30,850   30,850   30,850   30,8		2	末梢血幹細胞移植					2	
3		イ	同種移植の場合	66,450	$\rightarrow$	66,450		1	
注3		口	自家移植の場合	30,850	$\rightarrow$	30,850		口	
注:   抗IIIA抗体検査加算		3		66,450	$\rightarrow$	66,450		3	
非血縁者間移植加算									
コーディネート体制充実加算		注7		4,000	$\rightarrow$				
解りのでは、				_					
振名及び洗浄を行うもの						•		注9	
議過を行うもの	K923			4,500	$\rightarrow$				【項目の見直し】
第3節 手術医療機器等加算   1,400 → 4,340   K924   E340				_					
第3節 手術医療機器等加算  K930				_				2	
第3節 手術医療機器等加算       K930       育髄誘発電位測定等加算       K930         1       脳、脊椎、脊髄又は大動脈瘤の手術に用いた場合       3,130 → 3,130 1       1         2       甲状腺又は副甲状腺の手術に用いた場合       2,500 → 2,500 2       2         K931       超音波凝固切開装置等加算       3,000 → 3,000 K931       K932         K932       創外固定器加算       10,000 → 10,000 K932       K933         K934       副鼻腔手術用内視鏡加算       1,000 → 1,000 K934         K934-2       副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算       1,000 → 1,000 K934-2         K935       止血用加熱凝固切開装置加算       700 → 700 K935         K936       自動縫合器加算       2,500 → 2,500 K936	K924			1,400	$\rightarrow$				T trans
				_	$\rightarrow$	1,760	K924-2		【新設】
1 脳、脊椎、脊髄又は大動脈瘤の手術に用いた場合 2 甲状腺又は副甲状腺の手術に用いた場合 超音波凝固切開装置等加算 統932 創外固定器加算 統933 イオントフォレーゼ加算 統934 副鼻腔手術用内視鏡加算 能8934 副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算 は0,000 → 10,000 K932 45 → 45 K933 1,000 → 1,000 K934 1,000 → 1,000 K935 1,000 → 700 K935 1,000 → 700 K935 1,000 → 700 K935		第3節 手術							
K931       2       甲状腺又は副甲状腺の手術に用いた場合       2,500 → 2,500       2         K931       超音波凝固切開装置等加算       3,000 → 3,000       K931         K932       創外固定器加算       10,000 → 10,000       K932         K933       イオントフォレーゼ加算       45 → 45       K933         K934       副鼻腔手術用內視鏡加算       1,000 → 1,000       K934         K934-2       副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算       1,000 → 1,000       K934-2         K935       止血用加熱凝固切開装置加算       700 → 700       K935         K936       自動縫合器加算       2,500 → 2,500       K936	K930						K930		
K931       超音波凝固切開装置等加算       3,000 → 3,000 K931         K932       創外固定器加算       10,000 → 10,000 K932         K933       イオントフォレーゼ加算       45 → 45 K933         K934       副鼻腔手術用内視鏡加算       1,000 → 1,000 K934         K934-2       副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算       1,000 → 1,000 K934-2         K935       止血用加熱凝固切開装置加算       700 → 700 K935         K936       自動縫合器加算       2,500 → 2,500 K936		1	脳、脊椎、脊髄又は大動脈瘤の手術に用いた場合	3,130	$\rightarrow$	3,130		1	
K932創外固定器加算10,000 → 10,000 K932K933イオントフォレーゼ加算45 → 45 K933K934副鼻腔手術用内視鏡加算1,000 → 1,000 K934K934-2副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算1,000 → 1,000 K934-2K935止血用加熱凝固切開装置加算700 → 700 K935K936自動縫合器加算2,500 → 2,500 K936		2	甲状腺又は副甲状腺の手術に用いた場合	2,500	$\rightarrow$	2,500		2	
K933イオントフォレーゼ加算45 → 45 K933K934副鼻腔手術用内視鏡加算1,000 → 1,000 K934K934-2副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算1,000 → 1,000 K934-2K935止血用加熱凝固切開装置加算700 → 700 K935K936自動縫合器加算2,500 → 2,500 K936	K931		超音波凝固切開装置等加算	3,000	$\rightarrow$	3,000	K931		
K934       副鼻腔手術用內視鏡加算       1,000 → 1,000 K934         K934-2       副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算       1,000 → 1,000 K934-2         K935       止血用加熱凝固切開装置加算       700 → 700 K935         K936       自動縫合器加算	K932		創外固定器加算	10,000	$\rightarrow$	10,000	K932		
K934-2     副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算     1,000 → 1,000 K934-2       K935     止血用加熱凝固切開装置加算     700 → 700 K935       K936     自動縫合器加算	K933		イオントフォレーゼ加算	45	$\rightarrow$	45	K933		
K935     止血用加熱凝固切開装置加算     700 → 700 K935       K936     自動縫合器加算	K934		副鼻腔手術用内視鏡加算	1,000	$\rightarrow$	1,000	K934		
K936 自動縫合器加算 2,500 → 2,500 K936	K934-2		副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算	1,000	$\rightarrow$	1,000	K934-2		
	K935		止血用加熱凝固切開装置加算	700	$\rightarrow$	700	K935		
〈936-2 自動吻合器加算 5,500 → 5,500 K936-2	K936		自動縫合器加算	2,500	$\rightarrow$	2,500	K936		
	K936-2		自動吻合器加算	5,500	$\rightarrow$	5,500	K936-2		

旧区分	分番号	新手術項目名	改正前	点数	女正後	新区	区分番号	備考
K936-3		微小血管自動縫合器加算	2,500	$\rightarrow$	2,500	K936-3		
K937		心拍動下冠動脈、大動脈バイパス移植術用機器加算	30,000	$\rightarrow$	30,000	K937		
K937-2		術中グラフト血流測定加算	2,500	$\rightarrow$	2,500	K937-2		
K938		体外衝擊波消耗性電極加算	3,000	$\rightarrow$	3,000	K938		
K939		画像等手術支援加算				K939		
1	1	ナビゲーションによるもの	2,000	$\rightarrow$	2,000		1	
2	2	実物大臓器立体モデルによるもの	2,000	$\rightarrow$	2,000		2	
3	3	患者適合型手術支援ガイドによるもの	2,000	$\rightarrow$	2,000		3	
К939-2		術中血管等描出撮影加算	500	$\rightarrow$	500	K939-2		
К939-3		人工肛門·人工膀胱造設術前処置加算	450	$\rightarrow$	450	K939-3		
K939-4		削除	_	$\rightarrow$	-	K939-4		
K939-5		胃瘻造設時嚥下機能評価加算	2,500	$\rightarrow$	2,500	K939-5		
К939-6		凍結保存同種組織加算	9,960	$\rightarrow$	81,610	K939-6		
		レーザー機器加算				K939-7		【新設】
		レーザー機器加算1	_	$\rightarrow$	50		1	
		レーザー機器加算2	_	$\rightarrow$	100		2	
		レーザー機器加算3	_	$\rightarrow$	200		3	

## 別表2

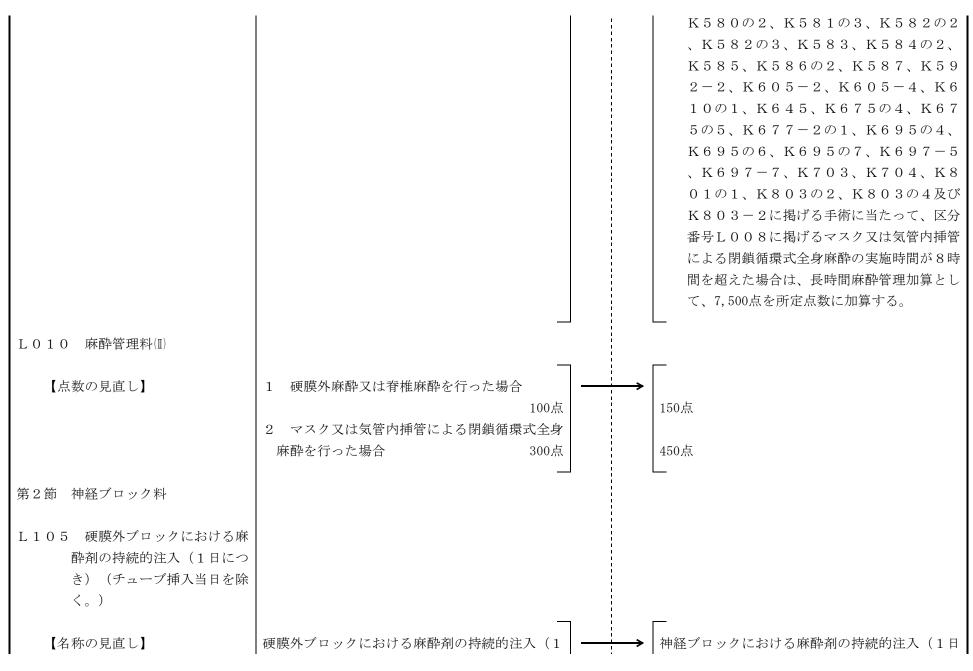
## 第10部 手術(名称を変更する項目)

旧区分番号	旧手術項目名	新区分番号	新手術項目名
K476 8	乳頭乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴わないもの)	K476 8	乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴わないもの)
K476 9	乳頭乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴うもの)	K476 9	乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴うもの)
K854-2	後腟円蓋切開(子宮外妊娠)	K854-2	後腟円蓋切開(異所性妊娠)
K879-2	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体がんに限る。)	K879-2	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術
K912	子宮外妊娠手術	K912	異所性妊娠手術

項目	現 行	改正案
第2章 特揭診療料		
第11部 麻酔		
第1節 麻酔料		
L008 マスク又は気管内挿管によ る閉鎖循環式全身麻酔		
【点数の見直し】	1 人工心肺を用い低体温で行う心臓手術、区分番号K552-2に掲げる冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないもの)であって低体温で行うものが行われる場合又は分離肺換気及び高頻度換気法が併施される麻酔の場合 別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者に行う場合 24,900点ロイ以外の場合 18,300点2 単位における脳脊髄手術、人工心肺を用いる心臓手術(低体温で行うものを除く。)若しくは区分番号K552-2に掲げる冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないもの)(低体温で行うものを除く。)が行われる場合又は低血圧麻酔、低体温麻酔、分離肺換気による麻酔若しくは高頻度換気法による麻酔の場合(1に掲げる場合を除く。)	24,900点 18,200点

	イ 別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な見 者に行う場合 16,600点 ロ イ以外の場合 12,200点 3 1若しくは2以外の心臓手術が行われる場合 又は伏臥位で麻酔が行われる場合(1又は2位 掲げる場合を除く。) イ 別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な見 者に行う場合 12,450点 ロ イ以外の場合 9,150点 4 腹腔鏡を用いた手術若しくは検査が行われる場合(1から 3までに掲げる場合を除く。) イ 別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な見 者に行う場合 9,130点 ロ イ以外の場合 6,710点 5 その他の場合 イ 別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な見 者に行う場合 8,300点 ロ イ以外の場合 6,100点	点 点 点 合 に 患 点 点 点 う う ら も 点 る ら ら も 点 る ら ら も 点 る ら ら も も ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら
【注の見直し】	注7 心臓手術が行われる場合又は別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者のうち冠動肌疾患若しくは弁膜症のものに行われる場合において、術中に経食道心エコー法を行った場合には、術中経食道心エコー連続監視加算として、880点を所定点数に加算する。	脈 労働大臣が定める麻酔が困難な患者のうち冠 に 動脈疾患若しくは弁膜症のものに行われる場 合又は弁膜症のものに対するカテーテルを用

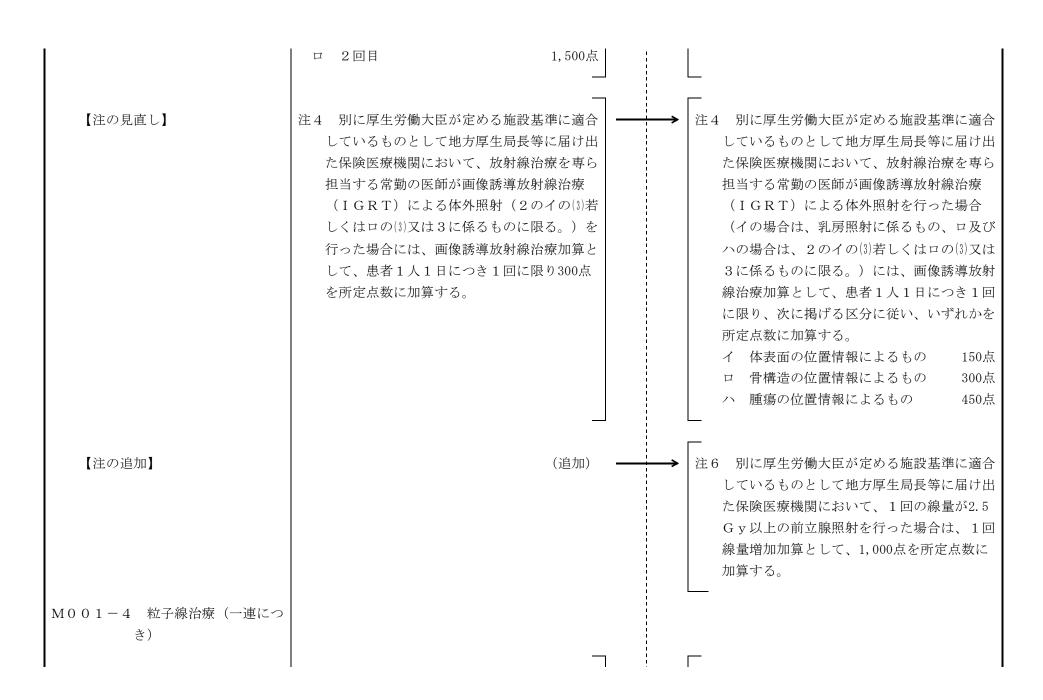
注11 区分番号K609に掲げる動脈血栓内膜摘 【注の追加】 (追加) 出術(内頸動脈に限る。)又は人工心肺を用い る心臓血管手術において、術中に非侵襲的に脳 灌流のモニタリングを実施した場合に、術中脳 灌流モニタリング加算として、1,000点を所定 点数に加算する。 L009 麻酔管理料(I) 【点数の見直し】 1 硬膜外麻酔又は脊椎麻酔を行った場合 250点 200点 2 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身 麻酔を行った場合 900点 1,050点 【注の見直し】 注4 区分番号K017、K020、K136-注4 区分番号K017、K020、K136- $2 \times K151 - 2 \times K17502 \times K379$  $2 \times K 1 4 2 - 2 \mathcal{O} 1 \times K 1 5 1 - 2 \times K 1$ 54-2, K16901, K172, K17-202, K395, K558, K5600 3のイ、K560の3のロ、K560の3の 502, K177, K31402, K379  $\wedge$ , K 5 6 0 0 5, K 5 7 9 - 2 0 2, K 5 -202, K39402, K395, K40 8103, K58203, K58402, K 302, K41502, K51409, K5605-2, K605-4, K645, K614-4, K519, K52901, K52 7505, K677-201, K697-59-202, K 55201, K 55303, 、K697-7及びK801の1に掲げる手 K553-202, K553-203, K5術に当たって、区分番号L008に掲げるマ 55の3、K558、K560の1のイから スク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻 K560の1のハまで、K560の2、K5 酔の実施時間が8時間を超えた場合は、長時 60の3のイからK560の3の二まで、K 間麻酔管理加算として7,500点を所定点数に 56004, K56005, K560-20加算する。  $2\mathcal{O}=$ ,  $K567\mathcal{O}3$ ,  $K579-2\mathcal{O}2$ ,



		日につき)(チューブ挿入当日を除く。)	につき) (チューブ挿入当日を除く。)
--	--	---------------------	---------------------

項目	現 行	改 正 案
第2章 特揭診療料		
第12部 放射線治療		
第1節 放射線治療管理·実施料		
M000 放射線治療管理料(分布図 の作成1回につき)		
【注の見直し】	注3 注2に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、放射線治療を必要とする悪性腫瘍の患者であって、入院中の患者以外のものに対して、放射線治療(区分番号M001の2に掲げる高エネルギー放射線治療及び区分番号M001の3に掲げる強度変調放射線治療(IMRT)に係るものに限る。)を実施した場合に、患者1人1日につき1回に限り100点を所定点数に加算する。	注3 注2に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、放射線治療を必要とする悪性腫瘍の患者であって、入院中の患者以外のもの等に対して、放射線治療(区分番号M001の2に掲げる高エネルギー放射線治療及び区分番号M001の3に掲げる強度変調放射線治療(IMRT)に係るものに限る。)を実施した場合に、外来放射線治療加算として、患者1人1日につき1回に限り100点を所定点数に加算する。
【注の追加】	(追加) ——	注4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方厚生局長等に届け出 た保険医療機関において、緊急時の放射線治

M000-2 放射性同位元素内用療 法管理料		療の治療計画を、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た別の保険医療機関と共同して策定した場合に、遠隔放射線治療計画加算として、一連の治療につき1回に限り2,000点を所定点数に加算する。
【項目の見直し】	1       甲状腺癌に対するもの       1,390点         2       甲状腺機能亢進症に対するもの       1,390点         3       固形癌骨転移による疼痛に対するもの       1,700点         4       B細胞性非ホジキンリンパ腫に対するもの       3,000点	→ 1 甲状腺癌に対するもの 1,390点 2 甲状腺機能亢進症に対するもの 1,390点 3 固形癌骨転移による疼痛に対するもの 1,700点 4 B細胞性非ホジキンリンパ腫に対するもの 3,000点 5 骨転移のある去勢抵抗性前立腺癌に対するもの 2,630点
【注の追加】	(追加)	注4 5については、骨転移のある去勢抵抗性前立腺癌の患者に対して、放射性同位元素内用療法を行い、かつ、計画的な治療管理を行った場合に、放射性同位元素を投与した日に限り算定する。
M001 体外照射		
【項目の見直し】	3 強度変調放射線治療 (IMRT) イ 1回目 3,000点	→ 3 強度変調放射線治療(IMRT) 3,000点



【項目の見直し】	1 重粒子線治療の場合 2 陽子線治療の場合	150,000点 150,000点	1 希少な疾病に対して実施した場合イ 重粒子線治療の場合187,50ロ 陽子線治療の場合187,502 1以外の特定の疾病に対して実施した場合イ 重粒子線治療の場合110,00ロ 陽子線治療の場合110,00	00点 合 00点
【注の見直し】	注1 別に厚生労働大臣が定める施記しているものとして地方厚生局長 た保険医療機関において行われる 算定する。	長等に届け出	注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に通 しているものとして地方厚生局長等に届け た保険医療機関において、別に厚生労働力 が定める患者に対して行われる場合に限り 定する。	ナ出大臣

項目	現 行	改 正 案
第2章 特揭診療料		
第13部 病理診断		
第1節 病理標本作製料		
N000 病理組織標本作製(1 臓器 につき)		
【名称の見直し】	病理組織標本作製(1臓器につき)	★ 病理組織標本作製
【項目の見直し】	病理組織標本作製(1臓器につき) 860点 ——	→ 病理組織標本作製  1 組織切片によるもの(1臓器につき)  860点  2 セルブロック法によるもの(1部位につき)  860点
N 0 0 3 - 2 術中迅速細胞診 (1 手 術につき)		_
【名称の見直し】	術中迅速細胞診(1手術につき) ——	→ 迅速細胞診
【項目の見直し】	術中迅速細胞診(1手術につき) 450点	→ 迅速細胞診 1 手術中の場合(1手術につき) 450点

		2 検査中の場合(1検査につき) 450点
N004 細胞診(1部位につき)		
【項目の見直し】	1 婦人科材料等によるもの 150点 2 穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるもの 190点 3 セルブロック法によるもの 860点	→ 1 婦人科材料等によるもの 150点 2 穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるもの 190点
【注の見直し】	注1 1について、固定保存液に回収した検体から標本を作製して、診断を行った場合には、 婦人科材料等液状化検体細胞診加算として、 18点を所定点数に加算する。	注1 1について、固定保存液に回収した検体から標本を作製して、診断を行った場合には、 婦人科材料等液状化検体細胞診加算として、 36点を所定点数に加算する。
【新設】	(新設)	N005-3 PD-L1タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製 2,700点
第2節 病理診断・判断料		
N006 病理診断料		_
【注の見直し】	注1 1については、病理診断を専ら担当する医師が勤務する病院又は病理診断を専ら担当する常勤の医師が勤務する診療所である保険医療機関において、区分番号N000に掲げる病理組織標本作製、区分番号N001に掲げる電子顕微鏡病理組織標本作製、区分番号N	注1 1については、病理診断を専ら担当する医師が勤務する病院又は病理診断を専ら担当する常勤の医師が勤務する診療所である保険医療機関において、区分番号N000に掲げる病理組織標本作製、区分番号N001に掲げる電子顕微鏡病理組織標本作製、区分番号N

002に掲げる免疫染色(免疫抗体法)病理 組織標本作製若しくは区分番号N003に掲 げる術中迅速病理組織標本作製により作製さ れた組織標本に基づく診断を行った場合又は 当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製 された組織標本に基づく診断を行った場合に 、これらの診断の別又は回数にかかわらず、

月1回に限り算定する。

002に掲げる免疫染色(免疫抗体法)病理 組織標本作製若しくは区分番号N003に掲 げる術中迅速病理組織標本作製により作製さ れた組織標本(区分番号N000に掲げる病 理組織標本作製又は区分番号N002に掲げ る免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製 により作成された組織標本のデジタル病理画 像を含む。) に基づく診断を行った場合又は 当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製 された組織標本(当該保険医療機関以外の保 険医療機関で区分番号N000に掲げる病理 組織標本作製又は区分番号N002に掲げる 免疫染色 (免疫抗体法) 病理組織標本作製に より作成された組織標本のデジタル病理画像 を含む。) に基づく診断を行った場合に、こ れらの診断の別又は回数にかかわらず、月1 回に限り算定する。

【注の追加】

(追加)

注5 1については、別に厚生労働大臣が定める 施設基準に適合しているものとして地方厚生 局長等に届け出た保険医療機関において、悪 性腫瘍に係る手術の検体から区分番号N00 0の1に掲げる病理組織標本(組織切片によ るもの) 作成又は区分番号N002に掲げる 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製に より作成された組織標本に基づく診断を行っ た場合は、悪性腫瘍病理組織標本加算として 、150点を所定点数に加算する。

医科-病理診断-4/4

項目	改正案
第4章 経過措置	
	2 平成30年9月30日までの間における区分番号A000の注2については、「400以上」とあるのは、「500以上」、区分番号A000の注3、区分番号A002の注2及び注3、区分番号A206の注2並びに区分番号C012の注1から注3までについては、「400床」とあるのは、「500床」とする。
	3 第1章の規定にかかわらず、区分番号A101の注11及び注12に規定する診療料は、平成32年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。
	4 診療報酬の算定方法の一部を改正する件(平成30年厚生労働省告示第 号)による改正前の診療報酬の算定方法(以下「旧算定方法」という。)別表第一区分番号A245の1のロ又は2のロの規定については、平成30年3月31日においてこれらの規定に基づく届出を行っている保険医療機関(許可病床数が200床以上の病院に限る。)については、平成31年3月31日までの間に限り、なお従前の例による。この場合において、これらの規定中「170点」とあるのは「200点」、「180点」とあるのは「210点」とする。
	5 旧算定方法別表第一区分番号A300の注3及び注4の規定については、平成30年3月31日においてこれらの規定に基づく届出を行っている保険医療機関については、平成31年3月31日までの間に限り、なお従前の例による。
	6 第2章の規定にかかわらず、次に掲げる診療料は、平成32年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。  イ 区分番号D006の2に掲げるトロンボテスト  ロ 区分番号D006-3の2に掲げるmRNA定量(1以外のもの)  ハ 区分番号D007の9に掲げるムコ蛋白  ニ 区分番号D007の24に掲げる膵分泌性トリプシンインヒビター(PSTI)  ホ 区分番号D009の6に掲げる前立腺酸ホスファターゼ抗原(PAP)

- 7 第2章の規定にかかわらず、区分番号H001の注4の後段及び注5、H001-2の注4の後段及び注5並 びにH002の注4の後段及び注5に規定する診療料は、平成31年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。
- 8 第2章の規定にかかわらず、平成30年9月30日までの間に限り、区分番号J038の注12の規定に係る届出を 行っていない保険医療機関において慢性維持透析を行った場合には、区分番号J038の3を算定することがで きる。